

資料

高浜発電所審査資料	R0
提出年月日	2020年11月27日

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

関西電力株式会社

目 次

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）の概要について：P 1 ~

補足説明資料 3 5

高浜 1 , 2 号炉 有毒ガス発生時の体制の整備に係る補足説明資料 : P 1 7 ~

補足説明資料 3 6

高浜発電所 津波警報等が発表されない可能性のある

津波への対応に係る補足説明資料 : P 1 6 7 ~



高浜発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）について
(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
および1, 2号炉の有毒ガス防護)

2020年11月

関西電力株式会社



1. 保安規定変更認可申請（補正）の概要について

1. 経緯

- ✓ 高浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請においては、2019年7月31日に申請を行い、2019年8月以降、審査を進めて頂いている。これまでの補正申請および補正内容は以下のとおり。
 - ・原子炉施設保安規定変更認可申請[補正] (2019.10.8) 【高浜3、4号炉分離, SA高度化追加他】
 - ・原子炉施設保安規定変更認可申請[再補正] (2020.6.12) 【高浜1、2号炉 有毒ガス防護追加他】
 - ・原子炉施設保安規定変更認可申請[再々補正] (2020.10.16) 【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応他※】
- ✓ 本日は、「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応」及び「高浜1,2号炉 有毒ガス防護」について説明する。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の補正概要

設置許可審査を踏まえ、「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応」に関連する条文を下表のとおり変更する。

変更範囲		主な変更内容	説明資料	
第4章	第68条の2	津波防護施設	▶ 津波防護施設のLCOに潮位観測システム（防護用）として潮位計および衛星電話（津波防護用）を追加。所要数は以下のとおり。 ・潮位計：3台 ・衛星電話（津波防護用）：4台（A、B中央で各々2台）	P 2、3 参考
添付1	第89条	予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合	▶ 取水路防潮ゲートの点検を表8.9-1に追加 (2019年7月16日に取り下げた申請について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応も踏まえた点検・修理を実施する場合の措置等を整理・検討し追加)	P 4、5 参考
添付2	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準	▶ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合に、循環水ポンプの停止（プラント停止）、取水路防潮ゲート閉止、原子炉の冷却操作を実施すること等を追加 ▶ 発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合等の対応事項（取水路防潮ゲートの保守作業の中止等）等の追加	P 6 参考
添付3	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	▶ 津波警報等が発表されない津波襲来時に原子炉を停止する手順等を社内標準に定めることの追加	P 7、8 参考
附則	-	-	▶ 警報なし津波への対応に関する規定の適用時期を記載	P 9 参考

3. 高浜1、2号炉 有毒ガス防護の補正概要

高浜3、4号炉の有毒ガス防護については、既に保安規定の認可をいただいたおり、高浜発電所としての有毒ガス防護に必要な運用を整理済であるため、今回は高浜1,2号炉を防護対象に追加するにあたって必要な内容を反映した。⇒ P 11、12参照

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（1／9）

(1) 第68条の2(津波防護施設)について（1／2）

【LCOについて】

保安規定 第68条の2において、以下の赤文字部分を運転上の制限に追加する。

項目	運転上の制限
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること (2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること (3) 衛星電話（津波防護用）4台 ⁵ が動作可能であること ⁶
1：2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。 2：動作可能な場合は、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう（外部電源喪失時も含む）	
	なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす（以下、本条において同じ）

3：本条における動作可能なことは、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準による潮位変動⁴を確認できることをいつ。

4：取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することをいう。

5：衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいい。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる。

6：衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条（表85-20）の運転上の制限も確認する。

○潮位計

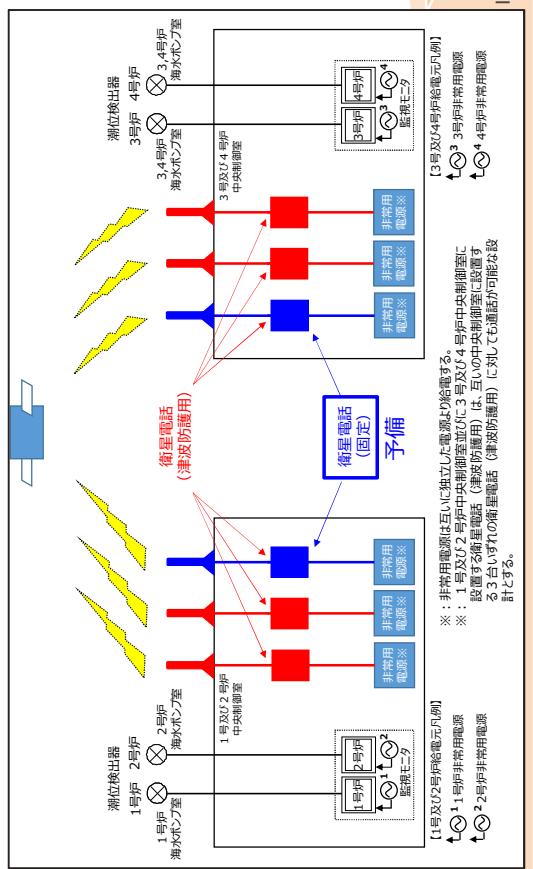
潮位計は、取水路防潮ゲートと同等の設計に対することから多重化（2台目）し、またこれに加えて信頼性向上を図る（試験可能な場合や単一故障を考慮する）設計（3台目）とし、單一故障を想定しても動作を保証する設備数（3台）を所要台数とする。

表 68 の 2 - 1
運転上の制限

判断方法	3台のうち、いずれか2台（赤点線）が判断基準に至った時点でのゲート閉止を判断
判断イメージ	

○衛星電話（津波防護用）

1号および2号炉を担当する当直課長または3号および4号炉を担当する当直課長は、他方の中央制御室の当直課長へ潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて、警報発信したことを報告することを報告しても対応を保証する設備数（中央制御室毎に2台）を所要数とする。



※4台の潮位計は、いざれも施設影響が生じるケースを漏れなく確認でき、2台による検知がどのような組み合わせでも、取水路防潮ゲート閉止判断に差異を生じないことを確認している。よって、閉止判断に用いる潮位計は、単一故障を想定しても3台で対応可能であり、予備（は）固定しない。また、2号炉の海水ポンプ室に設置する潮位計は、観測値のゆらぎの実測値がないことを踏まえ、保安規定添付2「津波評価条件の変更の要否確認」に基づき、今後データ取得し、確認を行う。

※：非常用電源は互いに独立した電源及び給電する。
※：1号及び2号炉専用電源（中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置する衛星電話（津波防護用）は、互いの中央制御室に別途に3台いずれの衛星電話（津波防護用）に対して通話が可能な段計とする。

↑① 3号炉専用電源

↑② 4号炉専用電源

2. 津波警報等が「発表されない可能性のある津波への対応（2／9）

۳

(1) 第68条の2(津波防護施設)について(2／2)

【要】求される措置、AOTについて

表6 8の2 - 2

表6.8の2-2	条件	要求される措置	完了時間
A. 取水路防潮ゲート が2系統未満のゲー ト落下降機構によ り動作可能である 場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系 統のゲート落下降機構により動作可能な 状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下降 機構の電源系および制御系に異常がない ことを確認する。	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系 統のゲート落下降機構により動作可能な 状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下降 機構の電源系および制御系に異常がない ことを確認する。	10日
B. 2台の潮位計が動 作可能である場合	B.1 当直課長は、3台のうち動作不能とな っている潮位計1台にて取水路防潮ゲ ートの閉止判断基準に係る潮位変動 ⁴ を確認したとみます。 B.2 当直課長は、動作不能な状態に復旧する措置を 計画を動作可能な状態に復旧する措置を 開始する。	B.1 当直課長は、3台のうち動作不能とな っている潮位計1台にて取水路防潮ゲ ートの閉止判断基準に係る潮位変動 ⁴ を確認したとみます。 B.2 当直課長は、動作不能な状態に復旧する措置を 計画を動作可能な状態に復旧する措置を 開始する。	4時間 その後8時間 に1回 速やかに
C. モード1、2、3 および4において 2台未満の潮位計 が動作可能である 場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。 C.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防 潮ゲートを開止する。	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。 C.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防 潮ゲートを開止する。	1.2時間 5.6時間 速やかに
D. モード5、6およ び使用済燃料ビッ シによる燃料体を貯蔵 している期間にお いて2台未満の潮 位計が動作可能で ある場合	D.1 当直課長は、動作不能となつている潮 位計を動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。 D.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の 場合は、照射済燃料の移動を中止する。 D.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 D.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作 を行っている場合は、水抜きを中止す る。 D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止 する措置を開始する。	D.1 当直課長は、動作不能となつている潮 位計を動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。 D.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の 場合は、照射済燃料の移動を中止する。 D.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 D.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作 を行っている場合は、水抜きを中止す る。 D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止 する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

表6802-2(続き)

表 6.8 の 2 - 2 (続き)		要文に対する措置	完了時間
E. 総 1 生 性			
E. モード 1、2、3 および 4において 4台未満の衛星電 話（津波防護用） が動作可能である 場合	E. 1 電気保修課長は、動作不能になつてい る設備を動作可能な状態に復旧する。 および E. 2 電気保修課長は、代替手段 ^④ を実施す る。	E. 1 電気保修課長は、動作不能になつてい る設備を動作可能な状態に復旧する。 および E. 2 電気保修課長は、代替手段 ^④ を実施す る。	10日 ^⑤ 速やかに
F. モード 5、6およ び使用済燃料ビッ トに燃料体を貯蔵 している期間にお いて4台未満の衛 星電話（津波防護 用）が動作可能で ある場合	F. 1 電気保修課長は、動作不能になつてい る設備を動作可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および F. 2 電気保修課長は、代替手段 ^④ を実施す る。 および F. 3 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	F. 1 電気保修課長は、動作不能になつてい る設備を動作可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および F. 2 電気保修課長は、代替手段 ^④ を実施す る。 および F. 3 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	速やかに ^⑥ 速やかに ^⑥ 速やかに ^⑥
G. モード 1、2、3 および 4において 条件 A ^⑦ または E の 措置を完了時間内 に達成できない場 合	G. 1 当直課長は、モード 3にする。 および G. 2 当直課長は、モード 5にする。 および G. 3 当直課長は、モード 5到達後、取水路防 潮ゲートを閉止する。	G. 1 当直課長は、モード 3にする。 および G. 2 当直課長は、モード 5にする。 および G. 3 当直課長は、モード 5到達後、取水路防 潮ゲートを閉止する。	12時間 5時間 速やかに
H. モード 5、6およ び使用済燃料ビッ トに燃料体を貯蔵 している期間にお いて条件 A の措置 を完了時間内に達 成できない場合	H. 1 原子炉燃料課長は、照射済燃料移動中の および H. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および H. 3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作 を行っている場合は、水抜きを中止す る。 および H. 4 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	H. 1 原子炉燃料課長は、照射済燃料移動中の および H. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および H. 3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作 を行っている場合は、水抜きを中止す る。 および H. 4 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	速やかに ^⑧ 速やかに ^⑨ 速やかに ^⑩ 速やかに ^⑪
7：原子炉設置者所掌る他の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等 により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。			
8：同種の通信機器として、衛星電話（固定）による通信手段を確保する。 なお、衛星電話（津波防護用）の補助的設備として運転指令設備、保安電話（固定） 保安電話（携帯）を活用する。			

○潮位計

(B,C,D填)

保安規定の運転上の制限にて要求している潮位計3台のうち、潮位計1台が動作不能となつた場合は、その1台は閉止判断基準に係る潮位変動を確認したとみなし、もう1台が閉止判断基準に係る潮位変動を確認すれば、取水路陸潮ゲートを開閉する

また、故障等により潮立計2台が動作不能となった場合は、原子炉を停止することとし、停止後に水路の開閉ゲートを閉止する。

○衛星電話（畫波防護用）

〔E・EGI〕

保安規定の運転上の制限にて要求している衛星電話（津波防護用）が4台未満となつた場合は、動作不能となつた設備を復旧するとともに、代替手段を実施することで中央制御室間の連絡手段を確保する。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（3／9）4

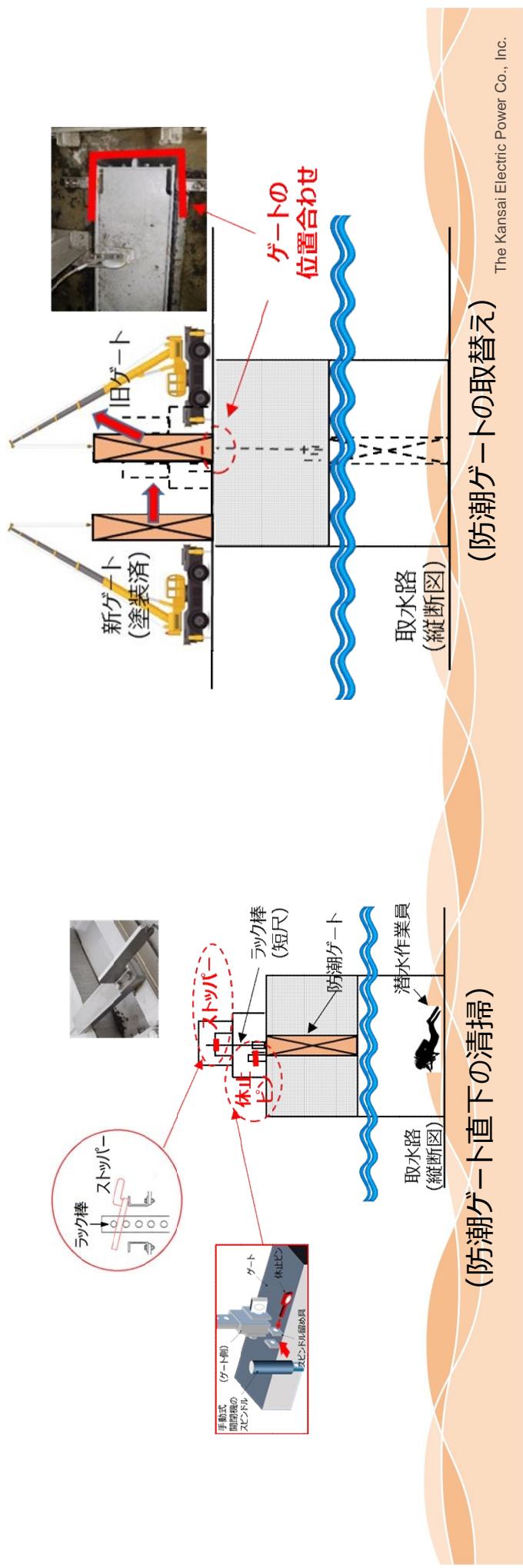
(2) 第89条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）について（1／2）

- 取水路および取水路防潮ゲートの保守作業（下図参照）（に伴い、保安規定の運転上の制限（第68条の2）の要求事項（取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能が動作可能であること）に抵触する。）

- そのため、予防保全作業として計画的に運転上の制限外に移行することが可能となる作業の対象とするため、第89条第3項の“保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する設備”（下表のとおり取水路防潮ゲートを追加する。）

表89-1

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第68条の2	・取水路防潮ゲート上	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。	点検前5回 その後の8時間に1回



2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（4／9）

(2) 第89条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）について（2／2）

- ▶ これら青旗作業を適用している期間においても、安全上必要な機能（津波襲来前に取水路防潮ゲートを閉止）を維持できるよう、現地の手動操作によりゲートを落とす体制を確立する。
- ▶ 具体的には、下図に示す手順で対応することにより、大津波警報が発令された場合、発電所構外の観測潮位にて情報報が発信された場合が欠測した場合のいずれの場合においても、発電所に津波が到達する前に、作業前のゲート開閉状態へ復旧することが可能である。

【大津波警報が発令された場合】

		地盤・津波発生からの経過時間(分)		青旗作業中の対応		対応に係る各スティックに要する時間および説明	
		2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24		時間		説明	
中央制御室	中央制御室にて運転監視等による確認	2分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	運転体制による運転者への連絡	2分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0.5m変動を検知すれば、通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	作業間隔者のへの連絡	5分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	循環水ポンプ停止	5分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	ユニットリップ操作	1分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
現地	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分		潜水作業中もゲートから遠く離れた場所に行かなければ、ゲート直近に設置する仮設昇降設備から退避する。		欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するとという想定	
	潜水作業員退避	1分		潜水作業員退避		欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するとという想定	
	ゲート落下防止処置（休止ビーム、スッパバー）の解除	8分		ゲート落下防止処置（休止ビーム、スッパバー）の解除		欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するとという想定	
	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分		ゲート閉止（遠隔閉止）		ゲート落下距離6m、ゲート巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
	クレーンによるゲート据付け・閉止	16分		クレーンによるゲート据付け・閉止		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
現地	ゲート交換	11分		ゲート交換		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
	ゲート交換	10分		ゲート交換		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
	潜水作業員退避	11分		潜水作業員退避		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分		ゲート閉止（遠隔閉止）		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	
	クレーンによるゲート据付け・閉止	16分		クレーンによるゲート据付け・閉止		ゲート落下距離12m、クレーン巻上タック速度約10m/minよりゲート開止	

【発電所構外の観測潮位の情報報が発信された場合】

		「駆除」(ラ)海底地すべりによる津波発生からの経過時間(分)		対応に係る各スティックに要する時間および説明		対応に係る各スティックに要する時間および説明	
		30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60		時間		説明	
中央制御室	潮位計（防護用）にて警報発信	0分		通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信		通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	潮位変動の判断	5分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	運転員の指示等	5分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	循環水ポンプ停止	5分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
	ユニットリップ	1分		高圧弁室にて運転監視等による確認		0分	
現地	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分		潜水作業員退避		通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	発電所構外の観測潮位にて情報発信	5分		発電所構外の観測潮位にて情報発信		通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	潜水作業員退避	1分		潜水作業員退避		通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	ゲート落下防止処置（休止ビーム、スッパバー）の解除	1分		ゲート落下防止処置（休止ビーム、スッパバー）の解除		通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	
	クレーンによるゲート据付け・閉止	16分		クレーンによるゲート据付け・閉止		通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信	

（防潮ゲート直下の清掃時）

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（5／9）

(3) 添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）について（1／2）

○発電所構内で取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応

5 津 波

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5・1項から5・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

（中略）

5・4 手順書の整備

（1）各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

（中略）

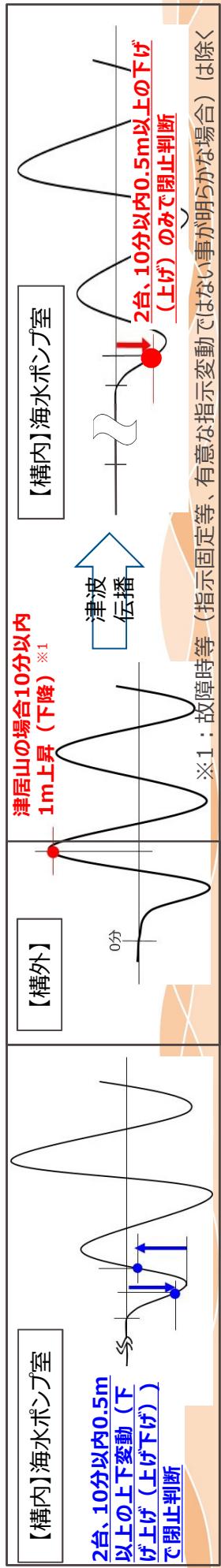
h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

（a）取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合の対応

ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

：「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、週上波の地上部から到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への週上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）



2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（6／9）

(3) 添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）について（2／2）

○発電所外で津波と想定される潮位の変動を観測した場合（発電所構外の観測潮位欠測時）の対応

5 津波 (中略)

5・4 手順書の整備

- (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

(中略)

d. 車両の管理

安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。

(中略)

h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

(中略)

- (b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応
ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。

イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。

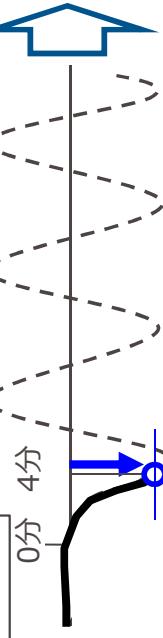
ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中斷に係る措置を行つ。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。
エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。
オ 原子燃料課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業を強化する船側と情報連絡を行う。

カ 放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業を強化する船側と情報連絡を行う。なお、荷役作業中は、発電所構外における潮位の観測を実施する。
キ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ。

(以下略)

(上記「カ」の記載はLW輸送車両等の漂流物化防止対策を実施することの明確化のため追加する。)

【構外】



津波居山の場合10分以内0.5m下降（上昇）

津波襲来に備えた対応
・防潮ゲート保守作業の中止
・構内の一般車両の退避※1
・輸送船の退避※2
・輸送車両等の退避
・ゲート落下機構の確認
・津波監視カメラによる監視



その後、「発電所構外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合は、
6頁
同様の対応を実施

※1：漂流物になるおそれのある車両について、平時から漂流物とならない管理を実施することも規定する。
※2：故障時等は除く。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（7／9）

新規追加

(3) 発電所構外の観測潮位を用いた運用について

✓ **津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計の2台による運用を2021年1月に開始予定であり、本運用開始を前提として、保安規定を施行するものとする。**

- ✓ 既往観測潮位（フロート式水位計）及び当社潮位計（差圧式水位計）による詳細運用を下表に示す。
- ✓ 想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタの指示変動および指示変動に伴う故障確認により、**運転員は、中央制御室において、監視モニタの警報音が発信したことを探知し、監視モニタの画面上で警報名稱および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。**

- ✓ なお、他地点への潮位計設置等の更なる安全性向上に係る取り組みの検討状況については今後、安全性向上評価届出書等にてご確認いただけけるものと認識している。

表 既往観測潮位及び当社潮位計による詳細運用

判断方法		イメージ
通常時	既往観測潮位計の いずれか1台が検知すれば判断（1 out of 2）する。	<pre>graph LR; A((X)) --> B[]; B --> C[1/2]; C --> D[判断];</pre>
1台故障時	故障した潮位計を除外する。 故障した潮位計を復旧するまでの間は、 健全な1台で継続監視し、検知すれば判断（1 out of 1）する。	<pre>graph LR; A[X] --> B[]; B --> C[1/1]; C --> D[判断];</pre>
2台故障時	2台故障の可能性は低いと考えるが、保守的に欠測と同時に原則、津居山地点に津波が襲来したものとし、津波襲来を判断した際と同様の対応を実施する。本運用を保安規定・社内標準に定め、確実に運用する。	<pre>graph LR; A[X] --> B[]; B --> C[1/2]; C --> D[判断];</pre>

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（8／9）

(4) 保安規定附則記載について

- ✓ 新規制基準適合のための1、2号保安規定申請（=取水路防潮ゲート3門以上を開状態とするにつながる申請）の附則5項において、警報なし津波に係る内容を以下の①～③の記載方針に基づき規定することとし、保安規定変更認可申請の補正申請にて対応する。

本規定施行の際、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関する規定（構外の観測潮位を用いた運用を含む）については、

- ① 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認（構外の観測潮位を用いた運用を含む）、
② または、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいづれか、
③ に降りた時に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
④ なお、1号炉、2号炉ににおける原子炉に燃料体を挿入することができる状態になつた時の各原子炉施設に係る使用前検査を終了した号炉に適用する。

保安規定の変更内容（添付2）

変更前

- C. 取水路防潮ゲートの管理
(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。

- (b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

変更後

- 上. 取水路防潮ゲートの管理
(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。
(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応（9／9）

新規追加

(5) 津波警報が発表されない可能性のある津波発生時の情報連絡について

津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合の社内および社外の情報連絡について、「警報なし津波の検知からプラント停止前まで」と「警報なし津波に伴うプラント停止後」に基づく対応を説明する。

1. プラント停止までの情報連絡

- ・ 構外又は構内の潮位計で10分以内0.5m以上下降、又は上昇を確認した時点
- ・ 当直課長は、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
- ・ 当直課長は、発電室長（夜間・休日の場合（当番者））に報告する。
- ・ 発電室長（または当番者）は、所内の関係者へ連絡する。
- ・ 連絡を受信した関係者は、プラント停止の可能性に備え、社外への情報発信等に向けた社内関係者の体制確立を行う。
- ・ 当直課長は、所内一斉ペーディングによる退避指示や作業関係課への連絡を行う。
- ・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達していることを確認した時点
- ・ 1号および2号炉当直課長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達し、1号及び2号炉の循環水ポンプ停止（プラント停止）したことを3号及び4号炉当直課長に連絡する。
- ・ 3号および4号炉当直課長は、3号および4号炉の循環水ポンプ停止（プラント停止）し、1号及び2号炉当直課長へ報告する。報告を受けた1号及び2号炉当直課長は取水路防潮ゲートを閉止する。
- ・ 当直課長は、原子炉トリップを所内一斉ページングするとともに発電室長に連絡する。

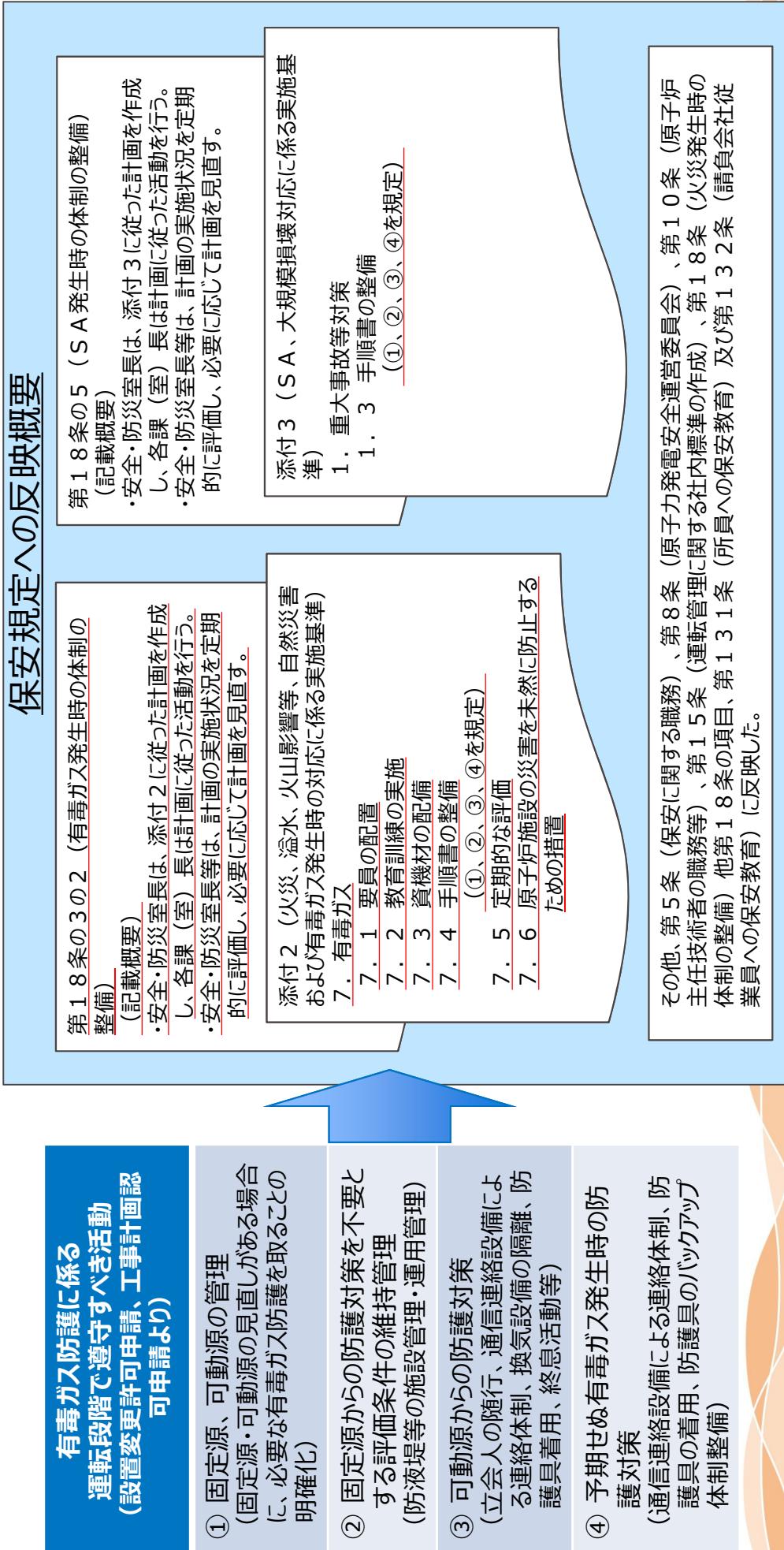
2. プラント停止後の情報連絡

- ・ (1) 社内の情報連絡
保安規定第134条に基づき、保安規定第91条に規定する異常（手動原子炉トリップを含む）が発生した場合、所長、原子炉主任技術者および経営責任者（社長）へ報告する。
- ・ (2) 社外の情報連絡
立地地域の安全協定に基づき報告が必要な事象であり、プラント停止までの情報連絡にて確立した体制（夜間・休日は通報連絡の当番体制）にて津波の襲来により発電停止したことを直ちに对外連絡する。
なお、原子炉施設の故障に由来した計画外の運転停止事象について
は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づき報告が必要な事象には該当しない。

3. 高浜 1, 2 号炉 有毒ガス防護 (1 / 2)

○高浜 3, 4 号炉 有毒ガス防護について

高浜 1, 2 号炉に先行して認可されている高浜 3, 4 号炉の有毒ガス防護について(は、有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を踏まえた、設置変更許可申請、工事計画認可申請にて規定した事項について、運転段階で遵守すべき活動を保安規定に規定した)。(2020年3月30日原規規発第20033018号にて認可)



3. 高浜1, 2号炉 有毒ガス防護 (2/2)

○高浜1, 2号炉 有毒ガス防護の追加に伴う保安規定の変更について

高浜1、2号炉を有毒ガス防護対象に加えるにあたり、高浜3、4号炉で規定した「運転段階で遵守すべき事項」に包絡されるかの確認を行った。有毒化学物質の管理等は、発電所としての運用を定めるものであるため包涵されしており、今回1、2号炉の運転員全休に防護範囲を拡大することに伴い1、2号炉中央制御室換気設備の名称を明確化することとした。

また、「有毒ガス（3号炉および4号炉）発生時」と対象を3号炉および4号炉に設定しているものは、全号炉を対象とするために記載の適正化を行った。

有毒ガス防護に係る運転段階で遵守すべき活動		1, 2号炉 有毒ガス防護の追加にあたっての変更要否と理由	
① 固定源、可動源の管理 (固定源・可動源の見直しがある場合に、必要な 有毒 ガス防護を取ることの明確化)	否	・固定源・可動源の管理は、既に発電所全体として運用しているため、 3 , 4号炉のための有毒ガス防護の運用に包含される。	
② 固定源からの防護対策を不要とする評価条件 の維持管理 (防液堤等の施設管理・運用管理)	否	・固定源の評価条件の維持管理は、既に発電所全体として運用して いるため、3 , 4号炉のための有毒ガス防護の運用に包含される。	
③ 可動源からの防護対策 (立会人の随行、通信連絡設備による連絡体制、 換気設備の隔離、防護具着用、終息活動等)	否	・対策のうち立会人の隨行、通信連絡体制及び終息活動については、 既に発電所全体として運用しているため、3 , 4号炉のための有毒 ガス防護の運用に包含される。 ・対策のうち防護具着用は、既に4基運転を前提とした防護具の数 量を配備しているため、追加となる運用事項はない。	
④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防護対策 (通信連絡設備による連絡体制、防護具の着用、 防護具のバックアップ体制整備)	要	・対策のうち換気設備の隔離は、今回1 , 2号炉の運転員全休に 防護範囲を拡大することから、1 , 2号炉の中央制御室換気設備 を明確化する。	
	否	・対策のうち通信連絡体制及び防護具のバックアップ体制整備につい ては、既に発電所全体として運用しているため、3 , 4号炉のため の有毒ガス防護の運用に包含される。 ・対策のうち防護具着用は、既に4基運転を前提とした防護具の数 量を配備しているため、追加となる運用事項はない)。	

參考資料



(参考1) 取水路防潮ゲートの挿入試験結果について

14

1. 目的

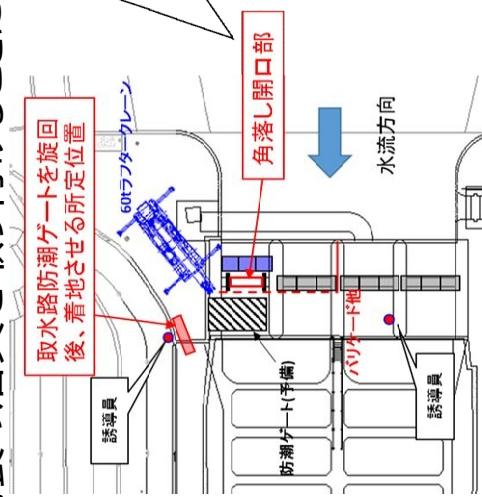
取水路防潮ゲートの取替作業を模擬した試験を実施し、ゲート取替作業の時間成立性を検証する。

2. 試験方法

取水路防潮ゲートの挿入試験は、60t ラフタークレーンにより、取水路防潮ゲートの開口部（ゲート挿入口部）と同じ寸法の開口に予備の取水路防潮ゲートを挿入して実施する。なお、取水路防潮ゲートの開口部（ゲート挿入口部）（は、取水口の角落し部に鋼製の治具を取り付けることにより模擬することとした。

〈具体的な試験方法〉

- ① 玉掛けした取水路防潮ゲートを角落し開口部に挿入した状態から吊り上げ、所定位置に旋回、着地させる。
- ② 取水路防潮ゲートを所定位置から地切り後、角落し開口部に挿入する。
(具体的な配置等は右図参照)

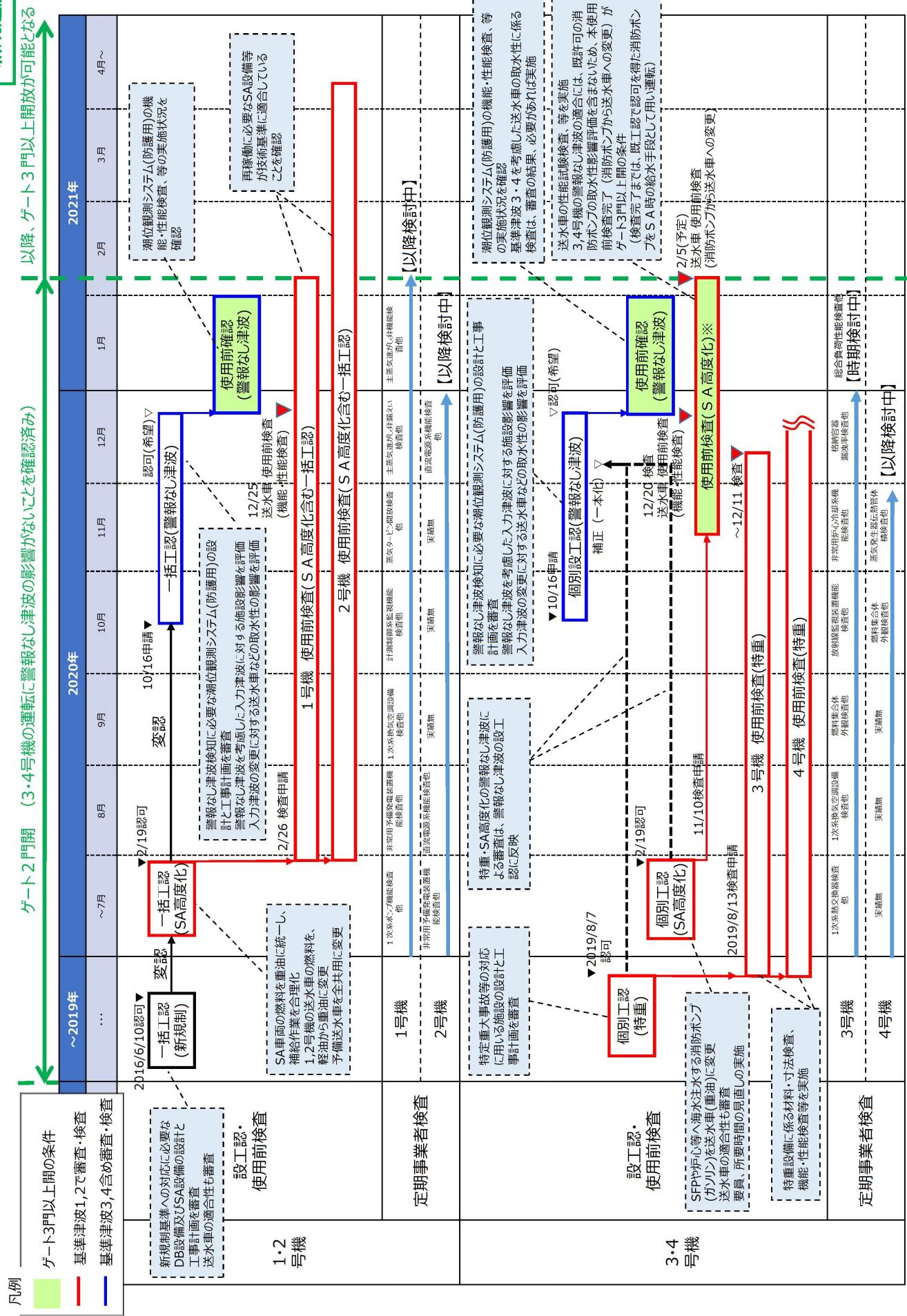


3. 試験結果

- 取水路防潮ゲート挿入試験の実施状況を右図に示す。
- 挿入試験の結果、「クレーンによるゲート据付け・閉止」に要する想定時間11分に対し、3回とも旧ゲートの引き抜きから新ゲートの挿入まで3分以内で実施でき、ゲート取替作業の成立ち性が確認できた。

- ① 取水路防潮ゲートを角落し開口部に挿入した状態から吊り上げ、所定の場所に移動。
- ② 所定位置から地切り後、取水口角落し開口部に挿入。

(参考2) 取水路防潮ゲート3門以上開の条件について [11/26審査会資料(抜粋)]



※3,4号機の送水車の運用は、1号機の予備送水車を3,4号機の予備としても用いるため、これに係る検査の完了も必要

補足説明資料 - 3 5

高浜 1 , 2 号炉

有毒ガス発生時の体制の整備に係る補足説明資料

1. 有毒ガスに関連する保安規定変更概要について

有毒ガスに関連する保安規定変更において、有毒ガス発生時の体制の整備を3, 4号炉に限定せず、1～4号炉として整備する変更を実施する。(添付1参照)

2. 保安規定変更箇所について

高浜3, 4号炉に関する有毒ガスに関連する保安規定変更(2020.3.30認可)において、変更した箇所は以下のとおりである。

- ・第5条(保安に関する職務)
- ・第8条(原子力発電安全運営委員会)
- ・第10条(原子炉主任技術者の職務等)
- ・第15条(運転管理に関する社内標準の作成)
- ・第18条(火災発生時の体制の整備)
- ・第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)
- ・第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)
- ・第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)
- ・第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)
- ・第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)
- ・第131条(所員への保安教育)
- ・第132条(請負会社従業員への保安教育)
- ・添付2の第7項の「有毒ガス」
- ・添付3の手順書の整備「有毒ガス」

次ページに条文ごとの変更概要と、有毒ガス防護を全号炉へ適用するにあたっての影響を整理する。(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針は添付2を参照)

表 3 , 4号炉有毒ガス防護に關連する保安規定変更（2020.3.30認可）での変更対象条文及び概要並びに全号炉適用にあたる影響整理

条文	概要	整理結果
第18条の3の2 有毒ガス発生時の体制の整備	規則改正を受け「有毒ガス防護」の運用を定める。	3 , 4号炉に限定した記載を全号炉対象に変更するため、今回の高浜1 , 2号の補正申請において、申請対象とする。 当該条文は、有毒ガス規則改正を受けた変更であり、有毒ガス防護の運用の説明を含め、次頁の“3 . 有毒ガス防護にかかる運用の全号炉への適用について”にて整理結果を記載する。
第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備	添付2の第7項「有毒ガス」 添付3の手順書の整備「有毒ガス」	3 , 4号炉に限定した記載を全号炉対象に変更するため、今回の高浜1 , 2号の補正申請において、申請対象とする。
第8条（原子力発電安全運営委員会） 第10条（原子炉主任技術者の職務等） 第15条（運転管理に関する社内標準の作成）	「第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）」を規定の対象に加える	3 , 4号炉に限定した記載を全号炉対象に変更するため、今回の高浜1 , 2号の補正申請において、申請対象とする。
第18条（火災発生時の体制の整備） 第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備） 第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） 第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第5条（保安に関する職務） 第131条（所員への保安教育） 第132条（請負会社従業員への保安教育）	添付2の名称に「有毒ガス」を加え、「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」とする。 第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備) 職務内容への有毒ガスの追加有毒ガス防護に関する教育実施を定める。	高浜発電所保安規定として添付2の名称を記載したものであることから、今回の高浜1 , 2号の補正申請において申請対象外である。 3 , 4号炉に限定した記載ではなく高浜発電所として設定している運用事項であることから、今回の高浜1 , 2号の補正申請において申請対象外である。

3. 有毒ガス防護にかかる運用の全号炉への適用について

設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書においては、

- ・固定源に対しては、漏えい発生時の運転員等の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とし、漏えい発生時であっても運転員等の対処能力が損なわれない設計方針とした。
- ・可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、換気設備の隔離、防護具の着用等の防護措置により、運転員等の要員を防護する設計方針とした。
- ・予期せず発生する有毒ガスに対しては、防護具の着用により運転員等の要員を防護する設計方針とした。

これらの設計方針から運用事項として定める事項として、以下のものがある。(添付3-1, 3-2参照)

固定源について

判断基準値を下回るように有毒化学物質を管理することを運用として定める。

(添付4参照)

- a. 有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い(以下、「防液堤等」という。)の運用管理及び保守管理の実施
- b. 固定源の見直しがある場合の評価および評価結果に基づく必要な有毒ガス防護

可動源への対応

可動源に対する防護措置の整備を運用として定める。(添付5参照)

- a. 可動源に対する立会人の随行
- b. 通信連絡設備による連絡体制の整備
- c. 換気設備(中央制御室、緊急時対策所)の隔離
- d. 防護具の着用
- e. 可動源からの有毒ガス発生時の終息活動

予期せぬ有毒ガスの発生に対する対応(添付6参照)

防護具及びバックアップ体制の整備を運用として定める。

- a. 防護具の着用(バックアップ体制の整備を含む)

このうち、青字にて示す -a. ,b. , -a. ,b. ,e.については、発電所全体での運用事項(「1, 2号炉のみ」または「3, 4号炉のみ」のように切り分けていない運用事項)であり、今回の保安規定変更(1, 2号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備)にて既認可保安規定(3, 4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備)から追加される運用事項はない。

また、**緑字**にて示す -d. , -a.については、3 , 4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備に関する保安規定審査において、3 , 4号炉のみ運転を前提とした数量ではなく、1 , 2号炉の運転も含めた4基運転を前提とした数量を配備することとしており、今回の保安規定変更に伴い、追加される運用事項はない。(添付7参照)

そして、**赤字**にて示す -c.については、既認可保安規定(3 , 4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備)の段階で、自主として1 , 2号炉の中央制御室から3 , 4号炉へ派遣される応援要員(6名)については既に防護対象としており、社内標準にて1 , 2号炉中央制御室換気設備を隔離する手順を定めている。今回の1 , 2号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備のために、防護対象を拡大し、運転員12名を防護する手順を定めるが、上記のとおり、本手順は既に自主として整備しているため、社内標準の変更はなく、保安規定においては、1 , 2号炉の中央制御室換気設備の名称が追加となる。

以 上

添付1：高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後表（高浜3、4号炉申請版との比較）

添付2：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針【有毒ガス】

添付3-1：上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容【有毒ガス】

添付3-2：上流文書（工事計画）から保安規定への記載内容【有毒ガス】

添付4：有毒化学物質及び固定源に対する運用管理について

添付5：可動源に対する対策と運用について

添付6：予期せず発生する有毒ガスに対する対策と運用について

添付7：3 , 4号炉の有毒ガス発生時の体制の整備に係る高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料（抜粋）

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第5条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスに関する変更箇所
黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する変更箇所

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 8 条 >

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p style="text-align: center;">（原子力発電安全運営委員会）</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉） (l) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）その他の自然災害発生時等および有毒ガス発生時（3号炉および4号炉）の体制の整備に関する事項 (m) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (n) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (o) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (p) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (q) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (r) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (s) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (t) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (u) 保全区域に関する事項 (v) 周辺監視区域に関する事項 (w) 線量の評価に関する事項 (x) 除染に関する事項 	<p style="text-align: center;">（原子力発電安全運営委員会）</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (l) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (d) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (e) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (f) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (g) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (h) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (i) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (j) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (k) 保全区域に関する事項 (l) 周辺監視区域に関する事項 (m) 線量の評価に関する事項 (n) 除染に関する事項 	<p style="text-align: center;">（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第8条>

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条） (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3 . 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4 . 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条） (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3 . 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4 . 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第10条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>（1）原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>（2）表 10 - 1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>（3）表 10 - 2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（4）表 10 - 3 に示す記録の内容を確認する。</p> <p>（5）その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 . 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>（1）前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>（2）第 13・4 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3 . 原子炉施設の運転に從事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 . 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>（1）原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>（2）表 10 - 1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>（3）表 10 - 2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（4）表 10 - 3 に示す記録の内容を確認する。</p> <p>（5）その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 . 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>（1）前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>（2）第 13・4 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3 . 原子炉施設の運転に從事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 . 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第10条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
 黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）		変更後（1 ~ 4号炉）		差異の理由
表10 - 1	条文	内容	条文	内容
第13条（運転員等の確保）	第5項および第7項に定める体制の構築	第13条（運転員等の確保）	第5項および第7項に定める体制の構築	1、2号炉の追加（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）
第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画（3号炉および4号炉）	第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	
第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（3号炉および4号炉）	第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	
第24条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第24条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	
第32条（軸方向中性子束出力偏差率）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第32条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	
第36条（1次冷却材の温度・圧力の制限範囲）	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第36条（1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率）	1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率	
第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射終了後の所定期間	第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射終了後の所定期間	
第93条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第93条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	
第95条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動の実施計画	第95条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動の実施計画	
第97条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料装荷実施計画 第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果	第97条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料装荷実施計画 第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果	
第98条（使用済燃料の貯蔵）	第6項に定める燃料移動の実施計画	第98条（使用済燃料の貯蔵）	第6項に定める燃料移動の実施計画	
第105条の2（管理区域の設定・解除）	第2項に定める燃料移動の実施計画	第105条の2（管理区域の設定・解除）	第2項に定める燃料移動の実施計画	
第7項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第7項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除	
第131条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	第131条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	
第132条（請負会社従業員への保安教育）	請負会社従業員への保安教育実施計画	第132条（請負会社従業員への保安教育）	請負会社従業員への保安教育実施計画	

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第10条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスに関する変更箇所
黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）		変更後（1 ~ 4号炉）	
表 10 - 2		表 10 - 2	差異の理由
条文	内容	条文	内容
第 18 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第 18 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 18 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第 18 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 18 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第 18 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第 18 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 18 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果
第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果
第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の結果（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第 8 5 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認（ <u>3号炉および4号炉</u> ）	第 8 5 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認
第 8 8 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 1 1 項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合	第 8 8 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 1 1 項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合
第 8 9 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 1 1 項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第 8 9 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 1 1 項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第 9 1 条（異常時的基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第 9 1 条（異常時的基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査および対応措置
第 9 2 条（異常時の措置）	異常の収束	第 9 2 条（異常時の措置）	異常の収束
第 1 3 4 条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第 8 7 条第 9 号に定める事象が生じた場合）	第 1 3 4 条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第 8 7 条第 9 号に定める事象が生じた場合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第10条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3／4号炉）	変更後（1～4号炉）	差異の理由
<p>第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第10条>

表10 - 3	変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
	記 録 項 目	記 録 項 目	
1 . 運転日誌等	1 . 運転日誌等		
(1) 热出力	(1) 热出力		
(2) 炉心の中性子束密度	(2) 炉心の中性子束密度		
(3) 炉心の温度	(3) 炉心の温度		
(4) 冷却材入口温度	(4) 冷却材入口温度		
(5) 冷却材出口温度	(5) 冷却材出口温度		
(6) 冷却材圧力	(6) 冷却材圧力		
(7) 冷却材流量	(7) 冷却材流量		
(8) 制御棒位置	(8) 制御棒位置		
(9) 再結合装置内の温度（3号炉および4号炉）	(9) 再結合装置内の温度		
(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量		
2 . 燃料に係る記録	2 . 燃料に係る記録		
(1) 原子炉内における燃料体の配置	(1) 原子炉内における燃料体の配置		
(2) 使用清燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(2) 使用清燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置		
(3) 使用清燃料の払い出し時ににおける放射能の量	(3) 使用清燃料の払い出し時ににおける放射能の量		
3 . 点検報告書	3 . 点検報告書		
(1) 運転開始前の点検結果	(1) 運転開始前の点検結果		
(2) 運転停止後の点検結果	(2) 運転停止後の点検結果		
4 . 引継日誌	4 . 引継日誌		
5 . 放射線管理に係る記録	5 . 放射線管理に係る記録		
(1) 原子炉本体、使用清燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の則壁における線量当量率	(1) 原子炉本体、使用清燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の則壁における線量当量率		
(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度		
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況	(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況		
6 . 放射性廃棄物管理に係る記録	6 . 放射性廃棄物管理に係る記録		
(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間にについての平均濃度	(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性廃棄物の1日間および3月間にについての平均濃度		
(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一緒に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法	(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一緒に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法		
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法		
(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用し	(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用し		

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第10条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3／4号炉）	変更後（1～4号炉）	差異の理由
た容器の種類ならびにその運搬の経路	た容器の種類ならびにその運搬の経路	変更なし
7．原子炉施設の巡視または点検の結果	7．原子炉施設の巡視または点検の結果	
8．保安教育の実施報告書	8．保安教育の実施報告書	

高浜発電所原子炉施設保安規定【有毒ガス審査資料用】<第15条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
 黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第15条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項(3号炉および4号炉)</p> <p>(8) 火災、内部溢水、火山影響等(3号炉および4号炉)、その他自然災害および有毒ガス(3号炉および4号炉)発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(3号炉および4号炉)</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第15条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制の整備に関する事項(以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p> <p>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>1、2号炉の追加 (以下、明記しない箇所については同じ理由による変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第18条>

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）
<p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画²を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）中央制御室（1, 2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防護ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置³</p> <p>（2）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（3）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（4）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>（5）発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画²を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置³ 1、2号炉中央制御盤取替工事完了に伴う削除</p> <p>（2）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（3）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（4）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>（5）発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>1 : 消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）</p> <p>2 : 計画とは、3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽保管庫においては、火災防護計画を示す。</p> <p>3 : 一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>1、2号炉の追加</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の2、第18条の2>

変更前（3／4号炉）	変更後（1～4号炉）
<p>（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」）、（）における原子炉施設の保全のための活動を行つ体制として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（3）内部溢水発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 . 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3 . 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 . 3号炉および4号炉について、各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」）、（）における原子炉施設の保全のための活動を行つ体制として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（3）内部溢水発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1 . 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2 . 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>3 . 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>1、2号炉の追加</p> <p>1 . 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の2、第18条の2>

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p>（火山影響等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生する場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動¹を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時ににおける非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるものその他、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるものその他、火山影響等発生時ににおける交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保全に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および副係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>1: 火山影響等発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>（火山影響等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動¹を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時ににおける非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるものの他の、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるものの他の、火山影響等発生時ににおける交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および副係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>1: 火山影響等発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>1、2号炉の追加（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）</p> <p>（以下は同じ理由による変更）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の3、第18条の3の2>

変更前（3／4号炉）	変更後（1～4号炉）	差異の理由
<p>（その他自然災害発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動¹を行つ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2・各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3・各課（室）長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4・各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5・3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6・3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7・3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技术部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8・3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを見認する。</p> <p>1：その他自然災害発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ。）</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備）</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動¹を行つ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(2) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2・各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3・各課（室）長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4・各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5・原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6・原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7・原子力技术部門統括（原子力技术）および原子力技术部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8・原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを見認する。</p> <p>1：その他自然災害発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ。）</p>	<p>赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所 黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第18条の3、第18条の3の2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
 黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）
<p>（有毒ガス発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の3の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動¹を行う体制として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2・各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3・各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4・各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡することも、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p style="color: yellow;">1：有毒ガス発生時に使う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動¹を行う体制とし、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2・各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3・各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>安全・防災室長は、第1項に定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4・各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡することも、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p style="color: yellow;">1：有毒ガス発生時に使う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第18条の5>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有書がスで変更する箇所
黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前	変更後	差異の理由
(重大事故等発生時の体制の整備)	(重大事故等発生時の体制の整備)	
第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。	2・3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応による原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。	1・2号炉の追加（以下、明記しない箇所については同じ理由による変更）
3・原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを行なうことを任務とする。	3・原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを行なうことを任務とする。	保全のための活動を行なうために必要な職務を誠実かつ、最優先に行なうことを行なうことを任務とする。
4・3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なう体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応による実施基準」に従い策定する。	2・原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応による実施基準」に示す重大事故等発生時ににおける原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。	2・原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応による実施基準」に示す「重大事故等発生時ににおける原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。
(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なうために必要な要員の配置に関する次の事項	(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なうために必要な要員の配置に関する次の事項	
(a) 要員の役割分担および責任者の配置に關すること。	(a) 要員の役割分担および責任者の配置に關すること。	
(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に關すること。	(b) 同時被災における要員の配置に關すること。	
(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項	(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項	
(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。	(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。	
(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。	(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。	
(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。	(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。	
(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。	(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。	
(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。	(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。	
(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な機材の配備に關すること。	(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な機材の配備に關すること。	
5・3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なう体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応による実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。	5・各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なう体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応による実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。	
(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。	(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。	
(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。	(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。	
(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止する	(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止する	

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第18条の5>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有書式で変更する箇所
黄色マーカー：変更前における有書式に関する箇所

変更前	変更後	
		差異の理由
<p>ための対策に関するること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関するること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの防護に関すること。</p>	<p>ための対策に関するること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	
<p>6 . 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施することとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7 . 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8 . 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9 . 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10 . 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>6 . 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施することとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7 . 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8 . 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9 . 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10 . 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>1 : 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るために実施する。</p>

变更前（3 / 4号炉）

(所員への保安教育)
第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉仕事に対する理解度を測定する。

(所員への保安教育) 第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉ナウルは所長の監督下で所長の監督下で

变更後(1~4号炉)

原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施
2 および表13.1-3の実施方針に基づいて作成し、原子
炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施

理由の差異

差異の理由

変更後（1～4号炉）

（所員への保育教育）

第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保育教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

（中略）

変更前（3／4号炉）

（所員への保育教育）

第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保育教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

（中略）

（表131-1）

（表131-2）

（表131-3）

（表131-4）

（表131-5）

（表131-6）

（表131-7）

（表131-8）

（表131-9）

（表131-10）

（表131-11）

（表131-12）

（表131-13）

（表131-14）

（表131-15）

（表131-16）

（表131-17）

（表131-18）

（表131-19）

（表131-20）

（表131-21）

（表131-22）

（表131-23）

（表131-24）

（表131-25）

（表131-26）

（表131-27）

（表131-28）

（表131-29）

（表131-30）

（表131-31）

（表131-32）

（表131-33）

（表131-34）

（表131-35）

（表131-36）

（表131-37）

（表131-38）

（表131-39）

（表131-40）

（表131-41）

（表131-42）

（表131-43）

（表131-44）

（表131-45）

（表131-46）

（表131-47）

（表131-48）

（表131-49）

（表131-50）

（表131-51）

（表131-52）

（表131-53）

（表131-54）

（表131-55）

（表131-56）

（表131-57）

（表131-58）

（表131-59）

（表131-60）

（表131-61）

（表131-62）

（表131-63）

（表131-64）

（表131-65）

（表131-66）

（表131-67）

（表131-68）

（表131-69）

（表131-70）

（表131-71）

（表131-72）

（表131-73）

（表131-74）

（表131-75）

（表131-76）

（表131-77）

（表131-78）

（表131-79）

（表131-80）

（表131-81）

（表131-82）

（表131-83）

（表131-84）

（表131-85）

（表131-86）

（表131-87）

（表131-88）

（表131-89）

（表131-90）

（表131-91）

（表131-92）

（表131-93）

（表131-94）

（表131-95）

（表131-96）

（表131-97）

（表131-98）

（表131-99）

（表131-100）

（表131-101）

（表131-102）

（表131-103）

（表131-104）

（表131-105）

（表131-106）

（表131-107）

（表131-108）

（表131-109）

（表131-110）

（表131-111）

（表131-112）

（表131-113）

（表131-114）

（表131-115）

（表131-116）

（表131-117）

（表131-118）

（表131-119）

（表131-120）

（表131-121）

（表131-122）

（表131-123）

（表131-124）

（表131-125）

（表131-126）

（表131-127）

（表131-128）

（表131-129）

（表131-130）

（表131-131）

（表131-132）

（表131-133）

（表131-134）

（表131-135）

（表131-136）

（表131-137）

（表131-138）

（表131-139）

（表131-140）

（表131-141）

（表131-142）

（表131-143）

（表131-144）

（表131-145）

（表131-146）

（表131-147）

（表131-148）

（表131-149）

（表131-150）

（表131-151）

（表131-152）

（表131-153）

（表131-154）

（表131-155）

（表131-156）

（表131-157）

（表131-158）

（表131-159）

（表131-160）

（表131-161）

（表131-162）

（表131-163）

（表131-164）

（表131-165）

（表131-166）

（表131-167）

（表131-168）

（表131-169）

（表131-170）

（表131-171）

（表131-172）

（表131-173）

（表131-174）

（表131-175）

（表131-176）

（表131-177）

（表131-178）

（表131-179）

（表131-180）

（表131-181）

（表131-182）

（表131-183）

（表131-184）

（表131-185）

（表131-186）

（表131-187）

（表131-188）

（表131-189）

（表131-190）

（表131-191）

（表131-192）

（表131-193）

（表131-194）

（表131-195）

（表131-196）

（表131-197）

（表131-198）

（表131-199）

（表131-200）

（表131-201）

（表131-202）

（表131-203）

（表131-204）

（表131-205）

（表131-206）

（表131-207）

（表131-208）

（表131-209）

（表131-210）

（表131-211）

（表131-212）

（表131-213）

（表131-214）

（表131-215）

（表131-216）

（表131-217）

（表131-218）

（表131-219）

（表131-220）

（表131-221）

（表131-222）

（表131-223）

（表131-224）

（表131-225）

（表131-226）

（表131-227）

（表131-228）

（表131-229）

（表131-230）

（表131-231）

（表131-232）

（表131-233）

（表131-234）

（表131-235）

（表131-236）

（表131-237）

（表131-238）

（表131-239）

（表131-240）

（表131-241）

（表131-242）

（表131-243）

（表131-244）

（表131-245）

（表131-246）

（表131-247）

（表131-248）

（表131-249）

（表131-250）

（表131-251）

（表131-252）

（表131-253）

（表131-254）

（表131-255）

（表131-256）

（表131-257）

（表131-258）

（表131-259）

（表131-260）

（表131-261）

（表131-262）

（表131-263）

（表131-264）

（表131-265）

（表131-266）

（表131-267）

（表131-268）

（表131-269）

（表131-270）

（表131-271）

（表131-272）

（表131-273）

（表131-274）

（表131-275）

（表131-276）

（表131-277）

（表131-278）

（表131-279）

（表131-280）

（表131-281）

（表131-282）

（表131-283）

（表131-284）

（表131-285）

（表131-286）

（表131-287）

（表131-288）

（表131-289）

（表131-290）

（表131-291）

（表131-292）

（表131-293）

（表131-294）

<div data-bbox="198 100

变更前(3 / 4号炉)

3. 記入欄のうち、記入せらるる事項は、必ず下記の順序に記入すること。
4. 記入欄のうち、記入せらるる事項は、必ず下記の順序に記入すること。
（あくまで参考用）
5. 記入欄のうち、記入せらるる事項は、必ず下記の順序に記入すること。
（あくまで参考用）

变更後(1~4号炉)

理由の差異

高浜発電所原子炉施設保安規定
<第132条>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有書式で変更する箇所
 黄色マーカー：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）	（請負会社従業員への保安教育） 第132条	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
<p>（請負会社従業員への保安教育） 第132条</p> <p>（中略）</p> <p>5・各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関するこ)^トの実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>（請負会社従業員への保安教育） 第132条</p> <p>（中略）</p> <p>5・各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関するこ)^トの実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>5・各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関するこ)^トの実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスに関する変更箇所
黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する記載

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	
		差異の理由
<p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員および緊急時対策室で重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護 のための活動を行う体制の整備として、次の7・1項から7・4項を含む計画を策定し、所 長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員等 の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策室で重大事故等に 対処するために必要な指示を行つ要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護 のための活動を行う体制の整備として、次の7・1項から7・4項を含む計画を策定し、所 長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員等 の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	
<p>7.1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生さ れるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息 活動」という。）を行う要員等を確保する。</p>	<p>7.1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生さ れるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息 活動」という。）を行う要員等を確保する。</p>	
<p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための 活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行つ要員に対して、有毒ガス発 生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス 発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>	<p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための 活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行つ要員に対して、有毒ガス発 生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス 発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>	
<p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要 な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要 な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p>	
<p>7.4 手順書の整備</p> <p>各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のため の活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを社内標準に 定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発 生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、 (c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護の ための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな 有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直 しかある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評 価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要 な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、「防波堤等」という。）について、適切に運用 ことを期待する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央 制御室空調装置および緊急時対策室換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息 活動等の対策を実施する。</p>	<p>7.4 手順書の整備</p> <p>各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のため の活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを社内標準に 定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発 生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、 (c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護の ための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな 有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直 しかある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評 価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要 な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、「防波堤等」という。）について、適切に運用 ことを期待する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央 制御室換気設備（1号炉および2号炉）、中央制御室空調装置（3号炉および4号炉） 分け</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所
 赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスで変更する箇所
 黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）
<p>(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c . 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>c . 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>
<p>7 . 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7 . 1項から7 . 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行つ。</p>	<p>7 . 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、7 . 1項から7 . 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行つ。</p>
<p>7 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>7 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

赤下線：現行版と今回申請版で差のある箇所のうち有毒ガスに関する変更箇所

赤字：現行版と今回申請で差がある箇所のうち有毒ガスに関する変更箇所

黄色マーク：変更前における有毒ガスに関する箇所

変更前（3 / 4号炉）	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	変更後（1 ~ 4号炉）	変更後（1 ~ 4号炉）	差異の理由
	<p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 - 1から表 - 19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 （中略）</p>	<p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 - 1から表 - 19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 （中略）</p>	<p>1. 3 手順書の整備 （中略）</p> <p>1. 3 手順書の整備 （中略）</p>	<p>（中略）</p>
	<p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（フ） 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（イ） 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員が事故対策による連絡、中央制御室換気設備（1号炉および2号炉）中央制御室空調装置（3号炉および4号炉）および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ながらびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>（ロ） 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（ハ） 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>（オ） 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行ふ地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p>	<p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（フ） 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（イ） 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員が事故対策による連絡、中央制御室換気設備（1号炉および2号炉）中央制御室空調装置（3号炉および4号炉）および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ながらびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>（ロ） 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>（ハ） 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>（オ） 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行ふ地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>

添付 2

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

【有毒ガス】

関西電力株式会社

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付 2 及び添付 3 に記載する。また、必要に応じて二次文書等に記載する。

以上

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合すること。

原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等 - 保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

2 - (1) 保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 変更対象の項目

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	変更 有無		
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1 . 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 2 条の 2 第 3 条	関係法令および本規定の遵守 品質マネジメントシステム計画	- -
	2 . 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 2 条の 2	関係法令および本規定の遵守	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】	1 . 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項又は第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1912257 号 - 2(令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	2 . 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	3 . その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	4 . 手順書等の保安規定上の位置付けについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1 . 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条 第 5 条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2 . 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条 第 5 条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 4 号、5 号、6 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1 . 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の選任	-
	2 . 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようになるため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこととを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 3 条 第 5 条 第 6 条 第 8 条 第 9 条	品質マネジメントシステム計画 保安に関する職務 原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の選任	- - - - -
		第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号亦関連】 有
		第 9 条	原子炉主任技術者の選任	-
		第 3 条 第 8 条 第 9 条の 2	品質マネジメントシステム計画 原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の選任	- - -

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 7 号 【保安教育】	と。	第 10 条の 2	電気主任技術者および ボイラー・タービン主 任技術者の選任	-
	5 . 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第 8 条	原子力発電安全運営委 員会	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号も関連】
		第 10 条	原子炉主任技術者の職 務等	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、第 17 号関 連】
		第 10 条の 2	電気主任技術者および ボイラー・タービン主 任技術者の職務等	-
	1 . 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事 業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保 安教育実施方針が定められていること。	第 131 条	所員への保安教育	-
		第 132 条	請負会社従業員への保 安教育	-
	2 . 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計 画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められているこ と。	第 131 条	所員への保安教育	-
		第 132 条	請負会社従業員への保 安教育	-
	3 . 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状 況を確認することが定められていること。	第 131 条	所員への保安教育	-
		第 132 条	請負会社従業員への保 安教育	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 8 号イから ハまで 【発電用原子炉施 設の運転に関する 体制、確認すべき 事項、異状があつ た場合の措置等】	4 . 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関す る業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を 実施することが定められていること。	第 132 条	請負会社従業員への保 安教育	-
	5 . 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起 こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、そ の見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 131 条	所員への保安教育	-
		第 132 条	請負会社従業員への保 安教育	-
	1 . 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められて いること。	第 13 条	運転員等の確保	-
	2 . 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成するこ とが定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-
		第 15 条	運転管理に関する社内 標準の作成	有
	3 . 運転員の引継時に実施すべき事項について定められているこ と。	第 16 条	引継	-
	4 . 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確 認すべき事項について定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-
		第 17 条	原子炉起動前の確認事 項	-
	5 . 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発 生時に講すべき措置について定められていること。	第 18 条	火災発生時の体制の整 備	-
6 . 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制 の整備	-	
		第 18 条の 2	火山影響等発生時の体 制の整備	-
		第 18 条の 3	その他自然災害発生時 等の体制の整備	-
		第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制 の整備	有
		第 18 条の 4	資機材等の整備	-
		第 18 条の 5	重大事故等発生時の 体制の整備	有
		添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等の自然災害およ び有毒ガス発生時の対 応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連)	有
		添付 3	重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有
		第 19 条	水質管理	-
		第 20 条	停止余裕	-
7 . 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系 統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構 成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の 制限（Limiting Conditions for Operation。以下「L C O」とい う。） L C O を逸脱していないことの確認（以下「サーベイラ ンス」という。）の実施方法及び頻度、 L C O を逸脱した場合に要 求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要 求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「A O T」	第 21 条	臨界ボロン濃度	-	
		第 22 条	減速材温度係数	-
		第 23 条	制御棒動作機能	-
		第 24 条	制御棒の挿入限界	-
		第 25 条	制御棒位置指示	-
		第 26 条	炉物理検査 - モード 1	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
	という。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 27 条 炉物理検査 - モード 2 -	-
		第 28 条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	-
		第 29 条 原子炉熱出力	-
		第 30 条 熱流束熱水路係数 ($F_Q(Z)$)	-
		第 31 条 核的エンタルビ上昇熱水路係数 (F^N_{H})	-
		第 32 条 軸方向中性子束出力偏差	-
		第 33 条 1/4 炉心出力偏差	-
		第 34 条 計測および制御設備	-
		第 35 条 DNB 比	-
		第 36 条 1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	-
		第 37 条 1 次冷却系 - モード 3 -	-
		第 38 条 1 次冷却系 - モード 4 -	-
		第 39 条 1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -	-
		第 40 条 1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系非満水) -	-
		第 41 条 1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ高水位) -	-
		第 42 条 1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ低水位) -	-
		第 43 条 加圧器	-
		第 44 条 加圧器安全弁	-
		第 45 条 加圧器逃がし弁	-
		第 46 条 低温過加圧防護	-
		第 47 条 1 次冷却材漏えい率	-
		第 48 条 蒸気発生器細管漏えい監視	-
		第 49 条 余熱除去系への漏えい監視	-
		第 50 条 1 次冷却材中のよう素 131 濃度	-
		第 51 条 蓄圧タンク	-
		第 52 条 非常用炉心冷却系 - モード 1、2 および 3 -	-
		第 53 条 非常用炉心冷却系 - モード 4 -	-
		第 54 条 燃料取替用水タンク	-
		第 55 条 ほう酸注入タンク	-
		第 56 条 原子炉格納容器	-
		第 57 条 原子炉格納容器真空逃がし系	-
		第 58 条 原子炉格納容器スプレイ系	-
		第 59 条 アニュラス空気浄化系	-
		第 60 条 アニュラス	-
		第 61 条 主蒸気安全弁	-
		第 62 条 主蒸気隔離弁	-
		第 63 条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-
		第 64 条 主蒸気逃がし弁	-
		第 65 条 補助給水系	-
		第 66 条 復水タンク	-
		第 67 条 原子炉補機冷却水系	-
		第 68 条 原子炉補機冷却海水系	-
		第 68 条の 2 津波防護施設	-
		第 69 条 制御用空気系	-
		第 70 条 中央制御室非常用循環系	-
		第 71 条 安全補機室空気浄化系	-
		第 72 条 燃料取扱建屋空気浄化系	-
		第 73 条 外部電源	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
	第 74 条 ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 -	-	
	第 75 条 ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 以外 -	-	
	第 76 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	-	
	第 77 条 非常用直流電源 - モード 1、2、3 および 4 -	-	
	第 78 条 非常用直流電源 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-	
	第 79 条 所内非常用母線 - モード 1、2、3 および 4	-	
	第 80 条 所内非常用母線 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-	
	第 81 条 1 次冷却材中のほう素濃度 - モード 6 -	-	
	第 82 条 原子炉キャビティ水位	-	
	第 83 条 原子炉格納容器貫通部	-	
	第 84 条 使用済燃料ピットの水位および水温	-	
	第 85 条 重大事故等対処設備	-	
	第 86 条 1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-	
	第 86 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-	
8 . サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 87 条 運転上の制限の確認	-	
9 . LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 88 条 運転上の制限を満足しない場合	-	
10 . LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 90 条 運転上の制限に関する記録	-	
11 . LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	-	
	第 91 条 異常時の基本的な対応	-	
	第 92 条 異常時の措置	-	
	第 93 条 異常収束後の措置	-	
	添付 1 異常時の運転操作基準（第 92 条関連）	-	
	第 18 条の 7 電源機能喪失時等の体制の整備	-	
12 . LCO が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA : Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 89 条 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	-	
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 8 号二 【発電用原子炉の運転期間】	第 12 条 構成および定義	-	
	第 19 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンドリ隔離弁管理	-	
1 . 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2 原子炉の運転期間	-	
2 . 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 97 条 燃料の取替等	-	

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	3 . 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	4 . 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、 燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 13-06198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	5 . 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	6 . 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	7 . 運転期間が 1 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	8 . 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1 . 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条 第 8 条	原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会	- 有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1 . 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 105 条の 2 添付 4	管理区域の設定・解除 管理区域図（第 105 条の 2 および第 106 条関連）	- -
	2 . 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 106 条 添付 4	管理区域内における区域区分 管理区域図（第 105 条の 2 および第 106 条関連）	- -
	3 . 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条	管理区域内における特別措置	-
	4 . 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	-
	5 . 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	-
	6 . 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 109 条	管理区域出入者の遵守事項	-
	7 . 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 116 条 第 117 条	管理区域外等への搬出および運搬 発電所外への運搬	- -
	8 . 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 110 条 添付 5	保全区域 保全区域図（第 110 条関連）	- -
	9 . 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 111 条	周辺監視区域	-
	10 . 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 118 条	請負会社の放射線防護	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第 119 条	頻度の定義	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1 . 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	-
	2 . これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもののが定められている場合は、施設全体の管理方法の一部として、第 12 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 102 条	放射性気体廃棄物の管理	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1 . 放射線業務従事者が受けける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 112 条	放射線業務従事者の線量管理等	-
	2 . 國際放射線防護委員会（I C R P）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「A L A R A」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けける線量を管理することが定められていること。	第 2 条	基本方針	-
	3 . 実用炉規則第 78 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 105 条	放射線管理に係る基本方針	-
	4 . 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 113 条	床・壁等の除染	-
	5 . 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 114 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	6 . 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	7 . 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 117 条	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	-
	8 . 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1))）を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 100 条の 3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
	9 . 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 104 条	頻度の定義	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1 . 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 105 条の 2	管理区域の設定・解除	-
	2 . 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 106 条	管理区域内における区域区分	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 13 号【核】	1 . 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置そ	第 109 条	管理区域出入者の遵守事項	-
		第 113 条	床・壁等の除染	-
		第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、第 16 号関連】
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 14 号【核】	1 . 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 103 条	放出管理用計測器の管理	-
	2 . 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 115 条	放射線計測器類の管理	-
		第 94 条	新燃料の運搬	-
		第 95 条	新燃料の貯蔵	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	の他の保安のために講すべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 98 条 第 99 条	使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬
	2 . 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められているよい。	第 94 条 第 99 条	新燃料の運搬 使用済燃料の運搬
	3 . 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行なった上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条	燃料の取替等
	1 . 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理
	2 . 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 100 条の 2 第 100 条の 5	放射性固体廃棄物の管理 輸入廃棄物の管理
	3 . 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 11 号及び第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められているよい。	第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理
	4 . 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理
	5 . 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条	放射性気体廃棄物の管理
	6 . 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 114 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング
	7 . A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 2 条 第 100 条 第 104 条	基本方針 放射性廃棄物管理に係る基本方針 頻度の定義
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号【放射性廃棄物の廃棄】	1 . 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 121 条 第 122 条 第 123 条	原子力防災組織 原子力防災要員 原子力防災資機材等の整備
	2 . 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条	原子力防災資機材等の整備
	3 . 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 124 条 第 126 条	通報経路 通報
	4 . 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災組織
	5 . 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 127 条 第 128 条 第 129 条	原子力防災体制等の発令 応急措置 緊急時における活動
	6 . 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 122 条の 2	緊急作業従事者の選定
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号【非常の場合に講すべき措置】	7 . 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条	原子力防災組織
	8 . 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 124 条 第 126 条	通報経路 通報
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号【緊急時体制】	9 . 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災組織
	10 . 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 122 条の 2	緊急作業従事者の選定

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	7 . 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講すべき処置に關し、適切な内容が定められていること。	第 129 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	-
	8 . 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 130 条	原子力防災体制等の解除	-
	9 . 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 125 条	原子力防災訓練	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 16 号 【設計想定事象等 に係る発電用原子 炉施設の保全に關 する措置】	1 . 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	-	[以下参照]	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関するこ と。	第 18 条 添付 2	火災発生時の体制の整備 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連)	- 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ関連】
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火 山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能 を維持するための対策に關すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電 源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維 持するための対策に關すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源 が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための 対策に關すること。	第 18 条の 2 の 2 添付 2	火山影響等発生時の体 制の整備 火災、内部溢水、火山 影響等、自然災害およ び有毒ガス発生時の対 応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連)	- 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ関連】
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化 及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故 等」という。） 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するた めの対策に關すること。 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止す るためにの対策に關すること。 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する 燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい 損傷を防止するための対策に關すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによるもの）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記からまでの対 策に關することを含む。）に關すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に關すること。	第 13 条 第 18 条の 5 添付 3	運転員等の確保 重大事故等発生時の体 制の整備 重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	- 有 有
	二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他の テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大 規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合に おける消火活動に關すること。 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するた めの対策に關すること。 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和す るためにの対策に關すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保 するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対 策に關すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するた めの対策に關すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特 定重大事故等対処施設を用いた対策に關すること。	第 13 条 第 18 条の 6 添付 3	運転員等の確保 大規模損壊発生時の体 制の整備 重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施 基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	- - 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、第 16 号関連】
	(2)(1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊 発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ 次に掲げるとおりとすること。	-	[以下参照]	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無	
イ 重大事故等発生時	<p>許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（に 関するものを除く。）については記載を要しない。</p>	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	
ロ 大規模損壊発生時	定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に關すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	-	
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	-	
第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	-		
第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	-		
第 18 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-		
第 18 条の 4	資機材等の整備	-		
第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、第 16 号関連】		
第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	-		
添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ関連】		
添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ】		
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、第 16 号関連】	
2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 133 条	記録	-
	2. 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理に関するこ（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 133 条	品質マネジメントシステム計画	-
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定め	第 134 条	報告	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	られていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	有
	4 . 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確實に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告	-
	5 . 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1 . 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1912257 号 - 7 (令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。	第 14 条	巡視点検	-
		第 120 条	施設管理計画	-
		第 120 条の 2	設計管理	-
		第 120 条の 3	作業管理	-
	2 . 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 120 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	-
	3 . 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付 6	長期施設管理方針	-
	4 . 実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	-	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	-
	5 . 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付 6	長期施設管理方針	-
	6 . 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 120 条の 4	使用前事業者検査の実施	-
		第 120 条の 5	定期事業者検査の実施	-
	7 . 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 96 条	燃料の検査	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1 . プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共に、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1 . 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	2 . 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 21 号 【その他必要な事項】	1 . 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	-
	2 . 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的	-

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目	説明内容
関連する実用炉規則	「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。 「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。
保安規定審査基準	「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する 「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。
記載すべき内容	「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
第92条(保安規定) 第1項 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けるうどする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	(原子炉主任技術者の職務等) 監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に從事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のため行う指示に従つること)について適切に示す。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行つ上で必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合	各条文にて追加された1号及び2号の原子炉主任技術者の確認項目について表に追加する。 (1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者(所長を含む)以下、本条において同じ。)(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に依り確認する。 (3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。 (4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。	安全管理通達 ・各条文にて追加された1号及び2号の原子炉主任技術者の確認項目について反映する。
四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。 五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行つ上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に從事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のため行う指示に従つること)について適切に示す。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行つ上で必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	(原子炉主任技術者の職務等) 監督の責務を十分に果たすため、原子炉等において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に從事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のため行う指示に従つること)について適切に示す。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行つ上で必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	各条文にて追加された1号及び2号の原子炉主任技術者の確認項目について表に追加する。 (1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者(所長を含む)以下、本条において同じ。)(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に依り確認する。 (3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。 (4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。	安全管理通達 ・各条文にて追加された1号及び2号の原子炉主任技術者の確認項目について反映する。
六 ポイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務及びその内容並びにポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行つ上で必要な権限及び組織上の位置付けに関すること。				

表10-1

条文	内容
第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画
第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界
第32条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および軸方向中性子束出力偏差の目標範囲
第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第72条(燃料取扱建屋空気淨化系)	照射終了後の所定期間
第93条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動
第95条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画
第97条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料荷実施計画

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
				第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画 第2項に定める燃料移動の実施計画 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管轄区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画 請負会社従業員への保安教育実施計画		

表10-2

条文	内容
第18条（火災発生時の体制の整備） 第18条の2（内部溢流水発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果 内部溢流水が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第18条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果
第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果
第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第85条（重大事故等対応設備）	要求される代替措置の確認
第88条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第89条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第91条（異常時の基本的な対応）	第11項に定める必要的な運転上の制限外から復帰していると判断した場合 異常が発生した場合の原因調査および対応措置
第92条（異常時の措置）	異常の収束
第134条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」といふ。）第87条第9号に定める事象が生じた場合） 第91条に定める異常が発生した場合 放射性液体廢棄物または放射性気体廢棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合

表10-3

1. 運転日誌等	記録項目
(1) 热出力	
(2) 炉心の中性子束密度	
(3) 炉心の温度	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
			(4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果 4. 引継日誌 5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線 しゃへい物の削壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射生物 質の1週間にについての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の 表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その 状況 6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排水口または排水管設備および排水口または排水監視設 備における放射性物質の1日間および3月間にについての平均濃度 (2) 廃棄施設に陸揚した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放 射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的 に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所 および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方 法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使 用した容器の種類ならびにその運搬の経路	7. 原子炉施設の巡視または点検の結果 8. 保安教育の実施報告書	(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 【実用炉規則第32条第1項第8号ホ】にて整理】 (原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 【実用炉規則第32条第1項第8号ホ】にて整理】 4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の 責務を十分に果たすことができるようにするために、電気事業法第4 3条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその 内容について適切に定められること。また、電気主任技術者及び ボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
ハ 発電用原子炉施設の運転に関するもの あつて、次に掲げるもの	必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互に職務について情報と共有し、意思疎通を図ることが定められていること。 【実用炉規則第92条第1項第8号ホにて整理】 第 10 条 【実用炉規則第92条第1項第4号、第17号にて整理】	（原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第1項第8号ホにて整理】 第 10 条 【実用炉規則第92条第1項第4号、第17号にて整理】			
イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること （第五十号に掲げるものを除く。）。	（運転管理に関する社内標準の作成） 1. 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	（運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記） 1. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 （1）原子炉の起動および停止操作に関する事項 （2）巡回点検に関する事項 （3）異常時の措置に関する事項 （4）警報発生時の措置に関する事項 （5）原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 （6）定期的に実施するサーベイランスに関する事項 （7）誤操作の防止に関する事項 （8）火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制の整備に関する事項 （9）重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項	第4章 運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記 ・ 設置変更許可申請書で前回提出した運転管理事項の反映 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料 - 3 参照	運転管理通達 ・ 第4章 運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記 ・ 設置変更許可申請書で前回提出した運転管理事項の反映 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料 - 3 参照	1号及び2号に対する誤操作の防止に関する事項について記載する。 1号及び2号に対する「火災、内部溢水発生時及びその他の自然災害発生時の体制の整備及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>まどめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡することともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ、保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理通達 	1号及び2号に対して重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動について記載する。
		<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に関する実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）</p> <p>1：有毒ガス発生時に使う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ、保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ、保安規定に反映する。 	
		<p>7 有毒ガス</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員および緊急時対策で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7・1項から7・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画にに基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	
		<p>7・1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	
		<p>7・2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護員の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 所長室長は、第13・1条および第13・2条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	
		<p>7・3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		7・4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a・有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課(室)長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「固定源」という。)に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課(室)長は、発電所敷地内外および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を緩減することを期待する場所(以下、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。	7・4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a・有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課(室)長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「固定源」という。)に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課(室)長は、発電所敷地内外および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を緩減することを期待する場所(以下、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		7・5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、7・1項から7・4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。	7・5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、7・1項から7・4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および關係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 .原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時ににおける原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最先に行うことなどを任務とする。</p> <p>4 .安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各旨を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 ・ 運転管理通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号及び2号に対して重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」といっ う。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原 子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を 得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長お よび原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措 置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援 等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに 必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5・各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の 方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施 設の保全のための活動を行う体制の整備として、次 の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあ たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模 損壊に対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事 故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配 慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷 を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の 破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピット に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時にお ける燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスから運転員等の防護に關 すること。</p> <p>6・各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事 故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活 動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5 項の手順を遵守させる。</p> <p>7・各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取り まとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果 に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告 する。安全・防災室長は、第4項に定める事項につ いて定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基 づき必要な措置を講じる。</p> <p>8・原子力安全管理部門活動は、第1項の方針に基づき、 本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備と して、次の各号を含む計画を策定する。また、計画 は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対 応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担お よび責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配 備に関すること。</p> <p>9・原子力安全管理部門活動は、第8項の計画に基づき、 本店が行う支援に関する活動を行うために必要な</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>体制の整備を実施する。</p> <p>10.原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>1:重大事故等対処設備を設置もしくは改修する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合には、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。 添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連））</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。 (中略)</p> <p>ケ 安全・防災室長および労働衛生課は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行ふことができるよう、運転員（当直員）緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするための手順および体制を社内標準に定める。 (7) 定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設蓄積の実施により、運転員（当直員）緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長および労働衛生課は、可動源に対して、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行ふことができるよう立会いの随行、通信連絡手段による連絡、<u>中央制御室換気設備（1号炉および2号炉）</u>および緊急時対策所換気設備の隔壁防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(9) 安全・防災室長および労働衛生課は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行ふことなどならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行ふことができるよう手順および体制を社内</p>			<p>1号及び2号に対する原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p> <p>・ 1号及び2号に対する原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p> <p>・ 運転管理通報</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
水 発電用原子炉施設の運転の安全審査に 関すること。	(I) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信網絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。 (II) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行った点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で記載する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。 (以下略)	(I) 標準に定める。 (II) 常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行った点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で記載する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。 (以下略)		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号水 【発電用原子炉施設の運転の安全 審査】 1. 発電用原子炉施設の保安に関する 重要事項及び発電用原子炉施設の保 安運営に関する重要な事項を審議する 委員会の設置構成及び審議事項につ いて定められていること。	(原)子力発電安全運営委員会 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、運営委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の養成入員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部給水発生時、その他自然災害および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項	・ 設置変更許可申請書で前 提とした運転管理事項の 反映 ・ 第4章「運転管理に新規追 加された第10条開運に関する事項の追記	・ 内部コミュニケーション通達	・ 1号及び2号に対して「運転管理に 関する社内標準の制定及び改正」 の項目に「誤操作防止に関する事 項」、「火災、内部給水発生時 びその他自然災害発生時の体制 の整備に関する事項」及び「重大 事故等及び大規模損壊発生時の 体制の整備に関する事項」を記載 する。
十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び 放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去 に関すること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】 9. 汚染拡大防止のための放射線防護 上、必要な措置が定められている 添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実 施基準(第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)		【以下、省略】	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	こと。	実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ、第16号 理】		
		1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災、可燃物の管理、消防吏員への通報、消防又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	【以下参照】		
				添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） 【実用炉規則第92条第8号イ～ハ】にて整理】	
		口 火山現象による影響（影響が発生するおそれを持む。以下「火山影響等」という。）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） 【実用炉規則第92条第8号イ～ハ】にて整理】		
		ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時のみ）に重大事象変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故」といふ。）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社員は、重大事故に至るおそれがある事故（運転時のみ）に重大事象変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故」といふ。）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。	・ 1号及び2号に対して重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>事故以下「重大事故等」という。)重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>重大事故等発生時における使用燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>重大事故等発生時における原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記)から、までの対策に関するることを含む。)に関すること。</p> <p>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最も効率的に行うこととする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。(また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための教育訓練(以下、「成立性的確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性的確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性的確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事</p>		る。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>改等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8 原子力安全部門統括は、第11項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>1 : 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員(当直員)緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入ることまでに実施する。</p> <p>添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連))</p> <p>1 . 3 手順書の整備</p> <p>・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>1号及び2号に対して重大事故発生時に原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対応に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。 (中略)	ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。 (フ) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防護措置等の運用管理および防護堤等の施設管理の実施により、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対応に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。 (中略)	社内規定文書

添付3 重大事故等および大規模損壊に対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)
二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテ

(イ) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を感知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信联络設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。

(オ) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行った点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。
(以下略)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
ロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)	【実用炉規則第92条第1項第8号イ~ハ、第16号】にて整備する場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時ににおける炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (4)必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、泡沫剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	【実用炉規則第92条第1項第8号イ~ハ、第16号】にて整備する場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (4)必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、泡沫剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	【(1)に同じ】	社内規定文書
十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもの)が発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。	【実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】】 3.発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	【(1)に同じ】	【(1)に同じ】	該当規定文書 記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>は、運転に從事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3 原子炉施設の運転に從事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラーナー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>は、運転に從事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3 原子炉施設の運転に從事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラーナー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>新規制基準を踏まえて「各条文にて1号及び2号原子炉主任技術者に報告、確認を求める事項」を反映する。</p>

表10-1

条文	内容
第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画
第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界
第32条(輪方向中性子束出力偏差)	輪方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第72条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間
第93条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動
第95条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画
第97条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画
第98条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画
第105条の2(管理区域の設定・解除)	第5項に定める取替や心の安全性評価の結果
第131条(所員への保安教育)	第6項に定める燃料移動の実施計画
第132条(講員会社従業員への保安教育)	第7項に定める一時的な管理区域の設定・解除
	所員への保安教育実施計画
	講員会社従業員への保安教育実施計画

表10-2

条文	内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
第18条(火災発生時の体制の整備)	内部溢流水が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の2(内部溢流水発生時の体制の整備)	内部溢流水が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波、竜巻および火山(降灰)等が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波、竜巻および火山(降灰)等が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第18条の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果
第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第4項に定める成立性の確認訓練の結果
第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果
要求される代替措置の確認	要求される代替措置の確認	要求される代替措置の確認	要求される代替措置の確認
第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合
第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第2項に定める必要な安全措置	第2項に定める必要な安全措置	第2項に定める必要な安全措置	第2項に定める必要な安全措置
第11項に定めた場合	第11項に定めた場合	第11項に定めた場合	第11項に定めた場合
異常が発生した場合の原因調査および対応措置	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	異常が発生した場合の原因調査および対応措置
異常の収束	異常の収束	異常の収束	異常の収束
第134条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」といふ。)第87条第9号に定める事象が生じた場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」といふ。)第87条第9号に定める事象が生じた場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」といふ。)第87条第9号に定める事象が生じた場合)
第91条(異常時の措置)	第91条に定める異常が発生した場合放射性液体廢棄物または放射性気体廢棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第91条に定める異常が発生した場合放射性液体廢棄物または放射性気体廢棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第91条に定める異常が発生した場合放射性液体廢棄物または放射性気体廢棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
第134条(報告)	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合
表10-3	記録項目	記録項目	記録項目
1.運転日誌等	(1)熱出力 (2)炉心の中性子束密度 (3)炉心の温度 (4)冷却材入口温度 (5)冷却材出口温度 (6)冷却材圧力 (7)冷却材流量 (8)制御棒位置 (9)再結合装置内の温度 (10)原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	記録項目	記録項目
2.燃料に係る記録			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		(1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払い出し時ににおける放射能の量			
3 .点検報告書					
	(1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果				
4 .引継日誌					
5 .放射線管理に係る記録		(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線 しゃへい物の測定における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1時間の曝露当量、空気中の放射生物 質の1週間にについての平均濃度および放射性生物質によって汚染された物の 表面の放射生物質の密度 (3) 放射性生物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その 状況			
6 .放射性廃棄物管理に係る記録		(1) 放射性廃棄物の排気口または排水口および排水設備および排水監視設 備における放射性生物質の1日間および3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放 射性生物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に含めると一体的に固形化し た場合に当該容器の封入し、または容器と一緒にその廃棄の場所 および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固形化した場合には、その方 法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使 用了容器の種類ならびにその重量の経路			
7 .原子炉施設の巡視または点検の結果					
8 .保安教育の実施報告書					

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

【有毒ガス】

目 次

- 1 . 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
- 2 . 保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3 . 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

上述の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。

保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。

設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 【本文】	<p>「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。</p> <p>○「<u>下線</u>」により、設置変更許可申請書における変更申請箇所を明確にする。</p> <p>「青字」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「緑字」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。</p>
設置変更許可申請書 【添付書類】	<p>「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。</p> <p>○「<u>下線</u>」により、変更申請箇所を明確にする。</p> <p>「青字」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「緑字」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。</p>
原子炉施設保安規定	記載すべき内容
	<p>「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。</p> <p>また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>○「赤字」により、保安規定変更箇所を明確にする。</p> <p>「<u>青下線</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</p>
社内規定文書	記載の考え方
	<p>保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>保安規定及び社内規定文書(2次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
	該当規定文書
	<p>該当する社内規定文書(2次文書)を記載する。</p> <p>「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</p> <p>「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。</p>
	記載内容の概要
	関連する社内規定文書(2次文書)の具体的な記載内容を記載する。

3 . 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	
(1)	本文五号 + 添付書類八（6.10 制御室）
(2)	本文五号 + 添付書類八（10.10 緊急時対策所）
(3)	本文十号 + 添付書類十（5.1 重大事故等対策）

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定	
口、発電用原子炉施設の一般構造	R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書 記載内容の概要
<p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、 (2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(i) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性能を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及びAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なバラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損傷又は故障その他の異常が発生した場合には原子炉施設の安全を確保するための措置をとるために、從事者が支障なく中央制御室に入ることができるようになりますとともに、中央制御室内にどこまでも必要な操作、措置を行ふことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管</p>	<p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6.10 制御室</p> <p>6.10.1 通常運転時等</p> <p>6.10.1.2 中央制御室</p> <p>中央制御室及び中央制御盤は、以下の方針を満足するように設計する。</p> <p>(1) 原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な計測制御装置を、中央制御盤上で集中監視及び制御が行えるように設計する。</p> <p>(2) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については人間工学的な操作性を考慮して設計する。また、中央制御室にて同時にどちらわれる環境条件（地震、内部火災、外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、陛下火碎物並びに有毒ガス）を想定しても安全施設を容易に操作することができるよう設計する。</p> <p>(3) 原子炉施設に影響を及ぼす可能 性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握することができる設計とする。</p> <p>(4) 実用活用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を満足するよう に、1次冷却系統に係る原子炉施設の損傷又は故障その他の異常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対応能力が著しく低下しないよ うするところに、運転員の温度の 放射線被ばくも考慮することで、従事者が支障なく中央制御室に入ることとも、一定期間中央制御室内外にどこまでも必要な操作及び措置をとることができる設計とする。(5) 中央制御室は、必要な運転コンソールについては個別に設置し、共用により運転操作</p>				

(1) 本文五号 + 添付書類ハ (6.10 制御室)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可			記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
されるいる有毒ガスを発生させ るおそれのある有毒化学物質 (以下「可動源」という。)そ れぞれに対して有毒ガスが発生 した場合の影響評価(以下「有 毒ガス防護に係る影響評価」と いふ。)を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価 に当たっては、有毒ガスが大気 中に多量に放出されるかの観点 から有毒化学物質の性状、貯蔵 状況等を踏まえ、固定源及び可 動源を特定する。また、固定源 の有毒ガス影響を軽減すること を期待する防護堤等は、現場の 設置状況を踏まえ、評価条件を 設定する。	作に支障をきたさないよう設計 する。また、中央制御室は同一ス ペースを共用することにより、ブ ランチの状況や運転員の対応状 況等の情報を持続的な運転管理を図 ることができるよう居住性にも 配慮した上で、安全性が向上する 設計とする。	(6) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素 濃度が活動に支障がない範囲に あることを把握できるように酸 素濃度計及び二酸化炭素濃度計 を保管する設計とする。					
固定源に対する評価は、運転量の 吸気中の有毒ガス濃度の評価結 果が、有毒ガス防護のための判 断基準値を下回るよう設計す る。可動源に対しては、中央制 御室換気設備の隔壁等の対策に より運転員を防護できる設計と する。	有毒ガス防護に係る影響評価 において、有毒ガス影響を軽減 することを期待する防護堤等 は、必要に応じて保守管理及び 運用管理を適切に実施する。	また、中央制御室及びこれに 連絡する通路並びに運転員その 他の従事者が中央制御室に出入 りするための区域は、運転員が 過度の被ばくを受けないよう施 設し、運転員の勤務形態を考慮 し、事故後30日間において、運 転員が中央制御室に入り、どこ までも、中央制御室遮蔽部を透 過する放射線による線量、中央 制御室に侵入した外気による線 量及び入退城時の線量が、中央 制御室換気設備等の機能とあい まつて、「実用発電用原子炉及 びその附属施設の技術基準に開 する規則」及び「実用発電用原 子炉及びその附属施設の技術基 準に開する規則の解釈」に示さ れる100mSvを下回るように遮蔽 を設ける。また、気体状の放射 性物質及び中央制御室外の火災 により発生する有毒ガスに対する 換気空調設備の隔離その他の	[6.10.1.2.3 手順等 にて整理]				

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

設置変更新可申請書(本文) R02.01.29 許可		設置変更新可申請書(添付書類) R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
過刈に防護するための設備を設ける設計とする。 また、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故対処設備を設置及び保管する。		ヘ・計測制御系統施設の構造及び設備 (5) その他の主要な事項 () 中央制御室		6.10.1.2.2 主要設備 (1) 中央制御盤		該当規定文書 記載の考え方	
		<p>中央制御盤は、原子炉制御設備、プロセス計装設備、原子炉保護設備、工学的安全施設、タービン設備、電気設備等の計測制御装置を設けた運転コントール(安全系 VDU、監視操作 VDU、警報 VDU 及びビードスイッチ)等で構成し、原子炉施設の通常運転時、運転台時の異常な過渡変化等に対する設計基準事故時の対応に必要な盤面機器及び盤面表示(操作器、指示計、警報)を運転員の操作性を考慮して設置する。なお、中央制御盤は盤面表示(操作器、指示計、警報)をシステムごとにグリーフ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコード化(色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別)等を行なうことで、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおける運転員の誤操作の防止及び操作が容易にできるものとする。</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。常な状態により中央制御室から原子炉施設への場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に抑制し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気空調設備の隔壁その他の箇切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>1 次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室内に入ることができるよう、従事者が支障なく中央制御室に入ることにより必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の全機能が損なわれるところがない</p>					
				<p>(2) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置し、1 次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室内に入るこことができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多量化することともに、中央制御室内にことなり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の全機能が損なわれるところがない</p>			

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

設置変更許可申請書(本文)		設置変更許可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
設置変更許可申請書(本文)	R02.01.29 許可	設置変更許可申請書(添付書類)	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書
そのために、固定源及び可動源をそれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	計画とする。	そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成29年4月5日原規技第1704052号原子力規制委員会決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	有毒ガス防護に係る影響評価に係り、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯藏状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の吸収液は等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	a . 有毒ガス防護の確認に関する手帳 b . 固定源に対する影響評価結果は、固定源の吸収液は等が損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される象徴を想定し、運転員の吸収液中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。	添付2 7 有毒ガス 7・4手順書の整備 a . 有毒ガス防護の確認に関する手帳 (a) 各課(室)長は、労働安全衛生法に基づく有効性の見直しが行われる「固定源」という。(b) 各課(室)の実施により、運転員等の吸収液中の有毒ガス濃度を測定する。また、固定源の吸収液は等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、設置許可で約束した個別の運用事項を規定する。 ○ 固定源に対する影響を基準以下下することについて、既存の固定源に対しても、防護策等の運用管理で担保し、将来生じ得る固定源については、有毒化学物質の確認、影響評価、防護措置の実施により担保する。	運転管理通達(既存) 3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定める。
固定源に対しては、運転員の吸収液中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。	可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる設計とする。	固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される象徴を想定し、運転員の吸収液中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。	各課(室)長は、労働安全衛生法に基づく有効性の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸収液中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。	c . 施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する場所等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。	可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔壁、防護具の着用等により運転員	[6.10.1.2.3 手順等] にて整理]	

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

設置変更許可申請書(本文) R02-01-29 許可	設置変更許可申請書(添付書類) R02-01-29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される規則の解釈」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	中央制御室遮蔽は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	中央制御室遮蔽は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。
また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	中央制御室遮蔽は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。	中央制御室遮蔽は、運転員が高度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間にわいて、運転員が中央制御室に入り、どこまでも、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に入射した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、及び「実用券電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に示される100mSvを下回るようには遮蔽を設ける。

(1) 本文五号 + 添付書類ハ(6.10 制御室)

設置変更新可申請書(本文)		設置変更新可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	
重大事故等対処設備(居住性の確保)として、重大事故等時ににおいて中央制御室換気設備は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環ファン非常に中央制御室非常用循環ファン非常に循環ファンからの連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。	となる理由により有意な可能性をもつて同時に内部火災、外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火球物並びに有害ガス、)を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができるものとする。	また、現場操作が必要な添付書類十の設計基準事故(蒸気発生器伝熱管破裂)時の操作場所である主系気管ヘッダ室及び詰詰基準事故(原子炉冷却材喪失)時の操作場所である原子炉冷却材喪失時水設備トレーン分離箇所においても、環境条件中地盤、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火球物)を想定しても容易に操作ができるとともに、環境条件中地盤、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火球物)を想定しても容易に操作ができるとともに、操作に必要な照明(アクセスルート上の照明を含む。)は、内蔵の蓄電池から給電により外部電源喪失時ににおいても点灯を継続する。さらに、他の安全施設の操作等についても、プラントの安全上重要な機能に障害をきたすおそれのある機器や外部環境等に影響を与えるおそれのある現場弁等に対して、色分けによる識別管理及び施錠管理により誤操作を防止する。	想定される環境条件及びその措置は以下のとおり。	(地震)	中央制御室及び中央制御盤は、原子炉補助建屋(耐震Sクラス)内に設置し、基準地震動による地盤力に対し必要な機能が喪失しないものとする。また、運転員用コンソールに手置きを設置し、地震発生時ににおける運転員の安全確保及び運転コンソールの操作器への誤接触を防止することともに天井照明設備には落下防止装置を講じる。(内部火災)	中央制御室に消火器を設置するとともに、火災が発生した場合の運転員の対応を規定類に定め、運転員による速やかな消火を行うことである。	

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

(文) 設置変更許可申請書（添付書類） B02 01 29 許可

設置変更証証書（本文）		該当規定文書	記載内容の概要
設置変更証証書（添付書類）	該当規定文書（添付書類）	記載の考え方	該当規定文書
R02-01-29 許可 果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーべイを行ふ区画に隣接して設けることができるよう考慮する。 中央制御室換気設備及び可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時に加えて、全交流動力電源喪失時ににおいても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室内にどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備：放射性物質の濃度低減）を設ける。 重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニユラス循環排気ファンは、原子炉格納容器からアニユラスへ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、アニユラス循環排気フィルタユニットを介して放射性物質を低減せた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。アニユラス循環排気ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、A系アニユラス循環排気系の弁は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで制御用空気設備の窒素ボンベ（アニユラス循環排気弁等作動用）により開閉操作できる設計とする。	R02-01-29 許可 運転操作に影響を与えることなく、安全系統内で火災が発生した場合には、盤内の煙感知器により火災を感じし、常駐する運転員が消火器による消火を行うことを規定類に定めることで速やかな消火を可能とし、容易に操作することができる設計とする。なお、念のため、安全系統VDU盤に隣接する盤についても、火災を早期に感知するため、煙感知器を設置する。 (内部溢流水)	運転操作に必要な照明は、地震時に溢水源となる機器を設けない設計とする。なお、中央制御室周りの消防についてには、中央制御室に影響を及ぼさない消火方法とすることにより、溢水による影響を与えず、中央制御室にて容易に操作することができるとする。 (外部電源喪失)	運転操作に必要な照明は、地震時に溢水・風（台風）・積雪・落雷、外部火災・降下火砕物に伴い外部電源が喪失した場合には、ディーゼル発電機が起動することにより操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作できるものとする。また、全交流電源喪失時から重大事故のために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間においても、蓄電池内蔵の照明設備により運転操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作できるものとする。 (ばい煙等による中央制御室環境の悪化)

(1) 本文五号 + 添付書類八(6.10 制御室)

設置変更新可申請書(本文)		設置変更新可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	記載内容の概要
に、他方の号炉のプラント監視機能 が喪失しない設計とする。 中央制御室遮蔽は、「チ・ (1)(iii)遮蔽設備」に記載する。 中央制御室換気設備は、「チ・ (1)(iv)換気設備」に記載する。 (1)(iv)アニユラス空気再循環設備 「チ・(4)アニユラス空気再循環 環境設備」に記載する。 (2)(iv)代電電源設備に記載す る。酸素濃度計(1号及び2号炉共用) 二酸化炭素濃度計(1号及び2号 炉共用)個数1(予備2) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度 計は、設置基準事例及び重大事故 等時ともに使用する。	設計とする。	なお、原子炉施設外の状況を 把握するため、以下の設備を設置す る。 a.監視カメラ 想定される自然現象等(地震、津 波、洪水、風(台風)、竜巻通過後の 設備周辺における飛散状況、降水、 積雪、落雷、地すべり、降下火碎物、 火災、飛来物)に加え、発電所構内の 状況(海潮、山側)を昼夜にわたり 把握するため、屋外に監視機能等 を持つ監視カメラを設置する。 b.気象観測設備等 津波、風(台風)、竜巻等による 発電所構内の状況の把握に有効な パラメータ(潮流、風向・風速等) を入手するために、気象観測設備等 を設置する。 c. FAX等 公的機関からの地震、津波、竜 巻、雷雨、降雨水報、天気図、台風 情報等を入手するために、中央制御 室にFAX、テレビ等を設置する。				○ 有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動のうち、 設置許可で約束した個別 の運用事項を規定する。	・運転管理通達(2次文書)に紐づく 3次文書において、有毒ガス発生時 の体制の整備に係る計画策定とし て、社内標準を作成し、具体的な活動 を定める。
[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型照明(SA)(1号及び2 号炉共用)個数11(予備1)		6.10.1.2.3 手順等 (1)手順に基づき、酸素濃度計及び 二酸化炭素濃度計により、中央 制御室内の酸素濃度、二酸化炭 素濃度を測定する。 (2)手順に基づき、監視カメラ及び 気象観測設備等により原子炉施 設の外の状況を把握することも に、FAX等により公的機関か ら必要な情報入手する。 (3)監視カメラ、気象観測設備等に 要求される機能を維持するた め、適切な保守管理を実施する とともに、故障時ににおいては補 修を行ふ。 (4)酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 等の保守管理及び運転に関する 教育を行う。	添付2 7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a)各課(室)長は、可動原に対して、立会人の随行、通信連 絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および 2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)お よび緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならび に終息活動等の対策を実施する。	添付2 7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a)各課(室)長は、可動原に対して、立会人の随行、通信連 絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および 2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)お よび緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならび に終息活動等の対策を実施する。	運転管理通達(既存)		

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
設置変更新可申請書（本文）	R02.01.29 許可	設置変更新可申請書（添付書類）	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
□、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 () 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、 (2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。 a. 設計基準対策所	10. その他発電用原子炉の附屬施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 1次令和系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所に設置する。 (ac) 緊急時対策所 原子炉施設には、1次令和系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行つ要員に及ぼす影響により重大事故等に対処するために必要な指示を行つ要員の処理能力を著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわることがない設計とする。 そのために、固定源及び可動源に係る影響評価値を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価値に係る影響評価値に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯藏状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	10. その他発電用原子炉の附屬施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 1次令和系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行つ要員に及ぼす影響により重大事故等に対処するために必要な指示を行つ要員の処理能力を著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわることがない設計とする。 そのために、固定源及び可動源に係る影響評価値を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価値に係る影響評価値に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯藏状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	[10.10.1.2 設計方針 にて整理]				

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（添付書類）	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
設置変更許可申請書（本文）	R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
を行ふ要員がどこまることがで きるよう、適切な措置を講じる。 また、必要な情報を把握できる設 備及び発電所内外の通信連絡を する必要のある場所と通信連絡を を行うために必要な設備を設け るとともに、重大事故等に対処す るために必要な数の要員を収容 できる設計とする。	常等に対するために必要な情報 を中央制御室内の運転員を介さず に正確かつ速やかに把握できる設 備として、安全パラメータ表示シ ステム（S P D S）、安全パラメー タ伝送システム及びS P D S表示 装置を設置する設計とする。ま た、発電所内の關係要員への指示 及び発電所外関係箇所との通信連 絡を行つたために必要な設備とし て、衛星電話、緊急時衛星通報シ ステム、携行型通話装置、統合原 子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備、運動指令設備、電 力保安通信用電話設備、加入電 話、加入ファクシミリ、無線通話 装置及び社内T V会議システムを 設置又は保管する設計とする。 また、室内の酸素濃度及び二酸 化炭素濃度が活動に支障がない範 囲にあることを把握できるよう、 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 を保管する。 緊急時対策所（緊急時対策所建屋 内）は、有毒ガスが重大事故等に対 処するために必要な指示を行つ要 員に及ぼす影響により、当該要員の 対処能力が著しく低下しないよう、 当該要員が緊急時対策所（緊急時対 策所建屋内）内にことなり、事故対 策に必要な各種の指示、操作を行ふ ことができる設計とする。	10.10.1.2 設計方針 緊急時対策所（緊急時対策所建 屋内）は以下のとおりの設計とす る。 (1) 1次冷却系統に係る原子炉施 設の損壊その他の異常が発生し た場合に適切な措置をとるため、 緊急時対策所（緊急時対策所建屋 内）は1号炉及び2号炉及び3 号炉及び4号炉中央制御室以外 の場所に設置する。 (2) 1次冷却系統に係る原子炉施 設の損壊その他の異常に対処す るために必要な指示ができるよ う、異常等に対処するためには必 要な情報を把握できる設備を設置 する設計とする。 (3) 発電所内外の通信連絡をする 必要のある場所と通信連絡を行 うために必要な設備を設置又は 保管する設計とする。	10.10.1.2 設計方針 緊急時対策所（緊急時対策所建 屋内）は以下のとおりの設計とす る。 (1) 1次冷却系統に係る原子炉施 設の損壊その他の異常が発生し た場合に適切な措置をとるため、 緊急時対策所（緊急時対策所建屋 内）は1号炉及び2号炉及び3 号炉及び4号炉中央制御室以外 の場所に設置する。 (2) 1次冷却系統に係る原子炉施 設の損壊その他の異常に対処す るために必要な指示ができるよ う、異常等に対処するためには必 要な情報を把握できる設備を設置 する設計とする。 (3) 発電所内外の通信連絡をする 必要のある場所と通信連絡を行 うために必要な設備を設置又は 保管する設計とする。			
又.その他発電用原子炉の附属施設の 構造及び設備 (3) その他の主要な事項 () 緊急時対策所 () 1次冷却系統に係る原子炉施 設の損壊その他の異常が発生し た場合に適切な措置をとるため、 緊急時対策所（緊急時対策所建屋 内）は1号炉及び2号炉及び3 号炉及び4号炉中央制御室以外 の場所に設置する。						

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書(本文) R02.01.29許可		設置変更新可申請書(添付書類) R02.01.29許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 該当規定文書 記載内容の概要	
				記載の考え方		該当規定文書	
緊急時対策所 壁に有毒ガスが重大事故等に対処するためには、有毒ガス防護設備による影響評価を実施する。また、固定源の有毒ガス防護設備による影響評価を実施する。さらに、固定源の有毒ガス濃度が変動する場合、有毒ガス濃度の変動に対する警報装置を設置する。	(4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度計があることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するためには、必要な指示を行つ要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内にどまり事故対策に必要な各種の指示・操作を行つことができる設計とする。	そのため、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	① 有毒ガス評価評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減する防護堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	② 固定源に対する影響を基準値以下することについて、既存の固定源の運用管理・保守管理で担保し、将来発生し得る固定源については、有毒化学物質の見直しや、有毒ガスの見直しによる見直しを実施する。	③ 運転管理通達(2次文書)に組づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護設備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的活動を定める。	
固定源に対する重大事故等に対処するためには、有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護設備による影響評価結果と一致する。	固定源に対する重大事故等に対する要員の吸気中の有毒ガス濃度の判断基準値を下回るよう設計する。	固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質が漏出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される場合の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護設備を実施する。可動源の見直しの場合には、必要な有毒ガス防護設備を下回るよう設計する。	各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たに有毒化学物質および有毒ガス濃度の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合には、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護設備を実施する。	各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たに有毒化学物質および有毒ガス濃度の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合には、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護設備を実施する。	各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たに有毒化学物質および有毒ガス濃度の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合には、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護設備を実施する。	各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たに有毒化学物質および有毒ガス濃度の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合には、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護設備を実施する。	
可動源に対する緊急時対策設備の離離等の対策により重大事故等に対処する要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	可動源に対する緊急時対策設備による連絡、緊急時対策所換気設備の離離等に対処するためには、必要な指示を行う要員を防護する。	

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書(本文) R02.01.29許可		設置変更新可申請書(添付書類) R02.01.29許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
有毒ガス防護に係る影響評価 において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	有毒ガス防護に係る影響評価 において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	(c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所緊急時対策所運 屋内)は、重大事故等が発生した 場合においても、当該重大事故等 に対処するために必要な指示を 行う要員がどこまでもどこができる よう、適切な措置を講じた設計 とするとともに、重大事故等に対 処するために必要な情報等を把握 できる設備及び発電所内外の通 信連絡を行うためには、通信機器 を設置又は保管する設計とする。 また、重大事故等に対処する ために必要な数の要員を収容で きる設計とする。</p> <p>緊急時対策所緊急時対策所運 屋内)は、異常等に対処するため に必要な指示を行つたための要員 を收容できる設計とする。また、 異常等に対処するためには、必要な 情報を中央制御室内の運転員を 介さずに入力するためには、把握 できる設備として、安全パラメー タ表示システム(S P D S)、安 全パラメータ伝送システム及び S P D S表示装置を設置する設 計とする。また、発電所内の關係 要員への指示及び発電所外關係 箇所との通信連絡を行うために 必要な設備として、衛星電話、緊 急時衛星通報システム、携行型通 話装置、総合原子力防災ネットワ ークに接続する通信連絡設備、電 力保安通信用電話設備、加入電 話、加入ファクシミリ、無線通話 装置及び社内T VO会議システム を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所緊急時対策所運 屋内)は、重大事故等が発生した 場合においても、当該事故等に対 処するための適切な措置が講じ られるよう、その機能に係る設備 を含め、基準地盤動に対する地震 力に対し、機能を喪失しないよう にするとともに、基準津波の影響 を受けない設計とする。地震及び 津波に対しては、「口・(1)() 重大事故等対施設の耐震設</p>	<p>c . 施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>添付2 7 有毒ガス 7・4手順書の整備 b . 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動原に対し、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに経営活動等の対策を実施する。</p> <p>(c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>c . 施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>			

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
設置変更許可申請書（本文）	R02.01.29 許可	設置変更許可申請書（添付書類）	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書
計」、「口」、(2)「重大事故等に対する対策所」	基づく設計とする。また、緊急時対策所建屋内の機能に係る設備は、1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所緊急時対策所建屋内には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するための対策を対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。	緊急時対策所緊急時対策所建屋内）の外側が放射性物質により汚染した場合が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行ったための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示を行つ要員が必要となることがあるよう、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。	重大事故等対処設備、居住性の確保として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所内可搬型エリモニタ並		

(2) 本文五号 + 添付書類ハ(10.10 緊急時対策所)

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	R02.01.29 訸可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書
ひに緊急時対策所外可搬型工具 アモニタを使用する。 緊急時対策所緊急時対策所建屋内の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件下において、「号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災」を考慮しても、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）にどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSv を超えないことを判断基準とする。 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSv を超えない設計とする。 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）にどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSv を超えない設計とする。 なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。 緊急時対策所緊急時対策所建屋内には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握でき							

(2) 本文五号 + 添付書類八(10.10 緊急時対策所) 会員登録申請書(本文) 設置変更許可申請書(添付書類)

設置変更許可申請書（本文） R02.01.29 許可	設置変更許可申請書（添付書類） R02.01.25 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
るよう緻密濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。				

(2) 本文五号 + 添付書類八(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
業主部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、通信網設備を使用する。	R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要
<p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型電話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、「チ」。</p> <p>(1)「（ ）遮蔽設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ」。</p> <p>(1)「（ ）換気設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、「チ」。(1)()放射線監視設備」に記載する。</p> <p>(2)「（ ）代替電源設備」に記載する。</p> <p>電力保安通信用電話設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p> <p>無線電話装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p> <p>加入電話（1号、2号、3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p> <p>社内TV会議システム（1号、2号、3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p>							

(2) 本文五号 + 添付書類八(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書(本文) R02.01.29許可		設置変更新可申請書(添付書類) R02.01.29許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要		
該当規定文書 該当規定文書	記載の考え方 記載の考え方						
「常設重大事故等対策所情報収集設備 安全パラメータ表示システム (S P D S) (1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉 共用、一部既設) 一式	連絡設備」と兼用) 一式 〔常設重大事故等対策所情報収集設備 安全パラメータ表示システム (S P D S) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 安全パラメータ伝送システム (1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉 共用、既設) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 S P D S 表示装置(1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 衛星電話(固定)(1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 緊急時衛星通報システム(1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備 (1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉 共用) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 安全パラメータ表示システム (S P D S)、安全パラメータ伝 送システム、S P D S 表示装置、 衛星電話(固定)、緊急時衛星通 報システム及び統合原子力防災 ネットワークに接続する通信連 絡設備は、設計基準事故時及び重 大事故等時共に使用する。」 〔可搬型重大事故等対策設備 酸素濃度計(1 号、 2 号、 3 号 及び 4 号炉共用) 個 数 1 (予備 2) 二酸化炭素濃度計 (1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉 共用) 個 数 1 (予備 2) 衛星電話(携帯)(1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信 連絡設備」と兼用) 一式 衛星電話(可搬)(1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉共用)	記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書 該当規定文書	記載の考え方 記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	記載内容の概要

(2) 本文五号 + 添付書類八(10.10 緊急時対策所)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）	
R02.01.29 許可		R02.01.29 許可	
（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式 携行型電話装置（1号、2号、3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式 電源車（緊急時対策所用）（1号、2号、3号及び4号炉共用） 台数 2（予備1） 容量 約 220kVA（1台当たり） 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、衛星電話（携帯入衛星電話（可搬）及び携行型電話装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。）		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書 該当規定文書 記載内容の概要

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷 その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する事項	八、重大事故に至るおそれがある事故（重転時のみ常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対する対応に必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた設備強化等の重大事故等対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における以下の重大事故等対応設備に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、運用面での対策を行つ。 「（一）重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「5.2 大規模自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「5.2.1 可搬型設備等による対応」は、「5.1 重大事故等対策」の対応手順を基に大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行ったための手順を整備し、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における事例又は大規模損壊に対応するための体制について技術的力を維持管理していくために必要な事項を、核燃料物質、核	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた設備強化等の重大事故等対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における以下の重大事故等対応設備に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、運用面での対策を行つ。 「5.1 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「5.2 大規模自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「5.2.1 可搬型設備等による対応」は、「5.1 重大事故等対策」の対応手順を基に大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行ったための手順を整備し、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における事例又は大規模損壊に対応するための体制について技術的力を維持管理していくために必要な事項を、核燃料物質、核	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更新可申請書（本文）		設置変更新可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要
て技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「原子炉等規制法」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「実用発電用原子炉による発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的審査基準」という。）で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の位置に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第10.1表に示す「重大事故等対策第における手順書の概要」を含め手順書等を適切に整備する。手順書については、「追補1 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な技術措置を実施するために必要な技術的能力」の1.1から1.19にて補足する。	重大事故等対策は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災の酷烈な状態においても、号炉ごとに独立して事故対応にあたることを原則とし、1つの号炉の事故対応が他号炉（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉）のうち自号炉を除く。）の事故対応に干渉することのないように以下の点を考慮し、重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支障に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備に係る事項を規定する。	・可搬型重大事故等対処設備は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉同時に事故対応を行っため、号炉ごとに必要な要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保する。 ・事故対応に係る号炉ごとの作業の干渉を回避できるよう、号炉				

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文) R02.01.29許可		設置変更許可申請書(添付書類) R02.01.29許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
						該当規定文書	該当規定文書
・指揮命令系統は、号炉ごとに設置する指揮者の下で独立して事故対応を行ふ体制とし、他号炉（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の影響を排除することにより事故対応を実施する。また、本部長は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の状況把握に努め、号炉ごとに独立した対応が困難な場合においては、要員、設備及び資機材等の融通を行ふ等、必要に応じて号炉間の調整を行い、柔軟な対応を行うことにより迅速な事故収束に努める。	ごとに作業場所を分離する。また、1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉のそれぞれに専用の屋外アクセスルート及び海水の取水ポイントを設定する。	5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項 変更前の「5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項」の記載に同じ。	5.1.2 復旧作業に係る事項 変更前の「5.1.2 復旧作業に係る事項」の記載に同じ。	5.1.3 支援に係る事項 変更前の「5.1.3 支援に係る事項」の記載に同じ。	5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 重大多事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。 (1) 手順書の整備 重大多事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 (a) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部用手順書	記載の考え方	記載内容の概要

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文)		設置変更許可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	部のうち支援組織が使用する手順書(以下「支援組織用手順書」という。)を整備する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
(a-1)すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災の同時被災の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断における手順書及び緊急時対策本部用手順書にまとめる。	a. すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断における手順書及び緊急時対策本部用手順書にまとめる。 原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測した場合の手順を整備する。 具体的には、第5.1.1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。	原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測した場合の手順を整備する。 具体的には、第5.1.1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。	原子炉格納容器の破損及び原子炉心の著しい損傷を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。	原子炉格納容器の破損及び原子炉心の著しい損傷を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。	原子炉格納容器の破損及び原子炉心の著しい損傷を防止するために、最優先するべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。	原子炉格納容器の破損及び原子炉心の著しい損傷を防止するために、最優先するべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。	
(a-2)炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。	(a-2)炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。 炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するためには、注水する淡水源が枯渇するためには、海水注入においては、迷わず海水注入	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先するべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。 炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するためには、注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷わず海水注入	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先するべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下とおり整備する。 炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するためには、注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷わず海水注入				

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文)		設置変更許可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	より判断基準を明確にした手順を整備する。	より判断基準を明確にした手順を整備する。	記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書
水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。	水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。	全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手順を明確にした手順を整備する。	炉心の著しい損傷時ににおいて水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。	その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作について、重大事故等対応設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手順を明確にした手順を整備する。	その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対応設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手順を明確にした手順を整備する。	重大事故等対策における操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別することともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。	重大事故等対策における操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別することともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。
全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手順を明確にした手順を整備する。	全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手順を明確にした手順を整備する。	操作に於ける重大事故等対策の実施に於ける運転操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別することともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。	操作に於ける重大事故等対策の実施に於ける運転操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別することともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。	重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せずに指示できるよう、財産(設備等)等保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示す。	重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せずに指示できるよう、財産(設備等)等保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示す。	c. 重大事故等対策の実施において、財産(設備等)保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示す。	重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せずに指示できるよう、財産(設備等)等保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示す。

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（添付書類）		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	財産（設備等）	記載すべき内容	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	
施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部用書に整備する。	(a-4) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の実施組織と支援組織が運携し事故の進展状況に応じて実効的に重大事故等対策を実施するため、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める。	d. 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の実施組織と支援組織が運携し事故の進展状況に応じて実効的に重大事故等対策を実施するため、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める。	原子炉運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のよう構成し定める。 ・警報に対する運転手順書 ・機器の異常を検知する警報発信時の対応処置に使う ・事象の判別を行う運転手順書 原子炉トリップ及び非常用炉心冷却設備作動直後に実施すべき事象の判別及び対応処置に使う ・故障及び設計基準事象に対する運転手順書 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事象の対応措置に使う ・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する運転手順書（安全機能ベースと事象ベースで構成） 安全機器の多重障害等が発生し、設計基準事象を超えた場合の対応措置に使う ・炉心の著しい損傷が発生した場合に対する運転手順書 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和及び原子炉格納容器の破損を防止するために対応措置する対応措置に使う 実施組織が重大事故等対策を的確に実施するためのその他の対応手順として、大気、海				

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文) R02.01.29許可		設置変更許可申請書(添付書類) R02.01.29許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
				記載の考え方		該当規定文書	
緊急時対策本部用手順書 に、体制、通報及び緊急時対策 本部内の連携等について明確 にし、その中に支援組織用手順 書を整備し、支援の対応等、重 大事故等対策を目的確実に実施す るために必要な事項を明確に示 した手順を定める。	なお、運転手順書は、事故の 進展状況に応じて、構成を明確 化し、手順書相互間を的確に移 行できるよう、移行基準を明確 にする。	事故発生時は、故障及び設 計基準事故に対応する運転手 順書により事象判別及び初期 対応を行つ。多重故障等により 設計基準事故を超えた場合は、 炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止する事 象ベースの運転手順書に移行 する。	事故発生時は、故障及び設 計基準事故に対応する運転手 順書により事象判別及び初期 対応を行つ。多重故障等により 設計基準事故を超えた場合は、 炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止する事 象ベースの運転手順書に移行 する。	事象判別及び初期対応を行 つている場合又は事象ベース の運転手順書にて事故対応操 作中は、安全機能パラメータ (未臨界性、炉心の冷却機能、 蒸気発生器の除熱機能、原子炉 格納容器の健全性、放射性物質 の放出防止及び1次冷却系保 有水の維持)を常に監視し、あ らかじめ定めた適用条件が成 立すれば、炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防 止する安全機能ベースの運 転手順書に移行する。	事象判別及び初期対応を行 つている場合又は事象ベース の運転手順書にて事故対応操 作中は、安全機能パラメータ (未臨界性、炉心の冷却機能、 蒸気発生器の除熱機能、原子炉 格納容器の健全性、放射性物質 の放出防止及び1次冷却系保 有水の維持)を常に監視し、あ らかじめ定めた適用条件が成 立すれば、炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防 止する安全機能ベースの運 転手順書に移行する。	ただし、原因が明確でかつ その原因除去あるいは対策 が優先されるべき場合は、安 全機能ベースの運転手順書 には移行せず、その原因に対 する事象ベースの運転手順 書を優先する。	多重故障が解消され安全 機能が回復すれば、故障及び 設計基準事故に対応する運 転手順書に戻り処置を行う。

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文)		設置変更許可申請書(添付書類)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
設置変更許可申請書(本文)	R02.01.29許可	設置変更許可申請書(添付書類)	R02.01.29許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
「炉心の著しい損傷及び原子子炉格納容器の破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に對応する運転手順書に移行し対応処置を実施する。」	「炉心の著しい損傷及び原子子炉格納容器の破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に對応する運転手順書に移行し対応処置を実施する。」	e. 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なバラメータを整理し、運転手順書に明記する。	e. 重大事故等に対応するために監視することが必要なバラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するバラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視バラメータと有効な監視バラメータと位置づけ運転手順書に明記する。重要な監視バラメータと有効な監視バラメータは、通常使用するバラメータによりその代替バラメータにより構成し、主要なバラメータが故障等により計測不能な場合は、代替バラメータにて当該バラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要なバラメータ及び直流水源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なバラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。	重大事故等に對応するために監視することが必要なバラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するバラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視バラメータと有効な監視バラメータと位置づけ運転手順書に明記する。重要な監視バラメータと有効な監視バラメータは、通常使用するバラメータによりその代替バラメータにより構成し、主要なバラメータが故障等により計測不能な場合は、代替バラメータにて当該バラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要な監視バラメータと有効な監視バラメータの中から、記録が必要なバラメータ及び直流水源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なバラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。	重大事故等に對応するために監視することが必要なバラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するバラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視バラメータと有効な監視バラメータと位置づけ運転手順書に明記する。重要な監視バラメータと有効な監視バラメータは、通常使用するバラメータによりその代替バラメータにより構成し、主要なバラメータが故障等により計測不能な場合は、代替バラメータにて当該バラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要な監視バラメータと有効な監視バラメータの中から、記録が必要なバラメータ及び直流水源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なバラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。	該当規定文書	記載内容の概要
(a-5) 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なバラメータを整理し、運転手順書に明記する。	(a-5) 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なバラメータを整理し、運転手順書に明記する。	重大事故等に對応するために監視することが必要なバラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するバラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視バラメータと有効な監視バラメータと位置づけ運転手順書に明記する。重要な監視バラメータと有効な監視バラメータは、通常使用するバラメータによりその代替バラメータにより構成し、主要なバラメータが故障等により計測不能な場合は、代替バラメータにて当該バラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要な監視バラメータと有効な監視バラメータの中から、記録が必要なバラメータ及び直流水源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なバラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。	重大事故等に對応するために監視することが必要なバラメータを、あらかじめ原子炉施設の状態を監視するバラメータの中から選定し、耐震性、耐環境性のある計測機器での確認可否により、重要な監視バラメータと有効な監視バラメータと位置づけ運転手順書に明記する。重要な監視バラメータと有効な監視バラメータは、通常使用するバラメータによりその代替バラメータにより構成し、主要なバラメータが故障等により計測不能な場合は、代替バラメータにて当該バラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要な監視バラメータと有効な監視バラメータの中から、記録が必要なバラメータ及び直流水源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なバラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。	該当規定文書	記載内容の概要		

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書（添付書類）

設置変更許可申請書（本文）		記載すべき内容	該当規定文書	記載内容の概要
設置変更許可申請書（添付書類）	R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定	該当規定文書	社内規定文書
<p>(以下「緊急時対策本部要員」という。)が運動操作を支援するためのパラメータ拳動予測や影響評価のための判断基準及び手順書に整備する。</p> <p>(a-6) 前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として取水路防護ゲートの開止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として取水路防護ゲートの開止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>f. 前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として取水路防護ゲートの開止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として取水路防護ゲートの開止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書(本文) R02.01.29許可	設置変更許可申請書(添付書類) R02.01.29許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
添付3 (1)	1 重大事故等対策 (中略) 1.3 手順書の整備	○ 安全・防災室長および操業室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	・運転管理通達(既存) ○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、SA要求について、設置許可で約束した個別の運用事項を規定する。
添付3 (1)	9. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	(7) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対しても、有毒化学物質の確認、防護等の運用管理および防護等の施設管理の実施により、運転員(当直員)、緊急対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。 添付2 7 有毒ガス 7.4 手順書の整備 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (b) 各課(室)長は、発電所敷地内外および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。	○ 固定源に対する影響を基準値以下にすることについて、既存の固定源に対しでは防護等の運用管理(添付2.7.4.a.(c))・保守管理(添付2.7.4.c.)で担保し、将来発生し得る固定源については、有毒化学物質の確認、影響評価、防護措置の実施(添付2.7.4.a.(b))により担保する。
添付3 (1)	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	c. 施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	(添付3) (1) 安全・防災室長および操業室長は、可動源に対する影響評価において、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(3) 本文十号 + 添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更新可申請書(本文) R02.01.29許可	設置変更新可申請書(添付書類) R02.01.29許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 炉および4号炉 防護具の着用等による緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようになります。	原子炉施設保安規定 記載の考え方 炉および4号炉 防護具の着用等による緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようになります。
予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる手順と体制を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる手順と体制を整備する。	<p>(り) 安全・防災室長および送電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる手順と体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(添付2)</p> <p>b . 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(b) 各課(室)長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制を実施する。</p>	<p>D B 事象下における予期せぬ有毒ガス対応について、添付2にも明確化する。</p> <p>(添付2)</p> <p>b . 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(b) 各課(室)長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制を実施する。</p>
有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。	有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。	<p>(b) 教育及び訓練の実施</p> <p>(2) 教育及び訓練の実施 (以下略)</p>	<p>(I) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(以下略)</p>

添付 3 - 2

上流文書（工事計画）から保安規定への記載内容

【有毒ガス】

基本設計方針他に記載された運用事項の整理

1. 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。当社の資料構成の詳細については、別紙に示す。

2. 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

(1) 運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1¹：基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式 - 8」²にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2¹：Step1にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

Step3：今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定及び社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

- 1 運用としての変更の有無に関わらず抽出
- 2 様式 - 8：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添2「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。

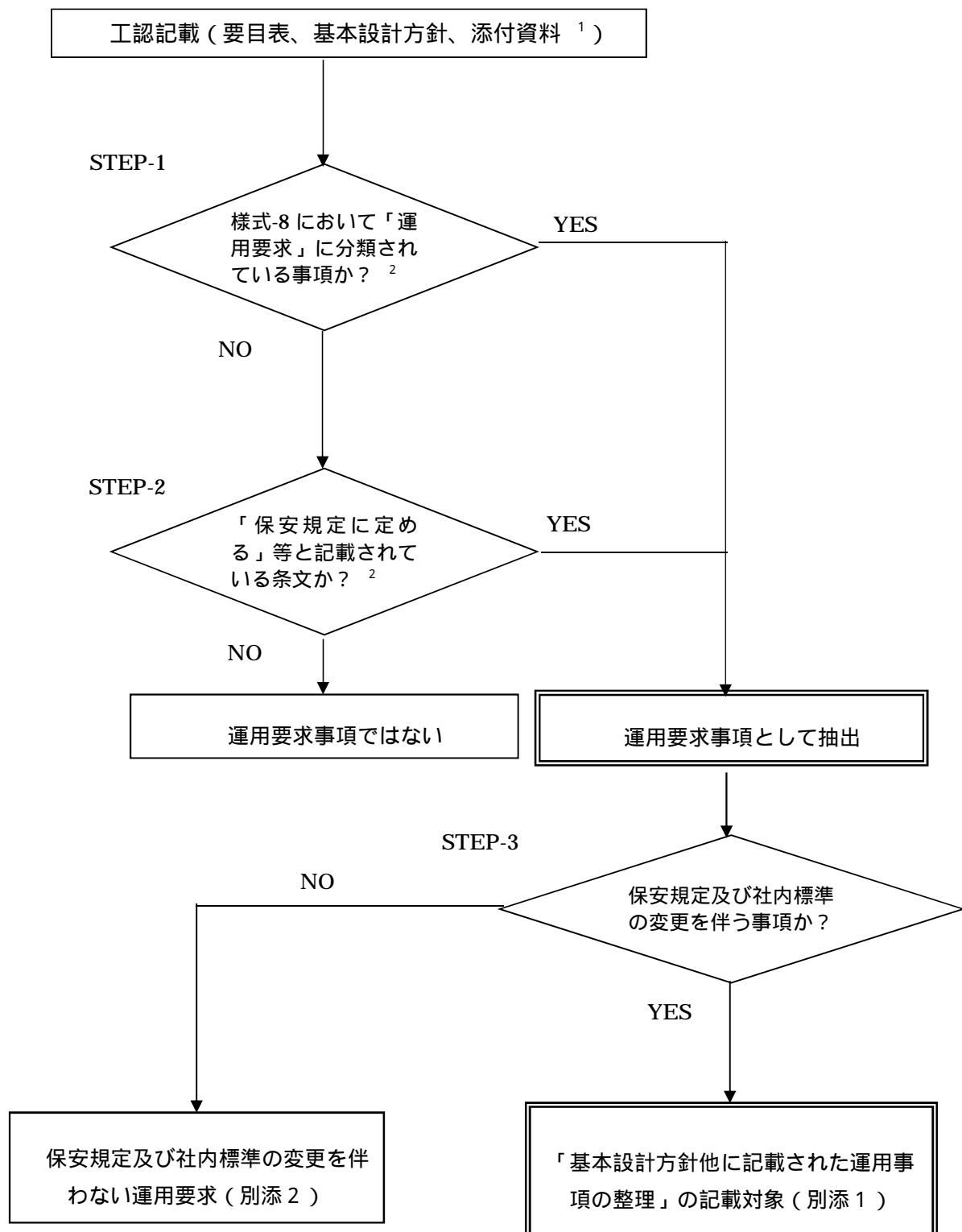


図1 基本設計方針抽出フロー

3. 保安規定への反映フォーマットの説明

項目	説明内容
基本設計方針	<p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書他）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書他）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>様式条文</u>」にて技術基準規則条文を示す。</p> <p>「<u>施設区分</u>」にて工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。</p>
説明資料	<p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書他）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書他）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>説明書番号 / 記載ページにて工事計画変更認可申請書（説明書）における説明書番号及び記載ページを示す。</p>
原子炉施設保安規定 (記載すべき内容)	<p>「<u>黒下線</u>」により、工事計画変更認可申請書（基本設計方針・説明書）に定義した「<u>保安規定</u>」に定めるべき内容に対応した記載を示す。</p> <p>○「<u>赤字</u>」により、保安規定変更箇所を明確にする。</p>
原子炉施設保安規定 (記載の考え方)	「 <u>保安規定（内容）</u> 」の補足説明を示す。
社内規定文書 (該当規定文書)	該当する社内規定文書（2次文書他）を記載する。
社内規定文書 (記載内容の概要)	社内標準における記載内容の概要を示す。

別添1(1)：「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(高浜1号機)

様式 条文案	基本設計方針 区分	基本設計方針		説明資料 番号 ／記載ハ、～」	説明書記載 内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定 文書	該当規定 文書 記載内容の概要
		説明書番号	記載の考え方			記載すべき内容	記載の考え方		
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御 装置に係るものにあつては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉 停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対する対策</u> により運転員を防護できる 設計とする。	資料3.1 T1-添31-14	資料3.1 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.6.2 可動源に対する防護措置 (3) 換気設備 <u>可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制御室換気設備の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることにより、外部空気から隔離できる設計とする。</u> 3.5 「中央制御室の居住性に関する説明書」に示す。	添付2 7 有毒ガス 7・4 手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する 運用事項を規定する。 (a) 各課（室）長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、 <u>中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した固別の運用事項を規定する。	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	2次文書に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的活動を定める。

別添1（2）：「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」（高浜2号機）

様式 条文案	基本設計方針		説明資料番号 ／記載ページ	説明書記載 内容	原子炉施設保安規定		該当規定 文書	社内規定文書 記載内容の概要
	施設 区分	基本設計方針			記載すべき内容	記載の考え方		
第38条	計測制御系統施設 （中央制御室）	計測制御系統施設 装置に係るものにあつては次の事項 （1）中央制御室機能及び中央制御室外原子炉 停止機能 （2）有毒ガスに対する防護措置 （3）換気設備 （4）可動源から発生した有毒ガスに対する防護措置 （5）中央制御室換気設備の外気取入れを手動で遮断し、閉 回路循環方式に切り換えることにより、外部空 間気から隔壁でできる設置とする。 <u>可動源に対する中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3-1 中央制御室の機能に関する説明書 T2-添31-14 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.6.2 可動源に対する防護措置 （3）換気設備 （4）可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制 御室換気設備の外気取入れを手動で遮断し、閉 回路循環方式に切り換えることにより、外部空 間気から隔壁でできる設置とする。 <u>可動源に対する中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	添付2 7 有毒ガス 7. 4 手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する防護措置 （a）各課（室）長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、 <u>中央制御室換気設備</u> <u>（1号炉および2号炉）</u> 、 <u>中央制御室換気設備</u> <u>（3号炉および4号炉）</u> 、 空調装置（3号炉および4号炉） および緊急時対策所換気設備の隔 離、防護員の着用ならびに終息活 動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した固別 の運用事項を規定する。	運転管理 通達	・運転管理 書	

別添2(1)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜1号機)

様式 余文案	施設 区分	基本設計方針		説明資料 資料番号 ／記載へ→	説明書記載 資料3.1 T1-添31-14	説明資料 資料3.1 T1-添31-14	原子炉施設保安規定		記載の考え方 ○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	該当規定 文書 ・運転管理 通達	記載内容の概要 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に 係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。
		記載すべき内容					記載の考え方				
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T1-添31-14	資料3.1 T1-添31-14	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する 手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、 <u>中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T1-添31-14	資料3.1 T1-添31-14	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する 手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、 <u>中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T1-添31-14	資料3.1 T1-添31-14	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する 手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、 <u>中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定して いる。

別添2(1)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜1号機)

様式 番号	施設 区分	基本設計方針		説明資料 番号	説明書記載 ／記載ハシ	説明書記載 内容	原子炉施設保安規定		該当規定 文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方				運転管理 通達	運転管理 通達		
第38条 余文案	計測制御系施設 (中央制御室)	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の効率により運転員を防護できる設計とする。</u>	資料3.1 T1-添31-14 資料3.1 3. 中央制御室の機能に係る説明書 3.6.2 可動源に対する防護措置 (4) 防護器具の着用 <u>可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器(12個、1・2号機共用)を配備する。可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第3図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。</u>	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護員の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。
第38条	計測制御系施設 (中央制御室)	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>有毒ガス影響に係る影響評価において、隔壁等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u>	なし	なし	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 (c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する場所および置い(以下「防護場所」という)について、適切に運用管理を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。
第46条	その他 発電用原子炉の附属施設 (緊急時対策室)	その他 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (第2章 個別項目 (1) 基本設計方針 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、以下の措置又は設備を構えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備(1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</u>	資料4.3 T1-添43-11 資料4.3 3. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の機能に係る詳細設計 3.4.2 有毒ガスに対する防護措置 3.4.3 可動源に対する防護措置 可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔壁、防護器具の着用等により指示要員を防護することと、技術基準規則別記・9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護員の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。

別添2(1)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜1号機)

様式 余文案	施設 区分	基本設計方針	説明資料		記載すべき内容	記載の考え方	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要
			説明書番号 ／記載へ→	説明書記載			該当規定 文書	該当規定 文書	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) 可動原に對しては、緊急時対策所換氣設備 (1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策 により指示要員を防護できる設計とする。	資料4.3 T1-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の機能 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 (1) 2. 可動源に対する防護措置 立会人を随行 発電所敷地内に可動源が入居する場合には、 立会人を随行させることで、可動源から有毒ガスが発生した場合に認知可能な体制を整備する。	添付2 7 有毒ガス 7. 4 手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉) および緊急時対策所換氣設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理 通達(2次文書)に紐づく3次文書 において、有毒ガス発生時の体制の整備に 係る計画策定として、 社内標準を作成し、 具体的な活動を定めている。	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) 可動原に對しては、緊急時対策所換氣設備 (1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策 により指示要員を防護できる設計とする。	資料4.3 T1-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の機能 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 (2) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備(発電所内)による連絡体制を整備する。 具体的な通信連絡設備については、資料10「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	添付2 7 有毒ガス 7. 4 手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉) および緊急時対策所換氣設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理 通達(2次文書)に紐づく3次文書 において、有毒ガス発生時の体制の整備に 係る計画策定として、 社内標準を作成し、 具体的な活動を定めている。	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) 可動原に對しては、緊急時対策所換氣設備 (1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策 により指示要員を防護できる設計とする。	資料4.3 T1-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の機能 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 (3) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、緊急時対策所換気設備の外気取入れを手動で遮断する。これにより、外部排気扇から隔壁等の対策を実施する。 具体的な換気設備の機能については、資料4「緊急時対策所換気設備」に示す。	添付2 7 有毒ガス 7. 4 手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御 室空調装置(3号炉および4号炉) および緊急時対策所換氣設備の隔離、 防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理 通達(2次文書)に紐づく3次文書 において、有毒ガス発生時の体制の整備に 係る計画策定として、 社内標準を作成し、 具体的な活動を定めている。	

別添2(1)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜1号機)

様式 余文案	施設 区分	基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		該当規定 文書	記載内容の概要
		説明書番号 ／記載ページ	説明書記載	記載すべき内容	記載の考え方				
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略)	資料4.3 T1-添43-11 資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3. 有毒ガスに対する防護措置 3.4 有毒ガスに対する防護措置 3.4.2 可動源に対する防護措置 (4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから指示要員 を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器31 個、1・2・3・4号機共用)を配備する。防毒 マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第6図に示 す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、 全体制揮者からの指示により、指示要員は防毒マス ク又は酸素呼吸器を着用する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備 (1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策 により指示要員を防護できる設計とする。	添付2 7 有毒ガス 7・4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する 手順 (a) 各課(室)長は、可動源に對し て、立会人の随行、通信連絡手段 による連絡、中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御室 空調装置(3号炉および4号炉) および緊急時対策所換気設備の隔 離、防護具の着用ならびに終息活 動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別 の運用事項を規定している。	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、有毒ガス発 生時の体制の整備に 係る計画策定として、 社内標準を作成し、具 体的活動を定めている。		
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略)	資料4.3 T1-添43-11 資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3. 有毒ガスに対する防護措置 3.4 有毒ガスに対する防護措置 3.4.2 可動源に対する防護措置 (4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから指示要員 を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器31 個、1・2・3・4号機共用)を配備する。防毒 マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第6図に示 す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、 全体制揮者からの指示により、指示要員は防毒マス ク又は酸素呼吸器を着用する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備 (1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策 により指示要員を防護できる設計とする。	添付2 7 有毒ガス 7・4手順書の整備 (c) 各課(室)長は、有毒ガス防 護に係る影響評価において、有 毒ガス影響を軽減することを 期待する層および覆い(以下 「防波堤等」という。)につい て、適切に運用管理を実施す る。 c. 施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防 護に係る影響評価において、有 毒ガス影響を軽減することを 期待する層および覆い(以下 「防波堤等」という。)につい て、適切に運用管理を実施す る。	○ 有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別 の運用事項を規定している。	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、有毒ガス発 生時の体制の整備に 係る計画策定として、 社内標準を作成し、具 体的活動を定めている。		

別添2(2)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜2号機)

様式 余文案	施設 区分	基本設計方針		説明資料 番号 ／記載へ→	説明書記載 内容	原子炉施設保安規定		該当規定 文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方			記載の考え方	記載の考え方		
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T2-添31-14	資料3.1 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.6.2 可動源に対する防護措置 可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔壁、防護具の着用等により運転員を防護することで、技術基準規則別記・9にに基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T2-添31-14	資料3.1 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.6.2 可動源に対する防護措置 (1) 立会人の随行 発電所敷地内に可動源が入構する場合には、立会人を隨行させて、可動源から有毒ガスが発生した場合に認め可能な体制を整備する。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	
第38条	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項 2 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の対策により運転員を防護できる</u> 設計とする。	資料3.1 T2-添31-14	資料3.1 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.6.2 可動源に対する防護措置 (2) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備(発電所内)による連絡体制を整備する。 具体的な通信連絡設備については、資料10「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	

別添2(2)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜2号機)

様式 番号	施設 区分	基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		説明書番号 ／記載へ→	説明書記載	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要	該当規定 文書	記載内容の概要
第38条	計測制御系施設 (中央制御室)	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔壁等の効率により運転員を防護できる設計とする。</u>	資料3.1 T2-添31-14 資料3.1 3. 中央制御室の機能に係る説明書 3.6.2 可動源に対する防護措置 (4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器(12個、1・2号機共用)を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第3図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に對して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護に関する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。		
第38条	計測制御系施設 (中央制御室)	計測制御系施設 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>有毒ガス影響に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u>	なし	なし	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護に関する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。		
第46条	その他発電用原子炉の附属施設 (緊急時対策所)	その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、通用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備(1号機設備、1・2・3・4号機共用)の隔壁等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</u>	資料4.3 T2-添43-11 資料4.3 3. 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.4 有毒ガスに対する防護措置 3.4.2 可動源に対する防護措置 可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により指示要員を防護することで、技術基準規則別記-9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。	添付2.7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に對して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u> および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の防護に関する計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。		

別添2(2)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜2号機)

様式 番号	施設 区分	基本設計方針	説明資料		記載すべき内容	記載の考え方	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要
			説明書番号 ／記載へ→	説明書記載			該当規定 文書	該当規定 文書	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備</u> <u>(1号機設備 1・2・3・4号機共用) の</u> <u>隔壁等の対策により指示要員を防護できる</u> 設計とする。	資料4.3 T2-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 (1) 立会人の隨行 発電所敷地内に可動源が入居する場合には、立会人を随行させることで、可動源から有毒ガスが発生した場合に認知可能な体制を整備する。	添付2 7 有毒ガス 7. 4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の隨行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)</u> 、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備</u> <u>(1号機設備 1・2・3・4号機共用) の</u> <u>隔壁等の対策により指示要員を防護できる</u> 設計とする。	資料4.3 T2-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 3.4.2 可動源に対する防護措置 (2) 通信連絡 <u>可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備(発電所内)による連絡体制を整備する。</u> 具体的な通信連絡設備については、資料10「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	添付2 7 有毒ガス 7. 4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の隨行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)</u> 、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準 及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 (中略) <u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備</u> <u>(1号機設備 1・2・3・4号機共用) の</u> <u>隔壁等の対策により指示要員を防護できる</u> 設計とする。	資料4.3 T2-添 43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3.4 有毒ガスに対する防護措置 (3) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、緊急時対策所換気設備の外気取入れを手動で遮断する。 具体的な、換気設備の機能については、資料4.4「緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。	添付2 7 有毒ガス 7. 4手順書の整備 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課(室)長は、可動源に対しして、立会人の隨行、通信連絡手段による連絡、 <u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)</u> 、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。	○ 有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、工認で約束した個別の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的な活動を定めている。	

別添2(2)：「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(高浜2号機)

様式 余文案	施設 区分	基本設計方針	説明資料		記載すべき内容	記載の考え方	原子炉施設保安規定		該当規定 文書	社内規定文書 記載内容の概要
			説明書番号 ／記載へ→	説明書記載			・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、社内標準を作成し、具体的活動を定めている。	・運転管理通達		
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 属 施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用 原子炉 の附 屬 施 設 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1.緊急時対策所の設置等 (3)緊急時対策所(緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d.有毒ガスに対する防護措置 (中略) 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備 (1号機設備 1・2・3・4号機共用) <u>隔壁等</u> の対策により指示要員を防護できる 設計とする。	資料4.3 T2-添43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3.有毒ガスに対する防護措置 3.4.2可動源に対する防護措置 (4)防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから指示要員 を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器31 個、1・2・3・4号機共用)を配備する。防毒 マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第6図に示 す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、 全体制揮者指示により、指示要員は防毒マスク 又は酸素呼吸器を着用する。	添付2 7 有毒ガス 7.4手順書の整備 b.有毒ガス発生時の防護に関する 手順 (a)各課(室)長は、可動源に對し て、立会人の隨行、通信連絡手段 による連絡、中央制御室換気設備 (1号炉および2号炉)、中央制御室 空調装置(3号炉および4号炉) および緊急時対策所換気設備の隔 離、防護具の着用ならびに緊急活 動等の対策を実施する。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で終了した個別 の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理 通達		
第46条	その他 発電用 原子炉 の附 屬 施 設 (緊 急 時 対 策 所)	その他 発電用 原子炉 の附 屬 施 設 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1.緊急時対策所の設置等 (3)緊急時対策所(緊急時対策所建屋内) は、以下の措置又は設備を備えることにより 緊急時対策所機能を確保する。 d.有毒ガスに対する防護措置 (中略) 有毒ガス防護に係る影響評価において、 有毒ガス影響を軽減することを期待する 凌堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管 理を適切に実施する。	資料4.3 T2-添43-11	資料4.3 緊急時対策所の機能に関する説明書 に係る詳細設計 3.有毒ガス防護に係る影響評価において、 有毒ガス影響を軽減することを期待する 凌堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管 理を適切に実施する。	添付2 7 有毒ガス 7.4手順書の整備 (c)各課(室)長は、有毒ガス防 護に係る影響評価において、有 毒ガス影響を軽減することを 期待する凌堤等(以下、「 防護堤等」という。)について、 逐一に運用管理を実施す る。 c.施設管理、点検 各課(室)長は、有毒ガス防護 に係る影響評価において、有毒 ガス影響を軽減することを期待 する防護堤等は、有毒ガス影 響を軽減する機能を維持するた め、施設管理計画に基づき適切 に施設管理、点検を実施するこ ともに、必要に応じ補修を行つ。	○有毒ガス発生時の運転 員等の防護の活動のうち、工認で終了した個別 の運用事項を規定している。	・運転管理 通達	・運転管理 通達		

有毒化学物質及び固定源に対する運用管理について

設置許可本文十号に記載された「固定源に対しては、運転員（当直員）緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。」¹を受け、既存の固定源及び将来発生し得る固定源に対する具体的な活動は次のとおり。

固定源	基準値以下とする活動	保安規定記載箇所
既存の固定源	有毒ガス影響の軽減を期待する防液堤等の維持 (運用管理及び施設管理)	添付 2 7.4(1)a.(c) 7.4(1)c.
将来発生し得る 固定源 (既存固定源の 変更含む)	新たな有毒化学物質の確認、濃度評価、対策の 実施 (具体的な運用フローは添付参照)	添付 2 7.4(1)a.(b)

本活動については、次頁の保安規定記載のとおり記載している。これらの活動は、高浜発電所として定めたものであり、1号炉及び2号炉への有毒ガスの適用にあたり追加となる運用事項はない。

1：設置許可本文五号においても、中央制御室においては運転員、緊急時対策所においては重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して、同様の記載あり。

保安規定記載

(固定源からの影響が基準値を下回る活動(本文五号))

添付2 7.4(1)a.

(a) 各課(室)長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「固定源」という。)に対して、(b)項、(c)項およびc.項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

(固定源からの影響が基準値を下回る活動(本文十号))

添付3 1.3(1)ケ

(ア) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の保守管理の実施により、運転員(当直員)緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。

(有毒化学物質の確認)

添付2 7.4(1)a.

(b) 各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。

(防液堤等の運用管理)

添付2 7.4(1)a.

(c) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い(以下、「防液堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。

(防液堤等の施設管理)

添付2 7.4(1)

c. 施設管理、点検

各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(保安規定の主語の考え方)

保安規定に記載される主語は、行為内容に対する行為者を記載し、責任範囲を明確にすることとしているが、複数課（室）において所掌する業務においては「各課（室）長」とし、関係する各課（室）が責任を持つ活動であることを明示している。

なお、有毒化学物質の確認、濃度評価、防護対策の実施については、添付の社内標準案のとおり、複数課（室）において所掌する活動であり、社内標準において責任及び権限を明確にする。

なお、敷地内外の有毒化学物質においては、放射線管理課長（敷地内）及び安全・防災室長（敷地外）において情報を管理する²とともに、社内標準においてリスト管理を行うことで、新たな有毒化学物質の確認もれを防ぐ体制とする。

2:生活用品として一般的に使用されているもの、製品性状により影響がないことが明らかなもの、ポンベ等、有毒ガスを多量に発生する恐れのない容器に保管されているもの、試薬類等、輸送量が少量であるもの等、有毒ガスが多量に発生するおそれがないことが明らかな化学物質は、化学物質を取り扱う各課（室）長が判断し、対象外とする。

また、本プロセスの具体案及び有毒化学物質整理表案（社内標準案）を別紙4-1、4-2に示す。

以上

社内標準反映案

新たな化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更確認について

1. 発電所敷地内における確認

- (1) 各課(室)長は、作業等で新たな化学物質¹を取り扱う場合および発電所敷地内に保管する有毒化学物質の性状、貯蔵状況等²の変更を行う場合は、当該化学物質が有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質であるか、現状の評価条件に影響を与えるものであるかの確認を放射線管理課長に依頼する。
- (2) 放射線管理課長は、各課(室)長からの確認依頼に基づき、当該化学物質が調査対象の有毒化学物質であるか³、現状の評価条件に影響を与えるものであるかの確認を実施する。
- (3) 放射線管理課長は、確認の結果、調査対象の有毒化学物質であると判断した場合、現状の評価条件に影響を与えるものであると判断した場合には、放射線管理GCMに濃度評価の必要性の検討を依頼する。
- (4) 放射線管理GCMは、確認の結果、固定源に該当すると判断した場合、現状の評価条件に影響を与えると連絡を受けた場合には、安全技術GCMへ有毒ガス濃度評価を依頼し、結果を放射線管理課長へ連絡する。
可動源に該当すると判断した場合には、必要な防護措置を実施のうえ作業を実施するよう放射線管理課長に連絡する。
- (5) 放射線管理課長は、依頼元の各課(室)長に濃度評価の結果を連絡し、必要により防護措置の検討および防護措置の実施⁴を依頼する。

1 「発電所の化学物質整理表 表1-4～1-6」に記載する、生活用品として一般的に使用されているもの、製品性状により影響がないことが明らかなもの、ポンベ等、有毒ガスを多量に発生する恐れのない容器に保管されているもの、試薬類等、輸送量が少量(20kg容器以下)であるもの等、有毒ガスが多量に発生するおそれがないことが明らかな化学物質は対象外とする。

2 「発電所の化学物質整理表 表1-1～1-3」に記載の化学物質の濃度、貯蔵容量、設置場所の変更をいう。

3 調査対象の化学物質であるかの確認は、ガス化・エアロゾル化するか、屋内保管であるか等の観点から実施する。

4 固定源に対する有毒ガス濃度評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を超過する場合には、防護措置の検討結果を踏まえ、再度有毒ガス濃度評価を行い、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るまで防護措置の検討および防護措置の実施を繰り返した後、作業等を行う。

管 理 項 目	各課(室)	放射線管理課	放射線管理グループ	安全技術グループ	備考
新たな化学物質を取り扱う場合および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を変更する場合の有毒ガス防護に係る影響評価	<p>有毒化学物質の評価依頼</p> <pre> graph TD A[有毒化学物質の評価依頼] --> B["'調査対象の有毒化学物質特定チェックシート'に基づき、調査対象の有毒化学物質に該当するかを確認"] B --> C["調査対象外 評価条件に影響なし"] B --> D["調査対象 評価条件に影響あり"] D --> E["調査対象の有毒化学物質が「固定源」または「可動源」に該当するかを確認"] E --> F["固定源に該当 評価条件に影響あり"] E --> G["可動源に該当"] F --> H["有毒ガス濃度評価を実施"] G --> I["必要な防護措置の確認 (立会人の随行等)"] I --> J["必要な防護措置を実施"] J --> K["評価結果の確認"] K --> L["評価結果の通知"] L --> M["防護措置の検討"] M --> N["工事の実施"] M --> O["防護判断基準値未満"] O --> P["防護判断基準値超過"] P --> M </pre>	<p>'調査対象の有毒化学物質特定チェックシート'に基づき、調査対象の有毒化学物質に該当するかを確認</p> <p>調査対象 評価条件に影響あり</p> <p>調査対象の有毒化学物質が「固定源」または「可動源」に該当するかを確認</p> <p>固定源に該当 評価条件に影響あり</p> <p>有毒ガス濃度評価を実施</p> <p>必要な防護措置の確認 (立会人の随行等)</p> <p>必要な防護措置を実施</p> <p>評価結果の確認</p> <p>評価結果の通知</p> <p>防護措置の検討</p> <p>工事の実施</p> <p>防護判断基準値未満</p> <p>防護判断基準値超過</p>			
手順を定める社内標準		化学管理業務所則	原子力発電所 放射線・化学管理業務要綱		

図 1 新たな化学物質を取り扱う場合および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を変更する場合の有毒ガス防護に係る影響評価業務フロー

2. 発電所敷地外における確認(発電所敷地外の固定源設置状況調査)

- (1) 安全・防災室長は、原子力事業本部 総務GCMに1回/5年の頻度で中央制御室から半径10km近傍の範囲における新たな固定源の設置状況について調査を依頼する。
- また、これに限らず、当該範囲において新たに固定源となるおそれのある化学物質の貯蔵施設等の設置、既存の固定源での現状の評価に影響を与えるような性状、貯蔵状況等の変更に関する情報を入手した場合には、原子力事業本部 総務GCMに調査を依頼し、新たな固定源の有無を確認する。
- (2) 総務GCMは、安全・防災室長からの依頼に基づき、中央制御室から半径10km近傍の範囲における発電所敷地外の化学物質の設置状況について地方公共団体への届け出内容を調査し、届け出内容に変更があった場合は、放射線管理GCMへ固定源に係る確認を依頼する。
- (3) 放射線管理GCMは、総務GCMの調査結果に基づき、新たな化学物質が固定源に該当するかの確認を行い、固定源に該当する場合および既存の固定源での性状、貯蔵状況等の変更が確認された場合は、安全技術GCMへ有毒ガス濃度評価を依頼する。
- (4) 安全技術GCMは、有毒ガス濃度評価を実施し、その結果を放射線管理GCMに通知する。
- (5) 放射線管理GCMは、有毒ガス濃度評価結果および固定源調査結果を総務GCMに連絡する。
- (6) 総務GCMは、依頼を受けた安全・防災室長に有毒ガス濃度評価結果および固定源調査結果を連絡する。
- (7) 安全・防災室長は有毒ガス濃度評価結果および固定源調査結果を放射線管理課長に通知する。
- (8) 各課(室)長は必要に応じて防護措置を講じ、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

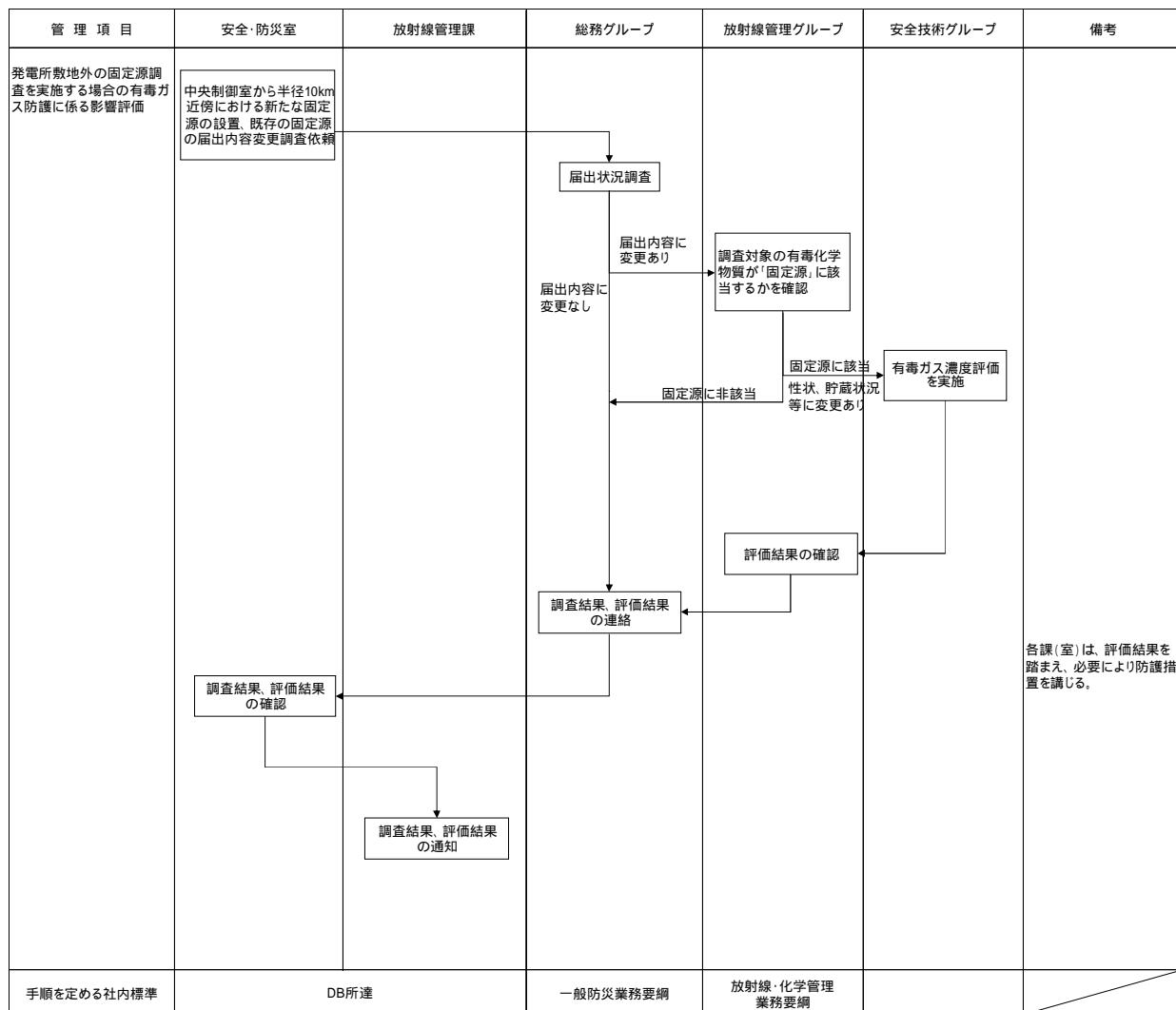


図2 発電所敷地外の固定源調査を実施する場合の有毒ガス防護に係る影響評価業務フロー

高浜発電所 有毒化学物質整理表

1. 敷地内固定源

表 1-1 高浜発電所の敷地内固定源整理表(タンク類)(1/4)

有毒化学物質	保管場所	貯藏施設	濃度	内容量	単位	調査対象整理				調査対象
						a	b	1	2	
アスファルト	屋外(1.2uアス固化建屋)	1.2uアス固化 アスファルトタンク	100%	12.4	m ³	x	x	-	-	-
	屋外(3.4u廃棄物処理建屋)	3.4uアス固化 アスファルトタンク	100%	15	m ³	x	x	-	-	-
	屋外(3u復水処理装置)	3uアンモニア貯槽	18%	9.5	m ³	-	x	x	x	対象
	3u復水処理装置建屋	3uアンモニア希硫酸槽	2%	3	m ³	x	x	-	-	-
アンモニア	屋外(4u復水処理装置)	4uアンモニア貯槽	18%	9.5	m ³	-	x	x	x	対象
	4u復水処理装置建屋	4uアンモニア希硫酸槽	2%	3	m ³	x	x	-	-	-
	屋外(1.2u復水処理装置建屋横)	1.2uエタノールアミン貯藏タンク	75%	9.8	m ³	x	x	-	-	-
	1.2u復水処理装置建屋	1uエタノールアミン溶解タンク	9%	2.2	m ³	x	x	-	-	-
エタノールアミン	1.2u復水処理装置建屋	2uエタノールアミン溶解タンク	9%	2.2	m ³	x	x	-	-	-
	屋外(3u復水処理装置)	3u塩酸計量槽	33%	50.1	m ³	-	x	x	x	対象
	3u復水処理装置建屋	3u塩酸計量槽	33%	3.3	m ³	-	x	x	-	-
	屋外(4u復水処理装置)	4u塩酸貯槽	33%	50.1	m ³	-	x	x	x	対象
塩酸	4u復水処理装置建屋	4u塩酸計量槽	33%	3.3	m ³	-	x	x	-	-
	1u重鉛注入装置	1u重鉛注入装置	0.3%	0.075	m ³	x	x	-	-	-
	2u重鉛注入装置	2u重鉛注入装置	0.3%	0.075	m ³	x	x	-	-	-
	3u重鉛注入装置	3u重鉛注入装置	0.3%	0.075	m ³	x	x	-	-	-
酢酸亜鉛	4u制御建屋	4u重鉛注入装置	0.3%	0.075	m ³	x	x	-	-	-
	1u制御建屋	1u電解液受液槽	0.07%	2.75	m ³	x	x	-	-	-
	2u制御建屋	PR館用飲料水滅菌タンク	12%	0.1	m ³	x	x	-	-	-
	3u淡水ポンプ室	次亜塩素酸ソーダタンク	0.08%	1.0	m ³	x	x	-	-	-
次亜塩素酸ナトリウム	1u補助建屋	1uようつ素除去薬品タンク	31%	15	m ³	x	x	-	-	-
	2u補助建屋	2uようつ素除去薬品タンク	31%	15	m ³	x	x	-	-	-
	1.2uタービン建屋	1.2u苛性ソーダ貯槽	25%	15	m ³	x	x	-	-	-
	1.2uタービン建屋	1.2u苛性ソーダ計量槽(純水装置2床用)	25%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
水酸化ナトリウム	1.2uタービン建屋	1.2u苛性ソーダ計量槽(純水装置混床用)	25%	0.8	m ³	x	x	-	-	-
	1.2uタービン建屋	1.2u薬液注入タンク	4%	7	m ³	x	x	-	-	-
	固体廃棄物処理建屋	1.2uアス固化 固化装置中和剤タンク	24%	5	m ³	x	x	-	-	-
	屋外(3u復水処理装置)	3u苛性ソーダ貯槽	25%	72.8	m ³	x	x	-	-	-
3u復水処理装置建屋	3u復水処理装置(C/D用)	25%	3.3	m ³	x	x	-	-	-	-
	3u補助建屋	3uようつ素除去薬品タンク	31%	15	m ³	x	x	-	-	-
	3u補助建屋									-

a :ガス化する

b :エアロソル化する
1:ポンベ等に保管されている
2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている
4:開放空間での人体への影響がない

表 1-1 高浜発電所の敷地内固定源整理表（タンク類）(2/4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	調査対象整理			
						a	b	1	2
水酸化ナトリウム (続き)	屋外(4u 復水処理装置)	4u 苛性ソーダ貯槽	25%	72.8	m ³	x	x	-	-
	4u 復水処理装置建屋	4u 苛性ソーダ計量槽(C/D用)	25%	3.3	m ³	x	x	-	-
	4u 補助建屋	4u よう素除去薬品タンク	31%	15	m ³	x	x	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 純水装置 苛性ソーダタンク	25%	32	m ³	x	x	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 苛性ソーダ計量槽(純水装置2床用)	25%	2.6	m ³	x	x	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 苛性ソーダ計量槽(純水装置混床用)	25%	1.4	m ³	x	x	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 苛性ソーダ計量槽(中和用)	25%	2.2	m ³	x	x	-	-
	3,4u 廃棄物処理建屋	3,4u アス固化 固化装置中和剤タンク	25%	5	m ³	x	x	-	-
	3,4u 廃棄物処理建屋	3,4u 廃液蒸発装置苛性ソーダタンク(中和剤注入装置)	14%	0.4	m ³	x	x	-	-
	3,4u 廃棄物処理建屋	3,4u 廃液蒸発装置中和剤計量タンク	14%	0.02	m ³	x	x	-	-
炭酸ナトリウム	屋外(廃樹脂貯蔵庫)	廃樹脂処理装置用 中和剤タンク	24%	2.4	m ³	x	x	-	-
	廃樹脂処理装置建屋	1,2u 緩衝剤タンク	10%	0.03	m ³	x	x	-	-
	固体廃棄物処理建屋	1,2u アス固化 洗浄剤タンク	99%	0.25	m ³	-	x	x	-
	固体廃棄物処理建屋	1,2u アス固化 洗浄剤回収タンク	99%	0.3	m ³	-	x	x	-
	固体廃棄物処理建屋	3,4u アス固化 洗浄剤タンク	99%	0.4	m ³	-	x	x	-
	3,4u 廃棄物処理建屋	3,4u アス固化 洗浄剤回収タンク	99%	0.6	m ³	-	x	x	-
	1,2u アス固化建屋	ドラム缶	99%	200L×5本	-	x	x	-	-
	3,4u アス固化建屋	ドラム缶	99%	200L×5本	-	x	x	-	-
	1,2u タービン建屋	1u A-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	1u B-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
ヒドラジン	1,2u タービン建屋	1u C-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	1u D-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	1u E-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	2u A-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	2u B-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	2u C-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	2u D-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	2u E-ヒドラジン原液タンク	38.4%	1.5	m ³	-	x	x	-
	1,2u タービン建屋	1u A-ヒドラジン溶解タンク	3%	1.5	m ³	x	x	-	-
	1,2u タービン建屋	1u B-ヒドラジン溶解タンク	3%	1.5	m ³	x	x	-	-
	1,2u タービン建屋	1u C-ヒドラジン溶解タンク	0.1%	1.5	m ³	x	x	-	-

a :ガス化する

b :エアロソリ化する

1 :ポンベ等に保管されている

2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている

4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-1 高浜発電所の敷地内固定源整理表(タンク類)(3/4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	調査対象整理				調査対象
						a	b	1	2	
1,2u タービン建屋	2u Aヒドラジン溶解タンク		3%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
1,2u タービン建屋	2u Bヒドラジン溶解タンク		3%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
1,2u タービン建屋	2u Cヒドラジン溶解タンク		0.1%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
1,2u タービン建屋	1u 低濃度ヒドラジンタンク		0.12%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
1,2u タービン建屋	2u 低濃度ヒドラジンタンク		0.12%	1.5	m ³	x	x	-	-	-
屋外(3u 復水処理装置)	3uヒドラジン原液タンク		38.4%	15.9	m ³	-	x	x	x	対象
屋外(4u 復水処理装置)	4uヒドラジン原液タンク		38.4%	15.9	m ³	-	x	x	x	対象
3u タービン建屋	3u Aヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
3u タービン建屋	3u Bヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
3u タービン建屋	3u Cヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4u Aヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4u Bヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4u Cヒドラジンタンク(希硝タンク)		3%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
3u タービン建屋	3u A-スチームポンータ糞注タンク		2%	0.3	m ³	x	x	-	-	-
3u タービン建屋	3u B-スチームポンータ糞注タンク		2%	0.3	m ³	x	x	-	-	-
3u タービン建屋	3uヒドラジンタンク(低濃度)		0.2%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4u A-スチームポンータ糞注タンク		2%	0.3	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4u B-スチームポンータ糞注タンク		2%	0.3	m ³	x	x	-	-	-
4u タービン建屋	4uヒドラジンタンク(低濃度)		0.2%	0.9	m ³	x	x	-	-	-
3,4u 補助ボイラ室	3,4u A補助ボイラヒドラジン注入タンク		7%	0.23	m ³	x	x	-	-	-
3,4u 補助ボイラ室	3,4u B補助ボイラヒドラジン注入タンク		7%	0.23	m ³	x	x	-	-	-
1u 補助建屋	1u A-ほう酸タンク		21000ppm	30.3	m ³	x	x	-	-	-
1u 補助建屋	1u B-ほう酸タンク		21000ppm	30.3	m ³	x	x	-	-	-
1u 補助建屋	1u ほう酸注入タンク		20000ppm	3.4	m ³	x	x	-	-	-
屋外	1u 燃料取替用水タンク		22000ppm	1720	m ³	x	-	-	-	-
1u 原子炉格納容器	1u A-アキュームレータ		22000ppm	41.1	m ³	x	x	-	-	-
1u 原子炉格納容器	1u B-アキュームレータ		22000ppm	41.1	m ³	x	x	-	-	-
1u 原子炉格納容器	1u C-アキュームレータ		22000ppm	41.1	m ³	x	x	-	-	-
2u 補助建屋	2u A-ほう酸タンク		21000ppm	30.3	m ³	x	-	-	-	-
2u 補助建屋	2u B-ほう酸タンク		21000ppm	30.3	m ³	x	-	-	-	-
2u 補助建屋	2u ほう酸注入タンク		20000ppm	3.4	m ³	x	-	-	-	-

a :ガス化する

b :エアロソリ化する

1 :ポンベ等に保管されている

2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている

4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-1 高浜発電所の敷地内固定源整理表（タンク類）(4 / 4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	有毒ガス判断				調査対象整理	調査対象
						a	b	1	2	3	4
	屋外	2u 燃料取替用水タンク	2200ppm	1720	m ³	x	x	-	-	-	-
	2u 原子炉格納容器	2u A-アキュームレータ	2200ppm	41.1	m ³	x	x	x	x	-	-
	2u 原子炉格納容器	2u B-アキュームレータ	2200ppm	41.1	m ³	x	x	x	x	-	-
	2u 原子炉格納容器	2u C-アキュームレータ	2200ppm	41.1	m ³	x	x	x	x	-	-
	3u 補助建屋	3u A-ほう酸タンク	7000ppm	80	m ³	x	x	-	-	-	-
	3u 補助建屋	3u B-ほう酸タンク	7000ppm	80	m ³	x	x	-	-	-	-
	3u 補助建屋	3u ほう酸注入タンク	21000ppm	3.41	m ³	x	x	-	-	-	-
	3u 補助建屋	3u 燃料取替用水タンク	2800ppm	1800	m ³	x	x	-	-	-	-
	3u 原子炉格納容器	3u A-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
	3u 原子炉格納容器	3u B-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
ほう酸 (続き)	3u 原子炉格納容器	3u C-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
	4u 補助建屋	4u A-ほう酸タンク	7000ppm	80	m ³	x	x	-	-	-	-
	4u 補助建屋	4u B-ほう酸タンク	7000ppm	80	m ³	x	x	-	-	-	-
	4u 補助建屋	4u ほう酸注入タンク	21000ppm	3.41	m ³	x	x	-	-	-	-
	4u 補助建屋	4u 燃料取替用水タンク	2800ppm	1800	m ³	x	x	x	x	-	-
	4u 原子炉格納容器	4u A-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
	4u 原子炉格納容器	4u B-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
	4u 原子炉格納容器	4u C-蓄圧タンク	2800ppm	41	m ³	x	x	x	x	-	-
	屋外 (1,2u 復水処理建屋付近)	1,2u 硫酸タンク	98%	6.8	m ³	x	x	-	-	-	-
	屋外 (3,4u 純水装置室)	3,4u 硫酸タンク	98%	14.4	m ³	x	x	-	-	-	-
	屋外 (廢樹脂貯蔵庫)	廃樹脂処理装置用 硫酸タンク	70%	2.4	m ³	x	x	-	-	-	-
	1,2u タービン建屋	1,2u 硫酸計量槽 (純水装置2床用)	98%	0.45	m ³	x	x	-	-	-	-
	1,2u タービン建屋	1,2u 硫酸計量槽 (純水装置混床用)	98%	0.16	m ³	x	x	-	-	-	-
	1,2u タービン建屋	1,2u 硫酸希釈槽 (純水装置2床用)	30%	1.3	m ³	x	x	-	-	-	-
	1,2u タービン建屋	1,2u 硫酸希釈槽 (純水装置混床用)	30%	0.2	m ³	x	x	-	-	-	-
	1,2u タービン建屋	1,2u 硫酸計量槽 (中和用)	10%	0.5	m ³	x	x	-	-	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 硫酸計量タンク (純水装置混床用)	98%	0.34	m ³	x	x	-	-	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 硫酸計量タンク (純水装置混床用)	98%	0.14	m ³	x	x	-	-	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 硫酸希釈タンク (純水装置2床用)	30%	2.1	m ³	x	x	-	-	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 硫酸希釈タンク (純水装置混床用)	30%	1	m ³	x	x	-	-	-	-
	3,4u 純水装置室	3,4u 硫酸希釈タンク (廃液中和用)	10%	0.8	m ³	x	x	-	-	-	-
ガソリン	ドラム缶	100%	200L×73缶	-	x	x	-	-	-	-	-
軽油	ドラム缶	100%	200L×6缶	x	x	-	-	-	-	-	-
a :ガス化する	b :エアロソル化する	1 :ポンベ等に保管されている	2 :試薬類であるか	3 :屋内に保管されている	4 :開放空間で的人体への影響がない						

表 1-2 高浜発電所の敷地内固定源整理表(機器(冷媒))(1 / 3)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	有毒ガス判断				調査対象整理	調査 対象
						a	b	1	2		
R-11	3u 外周建屋	チラーエニット(BTRS)	100%	300	kg			x	x		
	4u 外周建屋	チラーエニット(BTRS)	100%	300	kg			x	x		
R-12	2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u 可搬型トリチウムサンプラー)	100%	0.11	kg			x	x		
	固体廃棄物処理建屋	エアードライヤ(1.2u アス固化可搬型トリチウムサンプラー)	100%	0.11	kg			x	x		
R-22	4u 原子炉補助建屋	除湿機(4u A/B-2m)	100%	0.29	kg			x	x		
	1u 中間建屋	CRDM シュチギヤ室空調装置	100%	8.8×2	kg			x	x		
	2u 中間建屋	CRDM シュチギヤ室空調装置	100%	8.8×2	kg			x	x		
	アス固化建屋	空調用チラーユニット	100%	10×2	kg			x	x		
	3u 中間建屋(ホット工作室内)	ホット工具室空調機	100%	15	kg			x	x		
	4u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(4u サンブルバッケージ A/B/S)	100%	0.11	kg			x	x		
	4u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(4u サンブルバッケージ C/N/S)	100%	0.11	kg			x	x		
	4u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(4u サンブルバッケージ C/N 内)	100%	0.11	kg			x	x		
	第二事務所別館	除湿機(モニタ校正室管理区域内)	100%	0.68	kg			x	x		
	1u 中間建屋	チラーエニット	100%	400×2	kg			x	x		
	3u 中間建屋	チラーエニット	100%	600×2	kg			x	x		
	3u 中間建屋	チラーエニット	100%	600×2	kg			x	x		
	1u 燃料取扱建屋	エアドライヤ(1 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置)	100%	0.11	kg			x	x		
	2u 燃料取扱建屋	エアドライヤ(2 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置)	100%	0.11	kg			x	x		
	1u 燃料取扱建屋	エアドライヤ(12 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置・予備)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 燃料取扱建屋	3 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 燃料取扱建屋	3 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 燃料取扱建屋	3 B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 燃料取扱建屋	3 B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 原子炉補助建屋	3 4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(3 A ドライヤ)(予備)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 原子炉補助建屋	3 4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(3 A ドライヤ)(予備)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 原子炉補助建屋	3 4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(3 B ドライヤ)(予備)	100%	0.11	kg			x	x		
	3u 原子炉補助建屋	3 4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(3 B ドライヤ)(予備)	100%	0.11	kg			x	x		
	4u 燃料取扱建屋	4 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		
	4u 燃料取扱建屋	4 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11	kg			x	x		

a :ガス化する

b :エアロソル化する

1 :ポンベ等に保管されている

2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている

4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-2 高浜発電所の敷地内固定源整理表(機器(冷媒))(2 / 3)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断				調査対象整理
					a	b	1	2	
4u 燃料取扱建屋	4B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
4u 燃料取扱建屋	4B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(ドライヤ)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
4u 原子炉補助建屋	3.4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(4A ドライヤ)(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
4u 原子炉補助建屋	3.4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(4A ドライヤ)(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
4u 原子炉補助建屋	3.4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(4B ドライヤ)(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
4u 原子炉補助建屋	3.4 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(4B ドライヤ)(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
3u 外周建屋	3 A 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
3u 原子炉補助建屋	3 B 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
3u 燃料取扱建屋	3 C 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
4u 外周建屋	4 A 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
4u 原子炉補助建屋	4 B 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
4u 燃料取扱建屋	4 C 可搬型格納容器内水素濃度計測装置用冷却器	100%	0.14 kg		x	x	x	x	
34u コールド器室	3.4 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
34u コールド器室	3.4 A 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
34u コールド器室	3.4 B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
34u コールド器室	3.4 B 使用済燃料ビットエリア監視カメラ空冷装置(予備)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
1u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(1u 定置型ガスモニタ用除湿機 A/B-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
1u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(1u 定置型ガスモニタ用除湿機 C/N-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u 定置型ガスモニタ用除湿機 A/B-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u 定置型ガスモニタ用除湿機 C/N-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
3u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(3u サンブルーパッケージ A/B-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
3u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(3u サンブルーパッケージ C/N-S)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
3u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(3u サンブルーパッケージ C/V 内)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
廃熱脂処理建屋	エアードライヤ(廃熱脂庫可搬型トリチウムサンプラー)	100%	0.11 kg		x	x	x	x	
固型化処理設備サイロ建屋	環境 16 エアードライヤ(サイロ棟4F)	100%	0.28 kg		x	x	x	x	
生コンプレント	チラー	100%	98 kg						

a :ガス化する

b :エアロソル化する

1 :ポンベ等に保管されている

2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている

4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-2 高浜発電所の敷地内固定源整理表(機器(冷媒))(3 / 3)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理		調査対象
						a	b	1	2	
R-407C										
1u タービン建屋	換気用チラーエュニット		100%	130	kg		x	x	x	
1R15 ドライヤ本体			100%	1.3	kg		x	x	x	
2u タービン建屋	2R15 ドライヤ本体		100%	1.3	kg		x	x	x	
3u タービン建屋	3R43 ドライヤ本体		100%	1.3	kg		x	x	x	
4u タービン建屋	4R43 ドライヤ本体		100%	1.3	kg		x	x	x	
1u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(1u サンブル/パッケージ A/B-S)		100%	0.11	kg		x	x	x	
1u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(1u サンブル/パッケージ C/V-S)		100%	0.11	kg		x	x	x	
1u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(1u サンブル/パッケージ C/V 内)		100%	0.11	kg		x	x	x	
2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u サンブル/パッケージ A/B-S)		100%	0.11	kg		x	x	x	
2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u サンブル/パッケージ C/V-S)		100%	0.11	kg		x	x	x	
2u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(2u サンブル/パッケージ C/V 内)		100%	0.11	kg		x	x	x	
固体廃棄物処理建屋	エアードライヤ(1.2u アス固化サンブル/パッケージ)		100%	0.11	kg		x	x	x	
3u 原子炉補助建屋	エアードライヤ(3.4u 可搬型リチウムサンブラー)		100%	0.11	kg		x	x	x	
廃樹脂処理建屋	水冷式ドライヤ(廃樹脂サンブル/パッケージ)		100%	0.11	kg		x	x	x	

a :ガス化する

b :エアロソル化する
1 :ポンベ等に保管されている
2 :試薬類であるか3 :屋内に保管されている
4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-3 高浜発電所の固定源整理表（敷地内 しや断器）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	単位	有毒ガス判断				調査対象整理
						a	b	1	2	
特高開閉所 (1L 03)	遮断器		100%	2,783	kg		x	x	x	
特高開閉所 (2L 04)	遮断器		100%	2,499	kg		x	x	x	
特高開閉所 (Bus Tie 90)	遮断器		100%	1,612	kg		x	x	x	
特高開閉所 (セクション 50)	遮断器		100%	1,255	kg		x	x	x	
特高開閉所 (セクション 60)	遮断器		100%	1,255	kg		x	x	x	
特高開閉所 (1SuTr)	遮断器		100%	4,562	kg		x	x	x	
特高開閉所 (2SuTr)	遮断器		100%	4,700	kg		x	x	x	
特高開閉所 (甲 2 母線)	遮断器		100%	2,916	kg		x	x	x	
特高開閉所 (乙 2 母線)	遮断器		100%	3,104	kg		x	x	x	
特高開閉所 (1L 01)	遮断器		100%	4,126	kg		x	x	x	
特高開閉所 (1L 02)	遮断器		100%	4,126	kg		x	x	x	
特高開閉所 (Bus Tie 80)	遮断器		100%	3,114	kg		x	x	x	
特高開閉所 (3u 130)	遮断器		100%	3,300	kg		x	x	x	
特高開閉所 (4u 140)	遮断器		100%	3,300	kg		x	x	x	
特高開閉所 (3,4u ST30)	遮断器		100%	4,737	kg		x	x	x	
特高開閉所 (ST10)	遮断器		100%	2,391	kg		x	x	x	
特高開閉所 (甲 1 母線)	遮断器		100%	10,951	kg		x	x	x	
特高開閉所 (乙 1 母線)	遮断器		100%	10,890	kg		x	x	x	
特高開閉所 (E10)	遮断器		100%	115	kg		x	x	x	
特高開閉所 (屋内設備)	遮断器		100%	530	kg		x	x	x	
1u タービン建屋	遮断器		100%	75	kg		x	x	x	
2u タービン建屋	遮断器		100%	75	kg		x	x	x	
3u タービン建屋	遮断器		100%	130	kg		x	x	x	
4u タービン建屋	遮断器		100%	130	kg		x	x	x	
3u 中間建屋	遮断器		100%	60	kg		x	x	x	
4u 中間建屋	遮断器		100%	60	kg		x	x	x	

a :ガス化する

b :エアロソル化する
1 :ポンベ等に保管されている

2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている
4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-4 高浜発電所の敷地内固定源整理表
(性状により影響がないことが明らかなもの)

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	単位	調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	
潤滑油	各機器 東谷油倉庫	機器 ドラム缶	-	-	-	-	-	-	-
廃油	東谷油倉庫	機器 ドラム缶	-	-	-	-	-	-	-
絶縁油	各変圧器	機器	-	-	-	-	-	-	-
バッテリー	水酸化カリウム	容器 容器	-	-	-	-	-	-	-
セメント	希硫酸 ボルトランジメント	各機器 袋	-	-	-	-	-	-	-
放射性固体廃棄物	アスファルト固化体 セメント固化体	固化処理建屋 アスファルト固化建屋、廃棄物庫	ドラム缶	-	-	-	-	-	-
モルタル充てん固化体	モルタル充てん固化体	廃棄物庫 固化処理建屋	ドラム缶 ドラム缶	-	-	-	-	-	-

a :ガス化する

b :エアロソル化する
1 :ポンベ等に保管されている
2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている
4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-5 高浜発電所の敷地内固定源整理表
(生活用品として一般的に使用されるもの)

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	単位	調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	
生活用品	洗剤、エアコン・冷媒、殺虫剤、自動販売機 事務所等	-	-	-	-	-	-	-	-

a :ガス化する

b :エアロソル化する
1 :ポンベ等に保管されている
2 :試薬類であるか

3 :屋内に保管されている
4 :開放空間での人体への影響がない

表 1-6 高浜発電所の敷地内固定源整理表
(貯蔵状況等により影響がないことが明らかなもの)

品名	保管場所	容器	内容量	単位	有毒ガス判断				調査対象整理	調査対象
					a	b	1	2	3	4
ポンベ等に保管されたガス類	ポンベ車等	ポンベ	-	-	-	-	-	-	-	-
試薬、作業で使用する溶剤等、貯存量が少量のもの	化学室等	試薬瓶等	20	L 以下	-	-	-	-	-	-

- a :ガス化する
 b :エアロソライ化する
 1 :ポンベ等に保管されている
 2 :試薬類であるか
 3 :屋内に保管されている
 4 :開放空間での人体への影響がない

2. 敷地内可動源

表 2-1 高浜発電所の敷地内可動源整理表

有毒化学物質	輸送先（代表例）	輸送形態	輸送量	単位	有毒ガス判断			調査対象整理	調査対象
					a	b	1		
アスファルト	1,2u アス固化 アスファルトタンク 3,4u アス固化 アスファルトタンク	タンクローリー	14.7	m ³	x	x	-	-	-
アンモニア	3u アンモニア貯槽、4u アンモニア貯槽	タンクローリー	6	m ³	-	x	x	x	対象
エタノールアミン	1,2u エタノールアミン貯槽タンク	タンクローリー	12	m ³	x	x	-	-	-
塩酸	3u 塩酸貯槽、4u 塩酸貯槽	タンクローリー	12	m ³	-	x	x	x	対象
水酸化ナトリウム	1,2u 苛性ソーダ貯槽、3,4u 純水装置 苛性ソーダタンク 3u 苛性ソーダ貯槽、4u 苛性ソーダ貯槽	タンクローリー	9.3	m ³	x	x	-	-	-
ヒドラジン	1u ヒドラジン原液タンク、2u ヒドラジン原液タンク 3u ヒドラジン原液タンク、4u ヒドラジン原液タンク	タンクローリー	10	m ³	-	x	x	x	対象
硫酸	1,2u 硫酸タンク、3,4u 硫酸タンク	タンクローリー	6	m ³	x	x	-	-	-
鉱油	危険物貯蔵庫	ドラム缶	0.2	m ³	x	x	-	-	-

a :ガス化する

b :エアロソリ化する

1 :ポンベ等で輸送される

2 :輸送量が少量である

3 :開放空間での人体への影響がない

表 2-2 高浜発電所の敷地内可動源整理表
(製品性状により影響がないことが明らかなもの)

品名	輸送先（代表例）	輸送形態	内容量	単位	有毒ガス判断			調査対象整理	調査対象
					a	b	1		
潤滑油	各機器	機器	-	-	-	-	-	-	-
潤滑油	東谷油倉庫	ドラム缶	-	-	-	-	-	-	-
希硫酸	東谷油倉庫	ドラム缶	-	-	-	-	-	-	-
バッテリー	各機器	容器	-	-	-	-	-	-	-
セメント	各機器	容器	-	-	-	-	-	-	-
放射性固体廃棄物	固型化処理建屋	袋	-	-	-	-	-	-	-
放射性固体廃棄物	アスファルト固化体	アスファルト固化建屋、廃棄物庫	ドラム缶	-	-	-	-	-	-
セメント固化体	固型化処理建屋	廃棄物庫	ドラム缶	-	-	-	-	-	-
モルタル充てん固化体	固型化処理建屋	ドラム缶	-	-	-	-	-	-	-

a :ガス化する

b :エアロソリ化する

1 :ポンベ等で輸送される

2 :輸送量が少量である

3 :開放空間での人体への影響がない

表 2-3 高浜発電所の敷地内可動源整理表
(生活用品として一般的に使用されるもの)

品名	輸送先(代表例)	輸送形態	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理	調査対象
					a	b		
生活用品	洗剤、エアコン用冷媒、殺虫剤、自動販売機用 冷媒、調味料、車、電池、消毒液、消防器、飲料、融雪剤、スプレー缶、作業用品	事務所等	-	-	-	-	2	3

a :ガス化する
b :エアロソリ化する
1 :ポンベ等で輸送される
2 :輸送量が少量である
3 :開放空間での人体への影響がない

表 2-4 高浜発電所の敷地内可動源整理表
(貯蔵状況等により影響がないことが明らかなもの)

品名	輸送先(代表例)	輸送形態	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理	調査対象
					a	b		
ポンベ等に保管されたガス類	ポンベ車等	ポンベ	-	-	-	-	-	-
試薬、作業で使用する溶剤等、貯蔵量が少量のもの	化学室等	試験瓶等	20	L 以下	-	-	-	-

3. 敷地外固定源

表 3-1 高浜発電所の敷地外固定源整理表（地域防災計画）

品名	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
	a	b	1	2	3	4	
該当なし	—	—	—	—	—	—	—

a:ガス化する
b:エアロソル化する
1:ポンベ等に保管されている
2:試薬類であるか
3:屋内に保管されている
4:開放空間での人体への影響がない

表 3-2 高浜発電所の敷地外固定源整理表（消防法）

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
LPG	—		—	—	—	—	—	—
プロパン	—		—	—	—	—	—	—
タン	—		—	—	—	—	—	—
アセチレンガス	—		—	—	—	—	—	—
セレン	—	×	×	—	—	—	—	—
濃硫酸	—	×	×	—	—	—	—	—
硫酸	—	×	×	—	—	—	—	—
液体塩素	900kg		—	×	×	×	×	対象

a:ガス化する
b:エアロソル化する
1:ポンベ等に保管されている
2:試薬類であるか
3:屋内に保管されている
4:開放空間での人体への影響がない

表 3-3 高浜発電所の敷地外固定源整理表（高圧ガス保安法）

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化酸素			-	-	-	-	-	-
ブタン			-	-	-	-	-	-
液化酸素			-	-	-	-	-	-
酸素ガス			-	-	-	-	-	-
アンモニア	7.14t		-	×	×	×	×	対象
液化石油ガス、液化天然ガス、圧縮空気			-	-	-	-	-	-
二酸化炭素			-	-	-	-	-	-
液化酸素、液化プロピレン、液化炭酸ガス			-	-	-	-	-	-
圧縮水素、液化石油ガス			-	-	-	-	-	-

a:ガス化する

b:エアロソリ化する

1:ポンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

表 3-4 高浜発電所の敷地外固定源整理表（毒物および劇物取締法）

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
該当なし		-	-	-	-	-	-	-

a:ガス化する

b:エアロソリ化する

1:ポンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

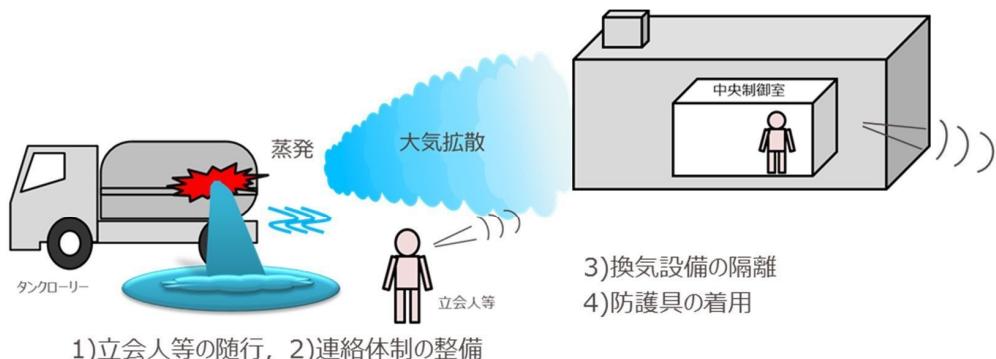
可動源に対する対策と運用について

敷地内可動源から発生する有毒ガスの影響により、運転・指示要員の対処能力が著しく損なわれることがないように、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の運転・指示要員に対して、可動源の防護措置を実施する。

可動源の防護措置は、

- 1) 可動源に対する立会人の随行
- 2) 通信連絡設備による連絡体制の整備
- 3) 換気設備（中央制御室、緊急時対策所）の隔離
- 4) 防護具の着用
- 5) 可動源からの有毒ガス発生時の終息活動

に分けられるが、1)、2)、5)については、高浜発電所の可動源対策として整備済であり、3)も1, 2号炉の中央制御室の運用として整備済であり、4)は4機運転を前提とした数量を配備することとしているため、今回追加となる運用事項はない。そのうえで、保安規定においては、1、2号炉の設置変更許可申請書に記載の設備名称との整合の観点で1, 2号炉の中央制御室換気設備の名称を明確化する。



保安規定記載
(可動源に対する防護措置(本文五号))
添付2 7.4(1)b.
(a) 各課(室)長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。
(可動源に対する防護措置(本文十号))
添付3 1.3(1)ケ
(1) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。

1) 可動源に対する立会人の随行

敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順を別紙5-1のとおり整備する。

敷地内可動源である薬品タンクローリーからの有毒化学物質の漏えいは、発電所敷地内の移動経路の何れの場所でも発生しうるため、有毒ガスの発生の検出は、人の認知によることとする。

したがって、特定した敷地内可動源が発電所敷地内に入構する場合は、発電所構内に勤務している要員(協力会社員含む)が発電所入構から薬品タンク等への受入(納入)完了まで随行・立会いを実施すること(以下、随行・立会いを実施する者を「立会人」という。)で、速やかな有毒ガスの発生の検出を可能とする。なお、立会人は、重大事故等対策に必要な要員以外の者(受入等作業担当課(協力会社員含む))が対応することとする。

2) 通信連絡設備による連絡体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・指示要員に対して、敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制・手順を別紙5-2のとおり整備する。

薬品タンクローリーから有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生による異常を認知した場合、立会人は速やかに中央制御室の当直課長に通信連絡設備等を用いて連絡する。

立会人から連絡を受けた中央制御室の当直課長は、緊急時対策所(緊急時対策

所建屋内)に発電所原子力緊急時対策本部(以下、発電所対策本部という。)が設置されている場合は、通信連絡設備等を用いて緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の全体指揮者に有毒ガスの発生による異常を連絡する。

通信連絡設備は、既存のもの(設置許可基準規則第35条、第62条)を使用する。

3) 換気設備(中央制御室、緊急時対策所)の隔離

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・指示要員に対して、敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を別紙5-2のとおり整備する。

中央制御室の運転員は、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の換気空調設備を隔離する。また、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に発電所対策本部が設置されている場合において、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の指示要員は、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の換気空調設備を隔離する。

また、中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の換気空調設備を隔離した場合は、酸素濃度計や二酸化炭素濃度計を用いて酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。

敷地内可動源からの有毒ガスの発生が終息したことを確認した場合は、速やかに外気取入れを再開する。

4) 防護具の着用

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・指示要員に対して、第5-1表、第5-2表及び第5-3表のとおり防毒マスク等を配備する。

中央制御室の運転員は、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、防毒マスクの着用及び酸素呼吸器の着用準備を行い、酸素呼吸器の着用準備が整い次第、防毒マスクから酸素呼吸器に切り替える。また、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に発電所対策本部が設置されている場合は、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の指示要員は、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、防毒マスクの着用及び酸素呼吸器の着用準備を行い、酸素呼吸器の着用準備が整い次第、防毒マスクから酸素呼吸器に切り替える。

第5-1表 防毒マスクの配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	防毒マスク数量 (吸収缶数量)	配備場所
中央制御室 (運転員)	24人	24個 (各24個、 対象ガス別)	1、2号炉 中央制御室 3、4号炉 中央制御室
緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) (指示要員)	31人	31個 (各31個、 対象ガス別)	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) 又は事務棟

塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類

第5-2表 酸素呼吸器の配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	酸素呼吸器数量	配備場所
中央制御室 (運転員)	24人	24個	1、2号炉 中央制御室 3、4号炉 中央制御室
緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) (指示要員)	31人	31個	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) 又は事務棟

第5-3表 酸素ボンベの配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	酸素ボンベ 数量	配備場所
中央制御室 (運転員)	24人	24本	1、2号炉 中央制御室 3、4号炉 中央制御室
緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) (指示要員)	31人	31本	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) 又は事務棟

酸素ボンベ1本当たり6時間以上使用可能

5) 可動源からの有毒ガス発生時の終息活動

敷地内の有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生による異常が発生した場合の敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順を、別紙5-3のとおり整備する。

終息活動は、立会人を含め最低3名で実施する体制とする。

敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた中央制御室の当直課長は、作業所管課長へ有毒ガスの発生を終息させるための活動を依頼

する。

当直課長から依頼を受けた作業所管課長は、有毒ガスの発生を終息させるために、有毒化学物質の希釈等の措置を実施する。

作業所管課長は、有毒ガスの発生を終息させた場合は、中央制御室の当直課長に連絡する。連絡を受けた中央制御室の当直課長は、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に発電所対策本部が設置されている場合には、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の全体指揮者に有毒ガスの発生の終息を連絡する。

また、多量の有毒ガスの発生時に有毒ガス発生の終息活動を行う要員に対して、第5-4表に示す防護具を配備する。なお、有毒ガス発生の終息活動を行う要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者(受入等作業担当課(協力会社員含む))が対応することとする。

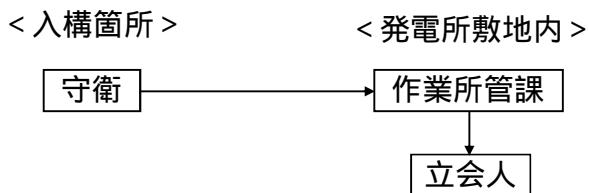
第5-4表 防毒マスクの配備

防護対象者	要員数	防護具	配備場所
終息活動要員	3人	・耐薬品手袋 ・耐薬品長靴 ・防毒マスク ・吸收缶(対象ガス別)	3セット 2次系化学室

塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類

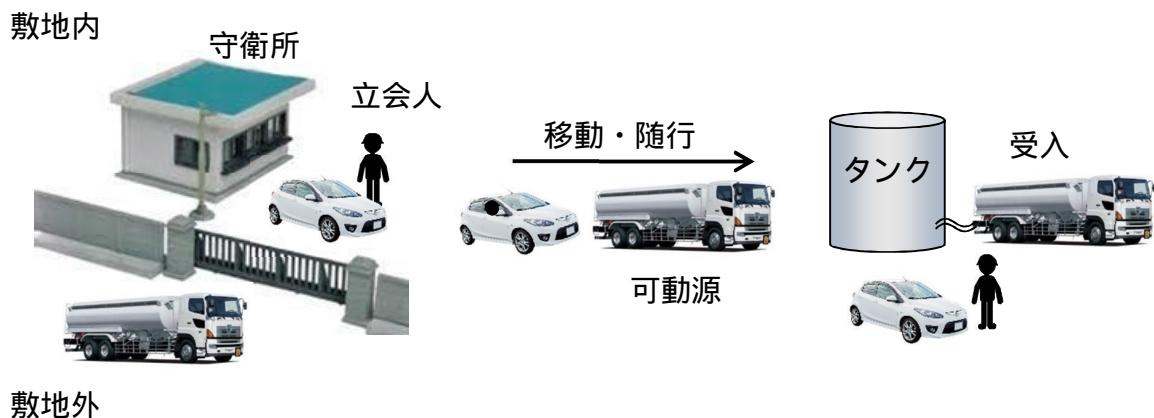
敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順について

1. 実施体制



2. 実施手順

- (1) 有毒化学物質を積載した薬品タンクローリー（以下、「可動源」）が発電所敷地内へ入構する際、守衛は作業所管課に連絡する。
- (2) 連絡を受けた作業所管課は、立会人を入構箇所に派遣する。
- (3) 立会人は、受入（納入）箇所まで可動源に随行し、受入（納入）完了まで立会いを実施する。立会人は、防護具等を常備する。



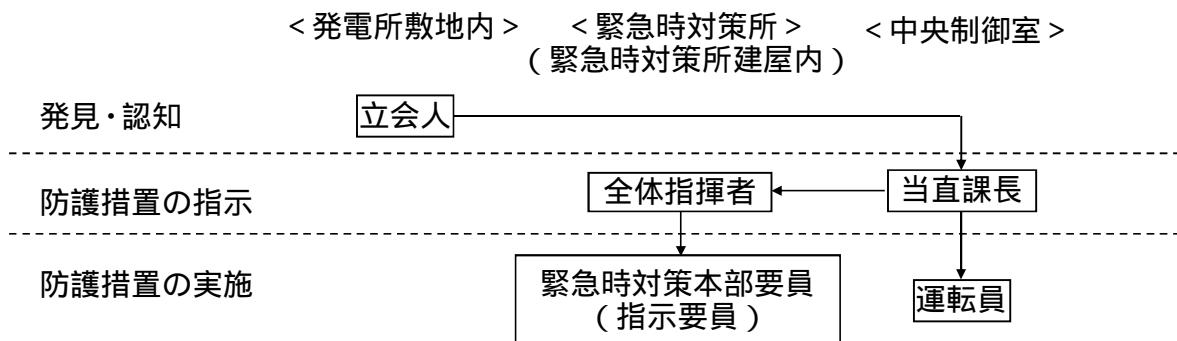
3. その他

- (1) 可動源の入構は、原則平日通常勤務時間帯とする。
- (2) 発電所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している可動源は立会人随行の上速やかに敷地外に退避させ、また、新たな可動源を敷地内に入構させないこととする。
- (3) 立会人については、重大事故等対策に必要な要員以外の者（受入等作業担当課（協力会社員含む））が対応する。

なお、化学物質の管理にあたっては、教育訓練等により、立会人等は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を有する。

敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順について

1. 実施体制

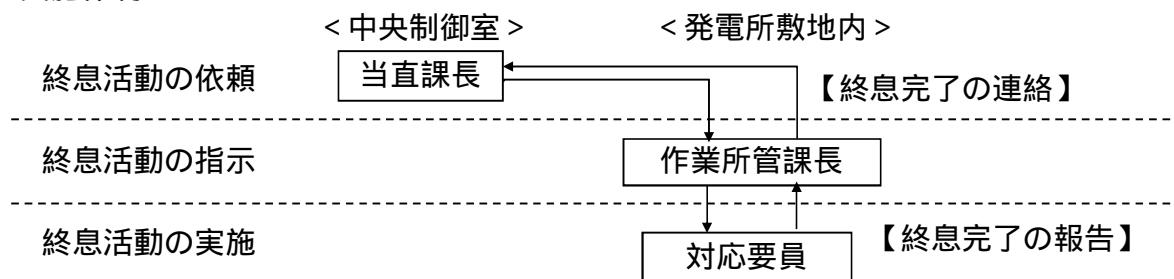


2. 実施手順

- (1) 立会人は、有毒ガスの発生による異常を認知した場合、通信連絡設備等により当直課長に連絡する。
- (2) 当直課長は、運転員に有毒ガスの発生による異常を認知したことを連絡するとともに、中央制御室換気空調設備の隔離及び防護具の着用を指示する。
- (3) 当直課長は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に発電所対策本部が設置されている場合は、通信連絡設備等を用いて緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者に有毒ガスの発生による異常を認知したことを連絡する。
- (4) 緊急時対策所の全体指揮者は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生による異常を認知したことを連絡するとともに、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の隔離及び防護具の着用を指示する。
- (5) 運転員は、中央制御室換気空調設備を隔離するとともに、定められた手順に従い防毒マスクの着用及び酸素呼吸器の着用準備を行う。
- (6) 緊急時対策本部要員（指示要員）は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を隔離するとともに、定められた手順に従い防毒マスクの着用及び酸素呼吸器の着用準備を行う。
- (7) 運転員及び緊急時対策本部要員（指示要員）は、酸素呼吸器の着用準備が整い次第、防毒マスクから酸素呼吸器に切り替える。

敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順について

1. 実施体制

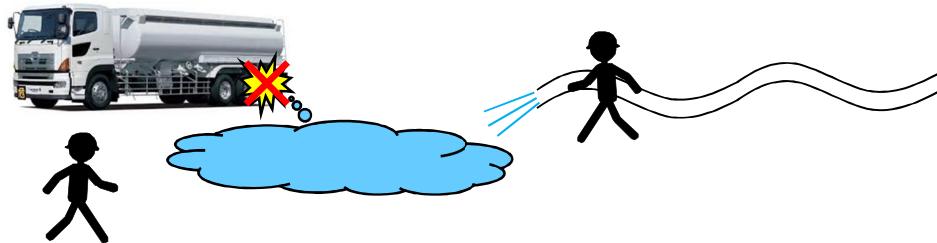


2. 実施手順

- (1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を認知したことの連絡を受けた当直課長は、作業所管課長に有毒ガスの発生を終息させるための活動を依頼する。
- (2) 作業所管課長は、対応要員に防護具の着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるための活動を実施するよう指示する。
- (3) 対応要員は、防護具を着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために速やかに希釀等の措置を実施する。
- (4) 対応要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認すれば、作業所管課長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (5) 作業所管課長は、当直課長に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (6) 当直課長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に発電所対策本部が設置されている場合は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (7) 全体指揮者は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。

3. その他

- (1) 終息活動要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。



予期せず発生する有毒ガスに対する対策と運用について

予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により、中央制御室の運転員及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者（以下「運転・初動要員」という）の対処能力が著しく損なわれることがないように、運転・初動要員に対して、以下の対策を実施する。

なお、4機運転を前提とした防護具を配備することとしており、バックアップ体制は高浜発電所として整備済であるため、今回追加となる運用事項はない。

保安規定記載
(予期せぬ有毒ガスに対する防護措置)
添付 2 7.4(1)b.
(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。
(予期せぬ有毒ガスに対する防護措置)
添付 3 1.3(1)ケ
(ウ) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行ふことができるよう手順および体制を社内標準に定める。

1) 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の運転・初動要員に対して、必要人数分の酸素呼吸器を配備するとともに、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体制及び手順を整備する。

酸素ボンベについては、酸素呼吸器を1人当たり6時間使用するために必要な数量を配備する。

さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

(1) 必要人数分の酸素呼吸器の配備

中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第6-1表に示す、必要となる酸素呼吸器の数量を確保し、所定の場所に配備する。

なお、配備する酸素呼吸器は敷地内可動源より発生する有毒ガスに関する対策において配備する酸素呼吸器と兼用する。

第6-1表 酸素呼吸器の配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	酸素呼吸器数量	配備場所
中央制御室 (運転員)	24人	24個	1、2号炉 中央制御室 3、4号炉 中央制御室
緊急時対策所(緊急時 対策所建屋内) (初動要員)	11人	11個	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) 又は事務棟

(2) 一定量の酸素ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスから、一定期間防護が可能となるよう、第6-2表に示す、必要となる酸素ボンベの数量を確保し、所定の場所に配備する。

なお、配備する酸素ボンベは敷地内可動源より発生する有毒ガスに関する対策において配備する酸素ボンベと兼用する。

第6-2表 酸素ボンベの配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	酸素ボンベ 数量	配備場所
中央制御室 (運転員)	24人	24本	1、2号炉 中央制御室 3、4号炉 中央制御室
緊急時対策所(緊急時 対策所建屋内) (初動要員)	11人	11本	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) 又は事務棟

有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに基づき、1人当たり酸素呼吸器を6時間使用するのに必要となる酸素ボンベの数量を設定(別紙6-1参照)

(3) 防護のための実施体制及び手順

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を、別紙6-1のとおり整備する。

(4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、継続的な対応が可能と

なるよう、敷地外からの酸素ポンベバックアップの供給体制を、別紙6-2整備する。

2) 通信連絡設備による伝達

中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための実施体制及び手順を、別紙 6-1 のとおり整備する。

敷地外からの連絡があった場合、又は敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室の当直課長に通信連絡設備等を用いて連絡する。

連絡を受けた中央制御室の当直課長は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に発電所対策本部が設置されている場合は、同様に通信連絡設備等を用いて緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者に有毒ガスの発生による異常を連絡する。

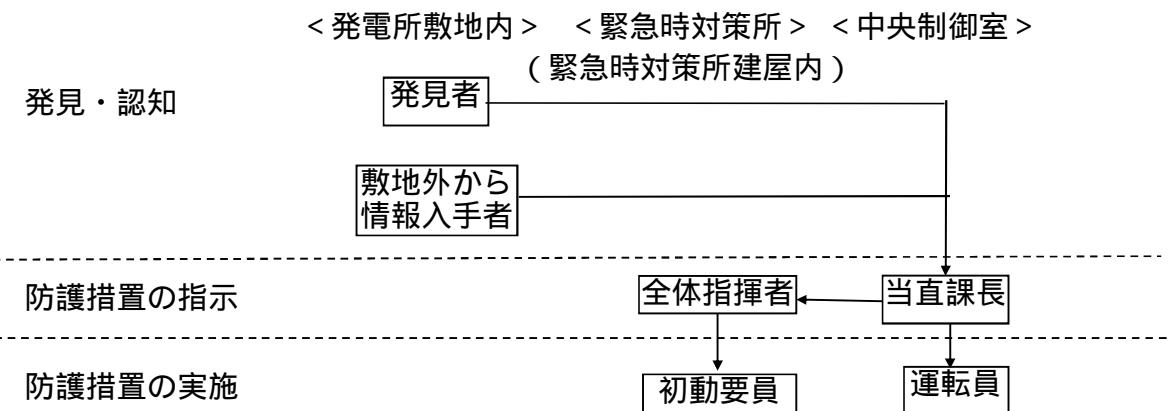
なお、通信連絡設備は、既存のもの（設置許可基準規則第 35 条、第 62 条）を使用する。

3) 敷地外からの連絡

敷地外から予期せぬ有毒ガスの発生に係る情報を入手した場合に、中央制御室の当直課長に対して敷地外の予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みについては、6.2 の手順及び実施体制と同様である。

予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順について

1. 実施体制



2. 実施手順

- (1) 臭気等により異常を認知した場合、発見者は予期せぬ有毒ガス発生を当直課長へ連絡する。また、敷地外からの有毒ガス発生に関する情報を入手した場合、情報入手者は予期せぬ有毒ガス発生を当直課長へ連絡する。
- (2) 当直課長は、臭気等により異常を認知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、運転員に酸素呼吸器の着用を指示する。
- (3) 当直課長は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に発電所対策本部が設置されている場合は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者に予期せぬ有毒ガスが発生したことを通信連絡設備等により連絡する。
- (4) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者は、臭気等により異常を認知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、初動要員に酸素呼吸器の着用を指示する。
- (5) 運転員は、当直課長から指示された場合、定められた着用手順に従い酸素呼吸器を着用する。
- (6) 初動要員は、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の全体指揮者から指示された場合、定められた手順に従い酸素呼吸器を着用する。

3. 酸素ボンベの必要配備数量

(1) 防護対象者の人数

中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）における必要要員数から、防護対象者となる人数を設定した。

	中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) (初動要員)
人数	24人	11人

(2) 酸素ボンベ配備数量

酸素ボンベの仕様から、一人当たり必要数量を算定し、全要員に対する配備数量を設定した。

	中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内) (初動要員)
種類	酸素ボンベ	
仕様	公称使用時間：360分/本	
酸素ボンベ 必要数量 (一人当たり)	酸素ボンベ 1本の使用可能時間 360分/本 6時間使用の必要酸素ボンベ数 $6\text{ 時間} \times 60\text{ 分} \div 360\text{ 分/本} = 1\text{ 本/人}$	
酸素ボンベ 必要数量 (全要員)	1本/人 × 24人 = 24本	1本/人 × 11人 = 11本

予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について

1. バックアップの供給体制

予期せず発生する有毒ガスに対し、予備ボンベを確保し、バックアップ用ボンベとして配備する。さらに、継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ボンベの供給体制を図1のとおり整備する。バックアップの供給イメージを図2に示す。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合は、高圧ガス事業者にボンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ボンベを運搬し、発電所正門等にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は発電所敷地内を運搬する。

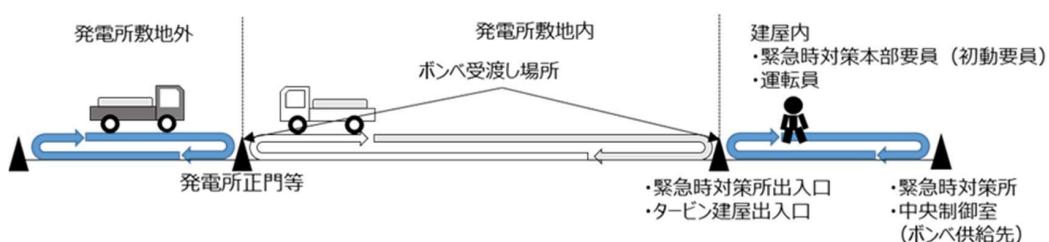
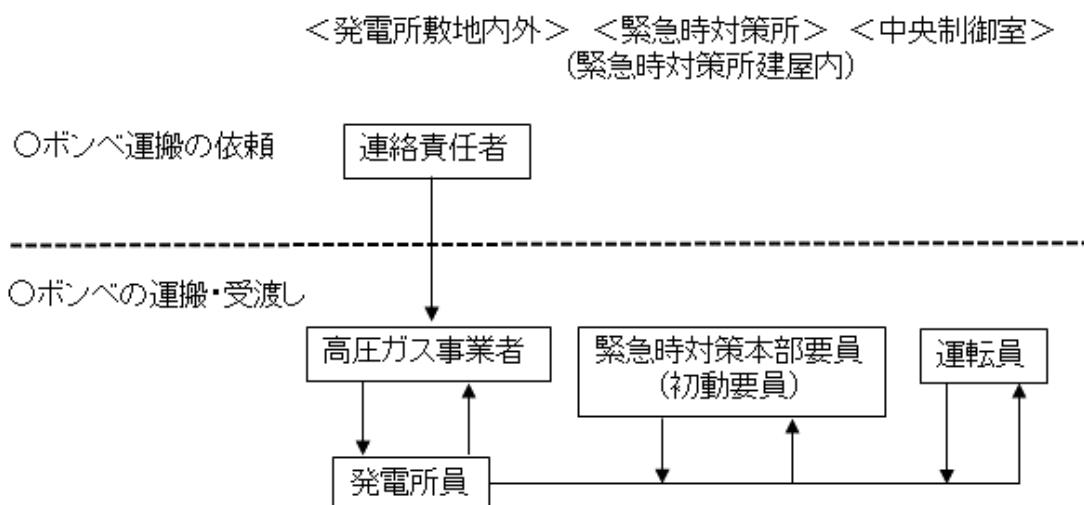




図3 敷地外からの供給ルート

2. 予備ポンベ

発電所に保管する予備ポンベの数量は、高圧ガス事業者に連絡後、発電所に到着するまでの必要時間を考慮して設定している。

美浜町の高圧ガス事業者から発電所までは通常2時間程度で到着できる距離であることから、約12時間分のポンベを発電所内に配備し、順次高圧ガス事業者から充填された酸素ポンベを受け取ることで対応が可能である。

予備ポンベについては、中央制御室および免震事務棟において、各々酸素呼吸器とともに転倒防止対策を施したうえで配備する。配備場所を図4、5、6に示す。



図4 酸素呼吸器予備ポンベ配備場所（1,2号炉中央制御室）

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



図 5 酸素呼吸器予備ポンベ配備場所（3,4号炉中央制御室）

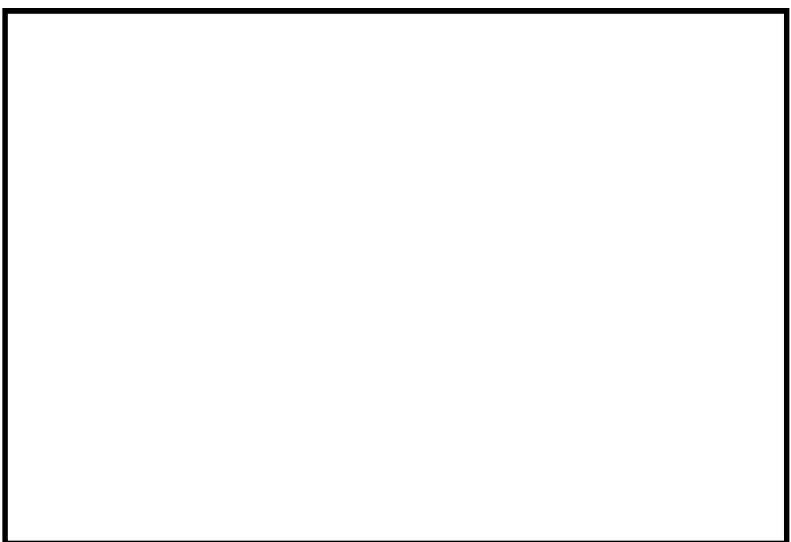


図 6 酸素呼吸器予備ポンベ配備場所（事務棟）

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付 7

3，4号炉の有毒ガス発生時の体制の整備に係る 高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料より抜粋

高浜発電所保安規定審査資料	R6
提出年月日	2020年3月27日

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料 (抜粋)

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

防護具の数の根拠について

まず、重大事故等対応に係る体制について、設置許可申請書本文十号の「ハ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故」に記載している基本的な事項を、高浜発電所を例にまとめる。

高浜発電所で（1～4号炉に燃料装荷している状態において）重大事故等が発生した場合、中央制御室と緊急時対策所が連携して事態に対処する。中央制御室では、運転員 12名（1、2号炉中央制御室、3、4号炉中央制御室それぞれについて。）が運転操作対応を行う。緊急時対策所には発電所対策本部が立ち上げられ、緊急時対策本部要員 11名（原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者（1名）、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者（4名）、通報連絡を行う通報連絡者（4名）、各重大事故等対応に係る現場での調整を行う現場調整者（2名）からなる。）及び緊急安全対策要員（運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防活動及びガレキ除去活動を行う。）65名にて初動対応を実施する。また、事象発生から 6 時間以内を目途に、発電所対策本部での活動を行う緊急時対策本部要員 20名及び注水活動を行う緊急安全対策要員 8名の合計 28名が、召集要員として参集、対応を実施する。これらをまとめると、表 1 のとおりとなる。

表 1 高浜発電所における重大事故等対応に係る体制

要員	活動場所	初動対応	長期対応（参集分）
運転員	中央制御室	24名	—
緊急時対策本部要員	緊急時対策所	11名	20名
緊急安全対策要員	重要操作地点等	65名	8名

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下、「ガイド」という。）では、有毒ガス防護対象者をガイドの表 1 として規定するとともに、有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係をガイドの表 2 として規定している。表 2 は、ガイドの表 2 を再掲したものである。

表 2 有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係（ガイドの表 2）

	対象発生源がある場合		予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)
	敷地内外の固定源	敷地内の可動源	
有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員

ガイドの定義によれば、「運転・指示要員」は「原子炉制御室や緊急時制御室の運転員」及び「緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等の対処に係る指示を行う要員」を、「運転・初動要員」は「原子炉制御室や緊急時制御室の運転員」及び「緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等の対処に係る指示を行う要員のうち初動対応を行う者」を、それぞれ意味する。

当社プラントでは対象発生源がない（敷地内外の固定源に対しては、有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が 1 を下回る。また、敷地内の可動源に対しては、ガイドの「4. スクリーニング評価」の規定

に基づき、スクリーニング評価を行わず、対象発生源として防護措置を講じることとした。) ため、「敷地内の可動源」及び「予期せず発生する有毒ガス」に対して防護措置を講じており、それぞれ防護対象者は「運転・指示要員」及び「運転・初動要員」となる。(高浜発電所安全審査資料「高浜発電所1～4号炉中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」(令和元年12月10日提出、資料番号1)における「5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策」及び「5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策」参照。)

ここで、表1に示した高浜発電所の体制に当てはめると、ガイドにおける「運転・指示要員」は赤色枠、「運転・初動要員」は黄色枠で括った要員がそれぞれ相当する。防護具等の配備としては、ガイドの規定に基づいて運転・指示要員(運転員24名、緊急時対策本部要員31名)、運転・初動要員(運転員24名、緊急時対策本部要員11名)の人数分を配備することとしたものである。

また、終息活動要員は、上記要員とは別に確保することとしている。(令和元年8月20日の審査会合配付資料1-1-1の21ページ及び高浜発電所安全審査資料「高浜発電所1～4号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」(令和元年12月10日提出、資料番号1)における「5.1.1.1 敷地内の対象発生源への対応」の「(3) 防護措置」の「3) 敷地内の有毒化学物質の処理等の措置」参照。) 終息活動は、立会人を含めて3名いれば対応可能であるため、必要な防護具を3セット配備することとしたものである。

なお、上述の数量根拠は、1～4号炉の再稼働を前提とした数量である。今回の保安規定変更認可申請は3、4号炉のみ再稼働を前提とし、3、4号炉の保安活動として、1、2号炉の中央制御室から3、4号炉へ派遣される応援要員(運転員)も防護対象となるが、必要な要員数は表3のとおり、上述の1～4号炉の再稼働を前提とした数量に包含される。

表3 必要な要員数の変遷

	3、4号炉のみ 再稼働時	1～4号炉再稼働時 (SA高度化前)	1～4号炉再稼働時 (SA高度化後)
運転員(3、4号炉中央制御室)	12名	12名	12名
運転員(1、2号炉中央制御室) (3、4号炉の応援要員)	6名	12名	12名
緊急時対策本部要員(初動)	6名	11名	11名
緊急時対策本部要員(参集)	10名	20名	20名
緊急安全対策要員(初動)	40名	77名	65名
緊急安全対策要員(参集)	38名	38名	8名
設置変更許可実績	H27.2.12	H28.4.20	R1.9.25
保安規定変更認可実績	H27.10.9 認可	—	申請中(1、2号炉再稼働)

□ : 「運転・指示要員」又は「運転・初動要員」の範囲

高浜発電所

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
に係る補足説明資料

1. 保安規定変更箇所について

(1) 高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波に対する対応に関する以下の保安規定条文の変更を行う。(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針は添付 - 1 を参照)

(変更)

- ・第 6 8 条の 2 (津波防護施設)
- ・第 8 9 条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)
- ・添付 2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)
- ・添付 3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

(2) 上記保安規定変更箇所に係る補足説明資料として、保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容を添付 - 1 の別紙 1 に示す。

- ・潮位観測システム（防護用）に係る補足説明資料
- ・取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業について
- ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る保安規定添付 2 の記載内容について
- ・津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の情報連絡について
- ・構外の観測潮位を活用した運用に係る補足説明資料
- ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応にかかる保安規定の施行期日について

(3) 上記保安規定変更箇所に係る補足説明資料として、第 6 8 条の 2 (津波防護施設) における L C O 、 A O T 及びサーベイランスの設定の考え方を添付 - 1 の別紙 2 に示す。

3. 上流文書との整合について

設置変更許可申請書から保安規定への記載内容を添付 - 2 に、設計及び工事計画認可申請書から保安規定への記載内容を添付 - 3 にそれぞれ示す。

以 上

(添付資料)

添付 - 1 : 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

添付 - 2 : 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

添付 - 3 : 上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載内容

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

参考資料：高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

（津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所抜粋）

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

関西電力株式会社

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

3. 補足説明資料

- (1) 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の
記載内容 (別紙 - 1)
- (2) L C O、 A O T 及びサーベイランスの設定 (別紙 - 2)

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。

原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等 - 保安規定条文の変更」のうち主要な項目について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

3. 補足説明資料

- ・必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

：変更対象の項目

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 2 条の 2 関係法令および本規定の遵守	-
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 2 条の 2 関係法令および本規定の遵守	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項又は第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912-257 号 - 2（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第 3 条 品質マネジメントシステム計画	-
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第 3 条 品質マネジメントシステム計画	-
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第 3 条 品質マネジメントシステム計画	-
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第 3 条 品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条 保安に関する組織	-
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 5 条 保安に関する職務	-
		第 4 条 保安に関する組織	-
		第 5 条 保安に関する職務	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、5 号、6 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	-
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 3 条 品質マネジメントシステム計画 第 5 条 保安に関する職務 第 6 条 原子力発電安全委員会 第 8 条 原子力発電安全運営委員会 第 9 条 原子炉主任技術者の選任 第 10 条 原子炉主任技術者の職務等	- - - - - -
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	-
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切	第 3 条 品質マネジメントシステム計画 第 8 条 原子力発電安全運営委員会	- -

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号 【保安教育】	に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 9 条の 2 原子炉主任技術者の選任 第 10 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	- -
	5 . 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第 8 条 原子力発電安全運営委員会 第 10 条 原子炉主任技術者の職務等 第 10 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	- - -
	1 . 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第 131 条 所員への保安教育 第 132 条 請負会社従業員への保安教育	- -
	2 . 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 131 条 所員への保安教育 第 132 条 請負会社従業員への保安教育	- -
	3 . 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 131 条 所員への保安教育 第 132 条 請負会社従業員への保安教育	- -
	4 . 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	-
	5 . 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 131 条 所員への保安教育 第 132 条 請負会社従業員への保安教育	- -
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1 . 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条 運転員等の確保	-
	2 . 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務 第 15 条 運転管理に関する社内標準の作成	- -
	3 . 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 16 条 引継	-
	4 . 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務 第 17 条 原子炉起動前の確認事項	- -
	5 . 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講すべき措置について定められていること。	第 18 条 火災発生時の体制の整備 第 18 条の 2 内部溢水発生時の体制の整備 第 18 条の 2 火山影響等発生時の体制の整備 第 18 条の 3 その他自然災害発生時等の体制の整備 第 18 条の 3 の 2 有毒ガス発生時等の体制の整備 第 18 条の 4 資機材等の整備 第 18 条の 5 重大事故等発生時の体制の整備 添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連）	- - - - - - - - 有
	6 . 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有
	7 . 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」とい	第 19 条 水質管理 第 20 条 停止余裕 第 21 条 臨界ボロン濃度 第 22 条 減速材温度係数 第 23 条 制御棒動作機能 第 24 条 制御棒の挿入限界 第 25 条 制御棒位置指示 第 26 条 炉物理検査 - モード 1	- - - - - - - - -

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無
	う。) が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 27 条 炉物理検査 - モード 2 -	-
		第 28 条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	-
		第 29 条 原子炉熱出力	-
		第 30 条 熱流束熱水路係数 (F_q (Z))	-
		第 31 条 核的エンタルビ上昇熱水路係数 (F_{N_H})	-
		第 32 条 軸方向中性子束出力偏差	-
		第 33 条 1/4 炉心出力偏差	-
		第 34 条 計測および制御設備	-
		第 35 条 DNB 比	-
		第 36 条 1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	-
		第 37 条 1 次冷却系 - モード 3 -	-
		第 38 条 1 次冷却系 - モード 4 -	-
		第 39 条 1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -	-
		第 40 条 1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系非満水) -	-
		第 41 条 1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ高水位) -	-
		第 42 条 1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ低水位) -	-
		第 43 条 加圧器	-
		第 44 条 加圧器安全弁	-
		第 45 条 加圧器逃がし弁	-
		第 46 条 低温過加圧防護	-
		第 47 条 1 次冷却材漏えい率	-
		第 48 条 蒸気発生器細管漏えい監視	-
		第 49 条 余熱除去系への漏えい監視	-
		第 50 条 1 次冷却材中のよう素 131 濃度	-
		第 51 条 蓄圧タンク	-
		第 52 条 非常用炉心冷却系 - モード 1、2 および 3 -	-
		第 53 条 非常用炉心冷却系 - モード 4 -	-
		第 54 条 燃料取替用水タンク	-
		第 55 条 ほう酸注入タンク	-
		第 56 条 原子炉格納容器	-
		第 57 条 原子炉格納容器真空逃がし系	-
		第 58 条 原子炉格納容器スプレイ系	-
		第 59 条 アニュラス空気浄化系	-
		第 60 条 アニュラス	-
		第 61 条 主蒸気安全弁	-
		第 62 条 主蒸気隔離弁	-
		第 63 条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-
		第 64 条 主蒸気逃がし弁	-
		第 65 条 補助給水系	-
		第 66 条 復水タンク	-
		第 67 条 原子炉補機冷却水系	-
		第 68 条 原子炉補機冷却海水系	-
		第 68 条の 2 津波防護施設	有
		第 69 条 制御用空気系	-
		第 70 条 中央制御室非常用循環系	-
		第 71 条 安全補機室空気浄化系	-
		第 72 条 燃料取扱建屋空気浄化系	-
		第 73 条 外部電源 (1 号炉および 2 号炉) - モード 1、2、3 および 4 -	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	第 73 条の 2 外部電源（1号炉および2号炉） - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -		-
	第 73 条の 3 外部電源		-
	第 74 条 ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 -		-
	第 75 条 ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 以外 -		-
	第 76 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気		-
	第 77 条 非常用直流電源 - モード 1、2、3 および 4 -		-
	第 78 条 非常用直流電源 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -		-
	第 79 条 所内非常用母線 - モード 1、2、3 および 4 -		-
	第 80 条 所内非常用母線 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -		-
	第 81 条 1次冷却材中のほう素濃度 - モード 6 -		-
	第 82 条 原子炉キャビティ水位		-
	第 83 条 原子炉格納容器貫通部（1号炉および2号炉） - 燃料移動中 -		-
	第 83 条の 2 原子炉格納容器貫通部（3号炉および4号炉）		-
	第 84 条 使用済燃料ピットの水位および水温		-
	第 85 条 重大事故等対処設備		-
	第 85 条の 2 特定施設を構成する設備		-
	第 86 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施		-
	第 86 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施		-
	第 87 条 運転上の制限の確認		-
8 . サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が發揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 88 条 運転上の制限を満足しない場合		-
9 . LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 90 条 運転上の制限に関する記録		-
10 . LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務		-
11 . LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 91 条 異常時の基本的な対応		-
	第 92 条 異常時の措置		-
	第 93 条 異常収束後の措置		-
	添付 1 異常時の運転操作基準（第 92 条関連）		-
	第 18 条の 7 電源機能喪失時等の体制の整備		-
12 . LCO が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA : Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 89 条 予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合		有

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二 【発電用原子炉の運転期間】	1 . 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 19 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	-
	2 . 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 12 条 構成および定義	-
	3 . 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	第 12 条の 2 原子炉の運転期間	-
	4 . 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、 燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいすれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	第 97 条 燃料の取替等	-
	5 . 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕
	6 . 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕
	7 . 運転期間が 13 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕
	8 . 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕
	1 . 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条 原子力発電安全委員会	-
	2 . 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 8 条 原子力発電安全運営委員会	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号二 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1 . 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 105 条の 2 管理区域の設定・解除	-
	2 . 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	添付 4 管理区域図（第 105 条の 2 および第 106 条関連）	-
	3 . 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 106 条 管理区域内における区域区分	-
	4 . 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	添付 4 管理区域図（第 105 条の 2 および第 106 条関連）	-
	5 . 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条 管理区域内における特別措置	-
	6 . 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 108 条 管理区域への出入管理	-
	7 . 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 108 条 管理区域への出入管理	-
		第 109 条 管理区域出入者の遵守事項	-
		第 116 条 管理区域外等への搬出および運搬	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	8 . 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 117 条 発電所外への運搬	-
	9 . 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 110 条 保全区域	-
	10 . 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	添付 5 保全区域図（第 110 条関連）	-
		第 111 条 周辺監視区域	-
		第 118 条 請負会社の放射線防護	-
		第 119 条 頻度の定義	-
	1 . 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 101 条 放射性液体廃棄物の管理	-
	2 . これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもののが使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 12 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。	第 102 条 放射性気体廃棄物の管理	-
			[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1 . 放射線業務従事者が受けける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 112 条 放射線業務従事者の線量管理等	-
	2 . 國際放射線防護委員会（ I C R P ）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ as low as reasonably achievable ）以下「 A L A R A 」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けける線量を管理することが定められていること。	第 2 条 基本方針	-
	3 . 実用炉規則第 78 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 105 条 放射線管理に係る基本方針	-
	4 . 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 113 条 床・壁等の除染	-
	5 . 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 114 条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	6 . 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	第 116 条 管理区域外等への搬出および運搬	-
	7 . 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする時に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	第 116 条 管理区域外等への搬出および運搬	-
	8 . 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20.04.21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（ N I S A - 1111 a - 08 - 1 ））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	第 117 条 発電所外への運搬	-
			[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）】	9 . 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 100 条の 3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
		第 104 条 頻度の定義	-
		第 105 条の 2 管理区域の設定・解除	-
		第 106 条 管理区域内における区域区分	-
		第 109 条 管理区域出入者の遵守事項	-
		第 113 条 床・壁等の除染	-
		第 116 条 管理区域外等への搬出および運搬	-
		添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 関連にて変更】

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1 . 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 103 条 放出管理用計測器の管理	-
	2 . 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理办法の一部等として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。	第 115 条 放射線計測器類の管理	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1 . 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講すべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	- [1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-
	2 . 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	第 94 条 新燃料の運搬	-
	3 . 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 95 条 新燃料の貯蔵	-
		第 98 条 使用済燃料の貯蔵	-
		第 99 条 使用済燃料の運搬	-
		第 94 条 新燃料の運搬	-
		第 99 条 使用済燃料の運搬	-
		第 97 条 燃料の取替等	-
		第 100 条の 2 放射性固体廃棄物の管理	-
		第 100 条の 2 放射性固体廃棄物の管理	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	2 . 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 100 条の 5 輸入廃棄物の管理	-
	3 . 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 11 号及び第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	第 100 条の 2 放射性固体廃棄物の管理	-
	4 . 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条 放射性液体廃棄物の管理	-
	5 . 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条 放射性気体廃棄物の管理	-
	6 . 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 114 条の 2 平常時の環境放射線モニタリング	-
	7 . A L A R M の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 2 条 基本方針	-
		第 100 条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	-
		第 104 条 頻度の定義	-
		第 121 条 原子力防災組織	-
		第 122 条 原子力防災要員	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に講ずべき措置】	1 . 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 123 条 原子力防災資機材等の整備	-
	2 . 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条 原子力防災資機材等の整備	-
	3 . 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 124 条 通報経路	-
	4 . 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 126 条 通 報	-
	5 . 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 121 条 原子力防災組織	-
		第 127 条 原子力防災体制等の発令	-
		第 128 条 応急措置	-
		第 129 条 緊急時における活動	-

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	6 . 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 122 条の 2	緊急作業従事者の選定
	7 . 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に關し、適切な内容が定められていること。	第 129 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等
	8 . 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 130 条	原子力防災体制等の解除
	9 . 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 125 条	原子力防災訓練
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1 . 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	-	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に關すること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時ににおける非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に關すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 3 の 2 関連） 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 関連にて変更】
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。 重大事故等発生時ににおける使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記からまでの対策に關することを含む。）に關すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に關すること。	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 関連にて変更】
	二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること。	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、関連にて変更】
	三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること。	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ、関連にて変更】

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）	保安規定条文	変更有無
<p>大規模損壊発生における炉心の著しい損傷を緩和するための対策にすること。</p> <p>大規模損壊発生における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策にすること。</p> <p>大規模損壊発生における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策にすること。</p> <p>大規模損壊発生における放射性物質の放出を低減するための対策にすること。</p> <p>重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生における特定重大事故等対処施設を用いた対策にすること。</p> <p>(2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p>	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】
<p>イ 重大事故等発生時</p> <p>許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（に開するものを除く。）について記載を要しない。</p>	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】
<p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p>	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】
<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練にすること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p>	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】
<p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>第18条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2 内部溢水発生時の体制の整備</p> <p>第18条の2 火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の3 その他自然災害発生時の体制の整備</p> <p>第18条の4 資機材等の整備</p> <p>第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</p>	- - - - - - -
	添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ、実用炉規則第92条第1項第16号関連にて変更】
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】
	添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2関連）	有
	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハ関連にて変更】

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	2 . 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イ～ハ 関連にて変更】
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1 . 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2 . 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 3 . 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。 4 . 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確實に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5 . 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 133 条 第 3 条	記録 品質マネジメントシステム計画	- -
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1 . 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1912257 号 - 7 (令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。 2 . 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。 3 . 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。 4 . 実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する変更を実施する場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。 5 . 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。 6 . 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 7 . 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 14 条 第 120 条 第 120 条の 2 第 120 条の 3 第 120 条の 6 添付 6	巡視点検 施設管理計画 設計管理 作業管理 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針 長期施設管理方針	- - - - - -
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1 . プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1 . 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2 . 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条 第 3 条	品質マネジメントシステム計画 品質マネジメントシステム計画	- -

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【その他必要な事 項】	1 . 日常の Q M S に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用 原子炉施設に係る保安に關し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的
	2 . 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によつ て汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものと して定められていること。	第 1 条	目的

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目	説明内容
関連する実用炉規則	「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。 「 <u>赤字（赤下線）</u> 」により、保安規定の補正内容を記載する。
記載の考え方	保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	
第92条（保安規定）	-	-	-	-
第11項 法第四十三条の三の二十四 第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原電力規制委員会に提出しなければならない。	ハ 発電用原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるものの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。 ロ 発電用原子炉の運転に當たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置について定められること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】	-	-
5 津 波 安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5・1項から5・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 (中略)	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2関連)	設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料 - 3 参照	運転管理通達	「発電所構外において、敷地への遷上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のわざが後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいすれも10分以内に0.5m以上下降することと、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を記載する。
5・2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時ににおける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。 (中略)	5・3 車両退避	発電所構外において、津波と想定される潮位の変動について記載する。	5・3 車両退避	竜巻発生後の対応について、潮位観測システム（防護用）の損傷時の対応について記載する。
5・4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを内標準に定める。	5・4 手順書の整備 1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 3号炉および4号炉について、当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	a. 水密扉の閉止状態の管理 b. 取水路防潮ゲートの管理 c. 防潮扉の閉止状態の管理	a. 水密扉の閉止状態の管理 1号炉および2号炉において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 3号炉および4号炉において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 b. 取水路防潮ゲートの管理 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。 c. 防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行つ。	b. 取水路防潮ゲートの管理 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。 c. 防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行つ。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>d . 車両の管理</p> <p><u>安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない宣言を実施する。</u></p> <p>e . 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（ブラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するなどに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報である場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴つ津波であつて、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に關し、津波警報等が発表された場合、燃料等輸送船の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>(e) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。</p> <p>f . 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。</p> <p>(b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>g . 発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（ブラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降低し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、潮流の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への週上」という）ならびに水位低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動」を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」 <p>1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の觀測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を</p> </p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

開連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載すべき内容 記載すべき内容	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
		<p>用了した連携により確認(この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。)</p> <p>(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応 ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中斷に係る措置を行つ。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>エ 安全・防災室長は、発水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施することともに、係留強化する船側と情報連絡を行つ。</p> <p>カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ。</p> <p>」・津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>】・施設管理、点検</p> <p>各課(室)長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への通水上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下げてできるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。</p> <p>キ・津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>				
6	電 巻	<p>安全・防災室長は、電巻発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6・1項から6・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、電巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>				
	6・4 手順書の整備	<p>f・電巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、心急補修を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、ブラント停止操作を行う。</p> <p>(d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の心急位置を行う。</p> <p>(e) 電気保修課長および包装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の心急位置を行う。</p> <p>(f) 電気保修課長および包装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の心急位置を行う。</p>		<p>運転管理通達</p> <p>取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、</p> <p>取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所員の</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		(f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは朝側監視システム(防護用)の全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行ふ。 (g) 各課(室)長は、建屋外において電巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。	(以下略)		高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順
		添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 1 重大事故等対策 1 1 . 3 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。	(中略) ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。 (7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉閉鎖を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。 ただし、以下の場合はその限りではない。 a 大津波警報が誤報であつた場合 b 遠方で発生した地震に伴う津波であつて、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合		
		(1) 安全・防災室長および発電室長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉鎖を行う手順を社内標準に定める。	(以下略)		
		(第18条～第18条の5)	【変更なし】		
		7 . 発電用原子炉施設の重要な機能にして、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転上の制限に対するLCOを逸脱しないこと。(2) 本条において同じ。)	(津波防護施設) 第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 . 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に反映しないこと。(2) 本条において同じ。) (2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。 (3) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)と話題確認を実施する。	潮位観測システム(防護用) 運転管理通達	潮位観測システム(防護用)に対する運転上の制限を満足していることの確認のため、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映
		(3) 土木建築課長は、電気保修課長は、衛星電話(津波防護用)と話題確認を実施する。	(2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。 (3) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)と話題確認を実施する。	潮位観測システム(防護用) 運転管理通達	潮位観測システム(防護用)に対する運転上の制限を満足していることの確認のため、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映
		3 . 土木建築課長または電気保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限	別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		原子炉施設保安規定									
保安規定査定基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要								
1 : 措置の完了時間 (Allowed Outage Time)。以下「AOT」という。()が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するよう規定められていること。	を満足していないと判断した場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6-8表6-9の照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。	への記載内容 ¹ の補足説明資料(2)LCO、AOT及びサーベイランスの設定 参照	社内規定文書								
表6-8の2-1											
津波防護施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 取水路防潮ゲートが2系統¹のゲート落下機構により動作可能²であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 潮位計3台が動作可能³であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 衛星電話（津波防護用）4台^{5,6}が動作可能であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること		(2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること		(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ^{5,6} が動作可能であること			
項目	運転上の制限										
(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること											
(2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること											
(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ^{5,6} が動作可能であること											
表6-8の2-2	<p>1 : 2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。</p> <p>2 : 動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう（外部電源喪失時も含む）。</p> <p>3 : 本条における動作可能とは、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動⁴を確認できることをいう。</p> <p>4 : 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が10分以内に0.5m以上下降し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上昇すること、または10分以内に0.5m以上下降し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することをいう。</p> <p>5 : 衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができます。</p> <p>6 : 衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第8-5条（表8-5-2-0）の運転上の制限を確認する。</p>										
表6-8の2-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合</td> <td> A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。 </td> <td>4時間 その後8時間 間に1回 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 2台の潮位計が動作可能である場合</td> <td> B.1 当直課長は、3台のうち動作不能となる2つの潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動⁴を確認したとみなす。 B.2 当直課長は、動作不能となつている潮位計を動作可能になら使</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	4時間 その後8時間 間に1回 速やかに	B. 2台の潮位計が動作可能である場合	B.1 当直課長は、3台のうち動作不能となる2つの潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動 ⁴ を確認したとみなす。 B.2 当直課長は、動作不能となつている潮位計を動作可能になら使	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間									
A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。	4時間 その後8時間 間に1回 速やかに									
B. 2台の潮位計が動作可能である場合	B.1 当直課長は、3台のうち動作不能となる2つの潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動 ⁴ を確認したとみなす。 B.2 当直課長は、動作不能となつている潮位計を動作可能になら使	速やかに									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
		C. モード1、2、3および4において2台未満の廟位計が動作可能な場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。 C.3 水路防潮ゲートを閉止する。	1 2時間 5 6時間 速やかに
		D. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において2台未満の廟位計が動作可能な場合	D.1 当直課長は、動作不能となるいる廟位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.2 原子燃料課長は、照射済燃料の移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 D.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 D.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。 D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
		E. モード1、2、3および4において4台未満の衛星電話（津波防護用）が動作可能である場合	E.1 電気保修課長は、動作不能となるている設備を開止する。 E.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施する。	1 0日 ⁷ 速やかに ⁷
		F. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において4台未満の衛星電話（津波防護用）が動作可能である場合	F.1 電気保修課長は、動作不能となるている設備を開止する。 F.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施する。	速やかに ⁷ 速やかに ⁷
		G. モード1、2、3および4において条件AまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。 G.2 当直課長は、モード5にする。 G.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを開止する。	1 2時間 5 6時間 速やかに
		H. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定				記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		合	止する。 および H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。 および H.4 当直課長は、取水路防制ゲートを速やかに閉止する措置を開始する。	速やかに H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。 および H.4 当直課長は、取水路防制ゲートを速やかに閉止する措置を開始する。				
			7：原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 8：同種の通信機器として、衛星電話（固定）による通信手段を確保する。 なお、衛星電話（固定）の補助設備として運転指令設備、保安電話（固定）保安電話（携帯）を活用する。					
			(第20条～第68条、第69条～第86条の2) 【変更なし】					
12・LCIOが設定されているる設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されているる発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてATO内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 (中略) 表89-1	関連余文	点検対象設備 第68条の2 ・取水路防制ゲート	第89条適用時期 原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	点検時の措置 ・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作により正常機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。	点検前 その後の8時間に1回	点検後 その後の8時間に1回	
			5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 (以下略)					
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に關するること。	実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】							
		1・許可を受けたところによる基本設計ないし基本的设计方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容	該当規定文書	記載の考え方	該当規定文書
(イ)発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	イ 火災 可燃物の管理、消防更員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第18条(火災発生時の体制の整備) 【変更なし】	-	-	-
	口 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2 関連) 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】(前述) 【実用炉規則第92条第1項第16号】(後述)にて整理】	-	-	-
	八 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の5 【変更なし】 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6 関連) 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】(後述)にて整理】	-	-	-

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容	該当規定文書	記載の考え方	該当規定文書
	ける使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等が発生時ににおける原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
	重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるもの）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記からまでの対策に開することを含む。）に関すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	（大規模損壊発生時の体制の整備） 第18条の6 【変更なし】	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】	-	【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容	該当規定文書	記載の考え方	該当規定文書
	航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時にかかる特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	-	-	-	-
(2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又はは大規模損壊発生時ににおけるそれ、その措置に係る手順については、それぞれ次に掲げることとおりとすること。	-	-	-	-	-
イ 重大事故等発生時 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対処することを妨げるものでないこと。 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方方が定められていること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】	-	-	-	-

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	該当規定文書	記載の考え方	該当規定文書
	措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等()に関するものは記載を要しない。				
	□ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】	-	-	-
	(3)必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する大規模損壊の発生時ににおける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それそれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たつて必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】	-	-	-
	(4)必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学生防自動車、泡沫火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】（前述） 【実用炉規則第92条第1項第16号】（後述）にて整理】	-	-	-
	(5)その他必要な機能を維持するための活動を行つたために必要な体制を整備すること。	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】	-	-	-
		添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3、第18条の3の2関連） 5 津波 安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5・1項から5・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 (中略)	設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料3 参照	「発電所構外において、敷地への地上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を監測し、その後、潮位監測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の潮位がいすれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上昇すること。」を1号	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
記載の考え方	該当規定文書		
<p>5 . 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時における車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5 . 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a . 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されたない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>3号炉および4号炉について、当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行つ。</p> <p>b . 取水路防潮ゲートの管理</p> <p>当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c . 防潮扉の閉止状態の管理</p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d . 車両の管理</p> <p>安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。</p> <p>e . 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波度であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間超過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に關し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび輪位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>(e) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならぬ措置を実施する。</p> <p>f . 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。</p>	<p>及び2号炉当直課長と3号炉及び4号炉当直課長の輪位監測システム（津波防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を記載する。</p> <p>発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応について記載する。</p> <p>電巻発生後の対応について、潮位監測システム（防護用）の損傷時の対応について記載。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

開連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>(b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>且つ、発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環ポンプを停止(ブランケット停止)する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>：「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下限し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、海上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への襲上」という）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上昇すること。」</p> <p>を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）</p> <p>(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中斷による措置を行つ。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中心し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行つ。</p> <p>カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>」・津波発生時の原子炉施設への影響評価</p> <p>各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報等が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認することともに、その結果を所長および原子炉技術者に報告する。</p> <p>」・施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防護施設、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
		施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施することもに、必要に応じ補修を行う。 <u>なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への海上および水位の低下による海水ボンブへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保することもに体制を確保し、維持する。</u> <u>K. 津波評価条件の変更の要否確認</u> (a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。 (中略)	
6 章		<p>安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6・1項から6・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、心急補修を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う。</p> <p><u>(e) 電気保修課長および包装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。</u></p> <p>(f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは耐位観測システム(防護用)の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(g) 各課(室)長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消防用水等による消火活動を行う。 (以下略)</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】</p> <p>-</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】にて整理】</p> <p>-</p>
		2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するためには必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	

(1) 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

補足説明資料 - 1 . 潮位観測システム（防護用）に係る補足説明資料

補足説明資料 - 2 . 取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業について

補足説明資料 - 3 . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る
保安規定添付 2 の記載内容について

補足説明資料 - 4 . 津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の
情報連絡について

補足説明資料 - 5 . 構外の観測潮位を活用した運用に係る補足説明資料

補足説明資料 - 6 . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る
保安規定の施行期日について

**潮位観測システム（防護用）に係る補足説明資料
【68条の2関連】**

目 次

1. 潮位観測システム（防護用）の概要について
2. 潮位観測システム（防護用）の設計方針
3. チャンネル数及び閉止ロジックの選定
4. 潮位観測システム（防護用）の設置
5. 潮位観測システム（防護用）の測定点の妥当性

1. 潮位観測システム（防護用）の概要について

取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）を確認するために必要な設備である潮位観測システム（防護用）は、潮位計及び衛星電話（津波防護用）で構成している。これらの仕様を以下に記載する。また、潮位観測システム（防護用）の概念図を図1に示す。

（1）潮位観測システム（防護用）のうち潮位計の仕様

潮位計は、潮位検出器、電源箱、演算装置、監視モニタ及び有線電路（電源系含む）で構成している。

なお、電源箱及び演算装置は、監視モニタの盤内機器であり、監視モニタの機能を実現する構成部品である。潮位計は、取水路防潮ゲートを閉止するために、津波の襲来を海水ポンプ室において確認し、かつ、潮位の有意な変動を1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において把握するために用いる。

潮位計は、取水路防潮ゲートと同等の設計にすることから多重化（2台目）し、またこれに加えて信頼性向上を図る（試験可能性や单一故障を考慮する）設計（3台目）とし、单一故障を想定しても動作を保証する設備数（3チャンネル）を所要チャンネルとする。ただし、実運用を考慮し、運用性の更なる向上のため、予備の潮位計を1台追加することから、2号炉にも1台追加し、4台構成とする。

なお、4台の潮位計のうち、1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置している潮位計は、1号及び2号炉中央制御室の監視モニタに表示され、3、4号炉海水ポンプ室に設置している潮位計は、3号及び4号炉中央制御室の監視モニタに表示される。このため、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長は、通信連絡手段を用いて連携し、他方の中央制御室の当直課長へ警報発信したことを報告する。

また、「5. 潮位観測システム（防護用）の測定点の妥当性」で述べるとおり、いずれの潮位計でも施設影響が生じるケースを漏れなく確認でき、2チャンネルによる検知がどのような組み合わせでも、取水路防潮ゲート閉止判断に差異を生じないものとすることを確認している。よって、閉止判断に用いる潮位計は4台中3台の機能が健全であれば良く、予備は固定しない。

（2）潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）の仕様

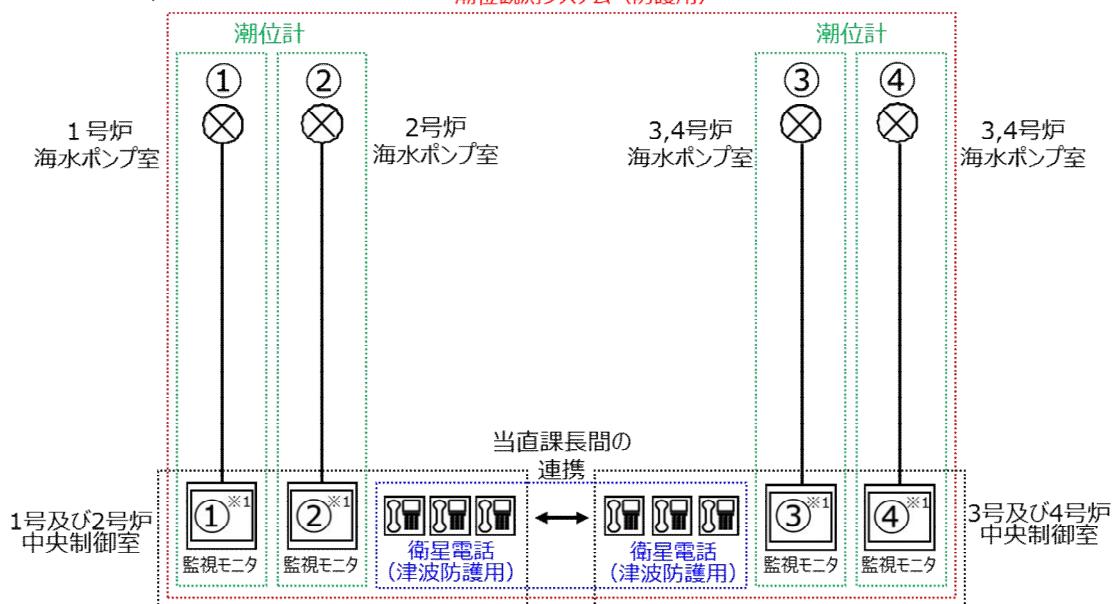
取水路防潮ゲートの閉止判断の際に、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により使用する通信連絡設備には、衛星電話（津波防護用）を用いる。

衛星電話（津波防護用）は、MS-1設備である取水路防潮ゲートと同等の設計にすることから多重化（2台目）し、またこれに加えて信頼性向上を図る（試験可能性を考慮する）設計（3台目）とし、单一故障を想定しても動作を保証する設備数（1号及び2号炉中央制御室に2台、3号及び4号炉中央制御室に2台、合計4台）を所要チャンネルとする。

衛星電話（津波防護用）は、1号及び2号炉中央制御室に3台、3号及び4号炉中央制御室に3台設置する。

- ① 1号炉海水ポンプ室潮位
- ② 2号炉海水ポンプ室潮位
- ③ 3, 4号炉海水ポンプ室潮位
- ④ 3, 4号炉海水ポンプ室潮位

潮位観測システム（防護用）



※ 1 : 電源箱及び演算装置は監視モニタの盤内機器であり、監視モニタの一部である。

図 1 潮位観測システム（防護用）概念図

2. 潮位観測システム（防護用）の設計方針

潮位観測システム（防護用）のうち潮位計は、津波の襲来を把握するために必要となる潮位検出器及び監視モニタ（電源系含む）を、主要構成品とする。4台の潮位計のうち、1台の潮位計において観測潮位が0.5m以上下降、又は上昇した時点で、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室の監視モニタに指示及び警報の発信を行う。

また、衛星電話（津波防護用）は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に達することを1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長が把握するために必要となる衛星電話（津波防護用）本体を、主要構成品とする。

潮位潮観測システム（防護用）は、以下の方針で設計する。

(1) 潮位観測システム（防護用）のうち潮位計は、单一故障した場合において、津波防護機能を喪失しないよう1号、2号、3号及び4号炉共用の4チャンネル構成とし、多重性を確保する設計とする。衛星電話（津波防護用）は、津波防護機能を喪失しないよう、1号、2号、3号及び4号炉共用とし、1号及び2号炉中央制御室に3台、3号及び4号炉中央制御室に3台設置し、多重性を確保する設計とする。また、潮位観測システム（防護用）に必要な電源系もそれぞれに独立した系統により多重化した設計とする。また、電源系は、安全系の電源より電源供給することで外部電源喪失時にも潮位観測及び当直課長間の連携を可能とすることから、单一故障に対して津波防護機能を喪失しない設計とする。潮位観測システム（防護用）の電源概要図をそれぞれ図2に示す。

潮位観測システム（防護用）のうち潮位計は、取水路防潮ゲートと同等の設計にすることから多重化（2台目）し、またこれに加えて信頼性向上を図る（試験可能性や单一故障を考慮する）設計（3台目）とし、单一故障を想定しても動作を保証する設備数（3チャンネル）を所要チャンネルとする。ただし、実運用を考慮し、運用性の更なる向上のため、予備の潮位計を1台追加し、4台構成とする。なお、いずれの潮位計でも施設影響が生じるケースを漏れなく確認でき、2チャンネルによる検知がどのような組み合わせでも、取水路防潮ゲート閉止判断に差異は生じないことから、閉止判断に用いる潮位計は固定せず、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇した時点、又は、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降したことを確認した時点で取水路防潮ゲートを閉止する。

衛星電話（津波防護用）は、MS-1設備である取水路防潮ゲートと同等の設計にすることから、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室のそれぞれにおいて、多重化（2台目）し、またこれに加えて信頼性向上を図る（試験可能性を考慮する）設計（3台目）とし、单一故障を想定しても動作を保証する設備数（1号及び2号炉中央制御室に2台、3号及び4号炉中央制御室に2台、合計4台）を所要チャンネルとする。

(2) 潮位計は、チャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。衛星電話（津波防護用）は、1号及び2号炉中央制御室に3台、3号及び4号炉中央制御室に3台を、互いに分離して設置することで独立性を確保する設計とする。

(3) 潮位観測システム（防護用）への給電には、難燃性ケーブルを使用し、電源系を独立させ、内部火災等の影響を受けない設計とする。また、潮位観測システム（防護用）の電源は、十分な厚さのコンクリート壁で防護し、竜巻、外部火災等自然現象による影響を受けない設計とする。

(4) 基準地震動 Ss に対して、潮位観測システム（防護用）の機能を喪失しない設計とする。

- (5) 原子炉の運転中又は停止中に潮位観測システム（防護用）の試験又は検査が可能な設計とする。
- (6) 潮位観測システム（防護用）と蒸気タービン、ポンプ等とは距離による離隔がなされていることから飛来物による影響は及ぶことはない設計としている。蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行なうことにより、破損事故の発生確率を低くするとともに、タービンミサイルの発生を仮に想定しても安全機能を有する構築物、系統及び機器への到達確率を低くすることによって、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。
- (7) 潮位観測システム（防護用）のうち潮位計は、取水路防潮ゲートの閉止判断にかかる必要な情報を 1 号及び 2 号炉中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室の監視モニタに指示及び警報発信し、衛星電話（津波防護用）を用いた 1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長の連携により、発電所全体における津波の襲来状況を的確に把握することができ、安全性が向上するため、取水路防潮ゲートと同様に全共用とする。

なお、潮位検出器、監視モニタ等からなる潮位計の 4 つのチャンネルは独立した系統とし、多重性を持たせることで、各々の潮位計の間で相互に接続しないものとし、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計する。

また、衛星電話（津波防護用）は、1 号及び 2 号炉中央制御室に 3 台、3 号及び 4 号炉中央制御室に 3 台を、互いに分離して設置することで独立性を確保し、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計する。

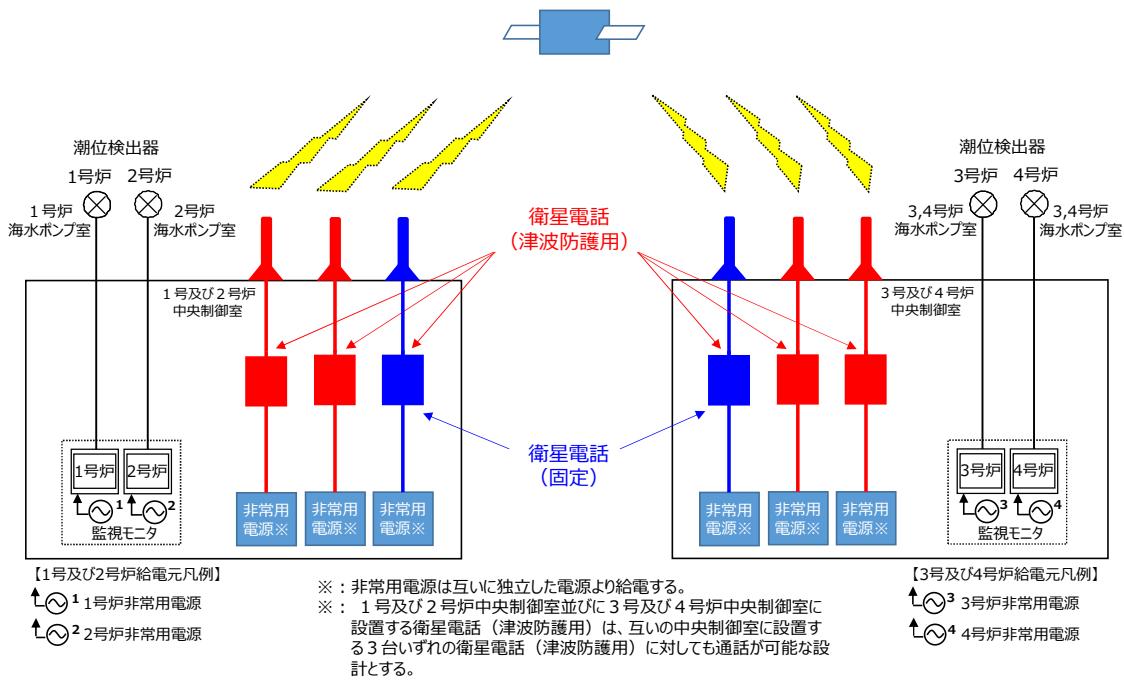


図2 潮位観測システム（防護用）の電源概要図

3. チャンネル数及び閉止ロジックの選定

(1) 基本的な論理構成

今回の潮位計測による取水路防潮ゲート閉止は、潮位観測システム（防護用）を MS - 1 である取水路防潮ゲートと同等の設計とすることから多重化が必要なため、2 チャンネル以上の論理構成とし、これに加えて試験可能性や単一故障を考慮し、検知信頼性向上を図る。その候補として、2 out of 3 と、1/2 チャンネルのそれぞれに予備を設ける場合(1 out of 2 twice)がある。

2 out of 3 は、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5m 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5m 以上上昇した時点、又は、2 台の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5m 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5m 以上下降したことを確認した時点で取水路防潮ゲート閉止の判断に至る。

一方、1 out of 2 twice は、観測潮位が 10 分以内に 0.5m 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5m 以上上昇した時点、又は、観測潮位が 10 分以内に 0.5m 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5m 以上下降したことを確認した 2 台の潮位計が 1/2 ロジックを構成する片系列の 2 台の潮位計であった場合、取水路防潮ゲート閉止の判断に至らず、2 out of 3 より取水路防潮ゲート閉止の判断が遅くなるケースがある。

このため、より早期に取水路防潮ゲート閉止を判断する観点より、2 out of 3 が優位と判断した。なお、試験や故障で潮位計 1 台が欠測した場合は、その 1 台は取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動を確認したとみなし、もう 1 台が動作すれば取水路防潮ゲートを閉止する。図 3 - 1 及び図 3 - 2 にそれぞれの判断方法とイメージを示す。

：取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が 10 分以内に 0.5 m 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m 以上上昇すること、または 10 分以内に 0.5 m 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5 m 以上下降することをいう。

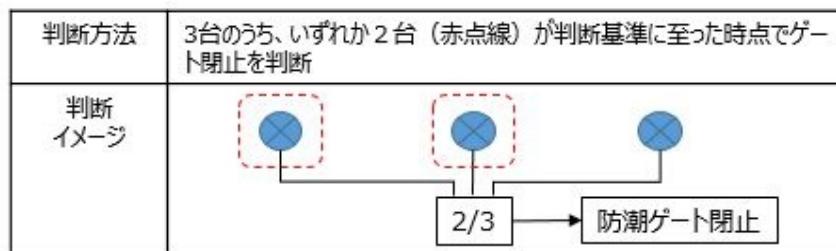


図 3 - 1 2 out of 3 の判断方法とイメージ

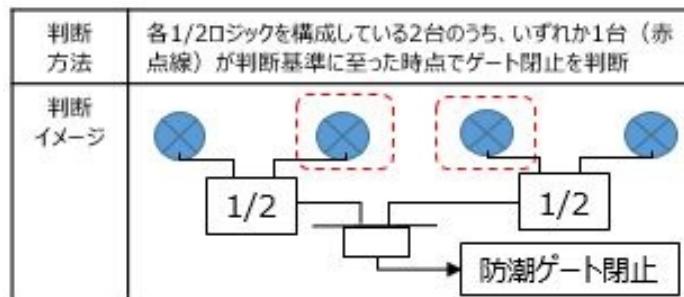


図 3 - 2 1 out of 2 twice の判断方法とイメージ

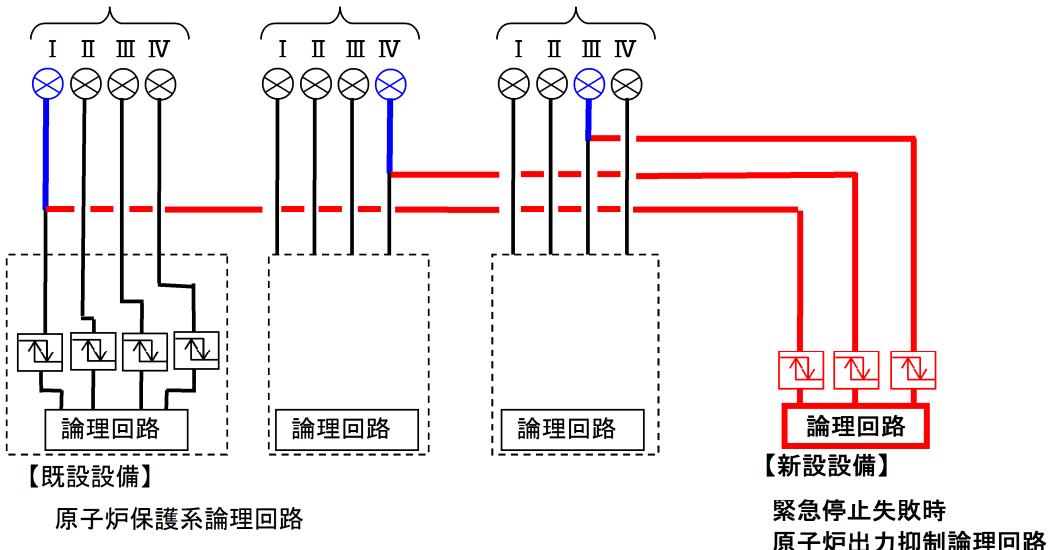
(2) 実運用を踏まえた論理構成

実運用を考慮し、運用性の更なる向上のため、予備の潮位計を1台追加する。仮に、潮位計1台を使用状態から取り外し点検している間に残り3台のうちの1台が故障した場合、その1台は動作とみなし、もう1台が動作すれば取水路防潮ゲートを閉止する。この実運用を踏まえ、单一故障を想定しても動作を保証する設備数(3チャンネル)を所要チャンネルとして保安規定に記載する。この設定については、平成26年4月24日審査会合において、新規制基準の審査状況を踏まえた保安規定改正に係る基本方針として確認済みであり、今回の運用についても本件の所要チャンネルも同様の考え方で保安規定等に定める。図4に当該資料の抜粋を示す。なお、設置許可で4チャンネル構成、保安規定で所要3チャンネルとした審査実績があり、その例として、美浜3号炉の原子炉安全保護系の原子炉圧力、加圧器水位等があり、既許可では4チャンネル、既認可の保安規定では所要3チャンネルと記載している。

原子炉保護系の所要チャンネルの考え方（赤枠箇所）

【例】保安規定記載例は、別紙－3「具体的な記載例（川内原子力発電所の例）」参照

A-蒸気発生器水位 B-蒸気発生器水位 C-蒸気発生器水位



※1：4チャンネル構成による2 out of 4のロジックとしているプラントについては、プラントによって以下の2通りのLCOを規定している。

- ① 単一故障を想定しても、事故時に確実な動作を保証する設備数（3チャンネル）を所要チャンネルとして記載。
- ② 設置している設備数（4チャンネル）を所要チャンネル数として記載。
この場合、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルのバイパスを許可し、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさないことを規定している。

※2：※1の通り、プラントにより設計基準事故対処設備の所要チャンネル数の記載が異なるため、重大事故等対処設備の所要チャンネル数は各プラントの設計基準事故対処設備の所要チャンネル数の考え方と同様に設定する。

(d) : 点検時故障時共に、1ch 動作不能となっても動作を保証する3ch を有するため LCO とならない。

: 点検時は、残り 3ch が健全であることを前提に、1ch のバイパスを動作不能とみなさないため、LCO とならない。ただ、故障時は、残り 3ch が健全であるか不明であるため、それが確認できるまで LCO を宣言する必要あり。

設計基準事故対処設備の「事故時監視計装」は、事故時において、事故の状態を把握し対策を講じるために必要なパラメータを監視できる機能を確保するために、適用モードにおいて動作可能であるべき所要チャンネル数を運転上の制限として規定しているものであることから、この設計基準事故対処設備のLCOに対する考え方は重大事故等への対応上必要なパラメータについても同様の考え方を適用することが妥当であることから、設計基準事故対処設備の「事故時監視計装」を参考に LCO 設定する。

(添付－4 「重大事故等対処設備のうち計装設備の保安規定への規定について」)

(保安規定記載例は、別紙－3「具体的な記載例（川内原子力発電所の例）」参照)

図4 新規制基準の審査状況を踏まえた保安規定改正に係る基本方針（抜粋）

4 . 潮位観測システム（防護用）の設置

取水路防潮ゲートの閉止判断基準の潮位計測点は、施設影響が生じるケースを確実に確認できることを前提に、最も影響を受ける海水ポンプ毎の潮位計を用いる方針としている。既許可における津波監視設備として、潮位計を3台設置することとしているが、潮位観測システム（防護用）はMS-1設備である取水路防潮ゲートと同等の設計とすること及び「3 . チャンネル数及び閉止ロジックの選定」を踏まえ、2号機に1台追加設置し、潮位計4台による運用とする。

また、衛星電話（津波防護用）は、MS-1設備である取水路防潮ゲートと同等の設計とするため、1号及び2号炉中央制御室に3台、3号及び4号炉中央制御室に3台設置し、6台による運用とする。

潮位観測システム（防護用）の設置位置を図5に示す。



図5 潮位観測システム（防護用）の設置位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

5 . 潮位観測システム（防護用）の測定点の妥当性

取水路防潮ゲートの閉止判断基準の潮位計測点は、施設影響が生じるケースを確実に確認できることを前提に、津波防護対象設備を設置しているエリアのうち、最も津波の影響を受ける可能性がある1号、2号及び3，4号炉海水ポンプ室に設置している潮位計を用いる方針としている。このため、トリガーの網羅性確認のための仮設定値である10分以内0.7mの潮位変動で、各潮位計により施設影響が生じるケースが漏れなく確認でき、2チャンネルによる検知がどのような組み合わせでも、取水路防潮ゲート閉止判断に差異を生じないことを確認する。

まず、0.7mのトリガーで施設影響が生じるケースがどの潮位計でも差異なく検知できることを確認する。図6のとおり、海底地すべりエリアBの破壊伝播速度1.0～0.4m/s及び海底地すべりエリアCの破壊伝播速度0.5～0.2m/sの時刻歴波形から、縦軸に1波目の水位変動量、横軸にその後の最高・最低水位を潮位計ごとにプロットした。その結果、敷地高さを上回る波は、どの潮位計でも0.7mのトリガーで1波目を全て捉えていることを確認した(青枠点線部分)。

次に10分のトリガーにより、施設影響が生じるケースがいずれの潮位計でも差異なく検知できることを確認する。図7のとおり、縦軸に1波目の水位変動量、横軸に1波目の水位が0.7m下降するのに要する時間を、潮位計ごとにプロットした。その結果、敷地高さを上回る波は、どの潮位計でも10分のトリガーで1波目を全て捉えていることを確認した(青枠点線部分)。

以上から、1～4号炉海水ポンプ室潮位計のうち、いずれの潮位計の組合せであっても施設影響が生じるケースが漏れなく確認でき、取水路防潮ゲート閉止判断に差異がないことを確認した。なお、図8のとおり、時刻歴波形の一例として「隠岐トラフ海底地すべりエリアC(Es-T2、Kinematicモデル)」(破壊伝播速度0.5m/s)を赤枠点線で示すが、青枠内に収まることを確認した。

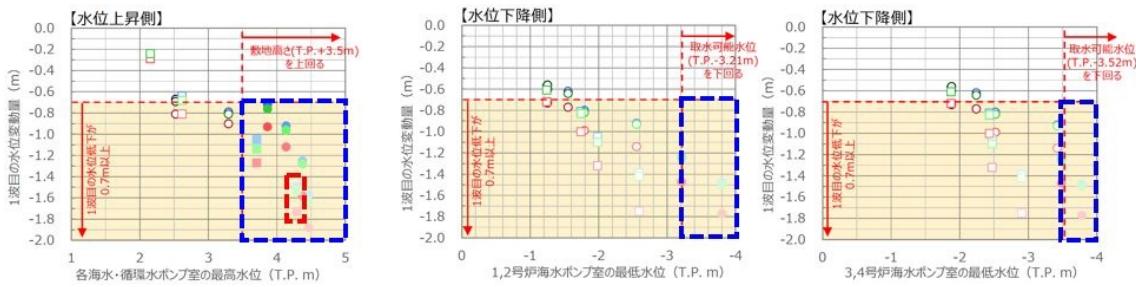
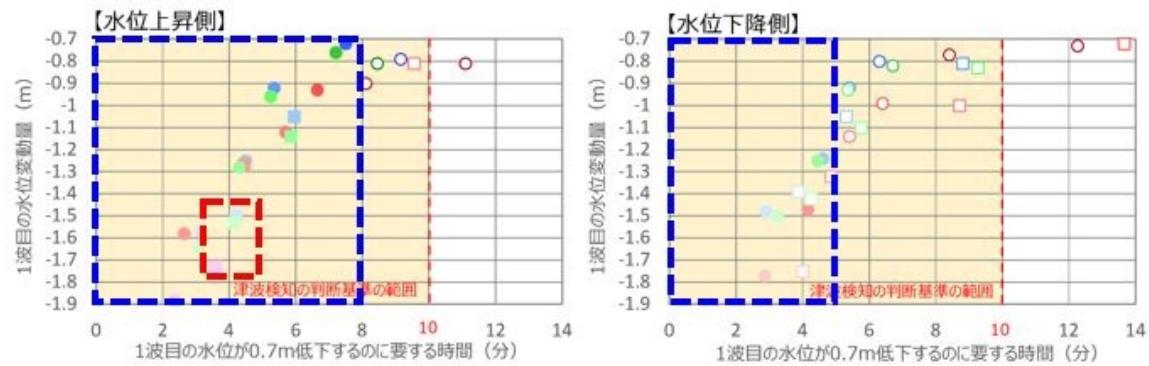


図 6 1 波目の水位変動量と最高水位・最低水位の関係図



評価点		エリアB Es-K5 (Kinematic)						エリアC Es-T2 (Kinematic)					
		破壊伝播速度 [m/s]						破壊伝播速度 [m/s]					
		1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.2		
水位上昇側	No.1 SWP	●	●	●	●	○	○	■	■	□	□		
	No.2 SWP	●	●	●	●	●	○	■	■	□	□		
	No.3,4 SWP	●	●	●	●	●	○	■	■	□	□		
水位下降側	No.1 SWP	●	●	○	○	○	○	■	■	□	□		
	No.2 SWP	●	●	●	●	●	○	■	■	□	□		
	No.3,4 SWP	●	●	○	○	○	○	■	■	□	□		

○及び □ の凡例 (塗りつぶし : 施設影響が生じる、白抜き : 施設影響が生じない)

図 7 1 波目の水位変動量と 0.7m 低下に要する時間の関係図

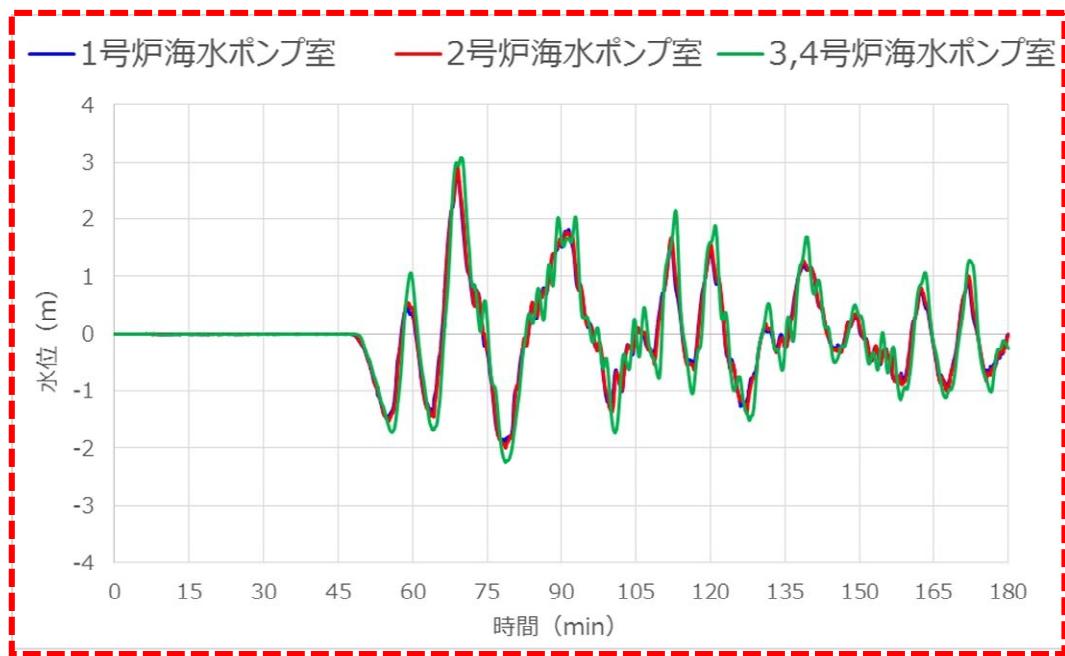


図 8 隠岐トラフ海底地すべりエリア C(Es-T2、Kinematic モデル)(破壊伝播速度 0.5m/s) の時刻歴波形

補足説明資料 - 2

取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業について

取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業について

高浜発電所において、取水路及び取水路防潮ゲートについて保守作業を行う場合、次の a . ~ c . の作業を行う必要がある。

- a . 取水路防潮ゲートの落下防止処置
- b . 取水路防潮ゲートの取替
- c . 取水路防潮ゲートの開閉

ここで、上記の作業に伴い、保安規定の運転上の制限（第 68 条の 2）の要求事項（取水路防潮ゲートが遠隔閉止信号によるゲート落下機能により動作可能であること）に抵触することから、予防保全を目的として計画的に運転上の制限外に移行することが可能となる保守作業の対象とするため、保安規定第 89 条第 3 項の“保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する設備”に取水路防潮ゲートを追加する。また、保安規定添付 2 に取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号 2 系統を停止する場合の措置を規定する。

以下、上記の保守作業に関連する保安規定変更の必要性、変更内容について整理する。

1 . 保安規定における運転上の制限と作業内容の関係

(1) 保安規定第 68 条の 2 における運転上の制限

保安規定第 68 条の 2 においては、取水路防潮ゲートに対する運転上の制限として、「取水路防潮ゲートが 2 系統のゲート落下機構により動作可能であること」が規定されており、動作可能とは「遠隔閉止信号により、ゲートが落下できること」とされている一方、(2)に示す取水路及び取水路防潮ゲートの保守管理作業に伴い、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能が停止することから、予防保全を目的として計画的に運転上の制限外に移行することが可能となる保守作業の対象として作業を行うため、保安規定第 89 条第 3 項の“保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する設備”に取水路防潮ゲートの追加が必要である。

保安規定第 68 条の 2 (抜粋)

(津波防護施設)

第 68 条の 2 モード 1 、 2 、 3 、 4 、 5 、 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表 68 の 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

(中略)

表 68 の 2 - 1

項目	運転上の制限
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが 2 系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること (2) 潮位計 3 台が動作可能 ³ であること (3) 衛星電話（津波防護用）4 台 ^{4 5} が動作可能であること

1 : 2 系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。

2 : 動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう（外部電源喪失時も含む）。

なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす（以下、本条において同じ）。

(以下略)

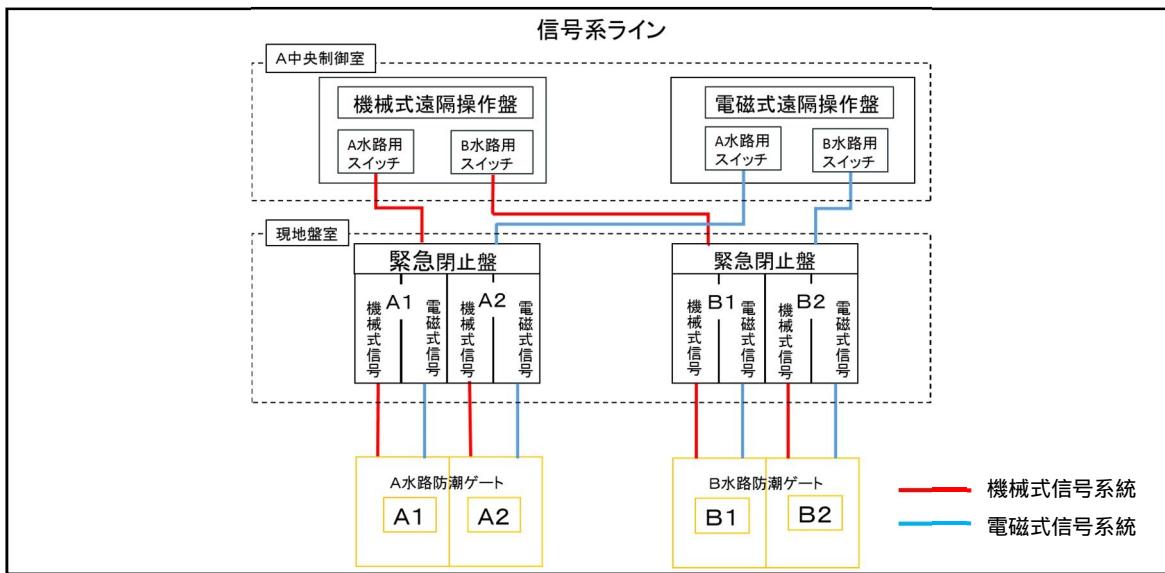


図1 遠隔閉止信号によるゲート落下機構の概念図

(2) 作業内容と運転上の制限の関係

取水路及び取水路防潮ゲートに係る保全計画については添付資料1のとおりであり、保守作業に伴い取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能が停止する作業内容と運転上の制限の関係を以下a. ~ c. に示す。

なお、本項で示す“取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合”、“取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合”とは、それぞれ以下の場合をいう。

・取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合

発電所がある地域を含む津波予報区にて大津波警報が発表された場合、または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合をいう。

：「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）

・取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合

発電所がある地域を含む津波予報区にて津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発信した場合、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合、発電所構外の観測潮位が欠測した場合、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した場合、および悪天候時に作業の危険が予想される場合をいう。

また、津波注意報、津波警報、大津波警報により作業が中断した場合は全ての注意報・警報が解除されるまで、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は観測した潮位変動に伴う津波の心配がないことが確認されるまで、発電所構外の観測潮位が欠測した場合は構外の潮位が再び観測可能になるまで、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した場合は地震に伴う津波の心配がないことが確認されるまで、および悪天候時に作業の危険が予想される場合は天候が回復し作業の安全が確保できるまでは作業を再開しないこととする。

a . 取水路防潮ゲートの落下防止処置

取水路防潮ゲート直下で潜水作業員が除貝等の作業を実施することから、潜水作業員の安全を確保する必要があり、このようにゲートを開放している状態で行わなければならない作業においては、図2のとおりラック棒にストッパーを差し込むとともに、ゲート本体を手動式開閉機に休止ピンで連結することによる落下防止処置を講ずるため、遠隔閉止信号による落下機能を2系統共に停止する。

大津波警報が発表された場合の対応手順および所要時間を図3に、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応手順および所要時間を図4に、発電所構外の観測潮位が欠測した場合の対応手順および所要時間を図5に示す。

落下防止処置を講じている期間に、取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合においては、潜水作業員を速やかに退避させる。また、取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合においては、潜水作業員を速やかに退避させるとともに、落下防止処置を解除することで、遠隔閉止信号により取水路防潮ゲートを自重落下させることができる。

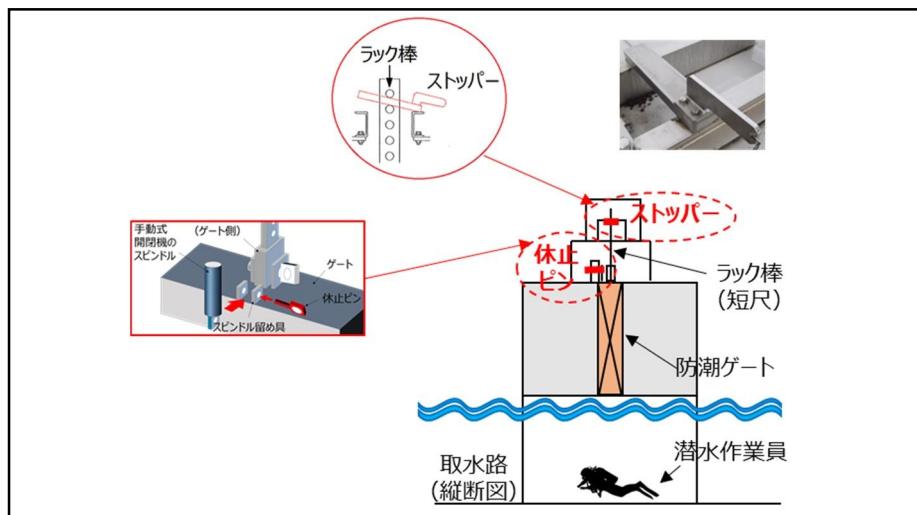


図2 取水路防潮ゲートの落下防止処置

		地震・津波発生からの経過時間 (分)	青旗作業中の対応	
中央制御室	地震・津波情報入手	2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24	時間	説明
	連絡体制に基づき作業関係者への連絡	3分	—	
	循環水ポンプ停止	2分	—	
	ユニットトリップ操作	5分	—	
	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分	—	
現地	潜水作業員退避	1分	清掃作業中もゲートから遠く離れた場所に行くことはなく、ゲート直近に設置する仮設昇降設備から退避する。	
	ゲート落下防止処置（休止ピン、ストッパー）の解除	1分	—	
	ゲート閉止（遠隔閉止）	1分	—	
ゲート交換	クレーンによるゲート据付け・閉止	11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート落下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価	

※既許可の基準津波評価において、取水路防潮ゲート閉条件の場合、「大陸棚外縁～B～野坂断層」を波源とする津波が高浜発電所に最も早く津波が到達するため、その到達時間である24分を指標としている。

図3 取水路防潮ゲートの落下防止処置時の対応手順および所要時間
(大津波警報が発表された場合)

		「隱岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間 (分)	対応に係る各ステップに要する時間および説明	
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60	時間	説明
	潮位変動の判断 運転員の指示等	▽0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	循環水ポンプ停止		5分	—
	ユニットトリップ		5分	—
	ゲート閉止（遠隔閉止）	△津波到達43分▽	1分	—
現地	発電所構外の觀測潮位にて情報発信	▽発電所構外の觀測地点に津波到達31分	5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
	潜水作業員退避		1分	—
	ゲート落下防止処置（休止ピン、ストッパー）の解除		1分	—

図4 取水路防潮ゲートの直下清掃時の対応手順及び所要時間
(発電所構外において津波と想定される潮位の変動を觀測した場合)

		「隱岐トラフ海底地すべり」による 津波発生からの経過時間（分）	対応に係る各ステップに要する 時間および説明	
			時間	説明
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60 ▽0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等		5分	—
	循環水ポンプ停止		5分	—
	ユニットトリップ	高浜発電所に 津波到達43分▽	5分	—
	ゲート閉止（遠隔閉止）		1分	—
	発電所構外の観測潮位の 確認が出来ない状態（欠測等）	▽欠測等を確認31分	0分	欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するという想定
現地	直下清掃	現地作業員への周知	1分	—
	潜水作業員退避		1分	—
現地	ゲート交換	ゲート落下防止処置 （休止ピン、ストッパー）の解除	1分	—
	ケース①	クレーンによるゲート閉止	1分	ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック 速度約10m/分より1分と評価
	ケース②	クレーンによるゲート据付け・閉止	11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据 付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック 速度約10m/分より2分と評価

図5 取水路防潮ゲートの直下清掃時の対応手順及び所要時間
(発電所構外の観測潮位が欠測した場合)

b . 取水路防潮ゲートの取替

取水路防潮ゲートはゲート本体の腐食を防止する観点より、定期的に取替・塗装を行う必要があり、このようにゲート本体を取替する場合、図6のとおり2台のクレーンを用いる等により、あらかじめ塗装された新ゲートと取替することとしており、この間、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能を2系統共に停止する。

大津波警報が発表された場合の対応手順および所要時間を図7に、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応手順および所要時間を図8に、発電所構外の観測潮位が欠測した場合の対応手順および所要時間を図9に示す。

このようなクレーン作業期間に、取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合、または取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合には、クレーン等により速やかにゲートを閉止することが可能である。

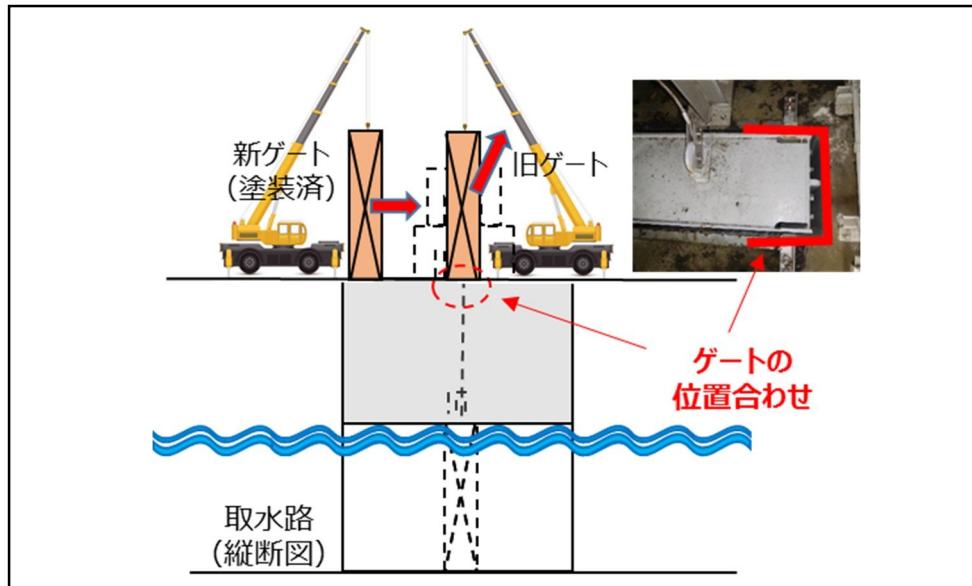


図6 取水路防潮ゲートの取替

		地震・津波発生からの経過時間 (分)	時間	青旗作業中の対応
中央制御室	中央制御室にて地震・津波情報入手	2分	3分	—
	連絡体制に基づき作業関係者への連絡	4分	2分	—
	循環水ポンプ停止	6分	5分	—
	ユニットトリップ操作	8分	—	—
	ゲート閉止 (遠隔閉止)	10分	1分	—
現地	潜水作業員退避	12分	1分	清掃作業中もゲートから遠く離れた場所に行くことはなく、ゲート直近に設置する仮設昇降設備から退避する。
	ゲート落下防止処置 (休止ビーム、ストッパー) の解除	14分	1分	—
	ゲート閉止 (遠隔閉止)	16分	1分	—
ゲート交換	クレーンによるゲート据付け・閉止	16分	11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

※既許可の基準津波評価において、取水路防潮ゲート閉条件の場合、「大陸棚外縁～B～野坂断層」を波源とする津波が高浜発電所に最も早く津波が到達するため、その到達時間である24分を指標としている。

図7 取水路防潮ゲートの取替時の対応手順および所要時間
(大津波警報が発表された場合)

		「隱岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間 (分)	時間	対応に係る各ステップに要する時間および説明
中央制御室	潮位観測システム(防護用)にて警報発信	30分	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等	32分	5分	—
	循環水ポンプ停止	34分	5分	—
	ユニットトリップ	36分	—	—
	ゲート閉止 (遠隔閉止)	40分	1分	—
現地	発電所構外の觀測潮位にて情報発信	42分	5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
	クレーンによるゲート閉止	44分	1分	ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック速度約10m/分より1分と評価
	クレーンによるゲート据付け・閉止	46分	11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

取水路防潮ゲートの取替時については、発電所構外の觀測潮位にて情報発信された後、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員に連絡したタイミングが、「ゲートを位置合わせにはめ込んでいる状態(ケース①)」であれば、そのままゲートを閉止し、「旧ゲートを取り外した後(ケース②)」であれば、新ゲートを位置合わせにはめ込んだ後に新ゲートを閉止する。

図8 取水路防潮ゲートの取替時の対応手順及び所要時間
(発電所構外において津波と想定される潮位の変動を觀測した場合)

		「隱岐トラフ海底地すべり」による 津波発生からの経過時間（分）	対応に係る各ステップに要する 時間および説明	
			時間	説明
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60 △0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等		5分	—
	循環水ポンプ停止		5分	—
	ユニットトリップ	高浜発電所に 津波到達43分△	5分	—
	ゲート閉止（遠隔閉止）		1分	—
	発電所構外の観測潮位の 確認が出来ない状態（欠測等）	△欠測等を確認31分	0分	欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するという想定
現地	直下清掃	潜水作業員への周知	1分	—
	潜水作業員退避		1分	—
	ゲート落下防止処置 (休止ピン・ストッパー)の解除		1分	—
現地 ゲート交換	ケース① クレーンによるゲート閉止		1分	ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック 速度約10m/分より1分と評価
	ケース② クレーンによるゲート据付け・閉止		11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据 付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック 速度約10m/分より2分と評価

取水路防潮ゲートの取替時については、発電所構外の観測潮位にて情報発信された後、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員に連絡したタイミングが、「ゲートを位置合わせにはめ込んでいる状態（ケース①）」であれば、そのままゲートを閉止し、「旧ゲートを取り外した後（ケース②）」であれば、新ゲートを位置合わせにはめ込んだ後に新ゲートを閉止する。

図9 取水路防潮ゲートの取替時の対応手順及び所要時間
(発電所構外の観測潮位が欠測した場合)

c . 取水路防潮ゲートの開閉

取水路清掃や取水路防潮ゲートの取替を行う場合等には、取水路防潮ゲートの開閉状態を変更する必要があり、開閉作業にあたっては、図10のとおりクレーンを用いて開閉を行うこととしており、この間、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能を2系統共に停止する。

このような開閉作業期間中に、取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合においては、原則、作業前のゲート開閉状態に復旧する。また、取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合においても、クレーンにより速やかにゲートを閉止することが可能である。

なお、本作業においては、b . の作業と異なりゲートの位置合わせが不要であることから、開閉時間については、b . の作業における評価に包含される。

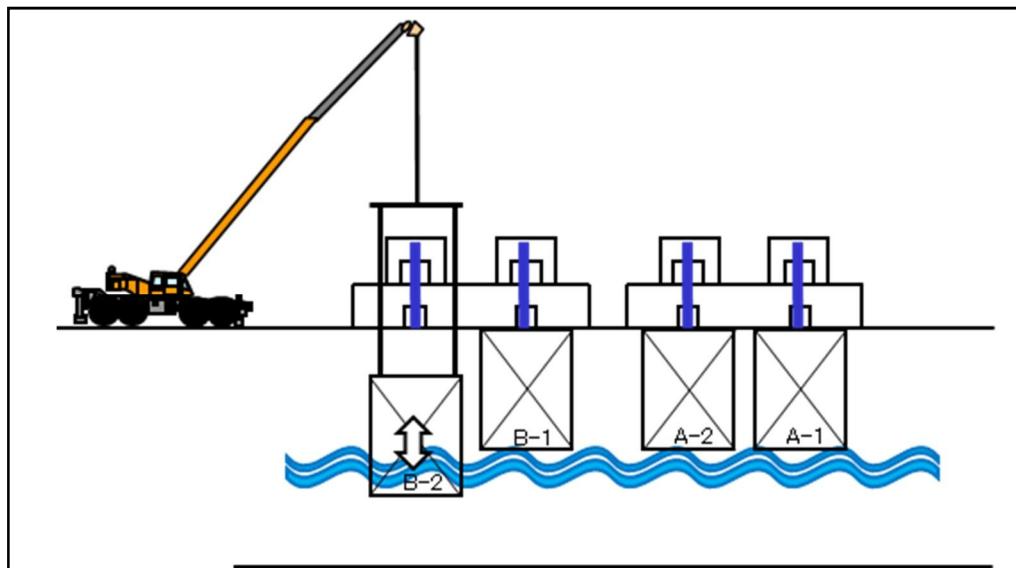


図10 取水路防潮ゲートの開閉

2. 保守作業の頻度と予防保全を目的とした点検・保修作業期間

予防保全を適用する保守作業の頻度は表1のとおり。また、作業工程を踏まえた、具体的な“計画的に運転上の制限外へ移行する期間”的イメージは図11のとおり。

表1 予防保全を適用する保守作業の頻度

作業内容	頻度
a . 取水路防潮ゲートの落下防止処置	1 F
b . 取水路防潮ゲートの取替	2回 / 10年程度 ¹
c . 取水路防潮ゲートの開閉	1 F

1:一般的な水門ゲートの塗装頻度は10年程度であるが、塗装の耐用年数はゲートの使用方法や腐食環境によって異なるため、最初のゲート塗装を保守的に設置後5年目程度とし、初回のゲート塗装の結果から塗装の経年的な劣化状況を評価し、今後の塗装頻度を決定する。

		作業工程（※作業時間は現時点の想定）								
		1日目	2日目	3日目	4日目 ～11日目	12日目	13日目～23日目	24日目 ～33日目	34日目	35日目
共通操作	ゲートの開閉			Bゲート閉止 各3min				Bゲート開放 各3min		
清掃作業	角落とし	B取水路角落としの実施 約6h							角落としの復旧 約6h	
	ゲート固定		Bゲート固定 約8h							
	清掃作業		Bゲート下清掃 約7h		取水路清掃				約30day	
ゲート取替	上部機構取り外し				Bゲート上部機構取り外し 約8day		Bゲート上部機構復旧 約11day			
	ゲート取替準備・復旧等					取替準備・復旧等 約8h				
	ゲート取替					ゲート取替 各 10min (合計20min)				

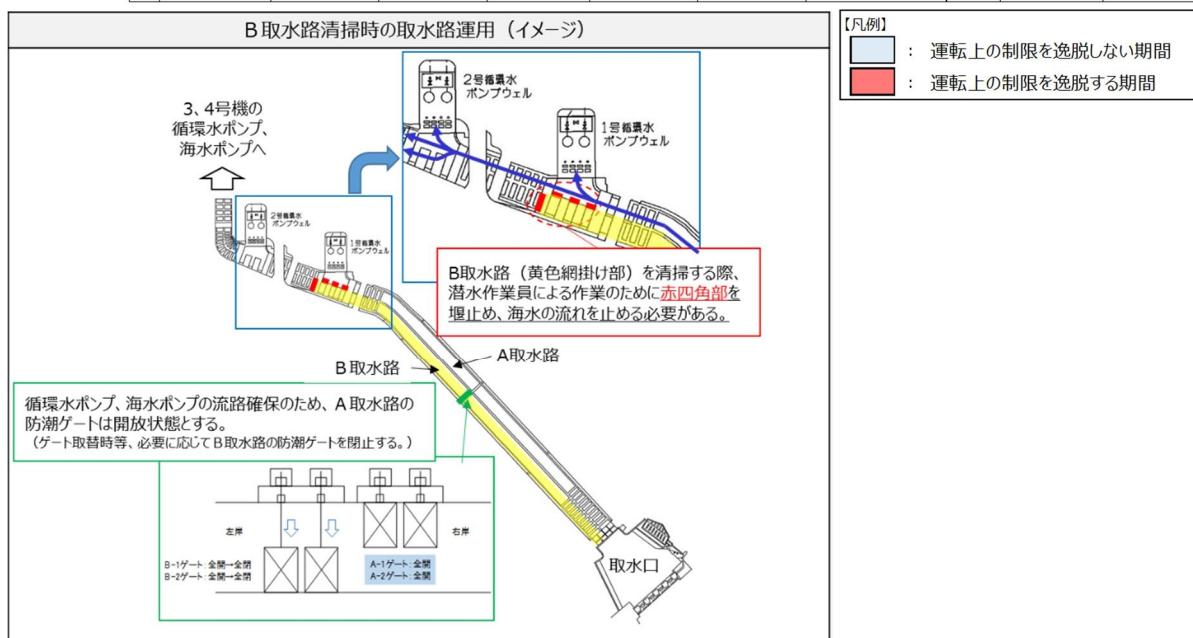


図11 取水路清掃と取水路防潮ゲート取替を同時期に実施する場合の作業工程イメージ

3. 予防保全を目的とした点検・保修作業期間の点検時の措置

1.(2)a.~c.に示す保守作業に伴い遠隔閉止信号が2系統共に停止する期間中の対応については、設置許可の審査において、以下のとおり対応することで、発電所の安全性に影響はなく、また作業安全についても確保が可能であることを説明している。(添付資料2参照)

<設置許可まとめ資料抜粋>

3. 津波警報が発表されない津波襲来時の対応について

3.1 対応方針について

上記の保守作業時において、津波警報が発表されない津波が襲来した場合は以下のとおり対応する。

- ()作業は、天候や波浪状況が安定していること、及び発電所構外の観測潮位に欠測等がなく、発電所構外の観測潮位の確認が出来る状態で実施する。万が一、作業中に発電所構外の観測潮位の確認が出来ない状態となった場合には、直ちに作業を中断し、作業前の状態に復旧する。
- ()発電所構外の観測潮位にて情報発信された場合は、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員へ連絡し、作業中断の上、津波襲来までに作業前のゲート開閉状態に復旧する。

これらの対応を図ることにより発電所の安全性に影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

本運用は、保安規定に反映することとし、内容としては、予防保全を目的とした点検・保修を実施する設備に取水路防潮ゲートを追加、および添付2の津波の項に作業実施時には、体制を確保し、維持すること等を規定する。

(中略)

4. 大津波警報発表時の対応について

4.1 対応方針について

大津波警報が発表された場合は、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員へ連絡し、作業中断の上、津波襲来までに取水路防潮ゲートを閉止することにより、発電所の安全性に影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

なお、本運用についても、津波警報が発表されない津波襲来時と同様に、保安規定に反映することとし、内容としては、予防保全を目的とした点検・保修を実施する設備に取水路防潮ゲートを追加、および添付2の津波の項に作業実施時には、体制を確保し、維持すること等を規定する。

上記を踏まえ、当該作業期間中においては、「発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、及び現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する」ことを点検時の措置とし、また、措置の実施頻度を「点検前及びその後の8時間に1回」とすることで、発電所の安全性を確保する。(体制確立の詳細については、添付資料3参照)

4 . 保安規定の変更内容

以上を踏まえ、取水路及び取水路防潮ゲートの保守作業時に係る規定として、保安規定第89条及び添付2を表2及び表3のとおり変更する。

表2 保安規定第89条の変更内容

変更前	変更後														
第89条(予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合)に取水路防潮ゲートに係る記載なし	<p>(予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合)</p> <p>第89条 (中略)</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する場合は、同表に定める点検時の措置¹を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第89条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第68条の2</u></td> <td><u>・取水路防潮ゲート</u></td> <td><u>原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外</u></td> <td><u>・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。</u></td> <td><u>点検前⁵その後の8時間に1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>5: 運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p>					関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度	<u>第68条の2</u>	<u>・取水路防潮ゲート</u>	<u>原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外</u>	<u>・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。</u>	<u>点検前⁵その後の8時間に1回</u>
関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度											
<u>第68条の2</u>	<u>・取水路防潮ゲート</u>	<u>原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外</u>	<u>・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。</u>	<u>点検前⁵その後の8時間に1回</u>											

表3 保安規定 添付2の変更内容

変更前	変更後
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）</p> <p>5 津波 （中略）</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>（中略）</p> <p><u>1. 施設管理、点検</u></p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）</p> <p>5 津波 （中略）</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>（中略）</p> <p><u>1. 施設管理、点検</u></p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p style="color:red;"><u>なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。</u></p>

なお、第89条適用時期は、原子炉1基以上が1次冷却材の温度が93℃以下の冷温停止で安定した状態となる「モード1、2、3および4以外」とする。

5.まとめ

高浜発電所において、取水路及び取水路防潮ゲートについて保守作業を行う場合、取水路防潮ゲートの落下防止処置、取水路防潮ゲートの取替及び取水路防潮ゲートの開閉を実施する必要があるところ、当該作業に伴い、保安規定の運転上の制限（第68条の2）の要求事項（取水路防潮ゲートが遠隔閉止信号によるゲート落下機能により動作可能であること）に抵触することから、保安規定第89条第3項の“保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する設備”に取水路防潮ゲートを追加するとともに、保安規定 添付2に取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合の措置を規定する。

以上

(添付資料)

- 1 . 取水路防潮ゲートの遠隔閉止機能維持に係る保全計画
- 2 . 設置許可まとめ資料第二編（耐津波設計方針）抜粋
（取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について）
- 3 . 現地の手動操作によりゲートを落下できる体制の確立について
- 4 . 2019年7月16日に取り下げた保安規定変更認可申請における説明内容からの変更点について

取水路防潮ゲートの遠隔閉止機能に係る保全計画

No.	保守作業名	作業内容	作業実施時間	作業頻度	作業期間	備考
1	取水路清掃	海生生物の付着による水路の閉塞、死骸他異物の流れ込みによるストレーナの閉塞及び弁体への異物の嗜み込み等により、海水系管への悪影響を防止するため、取水路の清掃を行う。	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	8時間/水路 (ゲートの落下防止処置)	3分×2門／水路／開閉※ (ゲートの開閉)	落下防止処置及びゲートの開閉に伴い、片水路の遠隔閉止信号による落下機能を2系統共に停止する必要があることから、 <u>第6・8条の2のLCOを満足しないこととなるため、第8・9条の適用が必要である。</u>
2	取水路防潮ゲート取替	ゲート本体の腐食の防止のため、塗装を行ったゲートとの取替を行う。	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	10Y程度 (※一般的な水門ゲートの塗装頻度は10年程度であるが、塗装の耐用年数はゲートの使用方法や腐食環境によって異なるため、最初のゲート塗装を保守的に設置後5年程度とし、初回のゲート塗装の結果から塗装の経年劣化状況を評価し、今後の塗装頻度を決定する。)	10分×2門/水路 (ゲートの取替)	3分×2門／水路／開閉※ (ゲートの開閉)
3	落下装置定期取替	ゲートが閉止した状態で、落下装置の交換を実施する。	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	10Y	3分×2門／水路／開閉※ (ゲートの開閉)	作業にあたってゲートの開止が必要であり、 ゲートの開閉に伴い、片水路の遠隔閉止信号による落下機能を2系統共に停止する必要があることから、 <u>第6・8条の2のLCOを満足しないこととなるため、第8・9条の適用が必要である。</u>
4	電源装置パッテリ取替	ゲートが閉止した状態で、電源装置内蔵パッテリの取替を実施する。	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	3F	3分×2門／水路／開閉※ (ゲートの開閉)	なお、保全作業自体を実施する期間としては、ゲートが閉止した状態で作業を実施するため、LCOを逸脱せずに対応が可能
5	取水路防潮ゲート一ヶ年定期	ゲートが閉止した状態で、ケーブルについて絶縁抵抗測定を実施する。	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	1F		
6	防潮ゲート遠隔操作動作確認	ゲートが閉止した状態で、遠隔操作器から閉止信号の入力を実施し、閉止リレーの動作の確認を実施する。	原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外	1F		
7	取水路防潮ゲート外観点検	防潮堤、防潮ゲート、落下装置、付帯設備の外観・目視点検を行う。	運転モードに關係しない	1F (陸上で見える範囲について年1回の点検を実施)	なし	外観点検のみであり、 <u>LCOを逸脱せずに点検が可能。</u>
8	取水路防潮ゲート電気盤外観点検	各電気盤の外観、目視点検を行う。	運転モードに關係しない	1F	なし	外観点検のみであり、 <u>LCOを逸脱せずに点検が可能。</u>

※：必要に応じて実施。
なお、ゲートの開閉は作業毎に実施するのではなく、開閉の回数が少なぐるよう保守作業をまとめて実施する。

高浜発電所(1, 2, 3, 4号炉)安全審査資料	
資料番号	
提出年月日	2020年11月6日

高浜発電所 1～4号炉
津波警報等が発表されない可能性のある
津波への対応について
<補足説明資料>

2020年11月
関西電力株式会社

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第二編については、既許可の基準津波1，2の対応と津波警報が発表されない可能性のある津波に対する対応である基準津波3，4に関する内容を記載しているため、基準津波3，4に関する事項を赤枠で示す。

第二編（耐津波設計方針）

取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について

1. 概要

取水路防潮ゲートについては、ゲート落下機構への遠隔閉止信号によりゲートが落下できること(以下「遠隔閉止機能」という。)を運転上の制限としている。取水路防潮ゲートの一部の保守作業においては、遠隔閉止機能が停止する期間が生じることから、当該期間中において津波警報等が発表されない津波が襲来した場合及び大津波警報が発表された場合の対応について説明するものである。

2. 対象となる保守作業の概要

遠隔閉止機能が停止する期間が生じる作業は、取水路防潮ゲートの直下清掃及び取水路防潮ゲートの取替えである。

取水路防潮ゲートの直下清掃は、潜水作業員により水路内の海生生物等を除去する作業である。潜水作業員の安全確保の観点で、図-1 のとおり、清掃作業中は休止ピンとストッパーを挿入することでゲートが落下しない処置を講じるため、遠隔閉止機能が停止する。一方、取水路防潮ゲートの取替えについては、図-2 のとおり、ゲート落下機構を取り外して、クレーンによりゲートを取替える作業であるため、遠隔閉止機能が停止する。

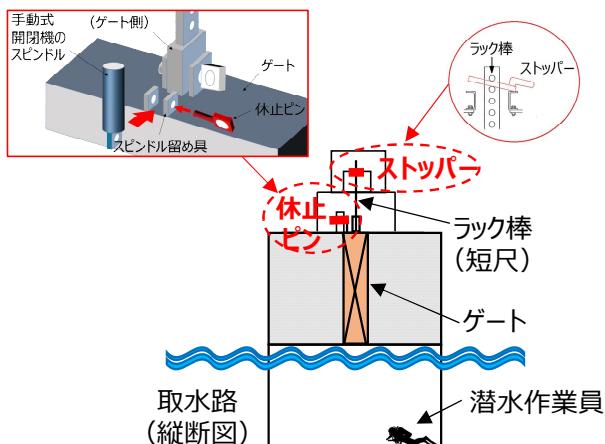


図-1 取水路防潮ゲート直下清掃時の概要図

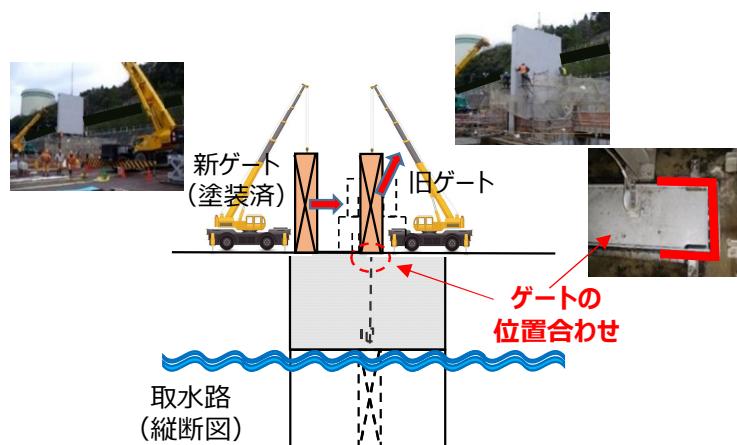


図-2 取水路防潮ゲート取替え時の概要図

3. 津波警報等が発表されない津波襲来時の対応について

3.1 対応方針について

上記の保守作業時において、津波警報等が発表されない津波が襲来した場合は以下のとおり対応する。

- ()作業は、天候や波浪状況が安定していること、及び発電所構外の観測潮位に欠測等がなく、発電所構外の観測潮位の確認が出来る状態で実施する。万が一、作業中に発電所構外の観測潮位の確認が出来ない状態となった場合には、直ちに作業を中断し、作業前の状態に復旧する。
- ()発電所構外の観測潮位にて情報発信された場合は、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員へ連絡し、作業中断の上、津波襲来までに作業前のゲート開閉状態に復旧する。

これらの対応を図ることにより発電所の安全性に影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

本運用は、保安規定に反映することとし、内容としては、予防保全を目的とした点検・保修を実施する設備に取水路防潮ゲートを追加、および添付2の津波の項に作業実施時には、体制を確保し、維持すること等を規定する。

3.2 対応手順及び所要時間について

取水路防潮ゲートの直下清掃時及び取水路防潮ゲートの取替え時における対応手順及び所要時間を図-3、図-4に示す。発電所構外の観測潮位にて情報発信された後、同図に示す手順で対応することにより、高浜発電所に津波が到達する前に、作業前のゲート開閉状態に復旧することが可能である。

具体的には、取水路防潮ゲートの直下清掃時については、発電所構外の観測潮位にて情報発信された後、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員に連絡し、休止ピンとストッパーを解除することにより、作業前のゲート開閉状態に復旧可能である。

また、取水路防潮ゲートの取替え時については、発電所構外の観測潮位にて情報発信された後、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員に連絡したタイミングが、「ゲートが位置合わせにはめ込んでいる状態（ケース①）」であれば、そのままゲートを閉止し、「旧ゲートを取り外した後（ケース②）」であれば、新ゲートを位置合わせにはめ込んだ後に新ゲートを閉止することで、作業前のゲート開閉状態に復旧可能である。なお、リスク回避の観点から旧ゲートを引き抜く前には、発電所構外の観測潮位を確認し、異常がないことを判断して作業を行う。

また、欠測等により、発電所構外の観測潮位の確認が出来ない状態となった場合の対応手順及び所要時間を図-5に示す。同図より、欠測等が発生した場合においても、発電所の安全性に影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

		「隠岐トラフ海底地すべり」による 津波発生からの経過時間（分）	対応に係る各ステップに要する 時間および説明	
			時間	説明
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60 ▽0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等		5分	-
	循環水ポンプ停止		5分	-
	ユニットトリップ	高浜発電所に △発電所構外の観測地 点に津波到達31分		-
	ゲート閉止（遠隔閉止）	津波到達43分△	1分	-
	発電所構外の観測潮位にて情報発信		5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
現地	潜水作業員退避		1分	-
	ゲート落下防止処置 (休止ピン、ストッパー) の解除		1分	-

図-3 取水路防潮ゲートの直下清掃時の対応手順及び所要時間

		「隠岐トラフ海底地すべり」による 津波発生からの経過時間（分）	対応に係る各ステップに要する 時間および説明	
			時間	説明
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60 ▽0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等		5分	-
	循環水ポンプ停止	高浜発電所に △発電所構外の観測地 点に津波到達31分	5分	-
	ユニットトリップ	津波到達43分△		-
	ゲート閉止（遠隔閉止）		1分	-
	発電所構外の観測潮位にて情報発信		5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
現地	ケース① クレーンによるゲート閉止		1分	ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック速度約10m/分より1分と評価
	ケース② クレーンによるゲート据付け・閉止		11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

図-4 取水路防潮ゲートの取替え時の対応手順及び所要時間

		「隠岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間（分）												対応に係る各ステップに要する時間および説明					
		30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	時間	説明
中央制御室	潮位観測システム（防護用）にて警報発信									▽0.5m変動を検知								0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等																	5分	—
	循環水ポンプ停止																	5分	—
	ユニットトリップ																	—	—
	ゲート閉止（遠隔閉止）																	1分	—
	発電所構外の観測潮位の確認が出来ない状態（欠測等）								▽欠測等を確認31分									0分	欠測等を確認した時点で、保守的に津波が襲来するという想定
	現地作業員への周知																	1分	—
現地	直下清掃																	1分	—
	潜水作業員退避																	1分	—
	ゲート落下防止処置（休止ピン、ストッパー）の解除																	1分	—
ゲート交換	ケース①	クレーンによるゲート閉止																1分	ゲート落下距離6m、クレーン巻上フック速度約10m/分より1分と評価
	ケース②	クレーンによるゲート据付け・閉止																11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート落下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

図-5 欠測等が発生した場合の対応手順及び所要時間

4. 大津波警報発表時の対応について

4.1 対応方針について

大津波警報が発表された場合は、1号及び2号炉中央制御室又は3号及び4号炉中央制御室から現場作業員へ連絡し、作業中断の上、津波襲来までに取水路防潮ゲートを閉止することにより、発電所の安全性に影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

なお、本運用についても、津波警報等が発表されない津波襲来時と同様に、保安規定に反映することとし、内容としては、予防保全を目的とした点検・保修を実施する設備に取水路防潮ゲートを追加、および添付2の津波の項に作業実施時には、体制を確保し、維持すること等を規定する。

4.2 対応手順及び所要時間について

対応手順と所要時間を図-6に示す。同図に示す手順で対応することにより、高浜発電所に津波が到達するまでに取水路防潮ゲートの閉止が可能である。

		地震・津波発生からの経過時間（分）												青旗作業中の対応	
		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	時間	説明
中央制御室	中央制御室にて地震・津波情報入手													3分	—
	連絡体制に基づき作業関係者への連絡												高浜発電所に津波到達24分▽	2分	—
	循環水ポンプ停止													5分	—
	ユニットトリップ操作														—
	ゲート閉止（遠隔閉止）													1分	—
現地	潜水作業員退避													1分	清掃作業中もゲートから遠く離れた場所に行くことはなく、ゲート直近に設置する仮設昇降設備から退避する。
	ゲート落下防止処置（休止ピン、ストッパー）の解除													1分	—
	ゲート閉止（遠隔閉止）													1分	—
ゲート交換	クレーンによるゲート据付け・閉止												16分▽	11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート落下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

※既許可の基準津波評価において、取水路防潮ゲート閉条件の場合、「大陸棚外縁～B～野坂断層」を波源とする津波が高浜発電所に最も早く津波が到達するため、その到達時間である24分を指標としている。

図-6 取水路防潮ゲート保守作業に係る対応手順及び所要時間
(大津波警報発表時)

現地の手動操作によりゲートを落下できる体制の確立について

現地の手動操作によりゲートを落下できる体制を確立することを予防保全を目的とした点検・保修の点検時の措置としていることについて、具体的には、作業開始前、休憩に伴う引継ぎ時及び作業着手後 8 時間毎に以下の図 1 に示すチェックシート（現時点での案であり、今後、詳細に作業計画を立案する段階において確認項目の充実を図る可能性あり）により確認する。

実施時期※1	分類	確認項目	チェック	
			作業責任者	作業所管課
作業着手前の体制確認 / 休憩に伴う引継ぎ時 / 作業着手前の体制確認から 8 時間毎の体制確認	体制の確立	承認を得た作業計画書及び作業手順書が現場に配備されているか。		
		当社社員は現地に常駐しているか。	—	
		取水路防潮ゲート直下清掃時において手動操作を実施する要員は、ゲートの構造を熟知したゲート製造メーカーの社員を職長として専属要員を従事させているか。		
		作業責任者、ゲートの手動閉止のための専属要員及びクレーン操作関係者は取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合および取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合の連絡体制、作業手順および役割を理解しているか。 取水路防潮ゲートを閉止させる必要がある場合 発電所を含む地域に大津波警報が発表が発表された場合、または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認し取水路防潮ゲートを閉止させる必要が生じた場合		
		取水路防潮ゲート保守作業を中断する必要がある場合 発電所を含む地域にて津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発信した場合、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合、発電所構外の観測潮位が欠測した場合、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した場合、悪天候時に作業の危険が予想される場合をいう。		
		ゲートの手動閉止のために必要な資機材が現場に配置されているか。		
		必要な資機材は外観点検により機能が維持されていることを確認しているか。		
		作業責任者、ゲートの手動閉止のための専属要員及びクレーン操作関係者は作業計画書に記載されたとおりの電話番号（PHSや携帯電話等）を持っているか。また充電は確実に実施されているか。		
		作業責任者、ゲートの手動閉止のための専属要員及びクレーン操作関係者は緊急の情報発信を受け取水路防潮ゲートを閉止または取水路防潮ゲート保守作業を中断した場合は作業完了後、防潮ゲート横の高台に避難することや避難ルートを理解しているか。		
		作業手順書でチェックを記入しながら作業を進めることが周知徹底されているか。		
中央制御室への着手連絡		天候や波浪状況が安定しているか。		
		構外潮位計で欠測等がなく、潮位の確認ができる状態であるか。		
		中央制御室に作業着手の連絡を行ったか。	—	
		中央制御室に地震、津波発生時および潮位計異常時の連絡体制・電話番号について確認したか。	—	
最終チェック		中央制御室より作業着手許可が下りたか。	—	
		上記の確認項目全てにチェックが付いているか。		

※ 1 : 作業着手前の体制確認、休憩に伴う引継ぎ時及び作業開始後 8 時間毎の体制確認に本チェックシートを使用し体制の確立を確認する。なお、8 時間毎の体制確認においては、8 時間を経過する前に実施する。

図 1 現地の手動操作によりゲートを落下できる体制確立の確認用チェックシート

：手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に対する作業安全確保については別添のとおり。なお、津波警報等が発表されない可能性がある津波については、発電所構外の潮位計における情報発信を受け、取水路防潮ゲート保守作業を中断し、保守作業前の状態に復旧することにより、津波襲来前に作業員が退避可能であり、作業安全性の確保が可能であることから、本別添では記載を省略する。

今回、現地の手動操作によりゲートを落下できる体制を確立することを予防保全を目的とした点検・修理時の点検時の措置としていることに対して、保守作業の所管課長である土木建築課長は、当社社員を現地に常駐させることとし、さらに取水路防潮ゲート直下清掃時において手動操作を実施する要員として、ゲートの構造を熟知したゲート製造メーカーの社員を職長として専属要員を従事させることで、万が一、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合等の対応に万全の備えを実施し、安全性を確保する。

また、専属要員の従事に際しては、当社から事前に手動操作による閉止操作方法（常駐場所、制限時間等を含む）や退避ルート等について必要な教育を実施するとともに、作業開始前、休憩に伴う引継ぎ時及び作業着手後8時間毎に、手動操作による閉止に必要な資機材の現場での配備状況の確認と外観点検、通信連絡手段であるPHSや携帯電話等の健全性確認等を実施することとし、確認事項に漏れが生じないよう、あらかじめ定めたチェックシートにより確認する。

なお、退避ルートについては、図2のとおり取水路防潮ゲート横の高台（T.P.約10m）が、当該場所における想定津波高さ（T.P.約5.3m）に対して十分に余裕のある高さであり、また最も近く、作業場所から1分程度で移動することが可能である。作業に従事する要員に対しては、手動操作による閉止完了後に本ルートによる退避を行うことについて、現場確認と併せて事前の教育を実施する。

これらの作業にあたっては、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び高気圧作業安全衛生規則を遵守する。



図2 現地の手動操作後の退避ルート

本図は基本の退避ルートを示しており、作業の進捗状況に応じて若干の変更を生じる場合がある。

手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に対する作業安全確保について

1.はじめに

取水路防潮ゲートの保守作業に伴い、取水路防潮ゲートの遠隔閉止機能が喪失している状態で大津波警報が発表された場合は、津波襲来までに現地での手動操作による閉止を確実に実施できるようにしている。

現地での手動操作による閉止に係る時間的成立性の検討にあたっては、既許可における議論を踏まえ、施設に影響を及ぼす津波のうち最も到達時間が早い津波（約24分）を対象としている。ただし、施設に影響を及ぼさない津波であっても、上記よりも到達時間が早い場合があるため、作業安全の確保という観点から、2項以降に示すとおり、作業員が確実に退避可能な手順としている。

なお、津波警報等が発表されない可能性がある津波については、発電所構外の潮位計における情報発信を受け、取水路防潮ゲート保守作業を中断し、保守作業前の状態に復旧することにより、津波襲来前に作業員が退避可能であり、作業安全性の確保が可能であることから、本資料では記載を省略する。

2.基本事項

- (1) 手動操作による閉止に要する時間よりも早く津波が到達した場合でも作業者の安全確保に万全を期すため、取水路防潮ゲートの保守作業に対し、3項のとおり安全確保対策を講じることとし、その内容は手順書へ反映する。
- (2) 手順書の策定にあたっては、大津波警報等発表時の対応手順について、事前に操作・避難訓練による検証を行うこととし、必要に応じ、検証結果を踏まえた手順書の見直しを実施するとともに、最終的にはここで整理した安全確保対策が漏れなく手順書に反映されていること等を含め、高浜発電所において原子力発電安全運営委員会に付議し、妥当性を確認する。
- (3) 保守作業に際しては、当初の計画に改善の余地がないかという観点での反省事項を作業関係者にて抽出のうえ、手順書の改善につなげることができるよう、P D C Aサイクルを構築する。

3.作業者の安全確保対策

今回の保守作業に際しては、発電所がある地域を含む津波予報区にて津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発信した場合、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合、発電所構外の観測潮位が欠測した場合、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した場合、および悪天候時に作業の危険が予想される場合に、取水路防潮ゲート保守作業を中断し、保守作業前の状態に復旧するとともに、現地の作業者は避難を開始することとしている。なお、取水路防潮ゲート直下の清掃を行う潜水作業員については、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した時点で取水路より引き揚げる。

また、津波注意報、津波警報、大津波警報により作業が中断した場合は全ての注意報・警報が解除されるまで、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は観測した潮位変動に伴う津波の心配がないことが確認されるまで、発電所構外の観測潮位が欠測した場合は構外の潮位が再び観測可能になるまで、高浜町にある気象庁震度観測点において地震を検知した場合は地震に伴う津波の心配がないことが確認されるまで、および悪天候時に作業の危険が予想される場合は天候が回復し作業の安全が確保できるまでは作業を再開しないことしている。

手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波の例としては、F0-A～F0-B～熊川断層により10分（最大津波高さT.P.+2.0m@取水路防潮ゲート前面）で到達する津波や、陸上地すべり（No.1,2,3）により2分（最大津波高さT.P.+0.7m@取水路防潮ゲート前面）、陸上地すべり（No.14）により8分（最大津波高さT.P.+1.1m@取水路防潮ゲート前面）で到達する津波が考えられる。

ここで、F0-A～F0-B～熊川断層による地震が発生した場合であれば、高浜発電所において最大地震加速度約396galが発生する。また、陸上地すべりも地震によって引き起こされることから、現地に常駐する当社社員は地震情報の入手とあいまって作業中断を判断し、作業者の高台への避難開始を指示する。

以下では、このような状況を想定し、保守作業に応じた安全確保対策について整理する。

A) 各種保守作業の実施に伴う取水路防潮ゲートの開閉時の安全確保対策

(1) 要員および資機材の配置

手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に対する安全確保対策としては、作業者についてはT.P.+4.0m以上の構台上又は防潮ゲート上において作業を実施するとともに、資機材（PHS、携帯電話、拡声器、クレーン）についてもT.P.+4.0m以上に配置する。要員および資機材の配置を図1に示す。

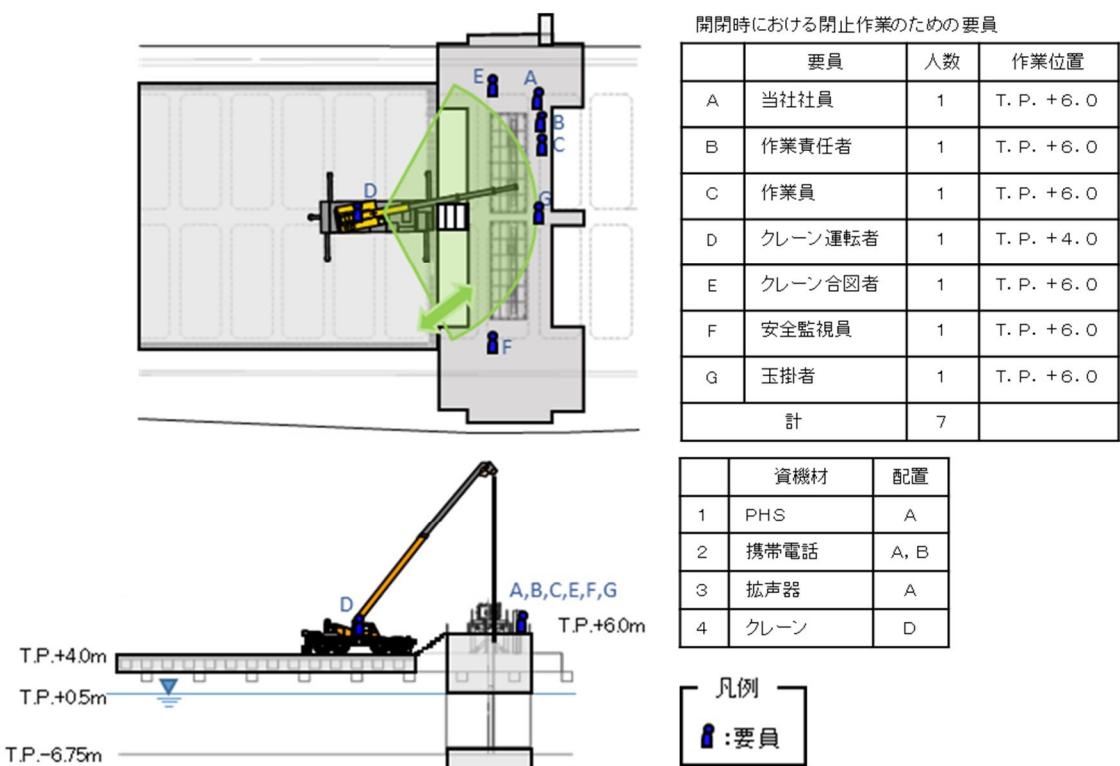
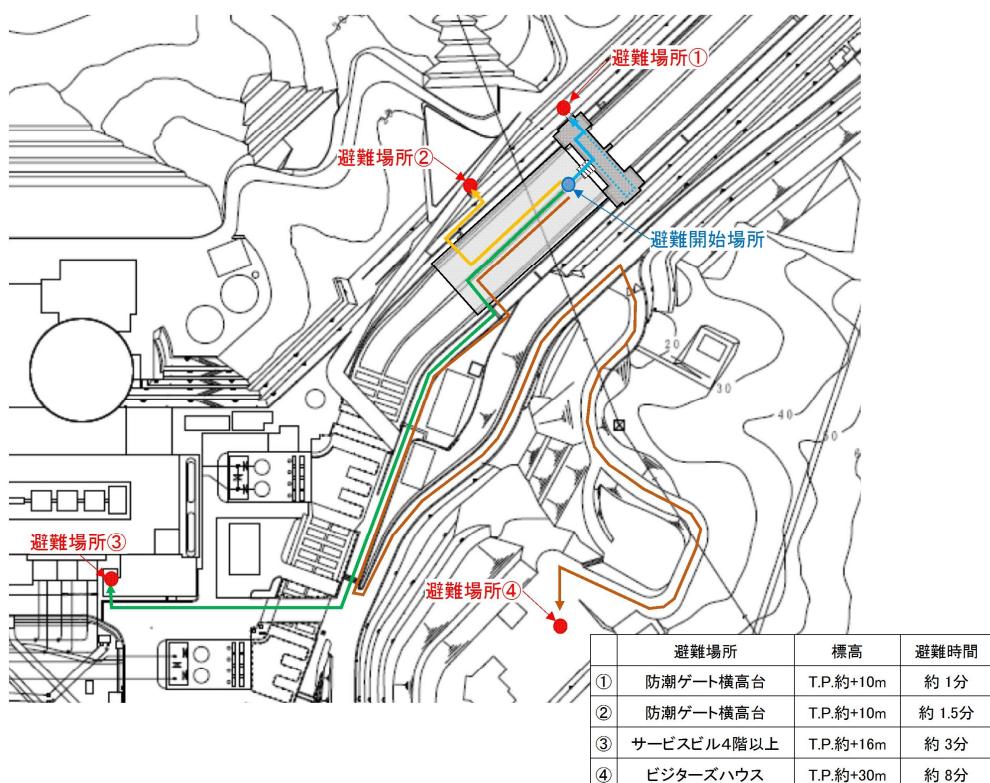


図1 各種保守管理の実施に伴う取水路防潮ゲートの開閉時の要員および資機材の配置図

(2) 避難経路の確保等

取水路防潮ゲートの開閉作業については、全作業員が T.P.+4.0m 以上の構台上又は取水路防潮ゲート上において作業を実施するため、手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に巻き込まれる可能性は低いものの、作業の中止を判断した場合は、図 2 に示す避難ルートにより、直ちに高台に避難するものとする。

ここで、高台への避難については、当社社員が全作業員の安全を確認したのち、原則として避難場所¹に避難するものとするが、～の複数の避難場所を確保していることについても、予め全作業者に周知徹底を行うものとする。



1：避難場所へは、避難開始場所からの距離が最短となるルートを確保することとしている。

図 2 避難ルート

B) 取水路防潮ゲート直下の清掃

(1) 要員および資機材の配置

手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に対する安全確保対策としては、作業者（潜水作業員を除く）についてはT.P.+4.0m以上の構台上又は取水路防潮ゲート上において作業を実施するとともに、資機材（PHS、携帯電話、拡声器、休止ピン、ストッパー、通話装置（有線）、空気供給装置、避難梯子、仮設タラップ）についても構台上、取水路防潮ゲート上又は取水路へのアクセス経路に適切に配置する。要員および資機材の配置を図3に示す。

なお、潜水作業員については、水中で最大深さT.P.-6.75mで作業を実施する。

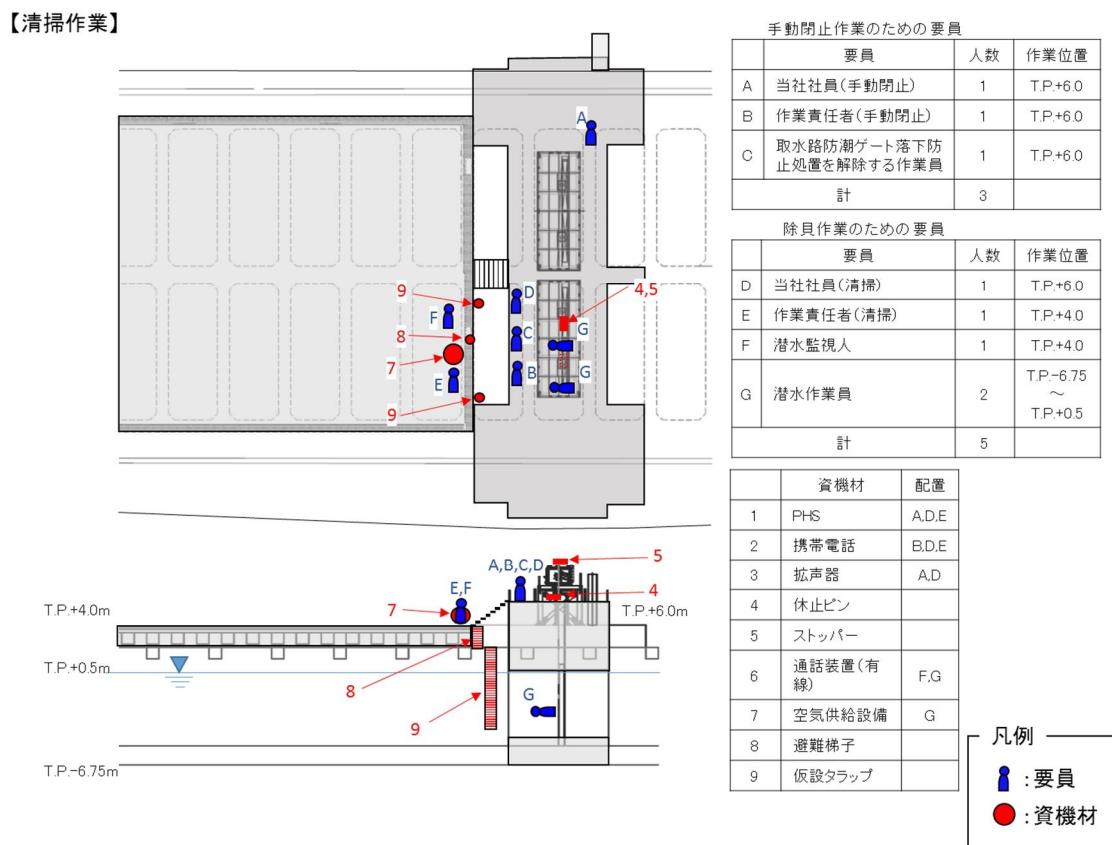


図3 取水路防潮ゲート直下の清掃時の要員および資機材の配置図

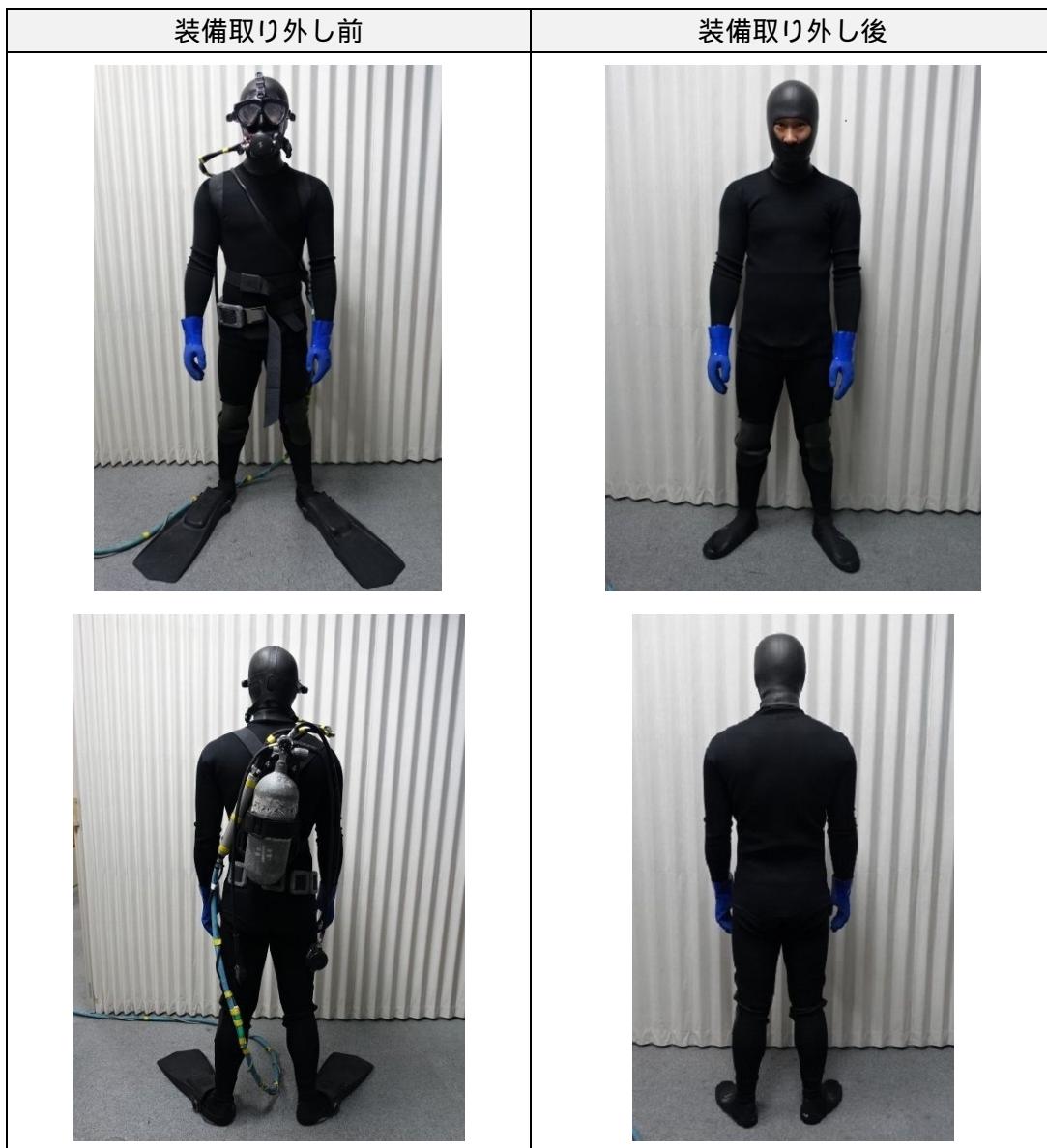
(2) 避難経路の確保等

取水路防潮ゲート直下の清掃作業については、作業員（潜水作業員を除く）はT.P.+4.0m以上の構台上又は取水路防潮ゲート上において作業を実施するため、手動操作による閉止に要する時間よりも早く発電所に到達する津波に巻き込まれる可能性は低いものの、作業の中止を判断した場合は、図2に示す避難ルートにより、直ちに高台に避難するものとする。

また、潜水作業員については、水中で最大深さT.P.-6.75mで作業を実施するため、手動操作による閉止に要する時間よりも早く発電所に到達する津波に巻き込まれる可能性があることから、以下の安全確保対策を行うことにより、取水路から退避し、高台

へ避難する。

なお、潜水作業員の退避時において装備の取り外しに必要な時間は1分程度である。



(潜水作業員の安全確保対策)

- a. 潜水作業を行う際は、潜水作業員が流されないよう取水路の海水の流れを堰き止める。
- b. 潜水作業中は地上に監視人を常時配置するとともに、通信設備を配備し、連絡を密にとる。
- c. 潜水作業員に対する命綱(ロープ)を装着する。

なお、空気を潜水作業員へ供給するためのエアーラインについては、十分な強度を有していることから、取水路からの退避において、空気供給に支障を来たすことはない。

(潜水作業員に対する聞き取りの結果、外海における1m程度の波高でも、移動や潜水業務に支障がないことを確認している。)

- d. 潜水作業員の避難用の梯子を複数（避難梯子、仮設タラップ）設置する。
(昇降設備については潜水作業員の直近に柔軟に設置できるよう、人力で設置可能な昇降設備を採用することとしている。)



ここで、高台への避難については、当社社員が全作業員の安全を確認したのち、原則として避難場所に避難するものとするが、～の複数の避難場所を確保していることについて、予め全作業者に周知徹底を行うものとする。

C) 取水路防潮ゲートの取替

(1) 要員および資機材の配置

手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に対する安全確保対策としては、作業者についてはT.P.+4.0m以上の構台上又は取水路防潮ゲート上において作業を実施するとともに、資機材（PHS、携帯電話、拡声器、クレーン）についてもT.P.+4.0m以上に配置する。要員および資機材の配置を図4に示す。

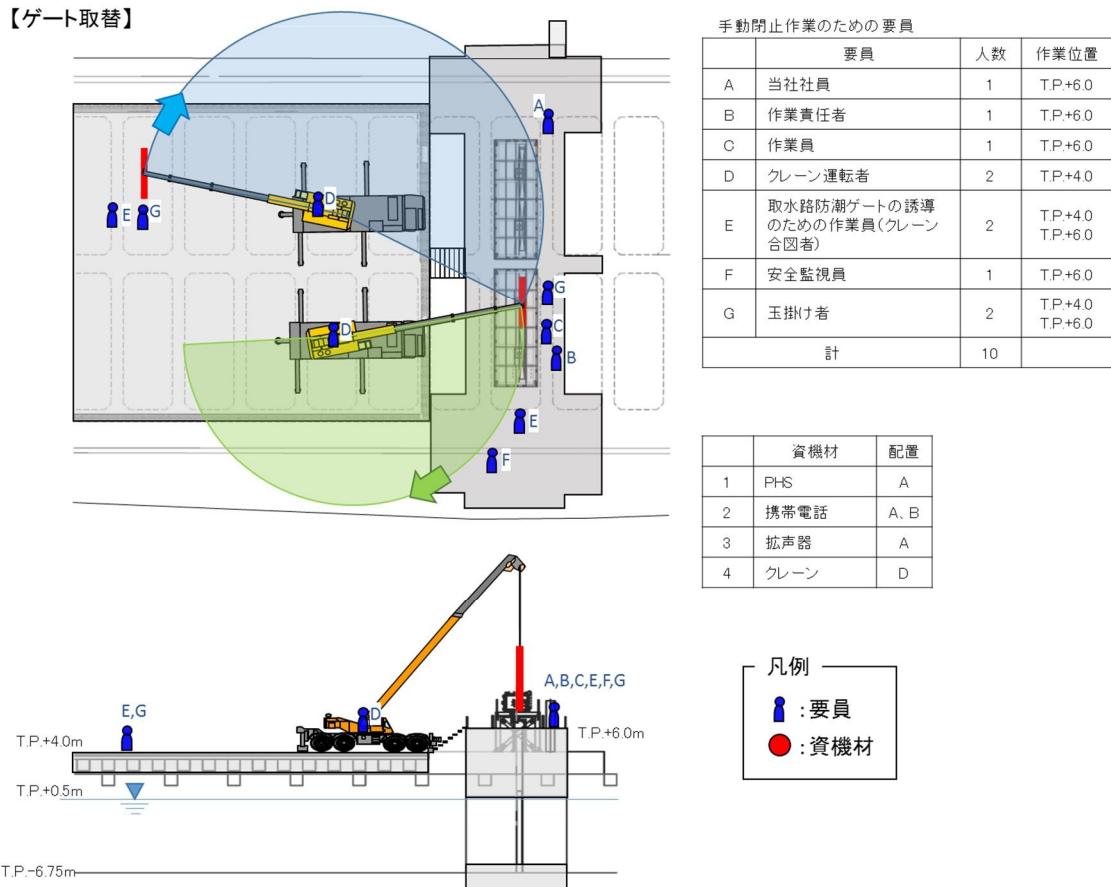


図4 取水路防潮ゲート取替時の要員および資機材の配置図

(2) 避難経路の確保等

取水路防潮ゲートの取替作業については、全作業員がT.P.+4.0m以上の構台上又は取水路防潮ゲート上において作業を実施するため、手動操作による閉止に要する時間よりも早く到達する津波に巻き込まれる可能性は低いものの、作業の中止を判断した場合は、図2に示す避難ルートにより、直ちに高台に避難するものとする。

ここで、高台への避難については、当社社員が全作業員の安全を確認したのち、原則として避難場所に避難するものとするが、～の複数の避難場所を確保していることについて、予め全作業者に周知徹底を行うものとする。

以 上

防潮ゲートの予防保全を目的とした点検・保修に係る過去申請からの変更箇所について

1. はじめに

2019年7月16日に取り下げた申請（以下「過去申請」という。）について、津波警報が発表されない可能性がある津波への対応も踏まえた点検・保修を実施する場合の措置等を整理・検討し追加している。

本資料は、上記変更（津波警報が発表されない可能性がある津波に対しても、津波襲来時に保守作業を中断し、津波襲来までに防潮ゲートを閉止できることの説明追加）以外の過去申請からの変更箇所を示すものである。

2. 過去申請からの変更箇所

過去申請からの変更箇所について、その理由とあわせて以下に説明する。

（1）取水路防潮ゲートのラック棒交換時【表1参照】

<長尺ラックの使用取り止め>

a. 変更内容

過去申請においては、作業に伴うゲートの開閉にあたって長尺ラックを使用してゲートの開閉を行うことに伴い、ラック棒保護の観点より長尺ラックと短尺ラックの交換（ゲート開放時：開放後に長尺 短尺へ交換、ゲート閉止時：閉止前に短尺長尺へ交換）を行うこととしていたところ、長尺ラックを使用せずにクレーンでゲートを開閉する手順に見直しを行った。

なお、見直し後の作業手順及び緊急時のゲート閉止については、設置許可審査の中で説明している。

<参考：閉止方法の変更に伴う過去申請と今回申請の差異>

	過去申請	今回申請
ゲート開閉時の長尺ラックの使用	あり	なし
緊急時のゲート閉止の方法	手動式開閉機	クレーン
緊急時のゲート閉止時間（最大）	約16分	約2分
作業に伴う運転上の制限外への移行期間	約6時間	約6分
運転上の制限外への移行理由 (遠隔閉止信号による落下機能の停止理由)	ゲート開閉の前後での 長尺 短尺の交換	クレーンによる ゲートの吊り上げ

b. 変更理由

津波警報が発表されない可能性がある津波への対応にあたって再検討した結果、長尺ラックを使用せず、クレーンでゲートの開閉を行うことにより、作業時の緊急閉止に要する時間及び作業に伴う運転上の制限外への移行時間を短縮することが可能であるため。

なお、変更後の手順については、クレーンによるゲートの開閉はゲート取替時において同様の作業を行うものであり、また、ラック棒を交換する（長尺 短尺）という

作業も無くなること、予防保全を目的とした点検・保修作業時に行わなければならぬい作業手順も少なくなることから、作業の安全・品質面でも過去申請の手順と同様のレベルを確保できることを確認している。

(2) 取水路防潮ゲート直下の清掃時【表 2 参照】

<潜水作業員退避時間>

a. 変更内容

潜水作業員退避の時間について、3分 1分へ変更。

b. 変更理由

津波警報が発表されない可能性がある津波への対応にあたって、潜水作業員の退避時間を現地で実測により確認した結果を反映したもの。

<防潮ゲート落下防止処置(休止ピン、ストッパーの解除時間含む)の解除>

a. 変更内容

落下防止処置(休止ピン、ストッパー)の解除時間について、3分 1分に変更。

b. 変更理由

津波警報が発表されない可能性がある津波への対応にあたって、落下防止処置(休止ピン、ストッパー)の解除時間を現地で確認した結果を反映したもの。

(3) 取水路防潮ゲートの取替時【表 3 参照】

<クレーンによるゲート据付けと閉止>

a. 変更内容

クレーンによる防潮ゲート据付け・閉止時間について、12分 11分に変更。

b. 変更理由

過去申請では防潮ゲート建設時のゲート据付時間(実績)より設定していたところ、予めクレーンのブーム角とブーム長を固定し、旋回のみでゲートを据え付ける手順に変更することで、作業時間の短縮が可能であることを検証できたため。

具体的には、短縮したゲート据付時間については、発電所において予備の取水路防潮ゲートを用いてゲート挿入試験を実施し、ゲート吊り上げ(地切り)からゲートを戸溝に約1m挿入するまでの作業が約3分で完了するという結果となっており、変更後の時間に十分な余裕をもって対応可能であることを確認している。

ゲート挿入試験の詳細を別添に示す。

以上

取水路防潮ゲート挿入試験について

1. 目的

取水路防潮ゲートの取替作業を模擬した試験を実施し、取水路防潮ゲートの取替作業の時間成立性を検証する。

2. 試験方法

取水路防潮ゲートの挿入試験は、60t ラフタークレーンにより、取水路防潮ゲートの開口部(ゲート挿入部)と同じ寸法の開口に予備の取水路防潮ゲートを挿入して実施する。なお、取水路防潮ゲートの開口部(ゲート挿入部)は、取水口の角落し部に鋼製の治具を取り付けることにより模擬することとした。

別添図 1 に挿入試験の配置図を示す。挿入試験は、以下の操作時間を計測するものとし、3回実施するものとする。

玉掛けした取水路防潮ゲートを角落し開口部に挿入した状態から吊り上げ、所定位置に旋回、着地させる。

取水路防潮ゲートを所定位置から地切り後、角落し開口部に挿入する。

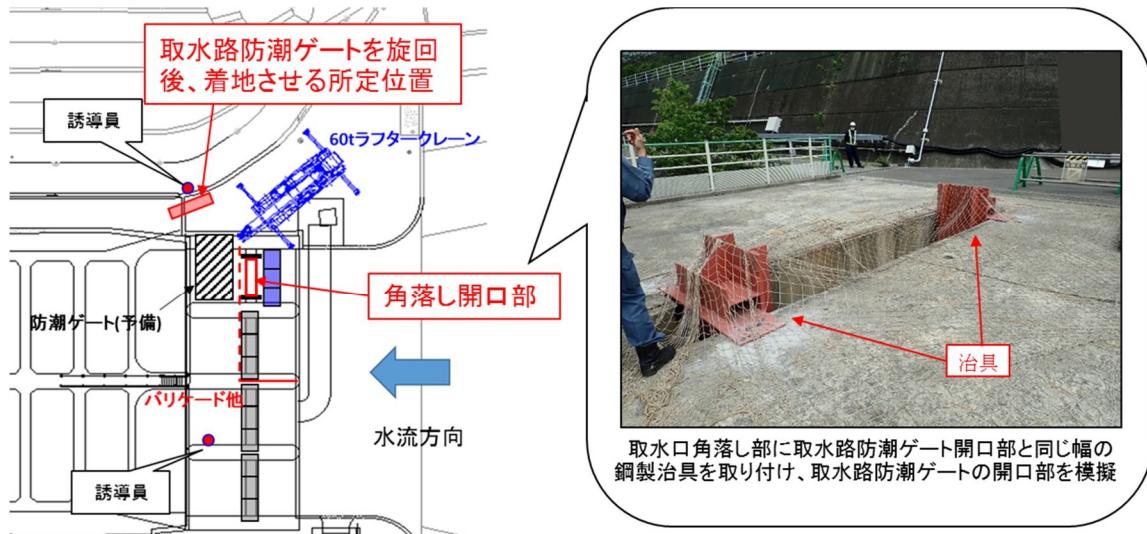
3. 試験結果

取水路防潮ゲート挿入試験の実施状況を別添図 2 に、試験結果を別添表 1 に示す。挿入試験の結果、3回とも旧ゲートの引き抜きから新ゲートの挿入まで 3 分以内で実施できた。

4. 取水路防潮ゲートの取替作業の時間成立性

取水路防潮ゲートの取替作業のうち「クレーンによるゲート据付け・閉止」に要する時間は別添図 3 に示すとおり 11 分としている。本時間は、ゲート設置時の実績から 10 分以内にゲート据付け可能であること等を踏まえ、設定したものである。

今回の取水路防潮ゲート挿入試験では、別添表 2 に示すとおり実作業と差があるものの時間に対する評価に影響するものではなく、3. に示すとおり、3回とも旧ゲートの引き抜きから新ゲートの挿入まで 3 分以内に実施できるという試験結果が得られたことから、取水路防潮ゲートの取替作業の時間成立性が確認できた。



別添図1 挿入試験における配置図



① 取水路防潮ゲートを角落し開口部に挿入した状態から吊り上げ、所定の場所に移動。

② 所定位置から地切り後、取水口角落し開口部に挿入

別添図2 取水路防潮ゲート挿入試験の様子

		「隠岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間(分)	対応に係る各ステップに要する時間および説明	
中央制御室	潮位観測システム(防護用)にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60	時間	説明
	潮位変動の判断 運転員の指示等	△0.5m変動を検知	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	循環水ポンプ停止	高浜発電所に津波到達43分△	5分	-
	ユニットトリップ	△発電所構外の観測潮位にて情報発信	5分	-
	ゲート閉止(遠隔閉止)	△発電所構外の観測潮位にて情報発信	1分	-
	発電所構外の観測潮位にて情報発信	△発電所構外の観測潮位にて情報発信	5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
現地	ケース① クレーンによるゲート閉止		1分	ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック速度約1.0m/分より1分と評価
	ケース② クレーンによるゲート据付け・閉止		11分	ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック速度約1.0m/分より2分と評価

別添図3 取水路防潮ゲートの取替時の対応手順及び所要時間
(発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合)

別添表1 取水路防潮ゲート挿入試験結果

	吊り上げ～所定位置に 旋回、着地	地切り～挿入	合計時間(　+　)
1回目	1分3秒	1分30秒	2分33秒
2回目	57秒	1分20秒	2分17秒
3回目	45秒	1分25秒	2分10秒
平均	55秒	1分25秒	2分20秒

別添表2 取水路防潮ゲート挿入試験と実作業の差異及び時間に対する評価

	実作業との差異	時間に対する評価
クレーンの使用台数	実作業ではクレーンを2台用いて取替作業を実施するが、挿入試験はクレーン1台で実施。	実作業においてクレーンを2台用いた場合も、2台のクレーンで同時に作業を行うことは無いため（1台のクレーンの操作が終了後、2台目のクレーンを操作するため）時間的な差は無い。
クレーン据付け位置の標高とゲート開口部（ゲート挿入部）の標高	挿入試験ではクレーン据付け位置の標高と、ゲート開口部の標高がほぼ同一となっているが、実作業ではクレーン据付け位置よりもゲート開口部の標高が2m高い。	挿入試験と実作業で、クレーン運転者のゲート開口部の視認性に差異があると考えられるが、クレーン運転者は合図にのみ従い操作を行うため、視認性の違い等による時間的な差は無い。 挿入試験では取水路防潮ゲートを2m以上吊り上げて、旋回し、ゲート開口部にゲートを挿入していることから、2mの標高差による時間的な差は無い。

表1：過去申請からの変更箇所（取水路防潮ゲートのラック棒交換時）

過去申請（H30.9.13 審査会合資料より）		津波警報が発表されない可能性がある津波に係る設置許可まとめ資料																							
図9 緊急時のゲート閉止に必要な時間（取水路防潮ゲートのラック棒の交換時）																									
地震・津波発生からの経過時間（分）																									
2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24 時間																									
地震・津波警報入手																									
中央制御室にて 地震・津波警報入手																									
連絡体制に基づき 作業関係者への連絡																									
[循環水泵ポンプ停止]																									
[ユニットロック操作]																									
手動式開閉機による手動閉止																									
16分																									
津波到達 約124分																									
約8分の時間余裕あり																									
手動式開閉機の閉止速度は 9.09mm／分であり、手動式開閉機 支持部長さである100mm下降すれば よって、手動式の閉止時間は 100mm÷9.09mm／分=11分であ る。																									
説明																									
地震が発生してから約3分（震速2分程度）を目標に、気象庁から中央制御室へ地震・津波警報を入手。（気象庁は津波予報区単位で津波警報又は津波注意報を発表）																									
あらかじめ確立した緊急連絡体制に基づき、中央制御室から作業責任者へは作業責任者が手動式開閉機の操作員へ連絡する道筋。																									
(5分)																									
-																									
-																									

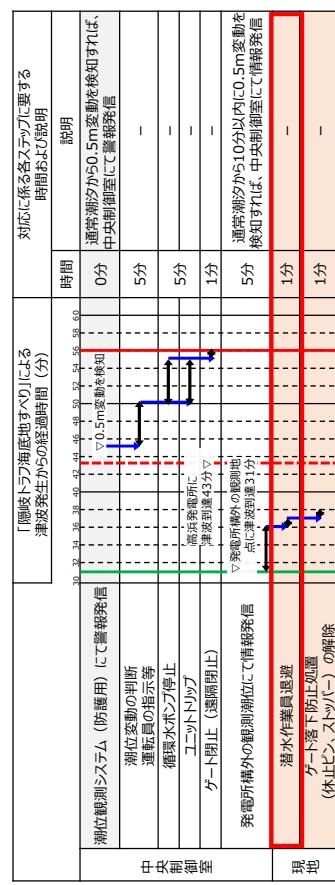
過去申請 (H30.9.13 審査会合資料より)

表2：過去申請からの変更箇所（取水路防潮直下の清掃時）

地震・津波発生からの経過時間(分)		対応に係る各ステップに要する時間及び説明	
時間	説明	時間	説明
2	地震・津波発生から3分 地盤が隆起してから約3分（震後2分程度を目標に、気象庁から中央制御室へ地震・津波警報を入手。（気象庁は津波警報又は津波注意報を発表））	3分	「懸念トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間(分)
4	地盤・津波警報入手	44	△0.5m変動を感知 中央制御室にて警報発言
6	連絡体制に基づき 作業関係者の連絡	46	通常潮流から0.5m変動が検知すれば、中央制御室にて警報発言
8	あらかじめ策定した緊急連絡体制に基づき、中央制御室から作業責任者へ、また作業責任者が潜水作業責任者へ、また潜水面ボンスローダー溶下防止処置を解除する作業員へ通知が連絡。	48	5分
10	（5分）	50	5分
12	循環水ポンプ停止	52	5分
14	（ユックトリップ停止）	54	1分
16	潜水作業員退避	55	5分
18	防潮ゲート溶下防止処置 (休止ビーム、ストップバー)の解除	56	1分
20	ゲート閉止	58	1分
22	（休止ビーム、ストップバー）の解除	60	1分
24			-

図10 緊急時のゲート閉止に必要な時間（取水路防潮ゲート直下の清掃時）

地震・津波発生からの経過時間(分)	対応に係る各ステップに要する時間及び説明
2	地震・津波警報入手
4	連絡体制に基づき 作業関係者の連絡
6	（ユックトリップ停止）
8	潜水作業員退避
10	防潮ゲート溶下防止処置 (休止ビーム、ストップバー)の解除
12	ゲート閉止
14	（休止ビーム、ストップバー）の解除
16	（休止ビーム、ストップバー）の解除
18	（休止ビーム、ストップバー）の解除
20	（休止ビーム、ストップバー）の解除
22	（休止ビーム、ストップバー）の解除
24	



過去申請（H30.9.13 審査会合資料より） 表3：過去申請からの変更箇所（取水路防潮ゲートの取替時） 津波警報が

図11 緊急時のゲート閉止に必要な時間（取水路防潮ゲートの塗装（新ゲートとの交換））

退職給付制度に基づき
作業関係者の賃金

循環水流ノ停止	(5分)	-	-	-	-	-

過去の作業時間経験から防潮グーリー付け(位置合わせ)は10分程度で完 成できる。	10分	津波到達
ゲート落下距離12m、クレーン巻上げ速度約10m／分であるため時間 は1.2分であるが、余裕を持たせて2分で計 算する。約7分の時間余裕をもつと、 約24分	2分	ゲート落下距離12m、クレーン巻上げ時間

**津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
に係る保安規定添付 2 の記載内容について**

目 次

- 1 . 保安規定添付 2 の記載内容について
- 2 . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用事項の整理
- 3 . 漂流物になるおそれのある車両の駐車禁止措置及び退避運用について

添付資料

- 添付 - 1 : 設置変更許可申請書（抜粋）
- 添付 - 2 : 輸送物および輸送車両の退避に関する評価（抜粋）

参考資料

- 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る社内標準（案）
- 【事故時操作所則】

1 . 保安規定添付 2 の記載内容について

設置変更許可申請書で津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用上の要求事項を定めている事項については、保安規定添付 2 に運用を定める。具体的な記載については次のとおりである。

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用事項について、設置変更許可申請書の補足説明資料にて記載している内容を踏まえ、保安規定に規定する運用および社内標準にて規定する運用について、2 章に整理する。

また、設置変更許可時に後段規制において確認することとしていた漂流物になるおそれのある車両の駐車禁止措置及び退避運用について、3 章にて説明する。

なお、取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業については、補足説明資料 - 2 にて整理する。

添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害
および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準
(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3
および第18条の3の2関連)

(中略)

5 津 波

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

(中略)

5.2 教育訓練の実施

(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時に
おける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。

(中略)

5.4 手順書の整備

(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

(中略)

d. 車両の管理

安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。

e. 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応

(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

ただし、以下の場合はその限りではない。

ア 大津波警報が誤報であった場合

イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合

(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。

(中略)

(e) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。

(中略)

h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合の対応

ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

：「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への遡上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）

(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応

ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。

イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。

ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中止に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。

エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。

オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。

カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

i . 津波発生時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

① 施設管理、点検

各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

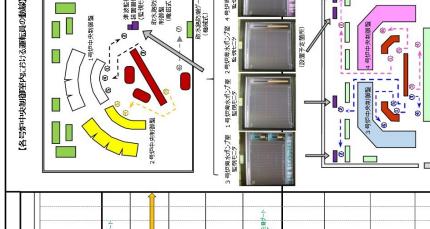
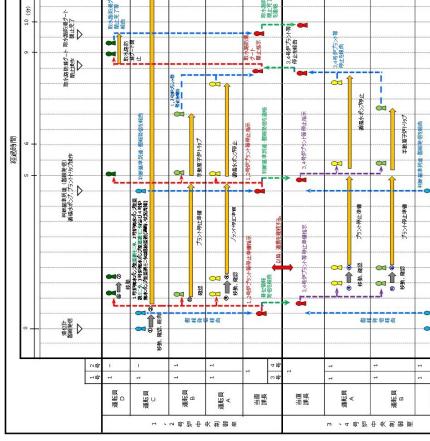
なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。

（以下略）

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用事項の整理
津波警報等が発表される可能性のある津波への対応について、設置変更許可申請書の補足説明資料にて記載している内容を踏まえ、保安規定に規定する運用および社内標準にて規定する運用について、第1表から第3表に整理する。

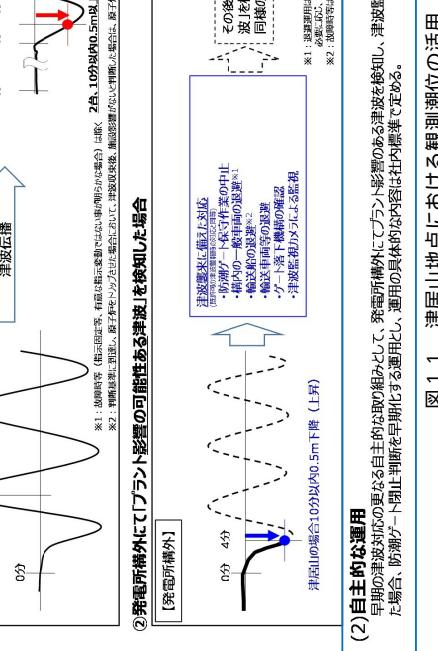
第1表 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の運用事項

設置変更許可申請書 補足説明資料 第3編 (耐津波設計方針の検討経緯)	保安規定に規定	社内標準で規定
<p>7. 運用成立性の確認</p> <p>7.1 運転操作等の成立性確認</p> <p>7.1.3 検討結果</p> <p>(1) 潮位観測システム（防護用）において取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）の到達を確認するまでの対応の成立性</p> <p>(中略)</p> <p>b. 取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）の到達を確認するまでの対応</p> <p>a. で設定した津波襲来時において、警報発信から取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）に到達するまでの対応について取水路防潮ゲートの閉止完了までの一連の対応を含め、以下に示す。</p> <p>(a) 潮位観測システム（防護用）のうち潮位計が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点の警報発信（1台目）</p> <ul style="list-style-type: none"> この時点で1号及び2号炉当直課員は3号及び4号炉当直課員は1号及び2号炉当直課員又は3号及び4号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。 1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課長は地方の中央制御室の当直課長へ潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて、警報発信したこととを報告する。なお、衛星電話（津波防護用）の補助設備として運転指令設備、保安電話（固定）保安電話（携帯）を活用する。（(b)から(e)も同様） その後、1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長は潮位の継続的な集中監視を行つたために、3号及び4号炉当直課員又は3号及び4号炉当直課長より取水路防潮ゲート閉止準備に備えるよう指示する。 1号及び2号炉当直課員並びに3号及び4号炉当直課員はそれぞれの中央制御室の監視モニタへ移動し、潮位計の潮位変化量やトレンドグラフを継続的に目標確認し、1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課長に速やかに状況を報告する。 なお、安全性向上のための補助機能として、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長は、潮位観測システム（補助用）から警報が発信した時点で、他号炉の潮位観測部位の動向を把握する。（(b)から(d)も同様） <p>(b) 潮位観測システム（防護用）のうち潮位計が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点の警報発信（2台目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2台目の潮位計において観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点で1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課員は3号及び4号炉当直課長又は1号及び2号炉当直課長に速やかに状況を報告する。 この時点で1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課員は潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、他方の中央制御室の当直課長へ警報発信したことを報告する。 1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課員はそれぞれの中央制御室の潮位計の潮位変化量やトレンドグラフを継続的に目標確認し、1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課長に速やかに状況を報告する。 <p>(c) (a)又は(b)で警報発信した潮位観測システム（防護用）のうち潮位計が、その後最高潮位から10分以内に0.5m以上上昇、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点の警報発信（1台目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1台目又は2台目の潮位計において観測潮位が10分以内に0.5m以上上昇、又は下降した時点で1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課員は警報が発信する。 この時点で1号及び2号炉当直課員又は3号及び4号炉当直課長又は1号及び2号炉当直課長及び4号炉当直課長へ警報発信したこととを報告する。 	<p>取水路防潮ゲート閉止判断（循環ポンプ停止及びブランク停止）について、保安規定に記載する。 添付2 火災、内部漏水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に関する実施基準（案）」 h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る実施基準（案）」 （第18条の3及び第18条の3の2関連）</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環ポンプを停止（ブランク停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、潮流等の経路から地盤流入ならびに水位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること、」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）</p>	<p>取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）の到達を確認するまでの対応および防潮ゲートの閉止対応については、社内標準に記載する。</p> <p>詳細は、参考資料「警報なし津波に係る社内標準（案）」 （参考）</p>

設置変更許可申請書 補足説明資料	保安規定に規定 社内標準で規定
<p>・1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長は潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、他方の中央制御室へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・1号及び2号炉運転員並びに3号及び4号炉運転員はそれでの中央制御室の潮位計の潮位変化量やトレンドグラフを継続的に目視確認し、1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課長に速やかに状況を報告する。</p> <p>(d) (a)又は(b)で警報発信した潮位観測システム（防護用）のうち潮位計が、その後最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点の警報発信（2台目）取水路防潮ゲート開止判断（循環水ポンプ停止及びブランド停止）を報告する。</p> <p>・(c)の潮位計の閾値が10分以内に0.5m以上上昇、又は下降した時点に1号及び2号炉の全ての観測潮位を確認し、取水路防潮ゲートの開止判断基準に到達したこと、循環水ポンプ停止（ブランド停止）を判断し、1号及び2号炉運転員は3号及び4号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・この時点で1号及び2号炉運転員又は3号及び4号炉運転員は1号及び2号炉当直課長又は3号及び4号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長は潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、他方の中央制御室の当直課長へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・この時点で1号及び2号炉当直課長は1号炉から4号炉の全ての観測潮位を確認し、取水路防潮ゲートの開止判断基準（トリガー）に到達したこと、循環水ポンプ停止（ブランド停止）を判断し、1号及び2号炉運転員は3号及び4号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・合わせて、1号及び2号炉当直課長は1号及び2号炉運転員に循環水ポンプ停止（ブランド停止）を指示する。</p> <p>・(トリガー)に到達したこと並びに1号及び2号炉運転員が2号炉防護用（津波防護用）を用いて報告する。</p> <p>・3号及び4号炉当直課長は、1号及び2号炉当直課長の報告を受け、3号及び4号炉運転員に循環水ポンプ停止（ブランド停止）を指示する。</p> <p>(e)取水路防潮ゲートの開止</p> <p>・1号及び2号炉運転員並びに3号及び4号炉運転員は循環水ポンプ停止（ブランド停止）操作が完了すれば、1号及び2号炉当直課長は1号及び2号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。</p> <p>・3号及び4号炉当直課長は1号及び2号炉当直課長に循環水ポンプ停止（ブランド停止）操作が完了したことを、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて報告する。</p> <p>・1号及び2号炉当直課長は1号及び2号炉運転員に取水路防潮ゲート閉止を指示し、1号及び2号炉運転員から取水路防潮ゲート閉止操作が完了した報告を受ける。</p> <p>・1号及び2号炉当直課長は、3号及び4号炉当直課長へ警報発信したことを報告する。</p>  	<p>保 安 規 定</p> <p>社 内 標 準 で 規 定</p>

第2表 発電所構外の観測潮位を用いた対応の運用事項

設置変更許可申請書 補足説明資料 第3編 「耐津波設計方針の検討経緯」	保安規定に規定	社内標準で規定
<p>1.0・津波警報等が発表されない津波に可能な限り早期に対応するための運用 1.0・1 発電所構外の観測潮位を用いた運用 1.0・1・3 検討結果</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 津居山地点における観測潮位活用のまとめ (1)～(4)に示した発電所構外の観測潮位の活用検討に基づいた、津居山地点での「プラント影響のある津波」¹高さ及び発電所構外の観測潮位の活用による取水路防潮ゲート開止時間の短縮効果を図1.1に示す。</p> <p>図1.1に示す通り、発電所構外の観測潮位において、「プラント影響のある津波」高さを確認した場合は、構内の潮位(上げ)のみで判断をすることとしており、より早期の対応を行うものとする。短縮時間の効果としては約4分の短縮効果があると考えている。</p> <p>また、発電所構外の観測潮位において、「プラント影響のある津波」高さを確認した場合は、取水路防潮ゲートの落下機構の健全性確認など取水路防潮ゲートの保守作業の中止、構内の一般車両の退避、輸送船の退避、輸送車両等の退避、津波監視カメラによる監視を実施し津波襲来に備える。</p> <p>●警報が発表されない津波に可能な限り早期に対応するための運用</p> <p>(1)設置許可申請書に記載する運用</p> <p>①発電所構外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合</p> <p>【発電所構外】 津居山の場合10分以内1m上昇（下降）※1</p> <p>【津居山】 津波伝播</p> <p>短縮効果：約4分</p> <p>※1: 波浪測定等、体感的状況、電子センサ等は参考にして、津波現象がはじめて、津波警報等が発表される場合に、津波を再検査するが分かる。</p> <p>※2: 防護堤等、堤防等は、津波警報等が発表されていて、津波現象がはじめて、津波警報等が発表される場合に、津波を再検査するが分かる。</p> <p>②発電所構外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合</p> <p>【発電所構外】 津居山の場合10分以内0.5m下降（上昇）※2</p> <p>【津居山】 津波伝播</p> <p>短縮効果：約5分</p> <p>※1: 波浪測定等、体感的状況、電子センサ等は参考にして、津波現象がはじめて、津波警報等が発表される場合に、津波を再検査するが分かる。</p> <p>※2: 防護堤等、堤防等は、津波警報等が発表されていて、津波現象がはじめて、津波警報等が発表される場合に、津波を再検査するが分かる。</p> <p>(2)主な運用</p> <p>早期の津波が他の要なる自動的な取扱いとして、発電所構外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合、防潮ゲート開山判断を早期化する運用とし、運用の具体的な内容は社内標準で定められる。</p>	<p>警報が発表されない津波に可能な限り早期に対応するための運用のうち、自主的な運用について、社内標準に以下は、保安規定添付2に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地外潮位計において10分以内に1.0m以上の下降 ・もししくは上昇を観測し、その後、津波監視カメラで有意な津波の前兆を確認した場合 <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</p> <p>(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2開闇)</p> <p>h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環ポンプを停止(ブランド停止)する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>：「 潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、週上流の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響の有無がある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上昇すること、」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いてにより確認（この確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下同じ。）</p> <p>(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、速やかにゲート下機構の電源系統および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行つ。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤およひ取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物によるそのある面ににより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p>	<p>1：保安規定及び社内標準においては、「週上流の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動」と記載。(以下、同じ)</p> <p>2：保安規定及び社内標準においては、「津波と想定される潮位の変動」と記載。(以下、同じ)</p>

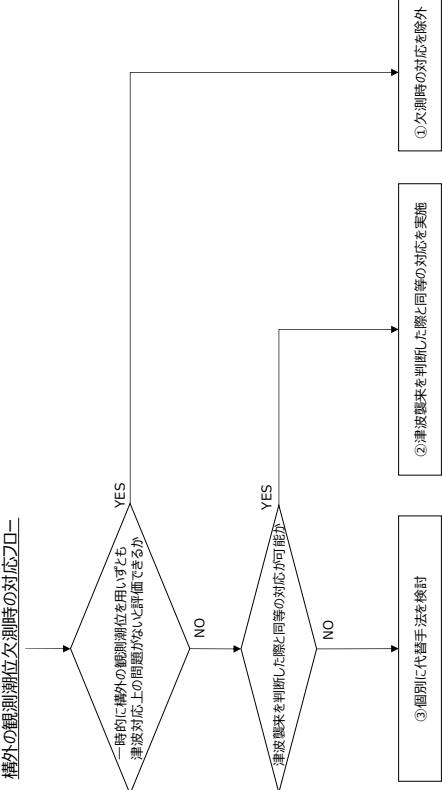


設置変更許可申請書　補足説明資料	保安規定に規定	社内標準で規定
	<p>才原子燃料課長および放電線管理課長は、燃料等輸送船が商役中の場合、商役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。</p> <p>才原子燃料課長および放電線管理課長は、燃料等輸送船が商役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に關する情報連絡を行う。</p> <p>j. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施することともに、必要に応じて補修を行つ。</p> <p>なお、取水路防潮ゲートの運賃開止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への週上および水位の低下による海水パンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保することともに体制を確保し、維持する。</p>	

構外の観測潮位欠測時の運用事項 第3表

10.3.3 評価結果

二〇



設置変更許可申請書 補足説明資料	保安規定に規定	社内標準で規定														
<p>判断した際と同等の対応を実施する。 に車両位置と津波防護施設との位置関係を踏まえ、津波防護施設への影響を確認し、必要に応じ、当社敷地内の津波が到達しない場所へ避難する運用を定めることにより、津波防護施設に影響を及ぼさない方針とすることから、退避運用の必要性及び成立性については、後段規制において、詳細を確認することとする。</p> <p>「プラント影響のある津波」を確認した際の専用車両についてには、 海底地すべり津波の最大流速、最高・最低水位に対し輸送船の係留が維持できること、輸送船が岸壁に乗り上がらないこと、着底や座礁等により航行不能にならぬことを確認しており、漂流物とならないことから、欠測時の運用を除外する。</p> <p>「プラント影響のある津波」を確認した際の専用車両の場合の輸送車両等の退避については、 燃料輸送工程への影響が大きいことから、作業時津居山地点に人を配置し、仮に津居山地点からの潮位伝送に異常が生じた場合には、現地にて可搬型のスケール等にて潮位を確認し、潮位の観測が途切れないとよろ対応する。</p> <p>「プラント影響のある津波」を確認した際の取水路防潮ゲート落下機構の確認については、 取水路防潮ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は直ちに津波襲来を判断した際と同等の対応を実施する。</p> <p>「プラント影響のある津波」を確認した際の津波監視カメラによる監視については、津波対応の前提条件であるため、欠測時は直ちに津波襲来を判断した際と同等の対応を実施する。</p>																
	<p>表 7 発電所構外の観測潮位欠測時の対応整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>発電所構外の観測潮位欠測時の対応に係る詳備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所構外で津波を確認した時の対応</td> <td>発電所構外の観測潮位欠測時の対応</td> </tr> <tr> <td>プラント影響のある津波(津居山で10分以内1.0m上昇(下降))を確認した場合</td> <td>左記対応を除外し、構内潮位観測システム(防護用)のうち2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内0.5m以上の「上下運動」での取水路防潮ゲート閉止にて、最も時間会裕が厳しい時間会裕に対し、約9分の余裕時間もって、施設影響が生じるケースを防護可能</td> </tr> <tr> <td>構内一般車両の退避</td> <td>保有的に欠測と同時に津居山地点にて津波が襲来した場合を想定しても欠測と同時に津波襲来を判断した際と同様の対応を行うことで、発電所にて津波が発生するまでに津波が発生する可能性であり、上段の対応により施設影響が生じるケースを防護可能</td> </tr> <tr> <td>燃科等輸送車両等の退避</td> <td>左記対応を除外し、ダート閉止にて津波が襲来するまでに潜れが可能</td> </tr> <tr> <td>プラント影響の可能性がある津波(津居山で0.5m上昇(下降))を確認した場合</td> <td>作業は年間数日程度であり、後回作業がないことは輸送工程への影響が大きいことから、かからの潮位伝送にて潮位を確認し、現地にて可搬型のスケール等にて潮位を確認し、潮位の観測が全効かないよう対応</td> </tr> <tr> <td>津波監視カメラによる監視</td> <td>取水路防潮ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は直ちに津波襲来を判断した際と同等の対応を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	発電所構外の観測潮位欠測時の対応に係る詳備	発電所構外で津波を確認した時の対応	発電所構外の観測潮位欠測時の対応	プラント影響のある津波(津居山で10分以内1.0m上昇(下降))を確認した場合	左記対応を除外し、構内潮位観測システム(防護用)のうち2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内0.5m以上の「上下運動」での取水路防潮ゲート閉止にて、最も時間会裕が厳しい時間会裕に対し、約9分の余裕時間もって、施設影響が生じるケースを防護可能	構内一般車両の退避	保有的に欠測と同時に津居山地点にて津波が襲来した場合を想定しても欠測と同時に津波襲来を判断した際と同様の対応を行うことで、発電所にて津波が発生するまでに津波が発生する可能性であり、上段の対応により施設影響が生じるケースを防護可能	燃科等輸送車両等の退避	左記対応を除外し、ダート閉止にて津波が襲来するまでに潜れが可能	プラント影響の可能性がある津波(津居山で0.5m上昇(下降))を確認した場合	作業は年間数日程度であり、後回作業がないことは輸送工程への影響が大きいことから、かからの潮位伝送にて潮位を確認し、現地にて可搬型のスケール等にて潮位を確認し、潮位の観測が全効かないよう対応	津波監視カメラによる監視	取水路防潮ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は直ちに津波襲来を判断した際と同等の対応を実施する。	
分類	発電所構外の観測潮位欠測時の対応に係る詳備															
発電所構外で津波を確認した時の対応	発電所構外の観測潮位欠測時の対応															
プラント影響のある津波(津居山で10分以内1.0m上昇(下降))を確認した場合	左記対応を除外し、構内潮位観測システム(防護用)のうち2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内0.5m以上の「上下運動」での取水路防潮ゲート閉止にて、最も時間会裕が厳しい時間会裕に対し、約9分の余裕時間もって、施設影響が生じるケースを防護可能															
構内一般車両の退避	保有的に欠測と同時に津居山地点にて津波が襲来した場合を想定しても欠測と同時に津波襲来を判断した際と同様の対応を行うことで、発電所にて津波が発生するまでに津波が発生する可能性であり、上段の対応により施設影響が生じるケースを防護可能															
燃科等輸送車両等の退避	左記対応を除外し、ダート閉止にて津波が襲来するまでに潜れが可能															
プラント影響の可能性がある津波(津居山で0.5m上昇(下降))を確認した場合	作業は年間数日程度であり、後回作業がないことは輸送工程への影響が大きいことから、かからの潮位伝送にて潮位を確認し、現地にて可搬型のスケール等にて潮位を確認し、潮位の観測が全効かないよう対応															
津波監視カメラによる監視	取水路防潮ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は直ちに津波襲来を判断した際と同等の対応を実施する。															
<p>*1 後段規制において、必要性及び成立性を確認する。</p> <p>*2 輸送船等については専用車両の場合は津波襲来を判断してても退避しないこととしている。輸送車両等については輸送船が荷役中以外の場合は岸壁に輸送車両等はない。</p>																

表7 番雷所構外の観測潮位欠測時の対応整理

設置変更許可申請書　補足説明資料	保安規定に規定	社内標準で規定
<p>10・3・4 発電所構外の観測潮位の位置づけの整理 発電所構外の観測潮位を活用した対応項目について、それぞれの基準適合上の位置づけを以下の通り整理した。</p> <p>(1)「プラント影響のある津波（津居山で10分以内1.0m上昇（下降）」を確認した場合 発電所構外でプラント影響のある津波を確認した場合は、発電所構内の潮位観測システム（防護用）のうち2台の潮位計がいずれも10分以内に0.5m以上の水位変動を検知した場合に、取水路防潮ゲートを閉止する。なお、発電所構外の観測潮位が欠測した場合は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）を確認したのちに取水路防潮ゲートを開止することで、施設影響が生じるケースを防護可能であることを確認していることから、発電所構外の観測潮位による運用は、基準適合上、必須とはならない。</p> <p>(2)「プラント影響の可能性がある津波（津居山で10分以内0.5m上昇（下降）」を確認した場合 a) 取水路防潮ゲートの保守作業 取水路防潮ゲートの保守作業中に発電所構外の観測潮位が欠測した場合、直ちに作業中断し、作業前の状態に復旧することとしており、この対応により、津波防護可能である。</p> <p>一方、保守作業の実施の前提是、「発電所構外の観測潮位の欠測等がなく、潮位の確認ができる状態」としており、発電所構外の観測潮位がなければ、保守作業が開始できないにとから、発電所構外の観測潮位による運用は、<u>基準適合上、必須である。</u></p> <p>b) 構内の一般車両の退避 構内の一般車両の退避は、発電所構外の観測潮位が欠測した場合に、保守的に欠測と同時に発電所構外に津波が襲来した場合を想定しても、欠測を契機に津波警報を判断した際に同じ同等の対応を実施すれば、発電所へ津波が襲来するまでに退避が可能であり、本対応により、津波防護施設への影響を回避することが可能である。</p> <p>一方、退避の前提是、発電所構外の観測潮位であり、これがなければ、退避が開始できないことから、<u>発電所構外の観測潮位による運用は、基準適合上、必須である。</u></p> <p>c) 燃料等輸送船の退避 燃料等輸送船は、津波警報等が発表されない可能性のある津波に対して緊急退避しなくとも、漂流物となることを確認していることから、<u>発電所構外の観測潮位による運用は、基準適合上、必須とはならない。</u></p> <p>d) 輸送車両等の退避 燃料輸送車両及びし沃輸送車両は、津波警報等が発表されない可能性のある津波に対して漂流物どならぬこと、津波襲来直後の波力による滑動と、その後の定常的な水流に対する滑動によつても、津波防護施設へ衝突することはないと評価しており、発電所構外の観測潮位による運用は、<u>基準適合上、必須とはならない。</u></p> <p>e) 取水路防潮ゲートの落下機構の確認 「(1) プラント影響のある津波（津居山で10分以内1.0m上昇（下降）」を確認した場合に記載の通り、構内の潮位観測システム（防護用）の運用で取水路防潮ゲートの閉止を実施することによって、施設影響が生じるケースを防護可能であることを確認していることから、発電所構外の観測潮位による運用は、<u>基準適合上、必須とはならない。</u></p> <p>f) 津波遮断力メータによる監視 「(1) プラント影響のある津波（津居山で10分以内1.0m上昇（下降）」を確認した場合に記載の通り、構内の潮位観測システム（防護用）の運用で取水路防潮ゲートの閉止を実施することで、施設影響が生じるケースを防護可能であることを確認していることから、<u>発電所構外の観測潮位による運用は、基準適合上、必須とはならない。</u></p>		

3. 漂流物になるおそれのある車両の駐車禁止措置及び退避運用について

(1) はじめに

放水口側防潮堤より外側の津波遡上範囲に位置する物揚岸壁においては、燃料等輸送作業時に燃料輸送車両及びLLW輸送車両が存在する。これに対して、津波時に「漂流物とならないこと」、「津波波力及び滑動により津波防護施設へ衝突しないこと」を確認しているが、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を確認した場合は、より安全性を高めるために可能な範囲で津波が到達しない場所へ退避する方針としている。

これに準拠し、放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートより外側の津波遡上範囲に存在する燃料輸送車両およびLLW輸送車両以外の車両については、津波時における漂流物の津波防護施設への影響を可能な限り低減することを目的に、燃料輸送車両およびLLW輸送車両と同様に退避することとしており、以降にて、その成立性及び運用の詳細について検討を行った。

(2) 退避運用の成立性について

a. 基本方針

放水口側防潮堤及び取水路防潮ゲートより外側の津波遡上範囲（図1の灰色部）は、原則駐車禁止とし、当該エリアへ入域する車両台数を可能な限り低減することとする。ただし、当該エリアに作業で入域する等の発電所運営上必要な場合（以下「作業車両」という。）緊急時対応が必要な場合（以下「緊急車両」という。）を除くこととし、この場合においても運転手が近くにあり、直ちに車両を移動させることができることを条件に停車可とする。

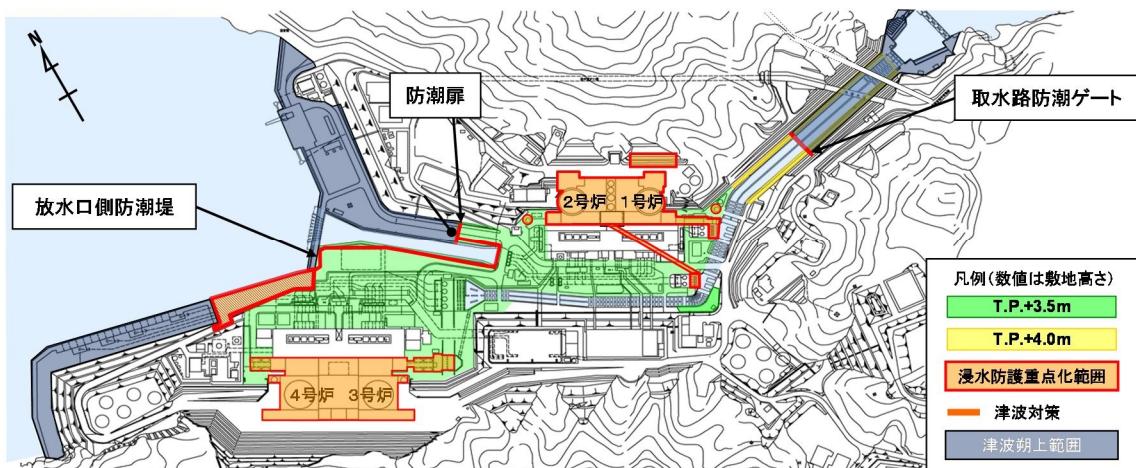


図1 津波遡上範囲（灰色部）

b. 基本方針を踏まえた退避運用の成立性について

(a) 退避場所

津波遡上範囲は、原則駐車禁止とするが、作業車両及び緊急車両は除くため、これらの車両に対する退避場所を以下の図2のとおり選定する。放水口側防潮堤より外側の津波遡上範囲は、大きく図2のA～Cのエリアとなるため、これらのエリアから最寄りの津波の影響を受けない場所を退避場所として選定し、エリアAに停車・通行している場合は（高台）に、エリアBに停車・通行している場合は（放水口側防潮堤の内側）に、エリアCに停車・通行している場合は（高台）もしくは（高台）へ退避することとする。また、取水路防潮ゲートより外側の津波遡上範囲は、図2のDのエリアとなるため、（取水路防潮ゲートの内側）へ退避することとする。

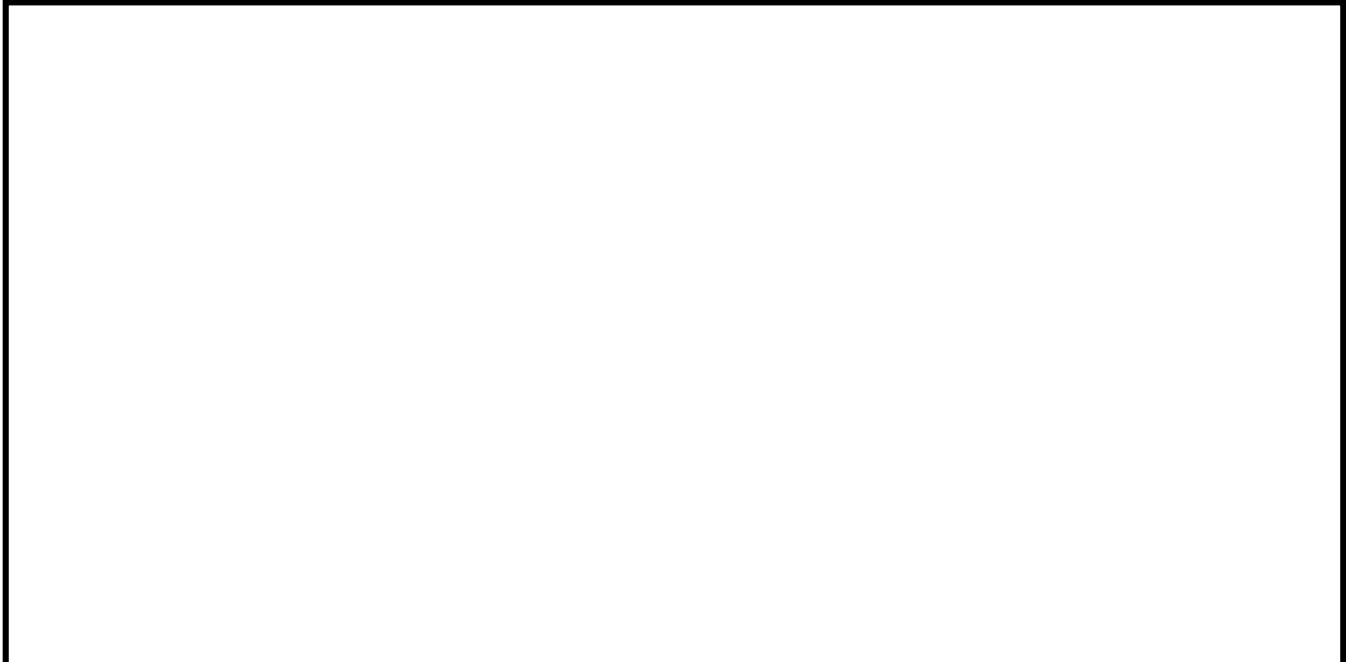


図2 車両退避場所

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(b) 退避手順及び退避運用の成立性

退避は、以下の～の4ステップで行う。合わせて各ステップに要する時間と根拠を示す。また、「車両退避フロー」及び「津居山地点への津波到達を起点とした場合の各ステップ完了までに要する時間」を図3に、津居山地点への津波到達からの基準津波3及び基準津波4到達までの時系列を図4に示す。

以下の評価結果より、津居山地点に津波が到達後、約12分で高浜発電所へ津波が到達するが、車両退避は、津居山地点に津波が到達後、約9分で可能であり、退避運用は成立することを確認している。なお、本評価においては、高浜発電所の放水口前面への津波到達をクライテリアとしているが、敷地への浸水(物揚岸壁への浸水)は、津居山地点に津波が到達後、約21分であり、余裕があることを確認している。

【車両退避に係る退避手順】

発電所構外において津波と想定される潮位の変動(津居山地点においては、10分以内に0.5mの上昇(もしくは下降))を確認した場合に、中央制御室において警報が発信する。(津居山地点の津波到達を起点とすると、約4分後)

この時点で中央制御室から運転指令装置による構内一斉放送を行い、放水口側防潮堤より外側、かつ津波の影響を受ける場所にいる車両に対し、退避場所への退避を周知する。(津居山地点の津波到達を起点とすると、約5分後)
(時間根拠)構内一斉放送に要する時間は多く見積もって約40秒程度であるが、余裕を持たせ、約1分と算定

中央制御室からの周知により作業車両及び緊急車両が退避を開始する。(津居山地点の津波到達を起点とすると、約6分後)

(時間根拠)運転手が近くにおり、直ちに車両を移動させることができることを条件に停車可としており、多く見積もっても約1分と算定

車両が退避完了する。(津居山地点の津波到達を起点とすると、約9分後)

(時間根拠)退避場所から最も遠い場所からの退避を想定しても距離は1km程度であるため、車両走行速度30km/h(500m/min)とすると、2分程度で退避可能であるが、余裕を持たせ約3分と算定

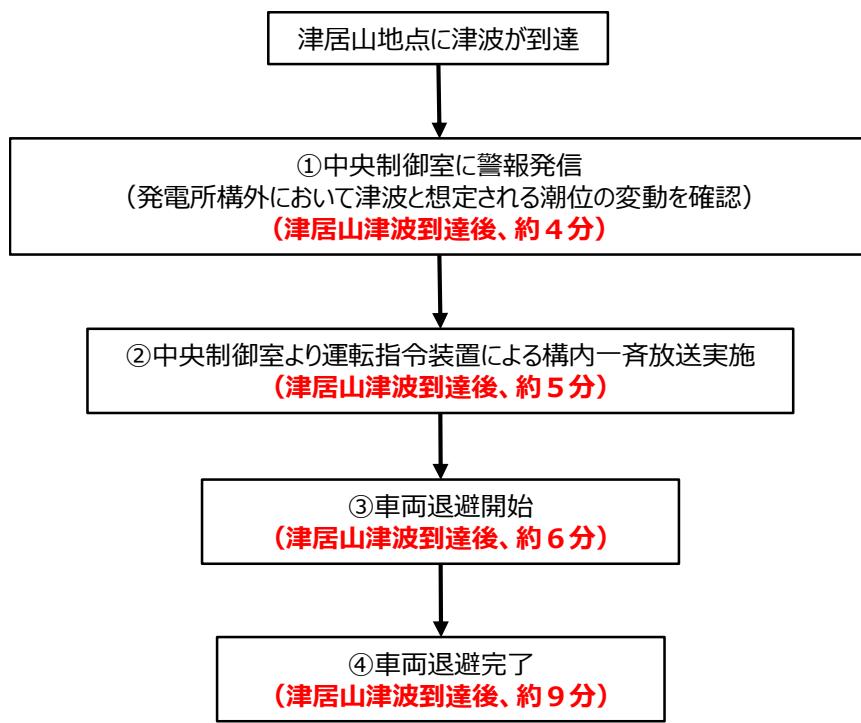


図3 車両退避フロー

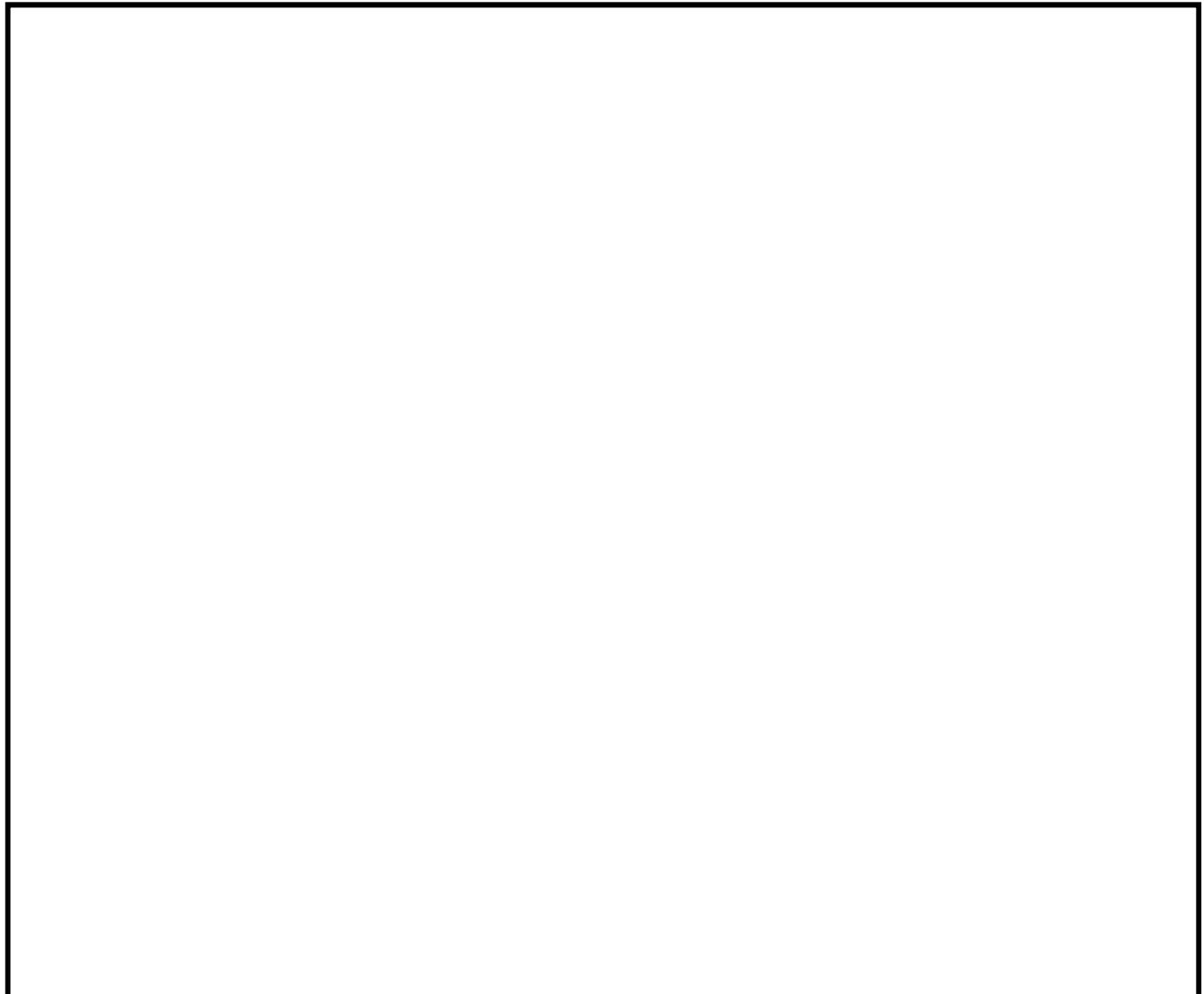


図4 津居山地点への津波到達からの基準津波3及び基準津波4到達までの時系列

(3) 退避手順及び退避場所に係る教育方法

新規入構者に対しては、入所時教育において、退避手順及び退避場所の教育を実施する。また、実際に放水口側防潮堤及び取水路防潮ゲートの外側、かつ津波の影響を受ける場所に入域する作業がある場合においては、安全作業指示書に退避に対する注意事項を明記した上で作業を実施することにより周知徹底を図る。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

設置変更許可申請書（抜粋）

設置変更許可申請書 添付八（抜粋）

を生起する時間帯（基準津波1：地震発生後約1時間後、基準津波2：地震発生後10～20分後）を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弹性設計用地震動の中から設定する。

余震荷重と津波荷重の組合せについては、入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弹性設計用地震動 Sd-5H (NS) 及び Sd-5V を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。入力津波がFO-A～FO-B～熊川断層で決まる場合は、弹性設計用地震動 Sd-1 を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。なお、入力津波の波源が複数あるため、他方の組合せも必要に応じて検討する。

放水口側防潮堤及び防潮扉は、堆積層及び盛土の上に設置されており、基準地震動が作用した場合設置位置周辺の地盤が液状化する可能性があることから、基礎杭に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。

10.6.1.1.4 主要仕様

第 10.6.1.1.1 表を変更する。第 10.6.1.1.1 表以外は変更前の「10.6.1.1.4 主要仕様」の記載に同じ。

10.6.1.1.6 手順等

- (1) 大津波警報が発表された場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表

設置変更許可申請書（抜粋）

された場合には、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の1～4号炉循環水ポンプ停止判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

(4) (3)にて整備する手順により、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に対応するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。

また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。

(5) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止さ

設置変更許可申請書（抜粋）

れていない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。

- (6) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。
- (7) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以外に、発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。
- (8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。
- (9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。
- (10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の保守管理に関する教育を定期的に実施する。

10.6.1.2 重大事故等対処施設

10.6.1.2.2 設計方針

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等の対処への機能が損なわれるおそれがない設計とする。

津波から防護する設備は、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「重

設置変更許可申請書（抜粋）

添付書類十を以下のとおり補正する。

設置変更許可申請書
添付十（抜粋）

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(1)-5-5	下 7 行～ 下 3 行	<p>大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。また、「<u>4台の潮位計</u>（防護用）のうち、<u>2台</u>の観測潮位がいずれも 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇すること、又は 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降すること」と並びに発電所構外において、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、「<u>4台の潮位計</u>（防護用）のうち、<u>2台</u>の観測潮位がいずれも 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降すること、又は 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇すること。」を 1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長の<u>衛星電話</u>（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を検知」という。）した場合、循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作</p>	<p>大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。また、「<u>潮位観測システム</u>（防護用）のうち、<u>2台の潮位計</u>の観測潮位がいずれも 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇すること、又は 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降すること、並びに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、<u>潮位観測システム</u>（防護用）のうち、<u>2台の潮位計</u>の観測潮位がいずれも 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上下降すること、又は 10 分以内に <u>0.5m</u> 以上上昇すること。」を 1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長の<u>潮位観測システム</u>（防護用）のうち<u>衛星電話</u>（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断</p>

設置変更許可申請書（抜粋）

頁	行	補正前	補正後
		<p>を行う手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合又は取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を検知した場合、所員の高台への避難及び水密扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び潮位計(監視用)による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p>	<p><u>基準等を確認」という。)</u> <u>した場合、循環水ポンプを停止(プラント停止)</u> <u>し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。</u> <u>大津波警報が発表された場合又は取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所員の高台への避難及び水密扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び潮位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。</u></p>
10(1)-5-8	下 15 行～下 12 行	<p>大津波警報が発表された場合、当直課長は原則として原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を検知した場合、当直課長は原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。</p>	<p>大津波警報が発表された場合、当直課長は原則として原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、当直課長は原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。</p>
10(1)-5-11	下 11 行～下 7 行	<p>大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を検知した場合、循環水ポンプの停止、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を</p>	<p>大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の</p>

輸送物および輸送車両の退避に関する評価（抜粋）

3. 輸送物及び輸送車両の退避に対する評価

燃料等輸送船による輸送時においては、陸側にある輸送物及び輸送車両は原則として、当社敷地内の津波が到達しない場所へ退避する。図 7 に津波警報等が発表されない津波襲来時の陸側にある輸送物の退避の考え方を、図 8 に燃料輸送車両等の退避時間を見ます。

1号及び2号炉中央制御室の当直課長又は3号及び4号炉中央制御室の当直課長が発電所構外（津居山）の観測潮位変化に係る警報を確認した場合、当該当直課長は、発電所員に対してその旨を周知（ペーディング）する。原子燃料課長（燃料輸送の場合）又は放射線管理課長（LLW 輸送の場合）は、直ちに陸側作業員へ退避連絡を行う。

なお、高浜発電所への津波の到達は、基準津波 4 よりも基準津波 3 が早く、津居山への津波到達後約 12 分である。

燃料輸送車両は、津居山に津波が到達してから退避まで 12 分以上の時間が必要となるため、作業員のみ退避する。なお、燃料の輸送容器（約 100tf：空状態）及び輸送車両（約 33tf）は重量物であり、津波を受けても漂流物とはならない（輸送容器の浮力は 32.4tf、輸送車両の浮力は 29.4tf）。

LLW 輸送車両は、輸送物の吊り上げ作業中でも津居山に津波が到達してから約 11 分以内に退避が完了することから、津波到達よりも早く退避が可能である。なお、LLW の輸送容器（約 1.2tf：空状態）は LLW 輸送車両に固縛されており、LLW 輸送容器が固縛された輸送車両（約 13.2tf）は浮力を上回るようウェイトを積載する対策により、津波を受けても漂流物とはならない。

輸送物および輸送車両の退避に関する評価（抜粋）

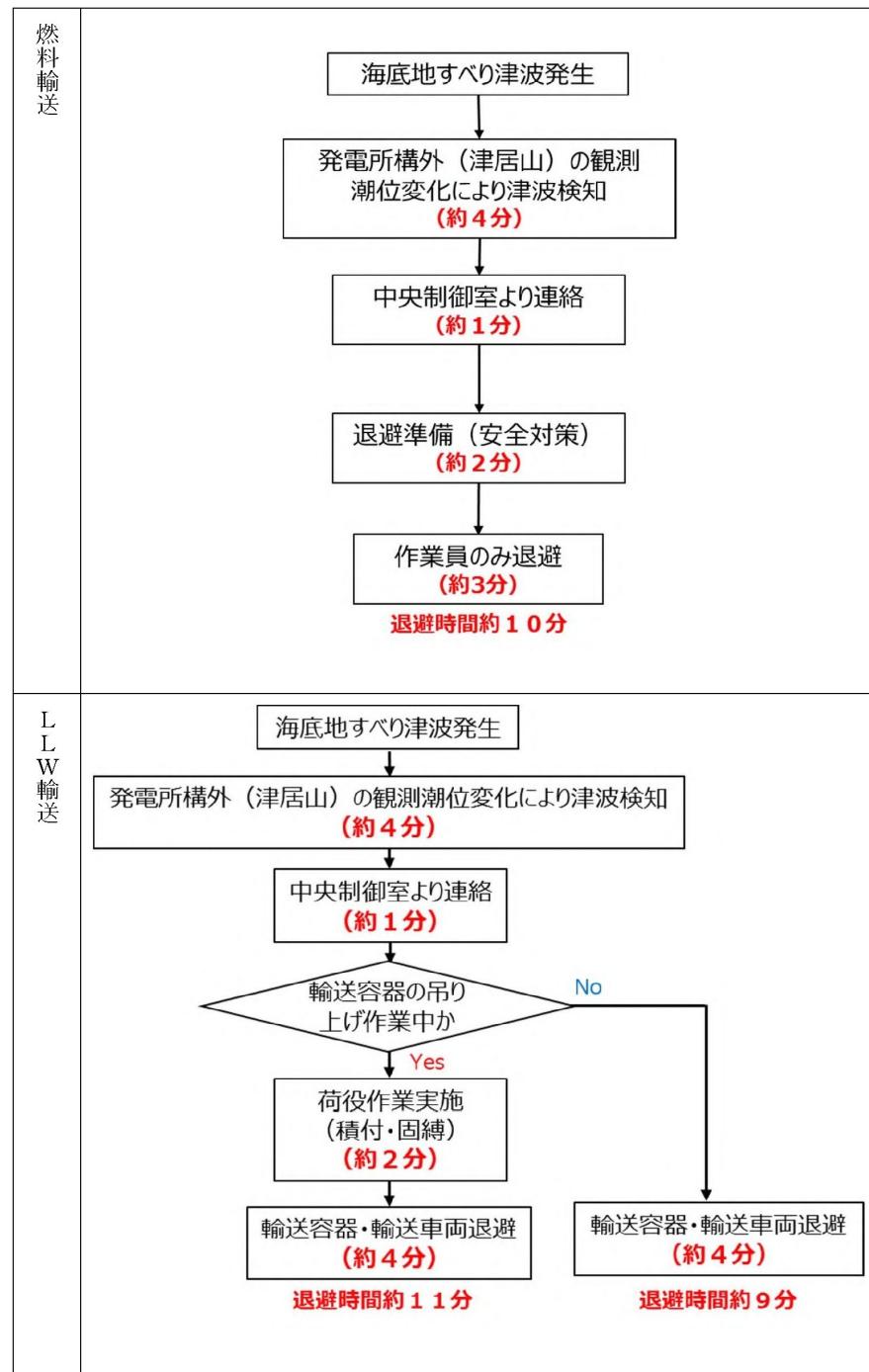
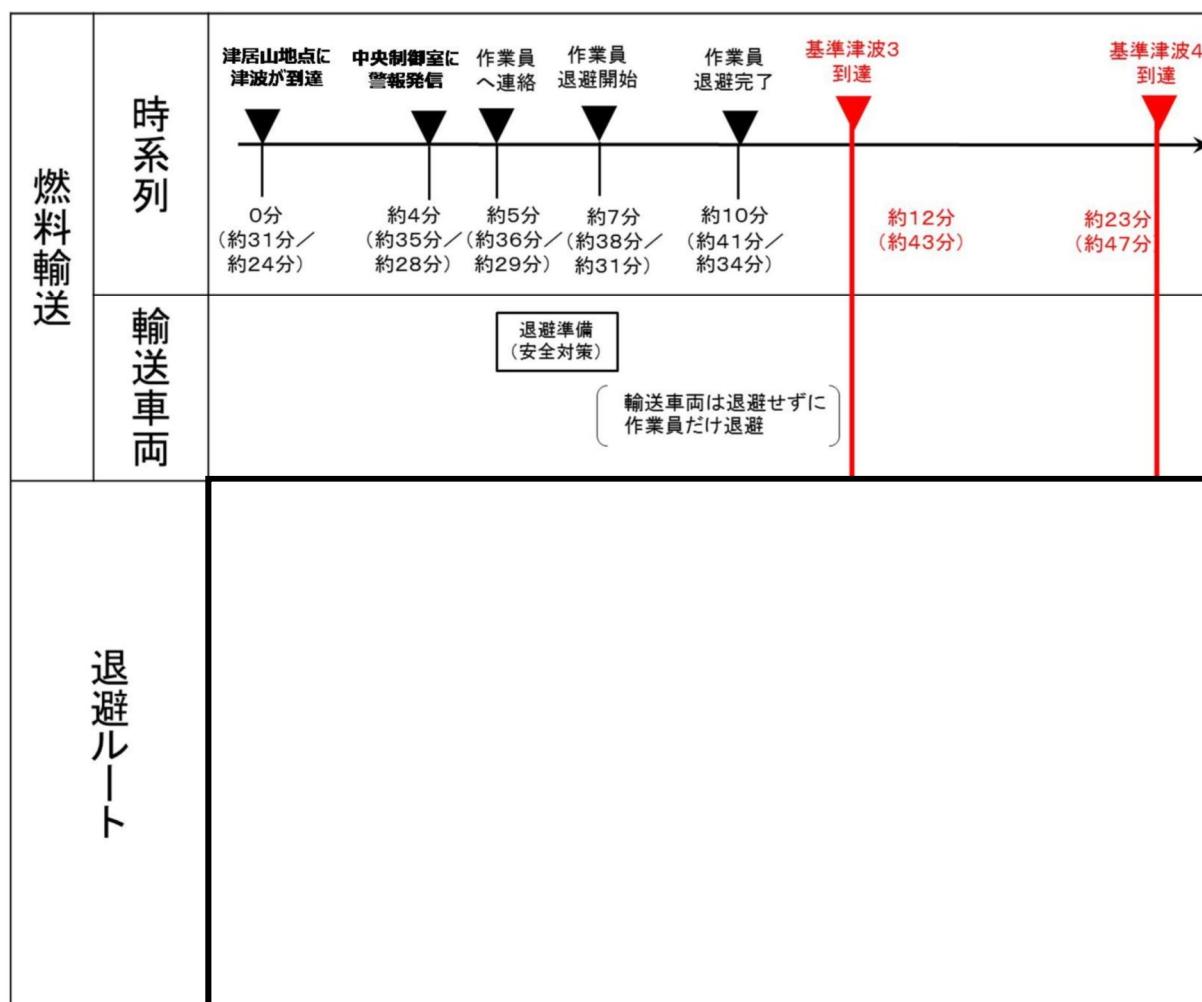


図 7 陸側にある輸送物の退避の考え方

輸送物および輸送車両の退避に関する評価（抜粋）

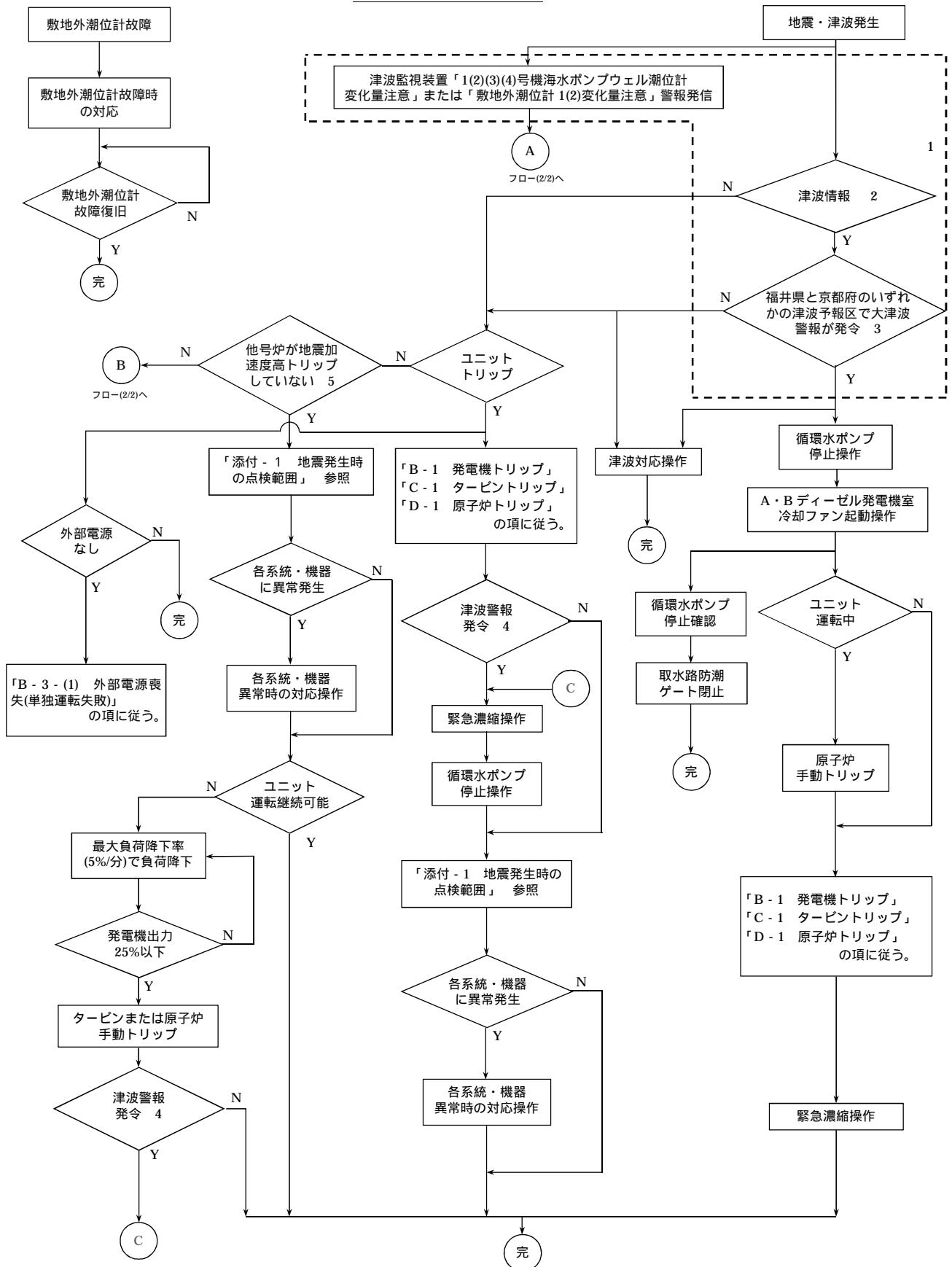


0分 : 津波津居山到達後の経過時間
 (約31分／約24分) : 海底地すべり発生後の経過時間(基準津波3)／海底地すべり発生後の経過時間(基準津波4)

図 8(1/2) 津波襲来と退避時間（輸送車両等）

津波警報等が発表されない可能性のある
津波への対応に係る社内標準（案）
【事故時操作所則】

A - 5 地震・津波(1/2)



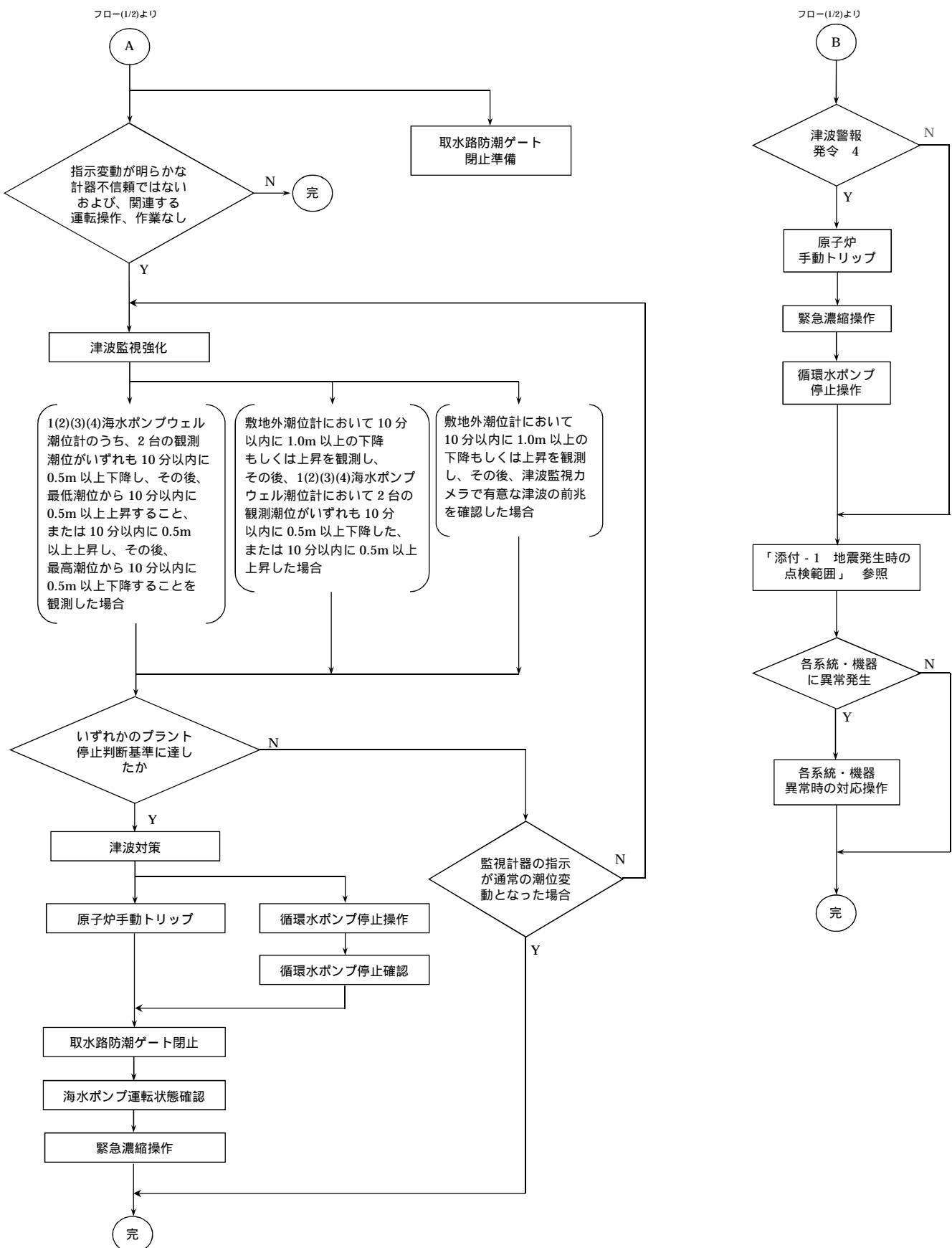
1 [] 内はフローが完了するまでの間、津波情報の有無を常時監視し、情報を応じた対応に移行することを意味している。

津波情報とは、遠方で発生した地震震等で、(一財)日本気象協会の地震情報がない場合でも、津波注意報または津波警報が発令している場合を含む。

3 日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で大津波警報が発令された場合

4 日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で津波警報が発令された場合

5 他号炉とは 2・3・4 号炉のことをいう。

A - 5 地震・津波(2/2)

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】				
1	課長	海底地すべりによる津波発生の徵候を検知すれば、海底地すべりによる津波発生時の対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	班長 制御 主機		<p>1(2)号海水ポンプウェル潮位計、津波監視装置潮位計の指示変化が誤動作でないことを次により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動および明らかな計器不信頼でない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。 	
3	課長	1号機または2号機津波監視装置で警報が発信した場合は、B中央制御室当直課長に衛星電話(津波防護用)を使用して警報が発信したことを連絡する。		
4	課長	所内一斉ページングにより避難指示を行う。 (1) 海岸付近から全員避難するよう所内一斉ページングを行う。	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併する。	
	課長	(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車し高所に避難するよう所内一斉ページングにより指示する	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ページングを実施する。	
	全員	(3) 海岸付近から全員避難する。		
5	課長	津波と想定される潮位を観測したことを、原子燃料課長、放射線管理課長および土木建築課長に連絡する。	“順序6”から“順序10”的操作と並行して行うこと。	
6	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
7	主機 補機		<p>防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。 ○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。 	
8	班長	津波情報の収集に努め、結果を当直課長に報告する。		

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
9	班長	海底地すべり津波発生に伴い、関連パラメータの監視を強化する。		
	主機	(1) 津波監視設備	次の各パラメータ等を確認する。 a. 津波監視カメラ（放水口側） b. 津波監視カメラ（取水口側） c. 1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計 [各潮位計の指示および津波監視装置で発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当直課長が連携し、衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。] d. 敷地外潮位計1・2	
	主機	(2) 取水口潮位	次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。 a. ロータリースクリーン下流側水位 b. 取水口潮位	JW-1 JW-1
	主機	(3) ロータリースクリーン下流側水位が低い場合は、循環水ポンプ出口圧力および海水ヘッダ圧力の監視を強化する。	[津波による人身災害を防止するため、中央制御室計器により監視する。]	JW-1 SW-1
	主機 補機	(4) タービン建屋等の窓、扉、シャッタの点検・閉鎖を行う。	[屋外操作は実施しない。]	
	班長		(5) 水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 [開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。]	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
10	課長	<p>津波監視装置潮位計が次のいずれかの状態となり、海底地すべり津波によるプラント停止を判断すれば、対応操作を行うよう全員に指示する。</p> <p>(1) 津波監視装置の1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計のうち、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することを観測した場合</p> <p>(2) 津波監視装置の敷地外潮位計1(2)において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計において2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降した、または10分以内に0.5m以上上昇した場合</p> <p>(3) 津波監視装置の敷地外潮位計計1(2)において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、津波監視カメラで有意な津波の前兆を観測した場合</p>	<p>B中央制御室当直課長と衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。</p> <p>(運転操作、作業に伴う潮位変動または明らかに計器不信頼と判断できる場合は除く。)</p>	
11	班長	ユニット停止することを需給運用グループに連絡する。		
12	主機	運転している循環水ポンプの操作器を「停止」とし、停止操作を開始する。	<p>運転操作所則(タービン関係) 「 - 33 循環水ポンプ」の項に従う。 “順序14”と並行操作で行う。 プラント停止判断後5分以内に停止を完了させる。</p>	JW-1

順序	担当	操作	確認および注意	関連画面
13	主機	A/Bディーゼル発電機室冷却ファン中央制御室操作盤で次の操作を行う。 (1) 切替スイッチを「通常」から「切替」にする。	a. 切替表示灯「白」点灯 b. 表示灯「緑」点灯 c. 津波が到達するまでに「切替」にし、ディーゼル発電機制御盤を切り離す。	
		(2) A・Bディーゼル発電機室冷却ファン(VS - 37A・B)を起動する。	表示灯「緑」「赤」	
14	制御 班長 制御 主機	(1) 原子炉を「手動」トリップさせる。 (2) ユニットトリップ時の処置を行う。	「B - 1 発電機トリップ」 「C - 1 タービントリップ」 「D - 1 原子炉トリップ」 の項に従う。	
15	主機		循環水ポンプの停止を確認する。	JW-1
16	課長	B中央制御室から3・4号機のユニット停止および循環水ポンプ停止完了の連絡があれば、取水路防潮ゲートを閉止するよう指示する。		
17	主機 補機	中央制御室遠隔操作盤(機械式)または中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で全ての取水路防潮ゲートを閉止する。 <(1) ~ (2)> (1) 中央制御室遠隔操作盤(機械式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。	遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止する。 保守作業等にて遠隔閉止できない場合は作業責任者へ閉止依頼する。 (a) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下モータ電源表示灯 「電源」点灯 (b) A(B)ゲート自重降下モータ操作可表示灯 「操作可」点灯	
		b. A(B)ゲート自重降下CSを「自重降下」位置にする。	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート電動復帰LS ON表示灯 「LS ON」消灯 (b) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下LS ON表示灯 「LS ON」点灯 (c) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (d) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
		(2) 中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。 b. A(B)ゲート電磁クラッチCSを「電磁クラッチ入」位置にする。	A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ電源表示灯 「電源」点灯 (a) A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ表示灯 「クラッチ入」点灯 (b) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (c) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	
18	課長	取水路防潮ゲートが閉止したことをB中央制御室に連絡する。		
19	班長		水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 〔開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。〕	
20	制御補機		潮位低下による海水ポンプの運転状態に異常がないことを確認する。 〔運転操作所則(タービン関係) 「 - 31 海水ポンプ」の項に従う。〕	SW-1
21	全員	モード3(高温停止状態)への移行操作を開始する。	運転操作所則(原子炉関係 上) 「 - 3 - (1) 原子炉停止(モード1からモード3)」の項に従う。	
22	制御	緊急濃縮を行う。	〔「D - 15 緊急濃縮」の項に従う。〕	CS-2

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
【敷地外潮位計欠測時の処置】				
1	課長	津波監視装置の敷地外潮位計1・2が欠測した場合、海底地すべりによる津波発生時と同様の対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
3	主機 補機		<p>防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。)</p> <p>(○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。)</p>	
4	班長 班長	関連パラメータの監視を強化する。 (1) 津波監視設備	<p>次の各パラメータ等を確認する。</p> <p>a. 津波監視カメラ（放水口側）</p> <p>b. 津波監視カメラ（取水口側）</p> <p>c. 1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計</p> <p>各潮位計の指示および津波監視装置で発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当直課長が連携し、情報共有を行う。</p>	
	主機	(2) 取水口潮位	<p>次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。</p> <p>a. ロータリースクリーン下流側水位</p> <p>b. 取水口潮位</p>	JW-1
5	課長	放水口付近の作業員に対し車両に乗車し高所に避難するよう所内一斉ページングにより指示する	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ページングを実施する。	

順序	担当	操　　作	確認および注意	関連 画面
6	全員	<p>津波監視装置の敷地外潮位計欠測時において、次の徵候を検知した場合、【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】に移行する。</p> <p>(1) 1(2)号機津波監視装置の「海水ポンプ ウエル潮位計変化量注意(引き波)」もしくは「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(押し波)」警報のいずれかが発信した場合</p> <p>(2) 3(4)号機津波監視装置の「海水ポンプ ウエル潮位計変化量注意(引き波)」もしくは「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(押し波)」警報のいずれかが発信した場合</p>	<p>{運転操作、作業に伴う潮位変動または明らかに計器不信頼と判断できる場合は除く。}</p> <p>{3(4)号機津波監視装置の警報発信は、B中央制御室当直課長より衛星電話(津波防護用)を使用して連絡される。}</p>	

**津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の
情報連絡について**

1. はじめに

本資料において、津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合の社内および社外の情報連絡の詳細について、津波襲来の判断基準（トリガー）に係る警報発信から循環水ポンプ停止（プラント停止）までを「2. プラント停止までの情報連絡」にて、循環水ポンプ停止（プラント停止）後を「3. プラント停止後の情報連絡」により説明する。

2. プラント停止までの情報連絡【社内情報連絡】

保安規定添付2に記載する対応の情報連絡は、以下の通り実施することとし、津波の襲来までの時間が短いことも踏まえ、社内関係箇所への連絡を確実に実施し、津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の対応操作、退避指示および作業関係課への連絡等を講じることに万全を期すこととする。

- (1) 構外又は構内の潮位計で10分以内0.5m以上下降、又は上昇を確認した時点
 - ・当直課長は中央制御室の津波監視装置他に警報発信したことを確認し、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
 - ・当直課長は、ただちに該当する社内標準に定められた操作等、必要な処置を講じるよう当直員を指揮し、発電室長（夜間・休日の場合は当番者）に報告する。
 - ・発電室長（または当番者）は、所内関係者へ遅滞なく連絡し、連絡を受信した関係者はプラント停止の可能性に備え、社外への情報発信等に向けて社内関係者の体制確立を行う。
 - ・引き続き、当直課長は所内一斉ペーディングによる退避指示や津波と想定される潮位を観測したことを作業関係課へ連絡する。
- (2)(1)の後、2台目の潮位計が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点で警報が発信した中央制御室の当直課長は、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
- (3)(1)で警報発信した潮位計が、その後最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点で警報が発信した中央制御室の当直課長は、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
- (4)(2)で警報発信した潮位計が、その後最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点で警報が発信した中央制御室の当直課長は、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
- (5)この時点で1号及び2号炉当直課長は取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達していることを確認すれば、1号及び2号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達し、1号及び2号炉の循環水ポンプ（プラント停止）したことを3号及び4号炉当直課長に連絡する。

- (6) 3号及び4号炉当直課長は循環水ポンプ停止（プラント停止）し、1号及び2号炉当直課長へ報告する。報告を受けた1号及び2号炉当直課長は取水路防潮ゲートを閉止する。
- (7) 当直課長は、原子炉トリップを所内一斉ページングするとともに発電室長に連絡する。

3. プラント停止後の情報連絡【社内および社外情報連絡】

(1) 社内情報連絡

保安規定第134条に基づき、保安規定第91条に規定する異常（手動原子炉トリップを含む）が発生した場合、所長、原子炉主任技術者および経営責任者（社長）へ報告することを規定しており、津波警報等が発表されない可能性のある津波によりプラント停止した場合も、同条に基づき報告を行う。

：保安規定に基づく対応については、参考資料1, 2参照

(2) 社外情報連絡

立地地域の安全協定に基づき報告が必要な事象であり、2項にて確立した体制（夜間・休日は通報連絡の当番体制）にて津波の襲来により発電停止したことを直ちに対外連絡（発電所 事業本部 社内各拠点。それぞれの拠点より役割分担に応じて地元や周辺自治体、関係機関等の社外へ口頭による速報および、書面による連絡を実施）すると共に、準備整い次第、即時公表を行うこととしており、トラブル発生に相当する体制・スピードで対外的な情報発信を行う。

なお、原子炉施設の故障によらない自然現象に由來した計画外の運転停止事象については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づき報告が必要な事象には該当しない。

4. その他

大津波警報の発表時においては、「大規模自然災害発生時等における原子力規制委員会への情報提供について」（平成28年7月27日）に基づき異常の有無を報告することとしている。（参考資料3参照）

以上

参考資料1：保安規定第126条、第134条の記載について

参考資料2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条について

参考資料3：その他の情報連絡について

別添：関連社内標準（抜粋）

保安規定第 126 条、第 134 条の記載について

(1) 保安規定に基づく情報連絡

プラント停止に係る通報、報告については、保安規定 第 126 条（通報）第 134 条（報告）において規定しており、津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合のプラント停止に係る情報連絡は第 134 条（報告）に基づき実施される。

a. 保安規定第 126 条（通報）

保安規定第 126 条には、警戒事象（ A L ）特定事象等（ S E 、 G E ）が発生した場合の経路および通報について規定しているが、津波警報等が発表されない可能性のある津波を確認した場合は、「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」にて規定している通報(報告)すべき事象に該当しないため、通報対象とはならない。

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	保安規定記載	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に 講るべき措置】	3 . 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することとが定められていること。	第 124 条	通報経路
		第 126 条	通 報

（通報経路）
第 124 条 安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（通 報）
第 126 条 各課（室）長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第 124 条に定める経路に従って所長に報告する。
2 . 所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第 124 条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

b. 保安規定第 134 条（報告）

保安規定第 134 条には、保安規定第 91 条に規定する異常が発生した場合、所長、原子炉主任技術者および経営責任者（社長）への報告について規定しており、津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合における原子炉停止についても、同様の対応を行う。

なお、津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合における原子炉停止は、発電用原子炉施設以外の原因によるものであり、実用炉規則 第 134 条（事故故障等の報告）第 2 号の発電用原子炉施設の故障による運転の停止又は出力変化に該当しないため、保安規定第 134 条 1 項（ 5 ）の実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象には該当しない。（参考資料 2 参照）

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		保安規定記載
実用炉規則第 92 条第 1 項 第 17 号 【記録及び報告】	3 .発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 134 条	報告	<p>(報告) <u>第 134 条 各課(室)長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第 87 条第 9 号に定める事象が生じた場合）(第 88 条関連)</p> <p>(2) <u>第 91 条に定める異常が発生した場合</u></p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第 101 条または第 102 条関連）</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第 114 条関連）</p> <p>(5) 実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 .前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。</p> <p>3 .第 1 項(1)に定める事項が発生した場合は、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>
		第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	<p>(原子炉主任技術者の職務等) <u>第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことの任務とし、次の職務を遂行する。</u></p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表 10-3 に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2 .原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</u></p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) <u>第 134 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合</u></p> <p>3 .原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 .原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>
	4 .特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告	<p>(報告) <u>第 134 条 各課(室)長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第 87 条第 9 号に定める事象が生じた場合）(第 88 条関連)</p> <p>(2) <u>第 91 条に定める異常が発生した場合</u></p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第 101 条または第 102 条関連）</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第 114 条関連）</p> <p>(5) 実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 .前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。</p> <p>3 .第 1 項(1)に定める事項が発生した場合は、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>
	5 .当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	同上

○保安規定（抜粋）

（異常時の基本的な対応）

第 91 条 当直課長は、原子炉施設が次の各号に該当する場合、発電室長に報告する。なお、本節における異常とは、次の各号に該当する場合および第 2 項に該当する場合のことをいう。

(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合¹

(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合

(3) 原子炉を手動トリップした場合¹

2 . 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合、発電室長に報告する。

3 . 発電室長は、第 1 項または第 2 項の報告を受けた場合、関係する各課（室）長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。

4 . 関係する各課（室）長は、第 3 項の依頼を受けた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に連絡する。

5 . 発電室長は、第 4 項の連絡を受けた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直課長に連絡²する。

6 . 第 1 項に定める異常の原因が、第 93 条第 3 項に該当する場合は、第 3 項から第 5 項を省略することができる。

1 : 予定された検査または確認による場合を除く。

2 : この場合の当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直課長への連絡をいう。

○高浜発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋）

参考1 原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL区分	警戒事象(AL)		原災法第10条第1項に基づく特定事象(SE)		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象(GE)	
	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	—	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	—	SE04 大火発生等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災発生等による管理区域外での放射線の放出	
	05	—	—	SE05 大気爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災発生等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	—	SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	
止めらる	11	AL11	原子炉停止機能の異常または異常のおそれ	—	—	GE11 すべての原子炉停止操作の失敗
	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	
冷やすする	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24 蒸気発生器給水機能の喪失	GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	
	25	AL25	非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ	SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失	GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	
	27	—	—	SE27 直流電源の部分喪失	GE27 全直流電源の5分間以上喪失	
	28	—	—	—	GE28 炉心損傷の検出	
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新基準炉)	GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新基準炉)	
	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)	GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)	
閉じこまる	41	—	—	SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	GE41 格納容器圧力の異常上昇	
	42	AL42	單一壁面の喪失または喪失のおそれ	SE42 2つの隔壁の喪失または喪失のおそれ	GE42 2つの隔壁の喪失および1つの隔壁の喪失または喪失のおそれ	
	43	—	—	SE43 原子炉格納容器圧力遮断装置の使用	—	—
その他の脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能のすべての喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	—	SE55 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	
その他	—	—	(所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合)【事業者からの連絡不要】	—	—	—
	—	—	(福井県津波千穂区において大津波警報が発表された場合)【事業者からの連絡不要】	—	—	—
	—	—	(新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が発生した場合)	—	—	—
	—	—	(原子力規制により警戒本部設置の連絡を受けた場合)	—	—	—
事業所外	—	—	XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		
	—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		

■:網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第7条の第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象(緊急時被ばく250mSvが適用される事象)を示す

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条においては、発電用原子炉施設の故障を原因とする発電用原子炉の運転の停止又は出力変化については、当該故障が安全に影響を及ぼすものである可能性があることから、報告を求めるものであり、発電用原子炉施設以外の原因による運転の停止若しくは出力変化は、報告の対象外としている。

以下、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の制定について」（平成25年7月8日）の抜粋を示す。

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

1. 目的

発電用原子炉施設の故障を原因とする発電用原子炉の運転の停止又は出力変化については、当該故障が安全に影響を及ぼすものである可能性があることから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「発電用原子炉の運転」：発電用原子炉が臨界の状態にあることをいい、通常の運転のほか試運転及び調整運転が含まれる。

「発電用原子炉施設」：実用炉規則第3条第1項第2号ハから又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。

（参考）「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設

・原子炉格納施設

・その他原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備等）

原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。

「発電用原子炉施設の故障」：発電用原子炉施設が当該施設を構成する機器又はその部品の損傷若しくは破壊、又は当該施設を構成する機器の誤動作若しくは誤操作による異常状態にある状況をいう。

（参考）適切にサーベランスが行われなかつたことなどにより、発電用原子炉施設の状況を適切に把握できなかつた場合も含む。なお、機器の誤操作等があつても、本号本文に規定する発電用原子炉の出力の変動等が発生しなかつた場合には本号の適用は受けない。

「5パーセント」：定格熱出力に対する値とする。

3. 運用上の留意点

公表は運転の停止若しくは出力変化を行う時期までに行われるものをいう。ただし、自動停止した場合、又は安全確保のために速やかに手動停止若しくは出力変化を行う必要がある場合は、事後速やかに公表されるものを含む。

ただし書イ～ハについては、以下のとおり。

ただし書イ：定期事業者検査中の調整運転における、発電用原子炉の起動前に試運転ができない設備の故障による運転の停止若しくは出力変化した場合をいう。

ただし書ロ：運転上の制限（以下「LCO」という。）の逸脱がなく、監視の結果、故障の進展の状況が一定若しくは極めて緩やかである場合（下記の例参照）における、当該故障設備の点検による運転の停止若しくは出力変化した場合をいう。

（例）原子炉再循環ポンプのメカニカルシールにおけるリーク等が長時間（数日から数週間以上）かけて徐々に進展するような場合。なお、機器の漏えい等の事象に対し隔離等を行うことにより一時的に故障の状況に変化がなくなったような場合は該当しない。

ただし書ハ：保安規定に出力変化がLCOとして定められている場合における、当該出力変化した場合をいう。

発電用原子炉施設の故障による運転の停止又は出力変化に該当しないのは、以下のものとする。

・停電、地震、台風、海洋生物等の発電用原子炉施設以外の原因による運転の停止若しくは出力変化。

ただし、これらの原因により発電用原子炉施設の故障が発生し、それにより運転の停止又は出力変化した場合は、本号の適用を受ける。

・他の発電用原子炉施設で発生した故障に関連した、予防保全措置としての点検のための運転の停止若しくは出力変化。

・予備機を持つ機器が故障した際及び復旧した際に、故障した機器とその予備機との切替え、又は発電用原子炉の運転に係る作業の安全確保に伴う運転の停止若しくは出力変化。

その他の情報連絡について

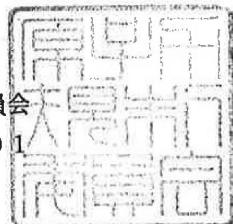
「大規模自然災害発生時等における原子力規制委員会への情報提供について」(平成28年7月27日)に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条に規定する内容以外についても情報提供を実施することとしている。

原規故発第16072610号

平成28年7月27日

大規模自然災害発生時等における原子力規制委員会への情報提供について (依頼)

原子力規制委員会
NRA-Da-16-001



原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成28年熊本地震を契機として、平成28年5月25日の原子力規制委員会決定及び同年7月13日の原子力規制委員会における原子力規制庁からの報告に基づき、大規模自然災害発生時等に原子力施設の状況等の迅速な確認的と確かつ丁寧な対外的説明等を行うため、初動対応体制を強化するとともに、情報発信を強化することとしました。つきましては、これに伴い必要となる情報の提供について、下記のとおり協力をお願ひいたします。

記

1. 次の①から③の事象が発生した場合は、速やかに原子力施設（実用発電用原子炉、高速増殖炉及び再処理施設を対象とする。以下同じ。）の異常の有無等について、当委員会まで情報提供すること。ただし、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置される場合を除く。

- ①国内において、震度6弱以上の地震
- ②東京23区内で震度5強以上の地震
- ③気象庁による大津波警報の発表

2. 次の④に該当する事象においては、当委員会から原子力事業者に対し事象が発生した旨の連絡があった場合は、速やかに原子力施設の異常の有無等について当委員会まで情報提供すること。

- ④内閣危機管理監による参集事象

3. 1. 及び2. の情報提供については、平成28年8月10日から運用を開始すること。

プラント停止までの情報連絡【社内情報連絡のみ】
事故時操作所則（抜粋）

改正

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】				
1	課長	海底地すべりによる津波発生の徵候を検知すれば、海底地すべりによる津波発生時の対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	班長 制御 主機		1(2)号海水ポンプウェル潮位計、津波監視装置潮位計の指示変化が誤動作でないことを次により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動および明らかな計器不信頼でない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。 	
3	課長	1号機または2号機津波監視装置で警報が発信した場合は、B中央制御室当直課長に衛星電話（津波防護用）を使用して警報が発信したことを連絡する。		
4	課長	所内一斉ペーディングにより避難指示を行う。 (1) 海岸付近から全員避難するよう所内一斉ペーディングを行う。	ペーディングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併する。	
	課長	(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車し高所に避難するよう所内一斉ペーディングにより指示する	ペーディングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ペーディングを実施する。	
	全員	(3) 海岸付近から全員避難する。		
5	課長	津波と想定される潮位を観測したことを、原子燃料課長、放射線管理課長および土木建築課長に連絡する。	“順序6”から“順序10”的操作と並行して行うこと。	
6	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
7	主機 補機		防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。 ○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。 	
8	班長	津波情報の収集に努め、結果を当直課長に報告する。		

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
9	班長	海底地すべり津波発生に伴い、関連パラメータの監視を強化する。		
	主機	(1) 津波監視設備	<p>次の各パラメータ等を確認する。</p> <p>a. 津波監視カメラ（放水口側）</p> <p>b. 津波監視カメラ（取水口側）</p> <p>c. 1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計 〔各潮位計の指示および津波監視装置で発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当直課長が連携し、衛星電話（津波防護用）を使用して情報共有を行う。〕</p> <p>d. 敷地外潮位計1・2</p>	
	主機	(2) 取水口潮位	<p>次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。</p> <p>a. ロータリースクリーン下流側水位</p> <p>b. 取水口潮位</p>	JW-1 JW-1
	主機	(3) ロータリースクリーン下流側水位が低い場合は、循環水ポンプ出口圧力および海水ヘッダ圧力の監視を強化する。	〔津波による人身災害を防止するため、中央制御室計器により監視する。〕	JW-1 SW-1
	主機 補機	(4) タービン建屋等の窓、扉、シャッタの点検・閉鎖を行う。	〔屋外操作は実施しない。〕	
	班長		<p>(5) 水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。</p> <p>〔開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。〕</p>	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
10	課長	<p>津波監視装置潮位計が次のいずれかの状態となり、海底地すべり津波によるプラント停止を判断すれば、対応操作を行うよう全員に指示する。</p> <p>(1) 津波監視装置の1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計のうち、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することを観測した場合</p> <p>(2) 津波監視装置の敷地外潮位計1(2)において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計において2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降した、または10分以内に0.5m以上上昇した場合</p> <p>(3) 津波監視装置の敷地外潮位計計1(2)において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、津波監視カメラで有意な津波の前兆を観測した場合</p>	<p>B中央制御室当直課長と衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。</p> <p>(運転操作、作業に伴う潮位変動または明らかに計器不信頼と判断できる場合は除く。)</p>	
11	班長	ユニット停止することを需給運用グループに連絡する。		
12	主機	運転している循環水ポンプの操作器を「停止」とし、停止操作を開始する。	<p>運転操作所則(タービン関係) 「 - 33 循環水ポンプ」の項に従う。 “順序14”と並行操作で行う。 プラント停止判断後5分以内に停止を完了させる。</p>	JW-1

順序	担当	操作	確認および注意	関連画面
13	主機	A/Bディーゼル発電機室冷却ファン中央制御室操作盤で次の操作を行う。 (1) 切替スイッチを「通常」から「切替」にする。	a. 切替表示灯「白」点灯 b. 表示灯「緑」点灯 c. 津波が到達するまでに「切替」にし、ディーゼル発電機制御盤を切り離す。	
		(2) A・Bディーゼル発電機室冷却ファン(VS - 37A・B)を起動する。	表示灯「緑」「赤」	
14	制御 班長 制御 主機	(1) 原子炉を「手動」トリップさせる。 (2) ユニットトリップ時の処置を行う。	「B - 1 発電機トリップ」 「C - 1 タービントリップ」 「D - 1 原子炉トリップ」 の項に従う。	
15	主機		循環水ポンプの停止を確認する。	JW-1
16	課長	B中央制御室から3・4号機のユニット停止および循環水ポンプ停止完了の連絡があれば、取水路防潮ゲートを閉止するよう指示する。		
17	主機 補機	中央制御室遠隔操作盤(機械式)または中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で全ての取水路防潮ゲートを閉止する。 <(1) ~ (2)> (1) 中央制御室遠隔操作盤(機械式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。	遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止する。 保守作業等にて遠隔閉止できない場合は作業責任者へ閉止依頼する。 (a) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下モータ電源表示灯 「電源」点灯 (b) A(B)ゲート自重降下モータ操作可表示灯 「操作可」点灯	
		b. A(B)ゲート自重降下CSを「自重降下」位置にする。	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート電動復帰LS ON表示灯 「LS ON」消灯 (b) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下LS ON表示灯 「LS ON」点灯 (c) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (d) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
		(2) 中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。 b. A(B)ゲート電磁クラッチCSを「電磁クラッチ入」位置にする。	A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ電源表示灯 「電源」点灯 (a) A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ表示灯..... 「クラッチ入」点灯 (b) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (c) A(B)ゲート全閉表示灯..... 「全閉」点灯	
18	課長	取水路防潮ゲートが閉止したことをB中央制御室に連絡する。		
19	班長		水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 〔開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。〕	
20	制御補機		潮位低下による海水ポンプの運転状態に異常がないことを確認する。 〔運転操作所則(タービン関係) 「 - 31 海水ポンプ」の項に従う。〕	SW-1
21	全員	モード3(高温停止状態)への移行操作を開始する。	〔運転操作所則(原子炉関係 上) 「 - 3 - (1) 原子炉停止(モード1からモード3)」の項に従う。〕	
22	制御	緊急濃縮を行う。	〔「D - 15 緊急濃縮」の項に従う。〕	CS-2

プラント停止までの情報連絡【社内情報連絡のみ】 業務所則（抜粋）

改正 H31.2.25

第 13 章 警報時対応業務

1. 総 則

1.1 目 的

本章は、原子炉施設に係る警報発信時等の対応内容を定めることにより、迅速な対応を行い、安全の確保を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

原子炉施設に係る警報発信時等の処置に適用する。

2. 業務内容

本業務内容は、「警報時対応業務」業務フロー図(別図 - 1)に示す。

次の処置を実施することにより、原子炉施設の運用を円滑にするとともに、事故および事故の拡大防止に努める。

- (1) 当直課長は、警報発信または徵候発生の報告を受けた場合、ただちに本所則および「警報時操作所則」に定められた操作等必要な処置を講じるよう当直員を指揮し、必要に応じて発電室長に報告する。
- (2) 当直主任は、警報発信時には、保安管理の立場から、当直課長を補佐する。
- (3) 発電室長は、当直課長から報告を受けた場合、その原因を調査するための必要な関係者へ連絡する。
- (4) 当直課長は、警報装置の故障により警報が発信しないと判断すれば、以下の処置を実施する。
 - a. 故障範囲が特定できない場合、故障範囲を特定するために、次の対応を実施する。
 - (a) 中央制御室の場合は、中央制御室内のすべての制御盤の警報テストを実施する。
 - (b) 現場の場合は、当該制御盤の警報テストを実施する。
 - b. 故障範囲に応じて、必要により作業を中断する。
 - c. 代替監視手段を設定し、運転パラメータ等の監視強化を行う。
 - (a) プロセス計算機による確認
 - (b) 中央制御室または現場の指示計・記録計等による確認
 - (c) 中央制御室または現場の関連警報・表示ランプ等による確認
 - (d) その他方法(格納容器内監視TVや目視等)による確認
 - d. 設備所管課に故障した警報装置の点検依頼を行うとともに、発電室長に報告する。
 - e. 警報装置故障によるプラント運転への影響、代替監視の継続性(要員配置・期間)、復旧見込みを総合的に勘案し、関係各所と警報装置復旧までの対応を協議し決定する。(必要によりプラント停止判断についても協議を行う。)

添付資料

別図 - 1 : 「警報時対応業務」業務フロー図

プラント停止までの情報連絡【社内情報連絡のみ】 事故時操作所則（抜粋）

改正 H27.10.13

D - 1 原子炉トリップ

(注) 本章では次の略称を使用する。

中性子源領域中性子束	:	SR
中間領域中性子束	:	IR
出力領域中性子束	:	PR
1次冷却材平均温度	:	Tavg
1次冷却材ポンプ	:	RCP
蒸気発生器	:	S/G
制御棒位置指示装置	:	DRPI
炉外核計装装置	:	NIS
蒸気発生器プローダウン水モニタ	:	R - 55
1次冷却材系統	:	RCS
運転時の異常な過渡変化時に原子炉		
トリップできない事象	:	ATWS
共通要因故障	:	CCF

1. 原因

番号	内 容
1	各原因については、 警報時操作所則「R - 38 原子炉盤ファーストアウト(F2)」の項参照
2	共通要因故障対策設備(安全保護アナログ盤)による原子炉トリップ 警報時操作所則「R - 5 - D5 安全保護アナログ盤作動」の項参照

【参考】 原子炉トリップ信号 【 】は保安規定値

番号	内 容
1	原子炉手動トリップ
2	次の原因による自動トリップ (1) SR 中性子束高 $1 \times 10^5 \text{cps}$ 【 $2 \times 10^5 \text{cps}$ 以下】 (2) IR 中性子束高 定格出力の 25%相当電流値 【定格出力の 30%以下】 (3) PR 低設定中性子束高 定格出力の 25% 【定格出力の 27%以下】 (4) PR 高設定中性子束高 定格出力の 109% 【定格出力の 111%以下】 (5) PR 中性子束変化率高 増加 + 10%出力(時定数 1 秒) 【11%定格出力ステップ以下】 減少 - 7%出力(時定数 1 秒) 【8%定格出力ステップ以下】

番号	内 容		
(6)	過大温度 T TSP = $K_1 - K_2 \left(\frac{1 + \frac{1}{S}}{1 + \frac{2}{2S}} \right) (T_{avg} - 302.3) + K_3(P - 157.2) - f(q)$	119.9%補償値	
(7)	過大出力 T TSP = $K_4 - K_5 \left(\frac{3S}{1 + \frac{3}{3S}} \right) T_{avg} - K_6(T_{avg} - 302.3) - f(q)$	108.1%補償値	
(8)	加圧器圧力高	16.45MPa	【16.61MPa 以下】
(9)	加圧器圧力低	12.87MPa(P - 7 と一致)	【12.73MPa 以上】
(10)	加圧器水位高	92%水位(P - 7 と一致)	【計器スパンの 94%以下】
(11)	1 次冷却材流量低	90%(P - 7 または P - 8 と一致)	【定格流量の 87%以上】
(12)	RCP しゃ断器「開」	(P - 7 または P - 8 と一致)	
(13)	RCP 母線電圧低	70%(P - 7 と一致)	【定格電圧の 65%以上】
(14)	RCP 母線周波数低	57.5Hz(P - 7 と一致)	【57.0Hz 以上】
(15)	S/G 水位異常低狭域	13%水位	【計器スパンの 11%以上】
(16)	S/G 水位低と蒸気/給水流量不一致の一致 狭域 25%水位、定格流量の 40%(695t/h) 【計器スパンの 23%以上、定格流量の 50%以下】		
(17)	地震加速度トリップ	水 平 上部階 : 245Gal 下部階 : 145Gal 鉛 直 下部階 : 72Gal	【270Gal 以下】 【160Gal 以下】 【80Gal 以下】
(18)	タービントリップ主蒸気止め弁「全閉」 非常しゃ断油圧 6.9MPa(P - 7 と一致) 【非常しゃ断油圧 6.4MPa 以上、主蒸気止め弁「全閉」】		
(19)	安全注入信号		
(20)	原子炉安全保護盤異常		

2. 処 置

順序	担当	操 作	確認および注意
1	制御員		(1) 原子炉盤ファーストアウト警報を確認する。 〔「原子炉トリップ」の事故一斉放送が自動動作動する。〕
		(2) 原子炉盤ファーストアウト警報の発信を当直課長に報告する。	
2	当直課長	全員に「ユニットトリップ」時の処置を行うよう指示する。	
[原子炉トリップ確認]			
3	制御員		(1) 次の事項で、原子炉トリップを確認する。 a. 原子炉トリップしゃ断器表示灯「緑」点灯 b. パーミッシュ表示灯 「Aトレイン原子炉トリップ(P - 4)」「Bトレイン原子炉トリップ(P - 4)」点灯 c. DRPI炉底表示灯全数「赤」点灯 d. NIS指示の低下 (a) 出力領域中性子束指示計 NI - 41B・42B・43B・44B (b) 中間領域中性子束指示計 NI - 35B・36B (c) 中間領域起動率計 NI - 35D・36D (d) 中性子束記録計 NR - 45
		(2) 原子炉トリップする条件になつても自動トリップしない場合は、当直課長の指示でただちに「手動」でトリップさせる。	「自動」による原子炉トリップに成功しない場合は、事故時操作所則(第2部)「A - 1 未臨界の維持(1)」の項に移行する。 〔「安全保護アナログ盤作動」の警報が発信している場合は、CCF対策設備(ATWS緩和設備含む)が作動するので、事故時操作所則(第2部)「A - 1 未臨界の維持(1)」の項にて対応する。〕
		(3) 完全挿入されていない制御棒が2本以上ある場合は、「緊急濃縮」を開始する。	〔「D - 15 緊急濃縮」の項に従う。〕
4	主機員 補機員		(1) タービンがトリップしたことを確認する。
		(2) 「タービントリップ」時の処置を行う。	〔「C - 1 タービントリップ」の項に従う。〕

順序	担当	操 作	確認および注意
5	当直班長 補機員		(1) タービントリップ30秒後に、発電機がトリップすることを確認する。
		(2) 「発電機トリップ」時の処置を行う。 (3) ユニットトリップしたことを、A中央制御室を介して基幹系統給電所および需給運用グループに連絡する。	[「B - 1 発電機トリップ」の項に従う。]
6	制御員 主機員		必要があればCRT表示を行う。 EM - 1(プラントトリップステータス) EM - 10(タービン発電機停止モニタ) MO - 3(NISトレンド)
7	当直課長	ユニットトリップしたことを第二発電室長に報告する。	
[S/Gによる除熱の確認]			
8	制御員 主機員		(1) タービンバイパス弁が正常に作動していることを確認する。 <(1) ~ (4)> a. モニタライト表示灯 b. 1次冷却材平均温度計、記録計 TI - 412A・422A・432A TR - 408 c. 蒸気発生器圧力計、記録計 A : PI - 464・465A・466P・467P B : PI - 474・475・476P・477P C : PI - 484・485・486P・487P PR - 466
			(2) 復水器真空度を確認する。 復水器真空度計、記録計 PI - 5060、ZR - 5546
		(3) タービンバイパス弁が使用不可能な場合は、次の操作を行う。	a. 主蒸気逃がし弁(PCV - 3610・3620・3630)が正常に作動していることを確認する。表示灯「緑」「赤」点灯
		b. 制御状態が安定すれば、主蒸気逃がし弁制御器(PK - 3610C・3620C・3630C)の圧力セットを「7.14MPa」から「6.93MPa」に変更する。	
		c. タービンバイパス制御モード選択スイッチを「TAVG」から「蒸気圧力」に切替える。	
		d. 主蒸気ヘッダ圧力制御器(PK - 504C)を「自動」から「手動」に切替え、制御信号を「0%」にする。	

プラント停止後情報連絡【社内外情報連絡】 原子力発電業務要綱（抜粋）

原子力発電業務要綱

第7章 事故その他異常事象の取扱い

1. 目的

事故その他異常事象の発生を関係各所に対して迅速に通報連絡を行うなど、適切に情報の公開を行うことにより、社外からの信頼を維持・構築することを目的とする。

2. 適用範囲

2.1 適用範囲は「運転管理通達」の定めによる。

また、本章は、営業運転開始以降のユニットにおける事故等の取扱いに適用することとし、試験使用期間中ユニットについても本章を準用する。(業務フローを別図7.1に示す。)

2.2 法令等に基づく事故等や、現時点においては事故等に至らないが、事象の進展またはその状況の変化によっては事故（例：放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に広がった可能性があり、放射能測定が必要とされる事象等）等に該当する恐れのある事象の他、国等のマニュアルや指示文書等で連絡を求められている事象、発電所施設に影響はないものの、社会的影響が大きく、特に緊急性が求められる重要な事象が生じた場合、本章を準用する。（連絡対象例を別表7.1に示す）

2.3 燃料体(新燃料、使用済み燃料を含む。)の輸送中に生じた事故等のうち、発電所構内では生じたものについては、本章によるが、発電所構外で生じたもの(原子炉等規制法でいう事業所外運搬における危険時の措置および報告の徴収に係るもの)については、別に定める「原子燃料輸送中事故その他異常事象取扱要綱」による。この場合、発電所構内とは、発電所の敷地および港湾水域内を総称している。

2.4 原子力防災規程に定める原子力防災体制または非常災害対策規程に定める防災体制が発令された場合は、別に定める「原子力防災業務要綱」または「原子力関係部門非常災害対策通達」による。

3. 関係する外部文書（法令、民間規格等）

主な関係法令・民間規格は、以下のとおり。

- ・ 電気関係報告規則 第3条
- ・ 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則 第3条
- ・ 実用炉規則 第87条第9号、第134条、第135条第1号
- ・ 原子炉等規制法 第62条の3、第63条、第64条第1項
- ・ 核燃料物質の使用等に関する規則 第6条の10
- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律 第31条の2、第32条、第33条第1項、及び同施行規則第28条の3
- ・ 電離放射線障害防止規則 第42条第1項、第43条
- ・ 原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書 第7条
- ・ 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程
- ・ 自家用電気工作物保安規程
- ・ 美浜発電所原子炉施設保安規定
- ・ 高浜発電所原子炉施設保安規定
- ・ 大飯発電所原子炉施設保安規定
- ・ 美浜発電所計量管理規定
- ・ 高浜発電所計量管理規定
- ・ 大飯発電所計量管理規定
- ・ 原子力発電所放射線障害予防規程
- ・ 原子力安全規程
- ・ 給電規程

別表 7 . 1

社内外関係者へ連絡が必要な主なリスト

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

構外の観測潮位を活用した運用に係る補足説明資料

目 次

1. 構外の観測潮位を活用した運用

2. 構内の潮位計の確認・点検

参考 社内標準（案）抜粋

1. 構外の観測潮位を活用した運用

1.1 背景

構外の観測潮位の活用については、可能な限り早期に津波に対応するための運用として、保安規定以下に記載し、高浜発電所1, 2号機の再稼働までに津居山地点の既往観測潮位を活用する方針である。

また、安全性向上に係る取り組みとして、津居山地点への当社潮位計の設置や、他地点への潮位計の設置等を検討することとしている。

本章においては、津居山地点の既往観測潮位の活用に係る運用を保安規定以下に記載するに当たり、その具体的な設備構成と、安全性向上に係る取り組みのうち、至近に実施可能な津居山地点への当社潮位計の設置について説明する。

1.2 構外の観測潮位の活用に係る設備構成

津居山地点の既往観測潮位および至近に実施可能な津居山地点への当社潮位計の設置に係る設備構成のイメージを図1に示す。

具体的な設備構成は以下のとおり。

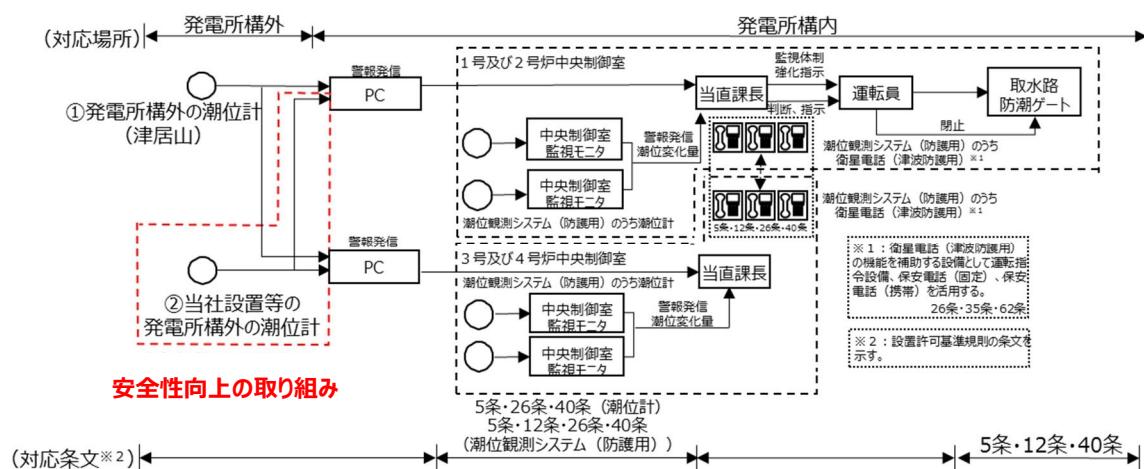


図1 安全性向上の取り組みに係る設備構成のイメージ

1.2.1 津居山地点の既往観測潮位の活用に係る設備構成

(1) 設備構成

津居山地点の既往観測潮位については、津居山地点の既往潮位計、発電所内外のデータ伝送ラインおよび中央制御室の監視モニタで構成している。既往観測潮位の全体構成図を図2に示す。

高浜発電所

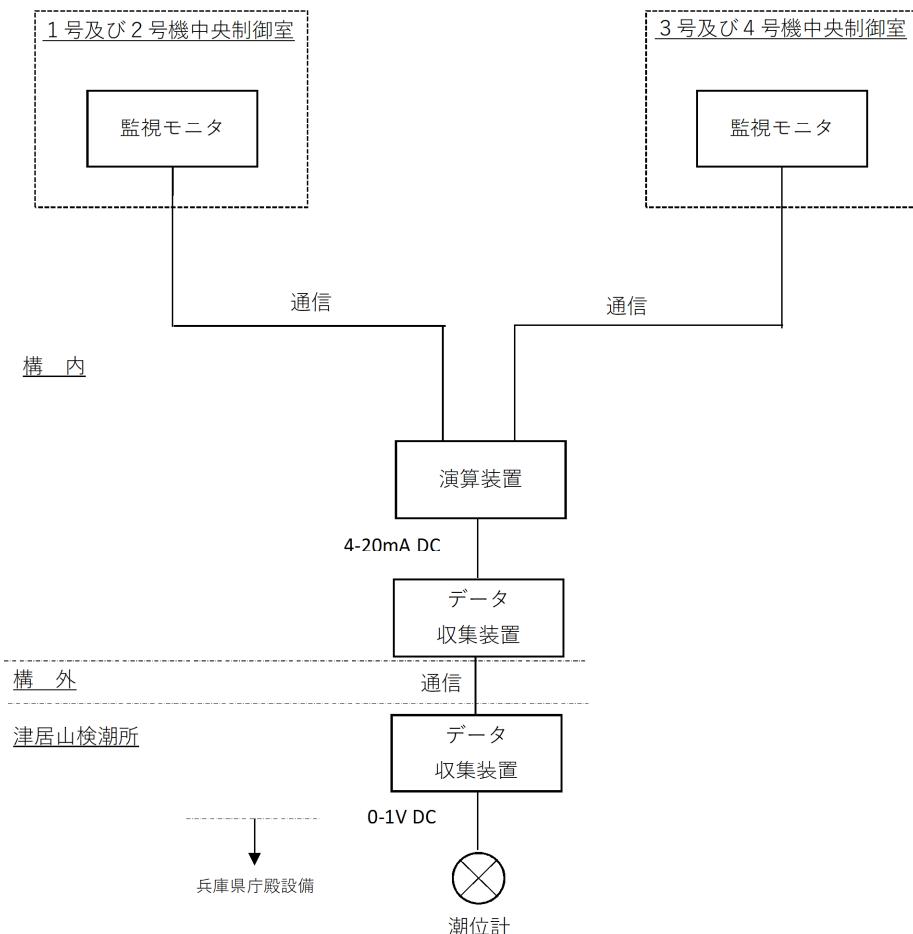


図2 既往観測潮位の全体構成図

(2) 潮位計の仕様

津居山地点の既往観測潮位では、フロート式水位計を採用しており、フロートの浮き沈みによりワイヤが上下し、歯車で水位の変動を検知する。潮位計の概要図（イメージ）を図3に示す。

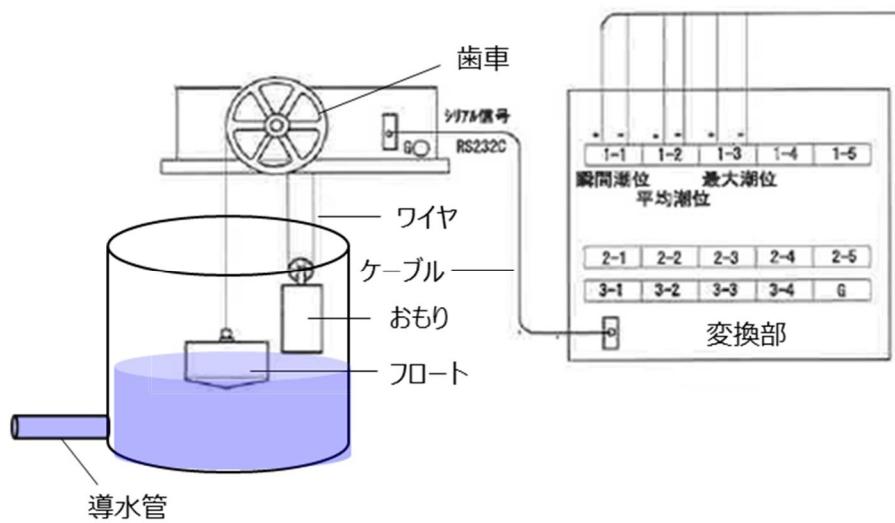


図3 潮位計の概要図(イメージ)

(3) データ伝送ラインの仕様

津居山地点の既往観測潮位データは、通信事業者の光専用回線を2回線使用して高浜発電所に伝送する。

(4) 監視モニタの仕様

監視モニタは、潮位変化量およびトレンドグラフを表示するとともに、警報発信可能な設計とする。

具体的には、「発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測(10分以内に0.5mの水位が下降(上昇))」した場合、監視モニタに「変化量注意」の警報が発信する。また、「発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測(10分以内に1.0mの水位が下降(上昇))」した場合、監視モニタに「変化量警報」の警報が発信し、これらの警報を監視モニタに識別して表示する。

(5) 計装誤差を踏まえた情報発信基準

津居山地点での観測潮位が「10分以内に0.5mの水位が下降(上昇)した場合」を、津居山地点の潮位を計測する計装設備の情報発信基準とし、1号および2号機中央制御室並びに3号および4号機中央制御室に情報発信を行う。

なお、情報発信基準のセット値は、構内の潮位観測システム(防護用)による取水路防潮ゲートの閉止判断基準(トリガー)のセット値の考え方を踏まえ、計装誤差を考慮し「10分以内に0.45m」とする。津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準を図4に示す。なお、「10分以内に1.0mの水位が下降(上昇)した場合」同様に計装誤差を考慮し、「10分以内に0.95m」とする。

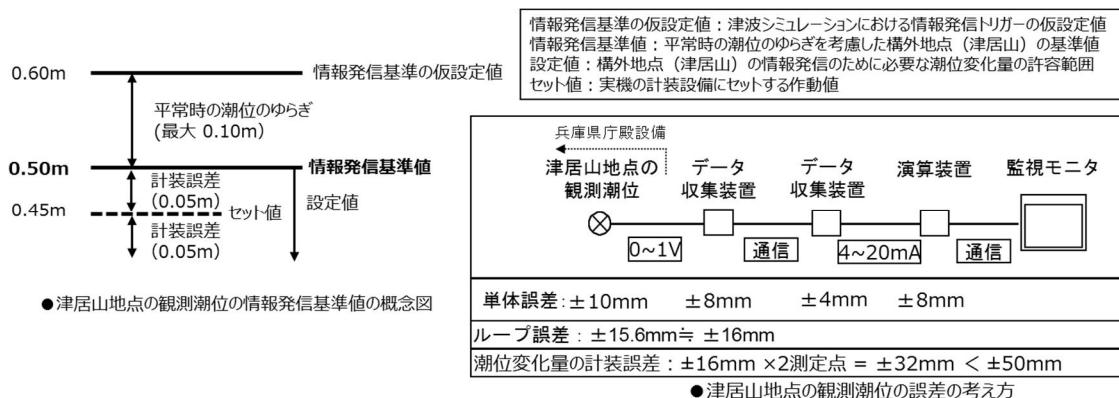


図4 津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準

(6) 津居山地点の既往観測潮位の信頼性確保

津居山地点の既往観測潮位検出器は1台構成であるが、基本的に伝送ラインは2回線を使用しており、可能な限り多重化を図っている。

また、伝送ライン1回線故障時においても、他の1回線にて伝送を継続することができる。

さらに、構外伝送ラインの保守については、通信事業者が24時間365日の監視対応をしており、故障時において速やかな対応が可能である。

(7) 津居山地点の既往観測潮位の故障検知

津居山検潮所の既往観測潮位計については、フロート式潮位計を採用しており、フロートの浮き沈みによりワイヤが上下し、歯車で水位の変動を検知することにより、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタの指示変動および指示変動に伴う故障確認は表1のとおり。

想定される故障モードによって、監視モニタの指示は、指示固定、スケールダウンまたはスケールオーバーとなる。

指示固定した場合は、監視モニタに「信号不信頼」、スケールダウンまたはスケールオーバーした場合は、監視モニタに「故障」の警報が発信する設計としている。**なお、指示固定とは30秒間潮位指示に変化がない場合をいう。**

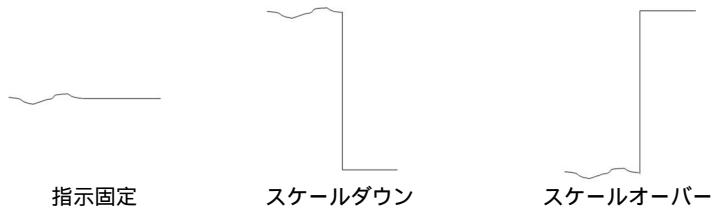
中央制御室において、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

表1 フロート式潮位計の故障モード等の整理表

故障モード	監視モニタ指示変動 ^{※2}	指示変動に伴う故障確認
ワイヤ断裂（おもり側）	指示固定	監視モニタに「構外潮位 信号不信頼」の警報が発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
歯車固着	指示固定	同上
導水管つまり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断 ^{※1}	スケールダウン	監視モニタに「構外潮位 故障」の警報が発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
演算装置故障、データ収録エラー ^{※1}	スケールダウン又はスケールオーバー	同上

1：津居山既往観測潮位にて電源断およびデータ収録エラーによる故障実績あり

2：各指示変動のイメージを示す。



(8) 津居山地点の既往観測潮位の点検

津居山地点の既往観測潮位は、定期的(プラント1サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- 各機器の目視確認・清掃

各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認する。

- ソフトウェア照合

演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警報設定値の不整合も合わせて確認できる)

- 入出力動作確認

津居山検潮所のデータ収集装置へ模擬入力し、発電所構内のデータ収集装置、演算装置および監視モニタへの出力を確認する。

- 機能確認試験

演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動作をしているか確認する。

1.2.2 津居山地点の当社潮位計の設備構成

(1) 設備構成

津居山地点の当社潮位計を用いた観測潮位については、津居山地点の潮位計、発電所内外のデータ伝送ラインおよび中央制御室の監視モニタで構成している。当社潮位計を用いた観測潮位の全体構成図を図5に示す。

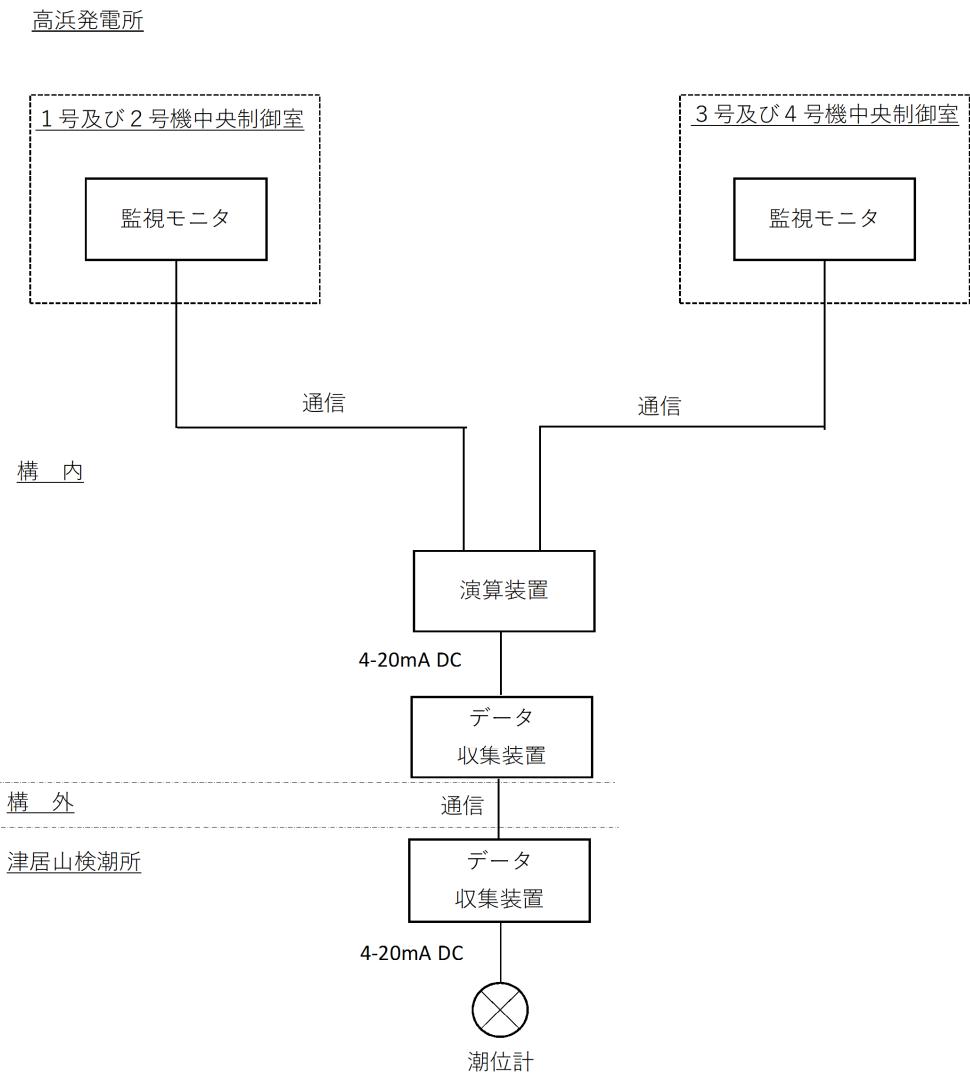


図5 当社潮位計を用いた観測潮位の全体構成図

(2) 潮位計の仕様

津居山地点の当社潮位計は、差圧式の潮位計を採用する。差圧式潮位計の外形図を図6に、差圧式潮位計の取付図を図7に示す。

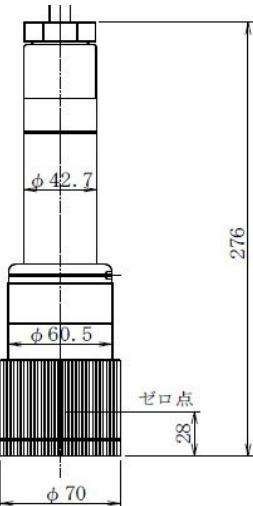


図6 差圧式潮位計の外形図

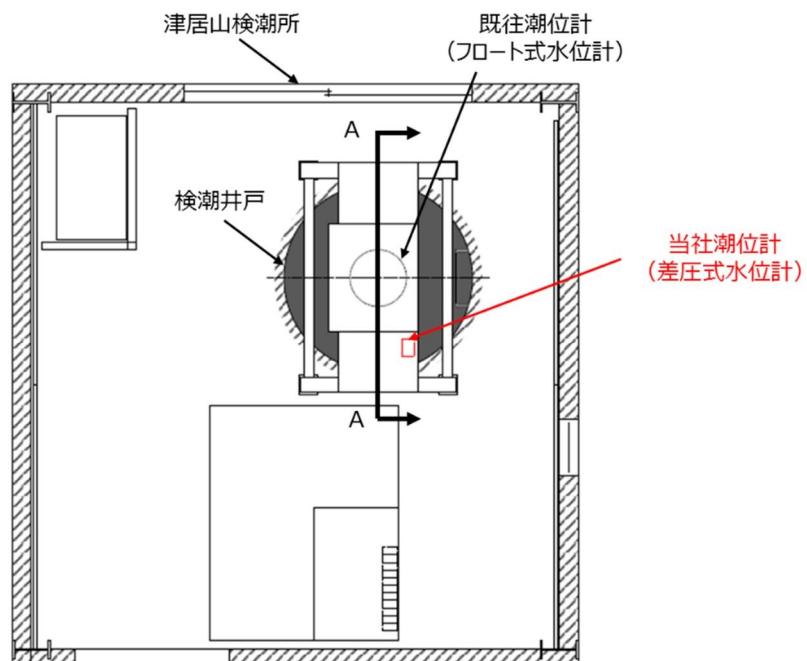


図7-1 差圧式潮位計の取付図(平面図)

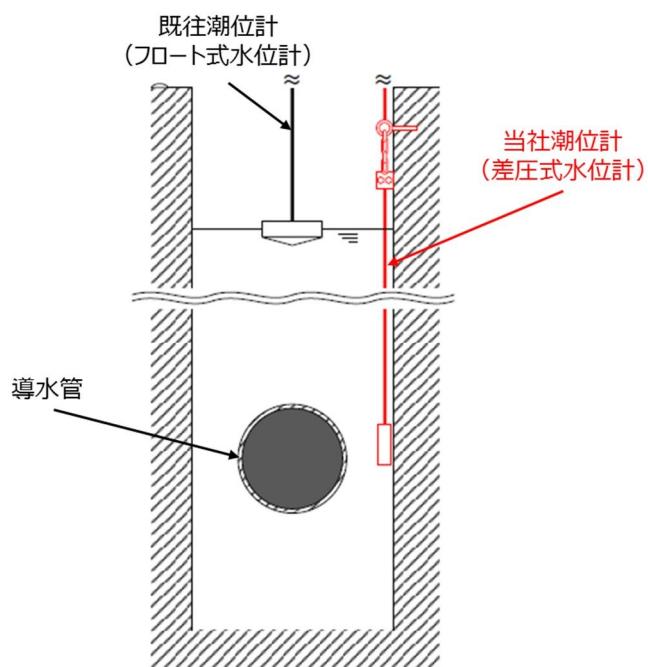


図 7 - 2 差圧式潮位計の取付図 (A-A 矢視図)

(3) データ伝送ラインの仕様
1.2.1(3)と同様。

(4) 監視モニタの仕様
1.2.1(4)と同様。

(5) 計装誤差を踏まえた情報発信基準

津居山地点での当社潮位計の観測潮位が「10分以内に 0.5m の水位が下降(上昇)した場合」を、津居山地点の潮位を計測する計装設備の情報発信基準とし、1号および2号機中央制御室並びに3号および4号機中央制御室に情報発信を行う。

なお、情報発信基準のセット値は、構内の潮位観測システム(防護用)による取水路防潮ゲートの閉止判断基準(トリガー)のセット値の考え方を踏まえ、計装誤差を考慮し「10分以内に 0.45m」とする。津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準を図 8 に示す。なお、「10分以内に 1.0m の水位が下降(上昇)した場合」も同様に計装誤差を考慮し、「10分以内に 0.95m」とする。

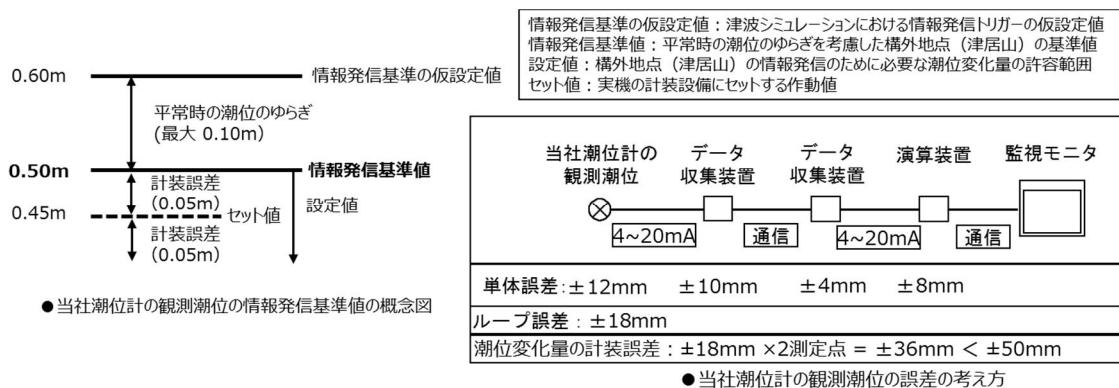


図8 当社潮位計の観測潮位を用いた情報発信基準

(6) 津居山地点の当社潮位計の信頼性確保

1.2.1(6)と同様。

(7) 津居山地点の当社潮位計の故障検知

津居山検潮所にて当社が新たに設置する潮位計については、差圧式潮位計を採用しており、水頭圧を測定することで水位の変動を検知することにより、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタの指示変動および指示変動に伴う故障確認は下表のとおり。想定される故障モードによって、監視モニタの指示は、指示固定、スケールダウンまたはスケールオーバーとなる。

指示固定した場合は、監視モニタに「信号不信頼」、スケールダウンまたはスケールオーバーした場合は、監視モニタに「故障」の警報が発信する設計としている。**なお、指示固定とは30秒間潮位指示に変化がない場合をいう。**

中央制御室において、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを探りし、監視モニタの画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

表2 差圧式潮位計の故障モード等の整理表

故障モード	監視モニタ指示変動	指示変動に伴う故障確認
検出器圧力導入口の詰まり	指示固定	監視モニタに「構外潮位 信号不信頼」の警報が発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
導水管つまり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断	スケールダウン	監視モニタに「構外潮位 故障」の警報が発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
演算装置故障、データ収録エラー	スケールダウン又はスケールオーバー	同上

(8) 津居山地点の当社潮位計の点検

津居山地点の当社潮位計は、定期的(プラント 1 サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- ・各機器の目視確認・清掃

各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認する。

- ・機器単体確認・動作検証

機器の単体検査および動作検証を行い、健全性を確認する。

- ・ソフトウェア照合

演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警報設定値の不整合も合わせて確認できる)

- ・入出力動作確認

津居山検潮所のデータ収集装置へ模擬入力し、発電所構内のデータ収集装置、演算装置および監視モニタへの出力を確認する。

- ・機能確認試験

演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動作をしているか確認する。

1 . 2 . 3 津居山地点の観測潮位の健全性

津居山地点の既往観測潮位および当社潮位計は、1 . 2 . 1 (8) および 1 . 2 . 2 (8) に示すとおり、定期的な点検により機能に異常がないことを確認している。

また、仮に、故障により観測潮位を欠測した場合においても、1 . 2 . 1 (7) および 1 . 2 . 2 (7) に示すとおり、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタの指示変動および指示変動に伴う故障確認により、中央制御室において、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

これらを踏まえ、津居山地点の既往観測潮位および当社潮位計は、健全性を担保することが可能である。

1.3 構外潮位計の運用について

1.3.1 運用開始時期

当社設置の津居山地点の構外潮位計については、2021年1月に運用開始できるよう対応を進めている。

1.3.2 運用方針

津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計の2台による運用を2021年1月に開始予定であり、本運用開始を前提として保安規定・社内標準用を施行するものとする。

運用開始に当たっては、構外の観測潮位の観測データ数が増えることによって、保安規定に記載する「発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測した場合の対応」、「発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応」及び「発電所構外の観測潮位欠測時の対応」(図9, 10参照)に変更は生じない。

このため、今後検討する他地点への潮位計設置を含む更なる安全性向上に係る取り組みの運用の詳細は社内標準以下に定めることとする。

なお、他地点への潮位計設置などの更なる安全性向上に係る取り組みの検討状況については今後、安全性向上評価届出書等にてご確認いただける。

5 津波
 安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5、1項から5、4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。
 (中略)
5、4 手順書の整備
 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 (中略)
h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応
 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。
 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。
 ※：「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下落し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すこと、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下落すること、ならびに発電所構外において、海上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下「敷地への週上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下落すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）。

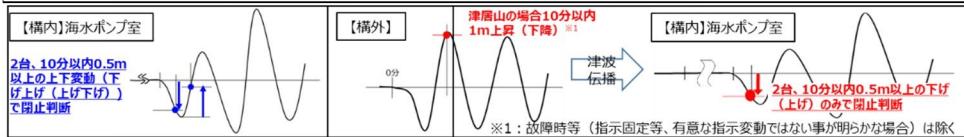


図 9 発電所構内で取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応

5 津波
 安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5、1項から5、4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。
 (中略)
5、4 手順書の整備
 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 (中略)
d. 車両の管理
 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。
 (中略)
h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
 (中略)
(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応
 ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系統および制御系に異常がないことを確認する。
 イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。
 ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業中の断続による措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。
 エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。
 オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合は、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。
 ハ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。
 (以下略)

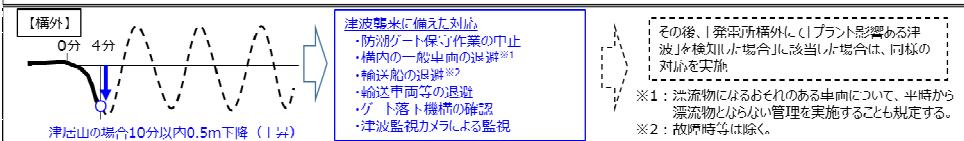


図 10 発電所外で津波と想定される潮位の変動を観測した場合 (発電所構外の観測潮位欠測時) の対応

1.3.3 運用方法

(1) 通常時及び1台故障時の運用

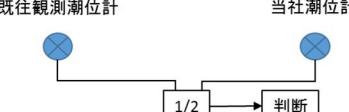
津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計による詳細運用を表3に示す。

通常時は、既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか1台が検知すれば判断(1 out of 2)する。

また、1台故障時は、故障した潮位計を除外し、故障した潮位計を復旧するまでの間、健全な1台で継続監視し、検知すれば判断(1 out of 1)する。

なお、「構外潮位 故障」又は「構外潮位 信号不信頼」の警報が発信した場合、運転員は、監視モニタの警報が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか1台の潮位データがスケールダウン、スケールオーバー又は指示固定した状態を継続していること、及び他方の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

表3 津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計による詳細運用

	判断方法	イメージ
通常時	既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか1台が検知すれば判断(1 out of 2)する。	
1台故障時	故障した潮位計を除外する。故障した潮位計を復旧するまでの間は、健全な1台で継続監視し、検知すれば判断(1 out of 1)する。	

(2) 2台故障時の運用

通常運転中、潮位計の故障により中央制御室に警報発信した場合、運転員が監視モニタ画面を確認し、潮位計の故障を確認後、故障した潮位計を除外し、健全な1台で継続監視する。仮に、2台が同時に故障し、中央制御室に警報発信した場合、運転員が監視モニタ画面を目視確認し、2台の故障を確認すれば、保守的に構外潮位計の全台欠測を津波襲来検知とみなして対応する。

具体的には、1号及び2号機中央制御室又は3号及び4号機中央制御室の当直課長は、構外潮位計の全台欠測を確認後、構内一斉放送にて構外潮位の全台欠測を構内全域に周知する。

表4に示すとおり、構外潮位計全台欠測時は、プラント影響の可能性がある津波(津居山で10分以内0.5m上昇(下降))を検知した場合と同様、運転員、保修課員又は作業員は、構内一斉放送にて構外潮位の検知を把握

すれば、速やかに取水路防潮ゲート保守作業の中断、構内的一般車両の退避、ゲート落下機能の確認及び津波監視カメラによる監視を行う。

表4 構外潮位計全台欠測時の対応

構外で津波を検知した時の対応	構外潮位計 全台欠測時の対応	構外潮位計欠測時の対応に係る評価	
構内潮位計 2 台、10 分以内 0.5m 以上の「変動」でゲート閉止判断	<構外で津波を検知した時と異なる対応> 構内潮位計 2 台、10 分以内 0.5m 以上の「上下変動」でゲート閉止判断	構内潮位計 2 台、10 分以内 0.5m 以上の「上下変動」でのゲート閉止にて、最も時間余裕が厳しい津波に対し、約 9 分の余裕時間をもって、施設影響のある津波を防護可能	
ゲート保守作業の中断	<構外で津波を検知した時と同様の対応> ゲート保守作業の中断	保守的に欠測と同時に構外に津波が襲来した場合を想定しても、発電所へ津波が襲来するまでに復旧が可能であり、上段の対応により施設影響のある津波を防護可能 なお、構外での津波検知時及び欠測時は、速やかに中央制御室より連絡が入る体制を構築する。	
構内の一般車両の退避	<構外で津波を検知した時と同様の対応> 構内の一般車両の退避	保守的に欠測と同時に構外に津波が襲来した場合を想定しても、発電所へ津波が襲来するまでに退避が可能	
燃料等輸送	(荷役中以外の場合) 輸送船の退避	<構外で津波を検知した時と異なる対応> 対応操作なし	海底地すべり津波の最大流速、最高・最低水位に対し輸送船の係留が維持できること、輸送船が岸壁に乗り上がらないこと、着底や座礁等により航行不能にならざることを確認しており、漂流物とならない。
	(荷役中の場合) 輸送車両等の退避	<構外で津波を検知した時と異なる対応> (荷役中の場合) 現地における潮位監視により作業継続	作業は年間数日程度であり、夜間作業がないこと、欠測時の輸送車両等の退避による作業中断は、輸送工程への影響が大きいことから、作業時は構外潮位計設置箇所へ人を配置し、仮に構外潮位計の潮位伝送に異常が生じた場合には、現地にて目視等にて潮位を確認し、構外潮位の監視が途切れないよう対応
ゲート落下機構の確認	<構外で津波を検知した時と同様の対応> ゲート落下機構の確認	ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は同等の対応を実施。	
津波監視カメラによる監視	<構外で津波を検知した時と同様の対応> 津波監視カメラによる監視	津波対応の前提条件であるため、欠測時は同等の対応を実施。	

2 . 構内の潮位計の確認・点検

2 . 1 日常確認

構内の潮位計が動作可能¹であることを確認するために、1日に1回、以下の項目を確認する。

- 1 : 中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動を確認できること

【確認内容】

- ・目視確認
 - ・監視モニタの潮位表示値およびトレンドグラフを目視確認し、指示が正常であることを確認する。
 - ・監視モニタの警報表示窓を目視確認し、警報が発信されていないことを確認する。

2 . 2 定期点検

構内の潮位計は、定期的(プラント1サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- ・各機器の目視確認・清掃
 - 各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認する。
- ・機器単体確認・動作検証
 - 機器の単体検査および動作検証を行い、健全性を確認する。
- ・ソフトウェア照合²
 - 演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警報設定値の不整合も合わせて確認できる)
- ・入出力動作確認
 - 電源箱および演算装置へ模擬入力し、監視モニタ表示への出力を確認する。
- ・機能確認試験
 - 演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動作をしているか確認する。

2 : 構内の潮位計について論理回路はないが、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動が発生した際に発信する警報

はプログラムにより構成されているため、そのプログラムが正常であることを確認する。

2.3 故障検知

高浜発電所の構内潮位計は、非接触式潮位計を採用しており、超音波や電波が、液面から反射して戻ってくるまでの時間を測定することにより水位の変動を検知する。今回申請の潮位計の構造図を図11に示す。

想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタの指示変動及び指示変動に伴う判断方法は表5のとおり。想定される故障モードによって、監視モニタの指示は、スケールダウン又はスケールオーバーとなる。

スケールダウン又はスケールオーバーした場合は、監視モニタに「故障」の警報が発信する設計としている。監視モニタに「故障」の警報が発信した場合、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウン又はスケールオーバーした状態が継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。

なお、スケールダウン又はスケールオーバーに至らない指示突変により、「変化量注意」・「変化量警報」が同時に監視モニタに発信した場合、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位データの指示突変が発生していること、及びそれ以外の3台の潮位データと同様に通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。

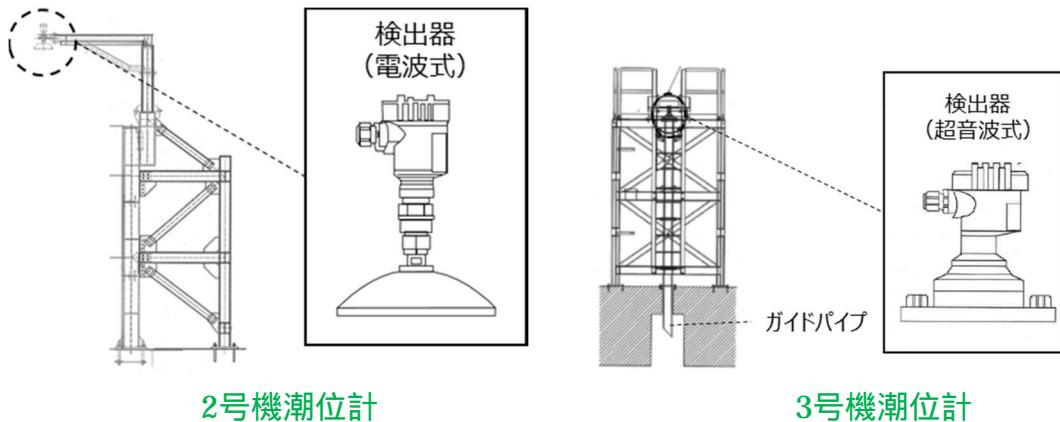
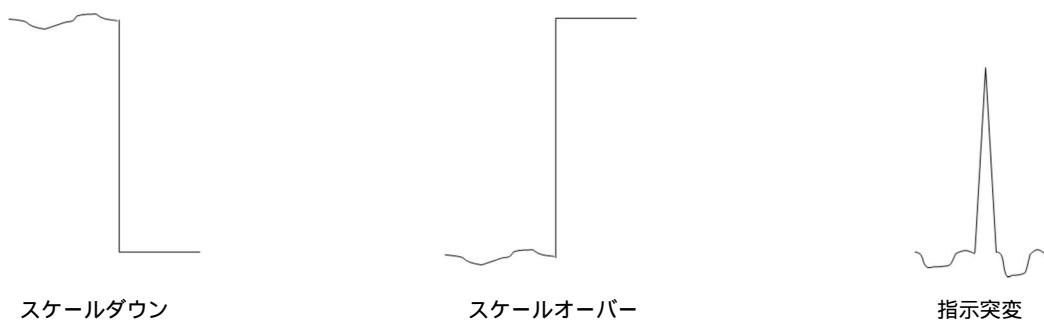


図 1 1 今回申請の潮位計の構造図

表 5 非接触式水位計の故障モード等の整理表

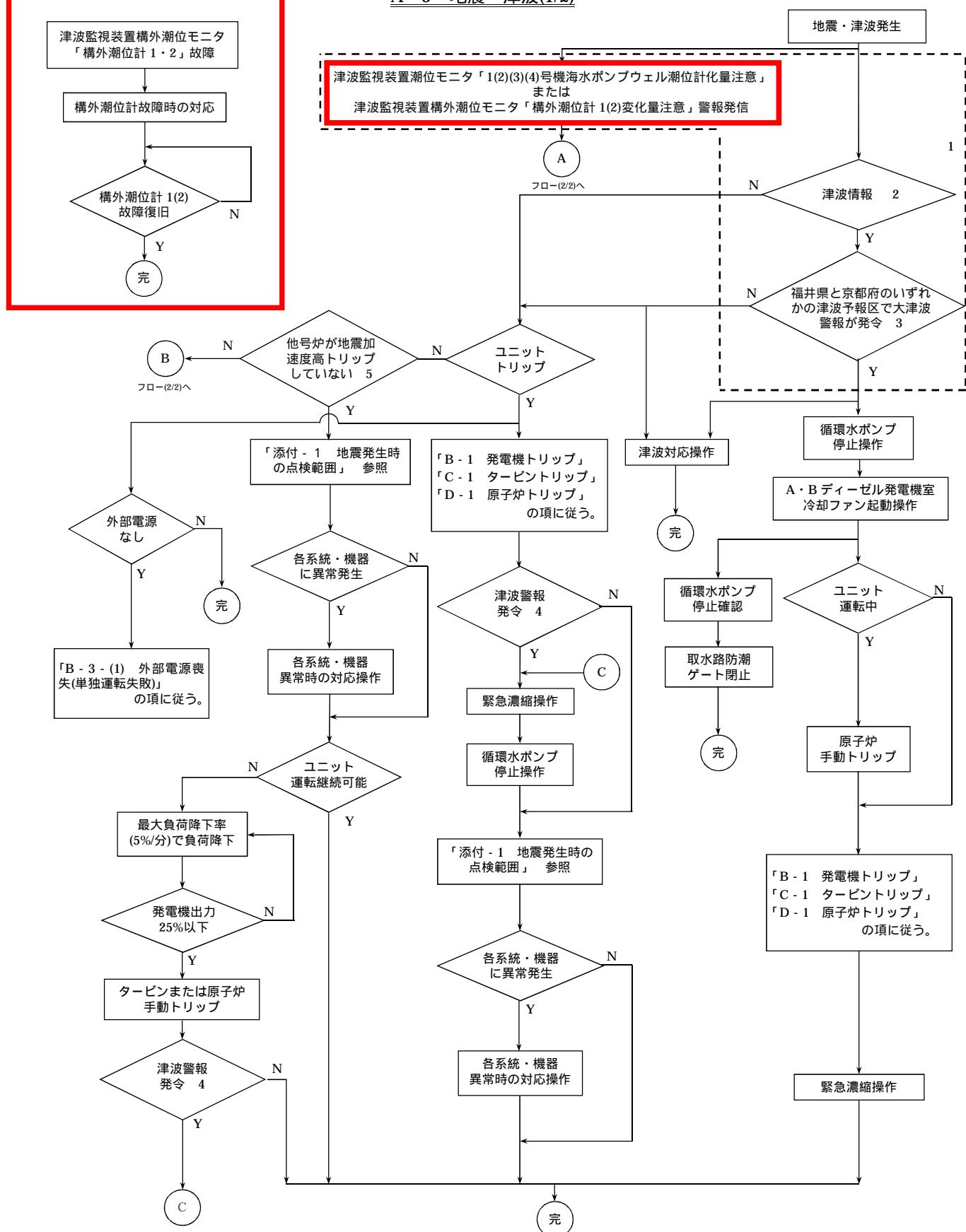
故障モード	監視モニタ指示変動*	指示変動に伴う故障確認
検出器前面への水滴等の付着	スケールダウン、スケールオーバー又はこれらに至らない指示突変	スケールダウン又はスケールオーバーした場合は、「故障」の警報が監視モニタに発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウン又はスケールオーバーした状態を継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。なお、スケールダウン又はスケールオーバーに至らない指示突変により、「変化量注意」「変化量警報」が同時に監視モニタに発信した場合、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位データの指示突変が発生していること、及びそれ以外の3台の潮位データと同様に通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。
ガイドパイプ内への水滴等の付着	同上	同上
ケーブル地絡、電源断	スケールダウン	「故障」の警報が監視モニタに発信する。運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウンした状態を継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。
変換器故障、データ収録エラー	スケールダウン又はスケールオーバー	同上

*: 各指示変動のイメージを示す。



以上

A - 5 地震・津波(1/2)



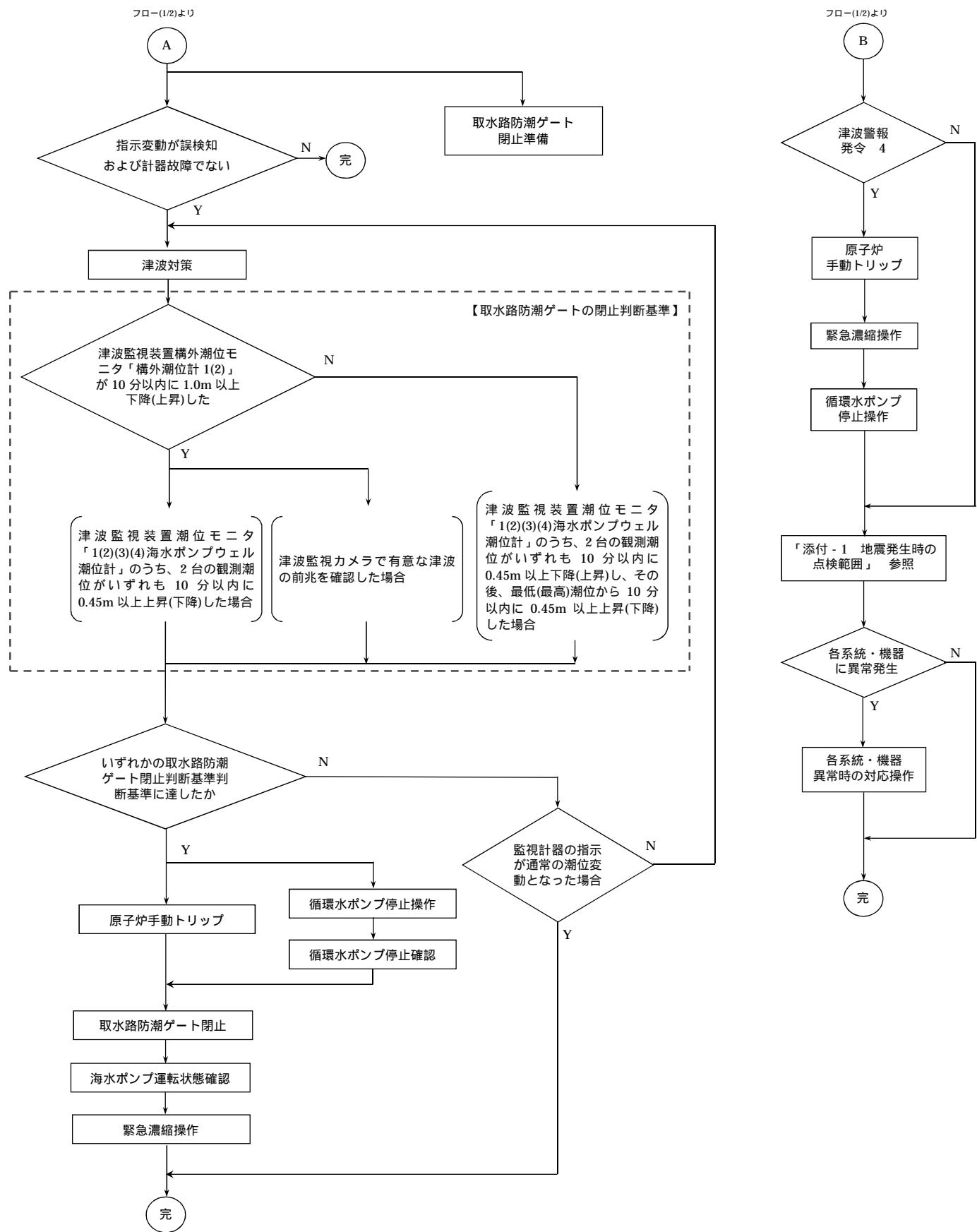
1 [] 内はフローが完了するまでの間、津波情報の有無を常時監視し、情報を応じた対応に移行することを意味している。

2 津波情報とは、遠方で発生した地震等で、(一財)日本気象協会の地震情報がない場合でも、津波注意報または津波警報が発令している場合を含む。

3 日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で大津波警報が発令された場合

4 日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で津波警報が発令された場合

5 他号炉とは2・3・4号炉のこという。

A - 5 地震・津波(2/2)

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】				
1	課長	海底地すべりによる津波発生の徵候を検知すれば、海底地すべりによる津波発生時の対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	課長 班長 制御 主機		<p>津波監視装置潮位モニタ「1(2)号海水ポンプウェル潮位計」、津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)」の指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。</p> <p>〔計器の故障と判断した場合は、計装保修課長に連絡する。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動でない。 ○ 明らかな計器故障でない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。 	
3	課長	1号機または2号機津波監視装置潮位モニタで警報が発信した場合は、B中央制御室当直課長に衛星電話(津波防護用)を使用して警報が発信したことを連絡する。		
4	課長	所内一斉ページングにより避難指示を行う。 (1) 海岸付近から全員避難するよう所内一斉ページングを行う。	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併する。	
	課長	(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車し高所に避難するよう所内一斉ページングにより指示する	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ページングを実施する。	
	全員	(3) 海岸付近から全員避難する。		
5	課長	津波と想定される潮位を観測したことを、関連各課長に連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・防災室課長 ○ 土木建築課長 ○ 原子燃料課長 ○ 放射線管理課長 <p>〔平日夜間・休日は、現場調整当番者に連絡する。〕</p>	
6	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
7	主機 補機		<p>取水路防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>〔○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。〕</p> <p>〔○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。〕</p>	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連 画面
8	班長	津波情報の収集に努め、結果を当直課長に報告する。		
9	班長	海底地すべり津波発生に伴い、関連パラメータの監視を強化する。		
	主機	(1) 津波監視設備	次の各パラメータ等を確認する。 a. 津波監視カメラ（放水口側） b. 津波監視カメラ（取水口側） c. 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」 [各潮位計の指示および津波監視装置潮位モニタで発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当直課長が連携し、衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。] d. 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1・2」	
	主機	(2) 取水口潮位	次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。 a. ロータリースクリーン下流側水位 b. 取水口潮位	JW-1 JW-1
	主機	(3) ロータリースクリーン下流側水位が低い場合は、循環水ポンプ出口圧力および海水ヘッダ圧力の監視を強化する。	a. 津波による人身災害を防止するため、中央制御室計器により監視する。 b. ロータリースクリーン下流側水位が海水ポンプ、循環水ポンプの許容量最低水位以下に低下する場合は、【添付 - 5】「潮位異常低下時の処置」の処置を並行して行う。	JW-1 SW-1
	主機 補機	(4) タービン建屋等の窓、扉、シャッタの点検・閉鎖を行う。	[屋外操作は実施しない。]	
	班長		(5) 水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 [開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。]	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
10	課長	津波監視装置潮位計が次のいずれかの状態となり、海底地すべり津波によるプラント停止を判断すれば、対応操作を行うよう全員に指示する。	<p>B中央制御室当直課長と衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。</p> <p>指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動ではない。 ○ 明らかな計器故障ではない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。 	
		(1) 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」のうち、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.45m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.45m以上上昇すること、または10分以内に0.45m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.45m以上下降することを観測した場合		
		(2) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)」において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計において2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.45m以上下降した、または10分以内に0.45m以上上昇した場合		
		(3) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)」において10分以内に1.0m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、津波監視カメラで有意な津波の前兆を観測した場合		
11	班長	ユニット停止することを需給運用グループに連絡する。		
12	主機	運転している循環水ポンプの操作器を「停止」とし、停止操作を開始する。	<p>運転操作所則(タービン関係) 「 - 33 循環水ポンプ」の項に従う。 “順序13”と並行操作で行う。 プラント停止判断後5分以内に停止を完了させる。</p>	JW-1

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
13	制御	(1)原子炉を「手動」トリップさせる。		
	班長 制御 主機	(2)ユニットトリップ時の処置を行う。 (1)切替スイッチを「通常」から「切替」にする。	「B - 1 発電機トリップ」 「C - 1 タービントリップ」 「D - 1 原子炉トリップ」 の項に従う。	
14	主機	A/Bディーゼル発電機室冷却ファン中央制御室操作盤で次の操作を行う。 (1)切替スイッチを「通常」から「切替」にする。	a. 切替表示灯「白」点灯 b. 表示灯「緑」点灯 c. 津波が到達するまでに「切替」にし、ディーゼル発電機制御盤を切り離す。	
		(2)A・Bディーゼル発電機室冷却ファン(VS - 37A・B)を起動する。	表示灯「緑」「赤」	
15	主機		循環水ポンプの停止を確認する。	JW-1
16	課長	B中央制御室から3・4号機のユニット停止および循環水ポンプ停止完了の連絡があれば、取水路防潮ゲートを閉止するよう指示する。		
17	主機 補機	中央制御室遠隔操作盤(機械式)または中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で全ての取水路防潮ゲートを閉止する。 <(1) ~ (2)> (1)中央制御室遠隔操作盤(機械式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。	遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止する。 保守作業等にて遠隔閉止できない場合は作業責任者へ閉止依頼する。	
		(2) A(B)ゲート自重降下CSを「自重降下」位置にする。	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下モータ電源表示灯 「電源」点灯 (b) A(B)ゲート自重降下モータ操作可表示灯 「操作可」点灯	
			(a) A1・A2(B1・B2)ゲート電動復帰LS ON表示灯 「LS ON」消灯 (b) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下LS ON表示灯 「LS ON」点灯 (c) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (d) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
		(2) 中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で閉止する場合 a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置にする。 b. A(B)ゲート電磁クラッチCSを「電磁クラッチ入」位置にする。	A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ電源表示灯 「電源」点灯 (a) A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ表示灯 「クラッチ入」点灯 (b) A(B)ゲート中間開度表示灯 「中間開度」点灯後消灯 (c) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	
18	課長	取水路防潮ゲートが閉止したことをB中央制御室に連絡する。		
19	班長		水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 〔開放されている場合は、所内一斉ページング等により扉開放者に閉止するよう連絡する。〕	
20	制御補機		潮位低下による海水ポンプの運転状態に異常がないことを確認する。 〔運転操作所則(タービン関係) 「 - 31 海水ポンプ」の項に従う。〕	SW-1
21	全員	モード3(高温停止状態)への移行操作を開始する。	運転操作所則(原子炉関係 上) 「 - 3 - (1) 原子炉停止(モード1からモード3)」の項に従う。	
22	制御	緊急濃縮を行う。	〔「D - 15 緊急濃縮」の項に従う。〕	CS-2

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
【構外潮位計欠測時の処置】				
1	課長	津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1・2」が欠測した場合、海底地すべりによる津波発生時と同様の対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	課長	構外潮位計が欠測したことを関連各課長に連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・防災室課長 ○ 土木建築課長 <p>(平日夜間・休日は、現場調整当番者に連絡する。)</p>	
3	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
4	主機 補機		<p>取水路防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。 ○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。 	
5	班長 主機	(1) 津波監視設備	<p>次の各パラメータ等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 津波監視カメラ（放水口側） b. 津波監視カメラ（取水口側） c. 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」 <p>各潮位計の指示および津波監視装置で発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当直課長が連携し、情報共有を行う。</p>	
				JW-1
6	課長	(2) 取水口潮位	<p>次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ロータリースクリーン下流側水位 b. 取水口潮位 	JW-1
				JW-1
6	課長	<p>所内一斉ペーディングにより避難指示を行う。</p> <p>(1) 海岸付近から全員避難するよう所内一斉ペーディングを行う。</p> <p>(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車し高所に避難するよう所内一斉ペーディングにより指示する</p>	<p>ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併する。</p> <p>ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ペーディングを実施する。</p>	

順序	担当	操 作	確認および注意	関連画面
7	全員	<p>構外潮位計欠測時において、次の徴候を検知した場合、【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】に移行する。</p> <p>(1) 1(2)号機津波監視装置潮位モニタの「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(引き波)」もしくは「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(押し波)」警報のいずれかが発信した場合</p> <p>(2) 3(4)号機津波監視装置潮位モニタの「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(引き波)」もしくは「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(押し波)」警報のいずれかが発信した場合</p>	<p>指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動ではない。 ○ 明らかな計器故障ではない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。 	
8	課長	構外潮位計1(2)の故障が復旧すれば【構外潮位計欠測時の処置】を解除する。		

**津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応にかかる
保安規定の施行期日について**

1. 施行期日の規定方針

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る附則について、施行期日の設定内容に関する説明を行う。

2. 施行期日の記載

新規制基準適合のための1、2号保安規定申請(=取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる申請)の附則5項において、警報なし津波に係る内容を以下の～の記載方針に基づき規定する。(附則の記載は参考資料1、取水路防潮ゲート3門以上開の条件については参考資料2参照)

本規定施行の際、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定(構外の観測潮位を用いた運用を含む)については、

1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認(構外の観測潮位を用いた運用を含む)、

または、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、1号炉、2号炉については、附則2項における原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査を終了した号炉に対して適用する。

上記の附則を適用する保安規定条文は、潮位観測システム(防護用)[潮位計、衛星電話]等の使用前確認が必要な設備の運用を記載している、以下の津波警報等が発表されない可能性のある津波に係る変更条文全てを対象としている。(詳細は参考資料3参照)

- ・第68条の2(津波防護施設)

- 運転上の制限等を規定

- ・第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)

- 予防保全を目的とした点検・保修作業を規定

- ・添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準) 津波に係る運用を規定

- ・添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

- 津波に係る運用を規定

附則には本件申請の認可・施行から津波警報等が発表されない可能性のある津波の設工認に対する使用前確認終了までの間は、「従前の例による」と規定しており、既認可の保安規定添付2に以下のとおり記載していることから、取水路防潮ゲート2門常時閉止状態が担保される。また、以下の規定については、従前の例として認可後の保安規定完本の附則に明記のうえ周知することとしている。

<保安規定 添付2(抜粋)【既認可】>

5 津波

5.4 手順書の整備

d. 取水路防潮ゲートの管理

(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。

3. その他

現在審査中の高浜3,4号機の設計及び工事計画認可申請(中央制御室居住性評価への1~4号機の同時被災の反映)(以下、「本設工認」という。)は、居住性評価における被災の想定を1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を想定することを明確にした上で、技術基準への適合性を確認するものであり、1,2号機の燃料装荷までに対応が必要である。

なお、本設工認の内容は運用の変更を伴わず、保安規定変更を伴わないため、技術基準への適合性の確認を1,2号機の燃料装荷までに対応する旨を設工認の補足説明資料に反映することとする。

以上

使用前検査等に係る附則

・高浜 3、4号炉の特重施設に係る附則の記載

<保安規定 附則（抜粋）【認可済み】>

附 則（2020年10月7日 平成26原安管通達第3号 - 26）

（施行期日）

2. 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設に関連する規定および特重施設要員の確保に関連する規定（特重施設要員の有毒ガス防護に関連する規定を含む）については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用的承認を受ける場合は当該の承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 本規定施行の際、使用前検査対象の蓄電池（3系統目）に関連する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

・高浜 1、2号炉新規制基準適合に係る附則の記載

<保安規定 附則（抜粋）【申請中】>

附 則（平成 年 月 日 平成26原安管通達第3号 - ）

（施行期日）

第1条 この通達は、 年 月 日から施行する。

2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定（第4項を除く。）については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（ただし、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）に係る使用前検査の対象となる規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日）以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。なお、第13条（運転員等の確保）については、2号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間のうち、1号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日までは従前の例により、それ以後は別紙-1による。

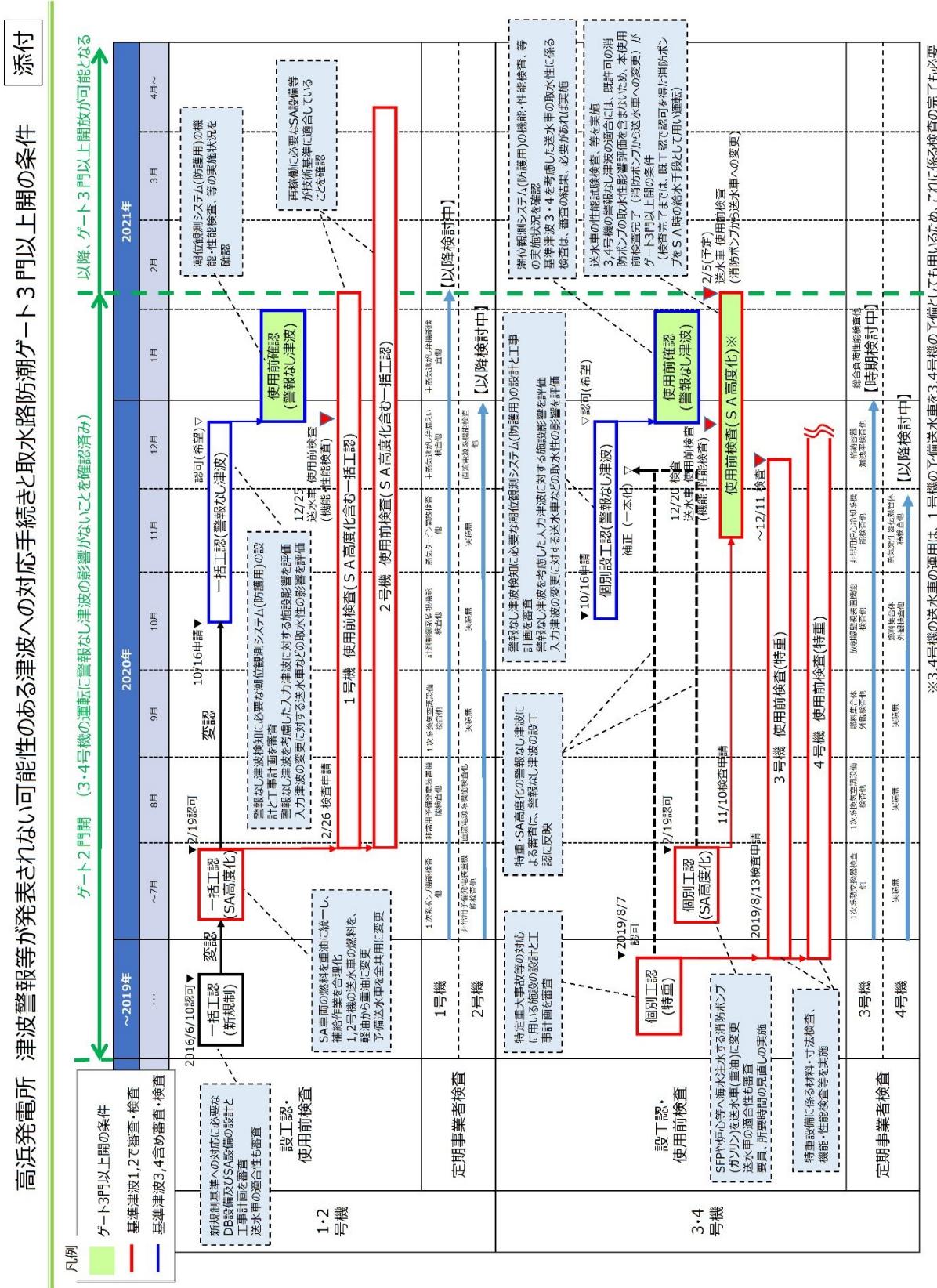
3. 第85条（重大事故等対処設備）のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。

（中略）

5. 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に関連する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

(11/26 審查會合資料(拔粹))

添付



津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関する規定の整理

赤文字は警報なし津波に係る保安規定変更内容

保安規定条文（一部略）			必要な設備、手順等
第68条の2（津波防護施設）	運転上の制限 (他 SR、措置等)	(2) 潮位計3台が動作可能であること	社内標準 潮位計
	運転上の制限 (他 SR、措置等)	(3) 衛星電話（津波防護用）4台が動作可能であること	社内標準 衛星電話（津波防護用）
第89条（予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合）	表89-1	・点検対象設備：取水路防潮ゲート ・点検時の措置：発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落とす体制が確立されていることを確認する。	社内標準 取水路防潮ゲート 発電所構外の観測潮位
添付2 5 津波 5.2 教育訓練の実施	(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時における車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。		社内標準
添付2 5 津波 5.4 手順書の整備	(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	b. 取水路防潮ゲートの管理	(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。
		d. 車両の管理	安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。
		h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応	(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への遡上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち、衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）
			(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応 ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。 イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。 ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中斷に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送船が荷役中の場合、緊急強化する船側と情報連絡を行う。 カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。
		i. 津波発生時の原子炉施設への影響確認	各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。
		j. 施設管理、点検	各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに重複施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。
		f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置	(e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム（防護用）に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。
			(f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム（防護用）の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。
		g. 各課（室）長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。	(g) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。
		h. 各課（室）長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。	(h) 安全・防災室長および発電室長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。
添付2 6 竜巻 6.4 手順書の整備	(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。		
添付3 1 重大事故等対策 1.3 手順書の整備	(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時にあいて、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対応するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる重複施設に係る内容を社内標準に定める。		

別紙 - 2

(2) LCO、AOT及びサーベイランスの設定

(2) - 1 保安規定第68条の2 津波防護施設の運転上の制限等について

a 保安規定記載内容の説明

b 添付資料

添付-1 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）
- (2) 設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

a 保安規定記載内容の説明

津波防護施設のうち、潮位計および衛星電話（津波防護用）については設置変更許可申請書並びに設計及び工事計画認可申請書上の設計要求事項を踏まえて、表1の左欄の赤文字記載のとおり L C O 等を追加で設定する。また、設定の考え方については表1の右欄に従前の防潮ゲートの設定の考え方とおり追加で記載する。

表 1 津波防護施設に係る LCO、AOT 及びサーベイランス設定の考え方

保安規定	説明等						
(津波防護施設)	<p>運転上の制限、適用モード</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防護施設は、炉心、使用済燃料ピット内の燃料に対する安全機能を有する設計基準対象施設、重大事故等対処施設を防護するため、それらの設備の機能を要求される全モードにおいて機能を要求する。 津波防護施設が前項で定める運転上の制限とする。 津波防護施設のうち、動的設備であり、M5-1相当としている取水路防潮ゲートに加え、潮位計および衛星電話（津波防護用）（以下、潮位観測システム（防護用）といふ。）について新たに運転上の制限を設定する。 取水路防潮ゲートは、防潮壁およびゲート落下機構等で構成され、設置変更許可申請書において期待される機能について、運転上の制限として設定する。 重力式機器であるゲート落下機構のクラッチおよびゲート落下機構（電源系および制御系を含む。）については、多重性または多様性により独立性を確保し設計しており、2系統を運転上の制限とする。 潮位計の動作可能とは、設置変更許可申請書に示された工事計画認可申請書並びに設計図面をもとに、ゲートの閉止判断基準を確認する場合をいい、その設計の条件を運転上の制限として設定する。 潮位計のチャンネル数及び停止ロジックである2 out of 3の論理構成である点を踏まえ、3チャンネルを運転上の制限とする。（参考1参照） 衛星電話（津波防護用）は、多重性を確保した設計としており、1号炉および2号炉の中央制御室で2台、3号炉および4号炉の中央制御室で2台の合計4台を運転上の制限とする。 運転上の制限の確認 取水路防護ゲートは、フェイルセーフの設計として、遮断操作機能が2系統（機械式クラッチ、電磁式クラッチ）とも喪失した場合、自動遮断機能を有しており、遮断操作機能に1系統以上の異常が発生すれば、中央制御室において警報が発信する。 本設計を踏まえ、遮断操作機能に異常がないことを確認する。 取水路防護ゲートはフェイルセーフの設計として、自重落下により閉止できるが、定期的な現地の外観点検により、自重落下により閉止できる機能を阻害するような異常がないことを確認する。 1ヶ月に1回の点検頻度は、既存の常設設備のサーベルアンス頻度として、貯存の第34条（計測および制御設備）の「動作不能でないことを指示值により確認する。（1日に1回）」を参考として設定する。 潮位計が動作可能であることを1日に1回、確認する。 1日に1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備のサーベルアンス頻度として、貯存の第34条（計測および制御設備）の「動作不能でないことを指示値により確認する。（1日に1回）」を参考として設定する。なお、潮位計における動作不能とは、「中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認できまい状態」をいう。 衛星電話（津波防護用）の通話確認を1ヶ月に1回実施する。 1ヶ月に1回の確認頻度は、事故時監視計器及び貯存の第85条（表85-2-20 通信連絡を行うために必要な設備）を参考として設定する。 <p>運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波防護施設</td> <td>(1) 取水路防潮ゲートが2系統¹のゲート落下機構により動作可能²であること</td> </tr> <tr> <td>(2) 潮位計3台が動作可能³であること</td> </tr> <tr> <td>(3) 衛星電話（津波防護用）4台⁵⁶が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 : 2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。 2 : 動作可能とは、遮断閉止信号により、ゲートが落下できることをいう（外部電源喪失時も含む）。 3 : 本系におけるゲートについては、動作可能とみなす（以下、本条において同じ）。 4 : 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動⁴を確認できる。 5 : 衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることで、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上上昇することをいう。 6 : 衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条（表85-2-20）の運転上の制限も確認する。</p> <p>運転上の制限を逸脱した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2項によりサーベルアンスを実施する者である、土木建築課長が取水路防潮ゲートの機能喪失を判断する。当直課長及び原子燃料課長は、表68の2-2に定める必要的な措置を講じる。 第2項によりサーベルアンスを実施する者である当直課長が潮位計の機能喪失を判断する。当直課長及び原子燃料課長は、表68の2-2に定める必要的な措置を講じる。 第2項によりサーベルアンスを実施する者である電気保修課長が衛星電話（津波防護用）の機能喪失を判断し、当直課長に通知する。当直課長、原子燃料課長及び電気保修課長は、表68の2-2に定める必要な措置を講じる。 	項目	運転上の制限	津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること	(2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること	(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ⁵ ⁶ が動作可能であること
項目	運転上の制限						
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること						
	(2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること						
	(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ⁵ ⁶ が動作可能であること						

表 68 の 2 - 1

表 6.8 の 2 - 2

保安規定		説明等						
条件	要求される措置							
A. 取水路防潮ゲートが 2 系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合		条件、要求される措置および完了時間						
A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを 2 系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを 2 系統のゲート落下機構により動作可能であり動作可能な場合	10 日	完了時間	A . 取水路防潮ゲートの運転上の制限が、「2 系統のゲート落下機構により動作可能であること」であることに				
A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。		4 時間	その後 8 時間に 1 回	ゲート落下機構 (遠隔操作含む)	ゲート扉体	LCO 1	異常なし。	
B. 2 台の潮位計が動作可能である場合	B.1 当直課長は、3 台のうち動作不能となっている潮位計 1 台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動 ⁴ を確認したとみなす。 B.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	4 時間	その後 8 時間に 1 回	2 系統動作可能	動作不能	×	ゲート扉体の異常(変形等)により、落	
C. モード 1、2、3 やおよび 4において 2 台未満の潮位計が動作可能である場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 C.2 当直課長は、モード 5 にする。 C.3 当直課長は、モード 5 到達後、取水路防潮ゲートを開止する。	1 - 2 時間	5 - 6 時間	1 系統動作可能	動作可能	×	下できないと判断した場合、LCO 遠脱	
D. モード 5、6 やおよび使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間において 2 台未満の潮位計が動作可能である場合	D.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 D.3 当直課長は、1 次冷却材中のまつ素濃度が低下する操作を全て中止する。 D.4 当直課長は、1 次冷却系の水抜き操作を行っている場合に、水抜きを中止する。 D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止する措置を開始する。	速やかに	速やかに	全系統動作不能	動作不能	1 : LCO 遠脱ではない 1 : LCO 遠脱	ゲート扉体の異常(変形等)により、落	
この整理のうち、想定される条件 3 については、表 6.8 の 2 - 2 に記載し、条件 A とする。								
・多重故障および現地のゲート扉体の動作不能(条件 2、4 ~ 6)は、通常で考えられる故障状態ではないことから、既存条文の LCO 遠脱時の措置(2 系統故障時の措置)と同様に、本表には記載せず、第 8 条第 5 項に基づき、1.3 時間以内にモード 3、3.7 時間以内にモード 4、5.7 時間以内にモード 5 へ移行する。								
B ~ D. 潮位計の運転上の制限が、「潮位計 3 チャンネルにより動作可能であること」から、動作可能な台数から次のとおり整理する。								
・B.1 ~ B.2 潮位計について、下表の整理のとおり 2 台が動作可能な場合は、3 台のうち動作不能となるいる潮位計 1 台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動を確認したとみなしたうえで速やかに動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。								
・C.1 ~ C.3 モード 1 ~ 4 において、潮位計が下表の整理のとおり動作可能な台数が 2 台未満となった場合は設計条件を満たさないため原子炉を停止し、停止後に取水路防潮ゲートを開止する。								
・D.1 ~ D.5 モード 5、6 においては、潮位計が下表の整理のとおり動作可能な台数が 2 台未満となった場合には、停止時 PRA において最もリスクの高いミッドループ運転を避ける必要があるため、水抜き中の場合は速やかに水抜きを中止し、1 次系の保有水を回復する措置を行う。								

保安規定

表 6.8 の 2 - 2 (続き)

要求される措置				説明	
条件	動作可能な台数	閉止判断基準の検知	完了時間	条件	動作可能な台数
E. モード1、2、3 および 4において4台未満の衛星電話（津波防護用）が動作可能である場合	E.1 電気保修課長は、動作不能となつている設備を動作可能な状態に復旧する。 E.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施する。	1 3台	○	1 1台	○
F. モード5、6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において4台未満の衛星電話（津波防護用）が動作可能である場合	F.1 電気保修課長は、動作不能となつている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 F.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施する。 F.3 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止する措置を開始する。	2 2台	○	2 1台	×
G. モード1、2、3 および 4において条件AまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。 G.2 当直課長は、モード5にする。 G.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを開止する。	3 1台	×	3 0台	×
H. モード5、6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。 H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。 H.4 当直課長は、取水路防潮ゲートを開止する措置を開始する。	4 0台	×	4 2台	○
7：原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する元 ⁹ 時間を除外する。					
8：同種の通信機器として、衛星電話（津波防護用）の補助設備として運転指令設備、保安電話（固定）、保安電話（携帯）を活用する。					
E ~ F、衛星電話（津波防護用）の運転上の制限が、「衛星電話（津波防護用）4台が動作可能である」とから、動作可能な台数から次のとおり整理する。 ・E.1 ~ E.2 モード1 ~ 4において、4台未満の衛星電話（津波防護用）が動作可能な場合は、動作不能となるいる設備を動作可能な状態に復旧することもに、代替手段を実施する。（詳細は、別添参照） ・F.1 ~ F.3 モード5に加え、原子炉停止状態であるため、取水路防潮ゲートに燃料体を貯蔵している期間において、取水路防潮ゲートを開止する。また、モード5、6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において復旧できない場合は、原子炉を停止し停止後に取水路防潮ゲートを開止する。					
G ~ H、モード1 ~ 4において、動作不能となつた取水路防潮ゲート及び衛星電話（津波防護用）を完了時間内に復旧できない場合は、当該要求される措置に対する元 ⁹ 時間を除外する。					

通信連絡設備の代替手段について

現状の保安規定において通信連絡設備の L C O ・ A O T は、第 85 条の通信連絡設備（S A 設備）にて設定しており、運転上の制限を逸脱した場合、代替措置を実施することを要求される措置に定めている。

また、D B 設備においては第 47 条（1 次冷却材漏えい率）において、類似の対応として監視計器が運転上の制限を逸脱した場合、代替手段を用いた対応を実施することを要求される措置に定めている。

上記を踏まえ、保安規定第 68 条の 2 に規定する衛星電話（津波防護用）においては、これらの考え方を基に後述のとおり設備の重要性を考慮したうえで、運転上の制限を逸脱した場合に代替手段を用いた対応を実施することを要求される措置に定め安全性を確保することとする。

【要求される措置の記載の考え方】

保安規定第 68 条の 2 に規定する衛星電話（津波防護用）は「潮位観測システム（防護用）」の一部であり、この情報に基づき M S - 1 設備である取水路防潮ゲートの閉止を判断することから、津波防護機能を直接的に有する津波防護施設と位置付けるため、L C O 設定は単一故障を考慮して所要数を確保することとしている。

よって、所要数の動作可能を確認できない場合の対応としては、M S - 2 設備である「事故時監視計器」の「機能喪失時」の対応に更なる安全性を考慮し、A O T 「10 日以内」に「動作可能な状態に復旧する。」ことに加え、「衛星電話（固定）による通信手段を確保する。」ことを速やかに実施する。

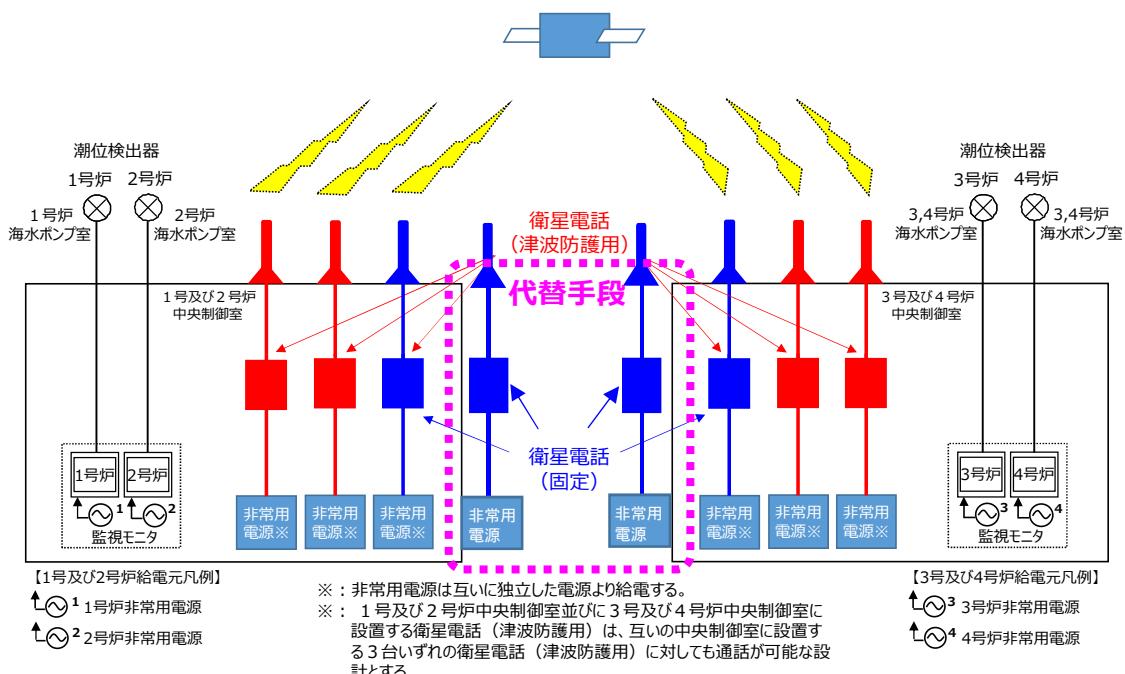
なお、上記代替手段の確保により L C O 逸脱から復帰は出来ないものとする。

【保安規定 第 68 条の 2（抜粋）】

代替手段を確保することの注釈として、以下を記載している。

8：同種の通信機器として、衛星電話（固定）による通信手段を確保する。

なお、衛星電話（津波防護用）の補助設備として運転指令設備、保安電話（固定）、保安電話（携帯）を活用する。



b 添付資料

添付-1 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）
- (2) 設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 1

第 1.5.2 表 津波防護対策の設備分類と設置目的

津波防護対策	設備分類	設置目的
取水路防潮ゲート	津波防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取水可能水位を下回ることを防止する。
放水口側防潮堤		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
防潮扉		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
屋外排水路 逆流防止設備		屋外排水路からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
1号及び2号炉 放水ピット止水板		1号及び2号炉放水ピットからの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
潮位観測システム（防護用）		<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取水可能水位を下回ることを防止する。
潮位計	津波監視設備	
津波監視カメラ		津波が発生した場合にその影響を俯瞰的に把握する。
海水ポンプ室 浸水防止蓋	浸水防止設備	海水ポンプ室床面からの津波流入による海水ポンプエリアへの流入を防止する。
取水口カーテンウォール	津波影響軽減施設	発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減する。

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 2

第 10.6.1.1.1 表 浸水防護設備の設備仕様

(1) 取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

種	類	防潮壁
材	料	鉄筋コンクリート、鋼材
個	数	1
種	類	無停電電源装置
個	数	6
容	量	約 1kVA
出 力 電 壓		100V

(2) 放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

種	類	防潮堤
材	料	セメント改良土、鋼材、鋼管杭 鉄筋コンクリート
個	数	1

(3) 防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

種	類	防潮堤
材	料	鋼管杭、アルミニウム合金 鉄筋コンクリート
個	数	1

(4) 屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）

種	類	逆流防止蓋（フラップゲート）
材	料	ステンレス鋼
個	数	5

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 3

(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）

（「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用）

種	類	貫通部止水
材	料	シール材
個	数	一式

(11) 潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

種	類	潮位計（注1）、 衛星電話（津波防護用）（注2）
個	数	一式

（注1）：4台設置し、このうち1台を予備とする。

（注2）：中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に各々3台設置し、このうち各々1台を予備とする。

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 4

変更前の「(8) 中間建屋水密扉（1号及び2号炉）」の記載に同じ。

(9) 制御建屋水密扉（1号及び2号炉共用）

変更前の「(9)制御建屋水密扉（1号及び2号炉共用）」の記載に同じ。

(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）

変更前の「(10) 貫通部止水処置（1号及び2号炉共用）」の記載に同じ。

(11) 潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）

敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、その影響を防止する重要安全施設である取水路防潮ゲートを閉止するために、潮位観測システム（防護用）を設置する。潮位観測システム（防護用）は、潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。）及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話（津波防護用）（アンテナ及び有線電路を含む。）により構成され、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認するために用いる、津波防護施設かつ重要安全施設（取水路防潮ゲート（MS-1）と同等）である。

潮位観測システム（防護用）は、基準地震動に対して、機能を喪失しない設計とする。また、各号炉の海水ポンプ室前面の入力津波高さ（1号炉：T.P.+2.6m、2号炉：T.P.+2.6m、3号及び4号炉：T.P.+2.9m）に対して波力及び漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。

潮位観測システム（防護用）のうち、潮位計は、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」で警報発信し、その後、

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 5

プ室、T.P.+5.2m の高さに復水タンク、T.P.+24.9m の高さに燃料油貯油そうを設置する。非常用取水設備として、非常用海水路、海水ポンプ室を設置する。

津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。浸水防止設備として、海水ポンプエリア床面 T.P.+3.0m に海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室床面 T.P.+0.6m に循環水ポンプ室浸水防止蓋、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。津波監視設備として、海水ポンプ室 T.P.+7.1m 及び 2 号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m に潮位計並びに 3 号炉原子炉格納施設壁面 T.P.+46.8m 及び 4 号炉原子炉補助建屋壁面 T.P.+36.2m に津波監視カメラを設置する。敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T.P.+3.5m の敷地に使用済燃料輸送容器保管建屋、協力会社事務所等がある。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

基準津波 3 及び基準津波 4 については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による增幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム（防護用）で観測された津波の第 1 波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することにより第 2 波以降の浸入を防止することで津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。

【若狭湾における津波の伝播特性による增幅の傾向】

- ・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きくなる。

設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）

添付 - 1 (1) - 6

- ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できる。
- ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。

基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。

具体的には、「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること。」とする。

この条件成立を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

(4) 入力津波の設定

入力津波を基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において海水平面の基準レベルから算定した時刻歴波形として設定する。基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4.1図に示す。

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値

設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

添付 - 1 (2) - 1

変更前	変更後
<p>指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備と同時に含める。</p> <p>さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設を含めて津波防護対象設備とする。</p>	<p>変更なし</p> <p>1. 2 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順 基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム（防護用）（「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水泵ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲート（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））を閉止することにより第2波以降の浸入を防止することで、「潮流波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」（以下「敷地への週上」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。</p> <p>【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第1波より

設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

添付 - 1 (2) - 2

変更前	変更後
	<p>第2波以降の水位変動量が大きくなる。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1波は、押し波が敷地へ週上せず、引き波による水位の低下に 対しても海水ポンプが機能保持できる。・第2波以降は、押し波が敷地に週上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。 <p>基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への週上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことをも確認する。</p> <p>具体的には、「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m^(注1)以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m^(注1)以上上昇すること、又は10分以内に0.5m^(注1)以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m^(注1)以上下降すること。」とする。</p> <p>この条件成立を1号及び2号機当直課長と3号及び4号機当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水泵ポンプを停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。</p>

設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

添付 - 1 (2) - 3

表1 浸水防護施設の主要設備リスト

設備区分	機器区分	名称	変更前		変更後		設計基準対象施設 ^(注1)
			設計基準対象施設 ^(注1)	重大事故等対処設備 ^(注1)	設計基準対象施設 ^(注1)	重大事故等対処設備 ^(注1)	
耐震重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	耐震重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
外郭浸水防護設備	—	—	潮立観測システム（防護用） (4号機設備、1・2・3・4号機共用)	S*	—	—	—

(注1) 平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画の「表1 浸水防護施設の主要設備リスト」のうち、本工事計画の対象を示す。

(注2) 表1に用いる略語の定義は平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画の「原子炉本体」の「6 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

設計及び工事計画認可申請書（設備仕様、設備リスト、配置図）

添付 - 1 (2) - 4

設計及び工事計画認可申請 第11-1-11図	高浜発電所 第1号機	関西電力株式会社
その他参考用原子炉の防風施設 (浸水防護施設)に係る機器の 配置を明示した図面 (外部浸水防護設備) 潮位観測システム(防護用)		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

関西電力株式会社

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

設置許可の添付書類は、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載する。

なお、保安規定反映事項は、設置許可まとめ資料を参照し、保安規定に反映すべき事項を必要に応じて補足することとする。

また、2次文書等に記載するものについてはその理由を明確にする。

保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。

設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容	
設置変更許可申請書 【本文】		「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 「 <u>下線</u> 」により、設置変更許可申請書における変更申請箇所を明確にする。 「 青字 」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。 「 緑字 」により、関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。
設置変更許可申請書 【添付書類】		「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 「 <u>下線</u> 」により、設置変更許可申請書における変更申請箇所を明確にする。 「 青字 」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。 「 緑字 」により、関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 「 赤字 」により、本申請での変更箇所を明確にする。 「 <u>青下線</u> 」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
	記載の考え方	保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規定文書	該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
	記載内容の概要	関連する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

	上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	本文五号 + 添付書類八（1.4 耐津波設計（10.6 含む））
(2)	本文五号 + 添付書類八（1.7 竜巻防護に関する基本方針）
(3)	本文十号 + 添付書類十（5.1 重大事故等対策）

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保全規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
口・発電用原子炉施設の一般構造 (2) 耐津波構造 (中略) （）設計基準対象施設に対する耐津波設計 基準津波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波形を第5.11図に示す。 また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。	1.4 耐津波設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本方針 1.4.1.1 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 （1）津波防護対象の選定 「家用発電用原子炉及びその附屬施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第五条（津波による損傷の防止）」の「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」との要求は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有する設備を津波から防護することを要求していることから、津波から防護を検討する対象となる設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有する設備（クラス1、クラス2及びクラス3設備）である。 設置許可基準規則解説記3では、津波から防護する設備として、津波防護施設、津波防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備が要求されている。 以上から、津波から防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設備並びに津波防護施設、津波防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備とする。このうち、クラス3設備は、損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。 このため、津波から防護する設備はクラス1、クラス2設備並びに津波防護施設、津波防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備（以下「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。 （2）敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等津波に対する防護の検討に当たつては、敷地周辺の図面等に基づき基本事項となる発電所の敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等を把握する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

- a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。
- b. 敷地における施設の位置、形状等の把握
- （a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による週上波が地盤上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。
- （b） 敷地における施設の位置、形状等の把握
- （a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による週上波が地盤上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
ト、放水口側の敷地に放水口側防潮扉及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路逆流防止設備、放水ボットに1号及び2号炉放水ボット止水板、中央制御室並びに3号炉中央制御室に觀位観測システム（防護用）を設置する。海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水泵ポンプ室床面T.P.+0.6mに循環水泵ポンプ室浸水防止蓋、海水防護重点化範囲境界のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。津波監視設備として、海水ポンプ室T.P.+7.1m及び2号炉海水ポンプ室T.P.+7.1mに潮流計並びに3号炉原子炉格納施設正面T.P.+46.8m及び4号炉原子炉補助建屋壁面T.P.+36.2mに津波監視カメラを設置する。敷地内の週上域の建物・構築物等としては、T.P.+3.5mの敷地に使用済燃料輸送容器保管建屋、協力会社事務所等がある。	(3) 入力津波の設定 入力津波を基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において海水平面の基準レベルから算定した時刻歴波形として設定する。基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4.1図に示す。 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及び衝撃力を着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高、波力、波圧について安全側に評価する。耐津波設計に用いる入力津波高さを第1.4.1表に示す。	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハイガードについては、ブラント開港期間を超過する再現期間100年に対する期待値T.P. + 1.13mと、入力津波で考慮した朝潮平均潮流位T.P. + 0.49m及び潮位のバラツキ0.15mの合計の差である0.49mを外郭防護の浴度評価において参照する。</p> <p>b. 地震変動</p> <p>地震による地殻変動についても安全側の評価を実施する。広域的な地殻変動を評価すべき波源は、基準津波1の若狭海丘列付近断層と基準津波2のFO-A～FO-B～B～熊川断層である。基準津波3及び基準津波4の鷲岐トラフ海底地すべりについては、地震に随伴するものではないため考慮対象外である。また、高浜発電所は若狭湾（日本海側）に位置しており、ブレート間地震は考慮対象外である。</p> <p>入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Nansinra and Smylie (1971) の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波1の若狭海丘列付近断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で-0.30mの隆起が想定されるため、下降側の水位変動に対して安全評価を実施する際には0.30mの隆起を考慮する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>また、基準地盤動評価における震源において最近地震は発生していないにとから広域的な余効変動も生じていない。</p> <p>c. 取水路防潮ゲートの開閉条件</p> <p>経路からの流入に伴う入力津波には、基準津波ごとに特性を考慮して、取水路防潮ゲートの開閉条件を設定する。</p> <p>基準津波に対して、「過上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」(以下「観測地への週上」という。)並びに水位の低下による海水ボンプへの影響を防ぐため、津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号中央制御室に潮位監測システム（防護用）を設置する。</p> <p>基準津波1については、地震発生後、発電所に津波が到達するまでに取水路防潮ゲートを開止することができるほど、並びに敷地への週上及び水位の低下による海水ボンプへの影響を防ぐため、収電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水泵ポンプを停止（ブラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止することから、取水路防潮ゲート開止を前提として入力津波を評価する。</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5		設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
基準津波2については、地震発生後、取水路防潮ゲートを閉止するまでに津波が襲来することや、敷地への潮上による海水ボンブへの影響のおそれがある津波であることから、取水路防潮ゲートを開を前提として入力津波を評価する。 基準津波3及び基準津波4については、以下の苦難湾における津波の伝播特性を踏まえ、潮位観測システム(防護用)で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水泵ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートを開止することにより第2波以降の浸入を防止することで津波の敷地への潮上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を防止する。したがって、基準津波3及び基準津波4については、取水路防潮ゲートが開の状態で、潮位観測システム(防護用)で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、取水路防潮ゲートを開止することを前提として火力津波を評価する。	【苦難湾における津波の伝播特性】 -取水路から海水ボンブ室内に至る経路において津波の第1波より第2波以降の水位変動量が大きくなる。 ・第1波は、押し波が敷地へ潮上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ボンブが機能保持できる。 ・第2波以降は、押し波が敷地に潮上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ボンブが機能保持できないおそれがある。	り・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水泵ポンプを停止(プラント停止)する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止することも、原子炉の冷却操作を実施する。 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達	取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への潮上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により2号炉停止(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
d. 評価モデル等の設定	<p>基準津波による敷地周辺の週上・浸水域の評価、以下「津波シミュレーション」という。)に当たつては、週上解析上影響を及ぼす斜面や道路、取・放水路、取水路及び非常用海水路等)の地形とその標高及び伝播経路上の工構造物の設置状況を考慮し、週上域のメッシュサイズ(最小3.125m)に合わせた形状にモデル化する。</p> <p>敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路(取水路及び非常用海水路等)の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>伝播経路上の工構造物について、図面を基に津波シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、週上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された週上域のモデルを作成する。</p> <p>敷地周辺の週上・浸水域の把握に当たつては、敷地面積及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺の浸水域の押し波・引き波の津波の週上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による週上波の敷地への回り込みを考慮する。</p> <p>津波シミュレーションに当たつては、週上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、標高変化を考慮した週上解析を実施し、週上波の敷地への到達(回り込みによるものを含む。)の可能性について確認する。</p> <p>なお、敷地の周辺斜面が、週上波の敷地への到達に対して障壁となつている箇所はない。また、敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約100mの山を隔てており、敷地への週上波に影響することはない。</p> <p>週上波の敷地への到達の可能性性に係る検討に当てば、基準地震動に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性について検討し、放水口側及び取水口側のこれらについて、津波水位に及ぼす影響を評価する。</p> <p>放水口側の影響評価として、放水口付近は埋立層及び冲積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析結果により第1.4.3図に示す沈下量を設定し、沈下後の敷地高さを津波シミュレーションの条件として考慮する。なみ、放水口付近には週上経路に影響を及ぼす斜面は存在しない。</p> <p>取水口側の影響評価として、取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動が作用した場合においても沈下はほとんど生じることなく、取水口及</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
び取水路周辺斜面についても、基準地盤動により津波シミュレーションに影響するすべりは生じないことを確認していることから、津波シミュレーションの条件として沈下及びすべりは考慮しない。 また、基準津波の調査における取水口側のモデルでは、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸より広く設定し、取水口ケーンソーン重量コントロールを考慮しない条件としているが、設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸で設定し、取水口ケーンソーン重量コントロールを考慮する条件や見付着を考慮しない条件も津波シミュレーションの条件として考慮する。さらに、津波水位を保守的に評価するため、これらの条件の組合せを考慮する。 基準津波の最高水位分布を第1.4.2図及び第1.4.3図に示す。測上げさは、大部分において、TP + 5m以下(浸水深2.5m以下)であり、一部においてはTP + 6.5m程度(浸水深3.5m程度)となっている。 なお、取水口及び放水口内外で最高水位や傾向に大きな差異はなく、取水口及び放水口近傍で局的な海面の跳起は生じていない。 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の測上げさの分布を比較すると、測上げが敷地に地盤部から到達、流入する可能性がある。測上げ波を施設の設計に使用する入力津波として設定する場合、施設周辺の最高水位を安全側に評価したもののが入力津波高さとなる。 (第1.4.2図及び第1.4.3図は、変更前の図及び表に同じ。)	津波シミュレーションによる影響評価及び管路解析の影響評価においては、設備形状の影響評価を考慮するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくとも施設に対して影響を及ぼす津波についても、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることとなる。その際、基本設計では評価することができるない計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成することとする。	津波シミュレーションによる影響評価及び管路解析の影響評価を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を生成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準に、計装誤差を考慮した場合でも確認できることを評価する。	津波シミュレーションによる影響評価及び管路解析の影響評価を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を生成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準に、計装誤差を考慮した場合でも確認できることを評価する。	津波シミュレーションによる影響評価及び管路解析の影響評価を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を生成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準に、計装誤差を考慮した場合でも確認できることを評価する。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>(c) 取水・放水施設及び地下部等において、津波が流入する可能性について検討した上で、流への可能を特定し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防護設備の浸水对策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水による可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護施設（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。）内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による潮流上波を地上部から到達及び流へさせない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備について、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</p> <p>以上の基本方針のうち、(1)に賛成して、敷地への週上を防護するため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止装置、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット上水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。</p> <p>(2)に賛成して、漏水による重要な安全機能への影響を防止するため、外郭防護として海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。</p> <p>(3)に関して、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の堅實通部に貫通部止水処置を実施する。</p> <p>(4)に関して、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機械能保持できる設計とするため、取水路に取水路防潮ゲート、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。</p> <p>(5)に関して、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に潮位計を設置する。</p> <p>津波影響緩和施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を緩減するために取水口カーテンウォールを設置する。</p> <p>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4.2</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護 1） (1) 潮上波の地上部からの到達、流入の防止 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波警報施設、津波防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を停止（プラント停止）する。 A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 大津波警報が発表された場合の対応 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。 また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止する場合に、原子炉の冷却操作を実施する。 大津波警報が発表された場合の対応 の到達及び流入を防止するため、原則（循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。） 燃料油貯油そうについては、T.P. + 24.9mに設置されており、津波による潮上波は地上部から到達、流入されない。 また、潮上波の地上部からの到達、流入の防止として、津波防護施設を設置する以外に、地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。 (2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止について検討を行い、高潮ハサード期間100年に対する海水流入への可能性のある経路を第1.4.3表に示す。 特定した流入経路から、津波が流入する可能性について検討を行い、高潮ハサード期間100年に対する期待値を踏まえた裕度と比較して、十分に余裕のある設計とする。 特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート、潮位観測システム（防護用）の構成要素である放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに2号炉放水ポンプ止水板を設置する。 大津波警報が発表された場合、特定した流入経路からの津波の流入を防止するため、原則（循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。） また、基準津波3及び基準津波4は、第1波の押し波が特定した流入経路から流入しないものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第1波より第2波以降の水位変動量が大きいため、第2波以降の押し波が特定した流入経路から流入するおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの開止判断基準を確認した場合、特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。	e・発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。 また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止する場合に、原子炉の冷却操作を実施する。 大津波警報が誤報であった場合 遠方で発生した地震に伴う津波である場合に、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載	・運転管理通達 ・原子炉運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達則 ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・一般防災業務所達	発電所を含む地域に大津波警報等が発表された場合又は震源の位置、取水ポンプト水位により、津波の敷地への潮上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するための循環水ポンプ（プラント）を停止する操作手順の記載。
1.4.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護 1） (1) 潮上波の地上部からの到達、流入の防止 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波警報施設、津波防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を停止（プラント停止）する。 A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止する場合に、原子炉の冷却操作を実施する。 大津波警報が発表された場合の対応 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉炉及び4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。 また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止する場合に、原子炉の冷却操作を実施する。 大津波警報が誤報であった場合 遠方で発生した地震に伴う津波である場合に、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載	・運転管理通達 ・原子炉運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達則 ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・一般防災業務所達	・運転管理通達 ・原子炉運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達則 ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・一般防災業務所達	取水路防護ゲートの開止判断基準を確認した場合に津波の敷地への潮上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート開止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の露位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により、1~4号循環水ポンプ停止操作（プラント停止）、中央制御室からの取水路防潮ゲート開止を実施する手順の記載。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
また、浸水対策の実施により、特定した流入経路からの流入（以下、「露地への週上」という。）ならびに水位の低下による海水ボンプへの影響のあおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）の1号火を担当する当直課長と3号炉おおよび4号火を担当する当直課長のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立・確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）	ひ取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「露地への週上」という。）ならびに水位の低下による海水ボンプへの影響のあおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）の1号火を担当する当直課長と3号炉おおよび4号火を担当する当直課長のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立・確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）	d.水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	e.発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (a)当直課長は、原則として1号火、2号火、3号火および4号火の循環水ポンプを停止（ブレント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止する。とともに、原子炉の冷却操作を実施する。	発電所含む地域に大津波警報等が発表された場合又は震源の位置、取水ボット水位により、津波の露地への週上及ぼす影響を防止するための運転手順の海水ボンプ（ブレント）を停止する操作手順の記載。	
1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	(1) 海水ポンプの取水性 基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ボンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモードによる一次元不定流の連続式程を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析をあわせて実施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた壁擦損失を考慮すると共に、見付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。 引き波時の水位の低下に対して海水ボンプが機能保持できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ボンプが機能保持できる設計とする。	d.水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ボンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ボンプが機能保持できる設計とする。	(a)海水ポンプの取水性 海水ポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた壁擦損失を考慮すると共に、見付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価しめた値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。 引き波時の水位の低下に対して海水ボンプが機能保持できる設計とするため、原則、循環水ポンプを停止（ブレント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。 また、基準津波3及び基準津波4は、第1波の引き波による水位の低下に対して海水ボンプが機能保持できるものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第1波より第2波以降の水位変動量が大きいため、第2波より以後の引き波による海水ボンプ室における海水ボンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（ブレント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。	(a)海水ポンプの取水性 海水ポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた壁擦損失を考慮すると共に、見付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価しめた値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。 引き波時の水位の低下に対して海水ボンプが機能保持できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ボンプが機能保持できる設計とする。	当直課長は、津波監視カメラおよび津波監視を実行する津波の襲来状況の監視を実行する。 「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測位置がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上升すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、上波の露地から到達、流れおよび取水路、放水路等の経路からの海水ボンプへの影響のあおそれがある潮位の変動を確認するため、取水路防潮ゲートを停止（ブレント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する手順を整備する。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
e. 津波防護施設及び浸水防止設備について は、入力津波（施設の津波に対する設計を行つたために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それの施設に対して設定するもの）と下同じ。）にに対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視機能については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。	この評価の結果、海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P. - 2.3m であり、水理試験にて確認した海水ポンプの取水可能水位は、T.P. - 3.21m（地盤変動量 0.30m 隆起を考慮した場合 T.P. - 2.91m）を上回るところから、水位低下に対して海水ポンプは機能保持できる。	測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m 以上下降すること、または 10 分以内に 0.5 m 以上上昇すること。「」を 1 号炉および 2 号炉を担当する当直課長と 3 号炉および 4 号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を防潮ゲートの閉止判断基準等を確認する。以下、同じ。）	
f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震・本震及び余震による影響、津波の緩返しの繰り返しによる影響、津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。	設備の設計においては、入力津波による水位変動に対する想定平時は安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価を考慮する。また、地震によって陸域の隆起又は沈降が想定される場合、敷地の地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。	(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認 津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。 また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプは機能保持できる設計とする。 a. 砂移動・堆積の影響 取水口は、非常用海水路呑み口底面が T.P. - 5.0m であり、取水口底版 T.P. - 6.2m より約 1.2m 高い位置にある。また、非常用海水路の高さは約 12.0m、2.0m、海水ポンプ室は、海水ポンプ下端から床面まで約 5.95m となる。	a. 砂移動・堆積の影響 津波による水位変動に伴う砂堆積量は、非常用海水路呑み口において約 0.02m ³ 、海水ポンプ室において約 0.24m ³ であり、砂の堆積に伴つて、非常用海水路呑み口から海水ポンプ下端までの海水取水経路が閉塞することはない。 b. 海水ポンプへの浮遊砂の影響 海水ポンプ受水部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、海水ポンプの軸受に設けられた異物逃がし溝から排出される構造とする。また、仮に砂が混入した場合においても、海

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該規定文書 記載内容の概要
	<p>及び防衛扉の設計においては、漂流物として衝突する可能性があるもののうち、最も重量が大きい総トン数10級（排水トン数30t）の小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内を漂流する場合においても、非常用海水路呑み口前に開塞防止措置を施すことから、漂流物により非常用海水路呑み口が閉塞することはない。なお、閉塞防止措置については、非常用海水路の通水機能に影響がない設計とする。</p> <p>発電所近傍を通過する定期船については、発電所沖合約14kmに定期航路があるが、半径5km以内の敷地前面海域にないところから発電所に対する漂流物ではない。</p> <p>除塵装置であるロータリースクリーンについて、基準津波の流速に対し、スクリーンの水位差が、設計水位差以下であるため、損傷することはなく漂流物ならないことから、取水性に影響を及ぼすことはないことを確認している。</p>			
	<p>1.4.1.7 津波監視</p> <p>敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設、漫水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置する。津波監視設備としては、津波監視カメラ及び潮位計を設置する。各設備は海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さT.P. + 2.6mに対して波力、漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>(1) 津波監視カメラ 変更前の「(1) 津波監視カメラ」の記載に同じ。</p> <p>(2) 潮位計 1号炉及び2号炉共用設備である潮位計は、津波高さ計測を目的として、海水ポンプ室T.P. + 7.1m及び2号炉海水ポンプ室T.P. + 7.1mに設置し、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、T.P. 約 - 9.9m ~ T.P. 約 + 6.6mを測定範囲とし、中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定 第1.4.5表以外は変更前の「(1) 津波防護対象の選定」の記載と同じ。</p> <p>() 重大事故等対処施設に対する耐津波設計</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波形を第5.11図に示す。</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
また、重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防護施設、津波監視設備等対処設備、津波監視設備の津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。	<p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p> <p>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標準並びに河川の存在の把握</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」で示した範囲に加え、緊急時対策設置（緊急時対策所建屋内）、空冷式非常用発電装置、空冷式非常用発電装置用給油ポンプ、泡混合器、係設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、シルトエーンス、スマート・ダム、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水泡用）、タンクローリー、送水車、電源車、電源車（緊急時対策代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、ブルドーザー、放水砲、油圧ショベル、空気供給装置、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び蓄電池（3系統目）の区画を設置する。（第1.4.7図）</p> <p>c. 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等の把握</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」に同じ。</p> <p>1.4.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>津波防護の基本方針は、以下の(1)～(5)のことおりである。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備、津波監視設備）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による過上波を地上部から到達又は流れさせない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備については、ハザード波に対する設計とする。 以上の基本方針のうち、(1)に関して、敷地への測定を防止する設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、放水口側に放水口側</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
防潮構造及び放水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ヒットに1号及び2号炉放水ヒット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。 (2)に関して、濁水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として海水ポンプアリアに海水ポンプ室・浸水防止蓋、循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。 (3)に関して、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水装置を実施する。 (4)に関して、引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、取水路に取水路防護ゲート、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。 (5)に関して、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉格納施設壁面に津波監視カメラ、海かポンプ室及び2号炉送水ポンプ室に潮位計を設置する。 津波影響減弱設置として、発電所周辺を水源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）空冷式非常用発電装置、空冷式非常用発電装置用給油ポンプ、汎混合器、仮設組立式水槽、可搬式代蓄低圧注水ポンプ、シルトフエンス、スプレイヘッダー、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）タンクローリー、送水車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、フルードーナー、放水砲、油圧ショベル、空気供給装置、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び蓄電池（3系統目）の区画は津波の影響を受けない位置に設置されており、新たに津波防護対策は必要ない。 津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4.2表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.4.4図に示す。	1.4.2.3 敷地への浸水防止（外郭防護 1） (1) 溝上流の地上部からの到達・流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護設施、津波防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海が水を涵む。を設置している周辺敷地高さはT.P.+ンブ室が設置される。			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>クは基準津波による週上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。</p> <p>(b) 上記(a)の週上波の到達防止に当たつての検討は、「() 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>(c) 取水路又は放水路等の経路から、流入の可能な経路について検討した上で、漏水による可能性に対して取水口及び開口部等の評価を確定して、重大事故等に対応するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「() 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>d. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水による可能性を考慮の上、漏水による最大水範囲を限定して、重大事故等に対応するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「() 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 取水・放水施設及び地下部等において、漏水による可能性を考慮の上、漏水による最大水範囲を限定して、重大事故等に対応するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのために、海水ポンプの機能を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視対象施設に対する耐津波設計」を適用する。評価における海水ポンプ等の評価に当たつては、「() 設計基準対象施設に対する耐津波設計」に対する耐津波設計を適用する。</p> <p>g. a. 及びb. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「() 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。 (第5.10図は、変更前の図に同じ。)</p> <p>() 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計</p>	<p>週上波の地上部からの到達防止に当たつての検討は、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</p> <p>(2) 取水路・放水路等の経路からの津波の流入防止を目的として、漏水又は放水路等の経路から、漏水が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</p> <p>1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するためには必要な機能への影響防止（外郭防護等） 取水・放水設備及び地下部等において、漏水による浸水範囲に限定して、重大事故等に対応するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</p> <p>1.4.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するためには必要な機能への影響防止 (1) 重大事故時に使用するポンプの取水性 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対応するためには必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。また、重大事故等に使用する大容量ポンプ及び送水車は汲み込み式であり、水位変動に対する追従性があるため、取水性に影響はない。</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認 基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、非常用海水路、海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプ、大容量ポンプ及び送水車は機能保持できる設計とする。具体的には、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</p> <p>1.4.3 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計 (中略)</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p>		

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
e. <u>標準津波のうち、津波警報等が參表されない可能性のあるものに対するa.の規定に該当する設備に対する耐津波設計を適用する。</u> (第5,10図は、変更前の図に同じ)	<p>10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する損傷防止</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.1 概要</p> <p>原子炉施設の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、施設の供用中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波（以下「基準津波」という。）に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでそれがある津波（以下「基準津波」）といふ。）に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能への影響防止、津波防護の多量化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護した津波防護対象施設は、クラス1、クラス2設備並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備（以下「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による過剰地上部からの到達、流入の防止及び取水路、放水路等の経路から流入の防止対策を講じる。</p> <p>漏水による安全機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p> <p>水位低下による安全機能への影響防止は、水位変動に伴う取水路等による重要な安全機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>取水路防潮ゲートは、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉等で構成され、敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある部位に至る前に遮隔開閉止を確実にするため、重要安全施設（MS-1）として設計する。</p> <p>潮流位観測システム（防護用）は、潮流位計（潮流位換出器、監視モニタ（データ伝送装置）及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。）及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを開閉する全施設を行つための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。</p> <p>取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>個数 1</p> <p>放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>個数 1</p> <p>防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>個数 1</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>個数 5</p> <p>1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>個数 2</p>	<p>記載の考え方</p> <p>該当規定文書</p>	

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
<p>潮流監測システム（防護用） (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)</p> <p>海水ポンプ室 浸水防止蓋 個数 一式</p> <p>循環水ポンプ室 浸水防止蓋 個数 5</p> <p>中間 建屋水密扉 ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 2</p> <p>制御建屋水密扉 (1号及び2号炉共用) ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 3</p> <p>貫通部止水処置 (1号及び2号炉共用) ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 一式</p>	<p>潮流監測システム（防護用） (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)</p> <p>海水ポンプ室 浸水防止蓋 個数 14</p> <p>循環水ポンプ室 浸水防止蓋 個数 5</p> <p>中間 建屋水密扉 ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 2</p> <p>制御建屋水密扉 (1号及び2号炉共用) ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 3</p> <p>貫通部止水処置 (1号及び2号炉共用) ('津波に対する防護設備' と兼用) 個数 一式</p>	<p>10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された場所において、基準津波による海上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは基準津波による海上波が到達する可能性があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による海上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。</p> <p>b. 上記a.の海上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、海上波の回り込みを含め敷地への海上の可変性を検討する。また、地震による変形又は縁返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への海上路に及ぼす影響を検討する。</p> <p>c. 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定</p>	<p>社内規定文書</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水流の可能性を検討した上で、漏水流が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備がある場合は、防水区画化することも、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じて排水設備を設置する。</p> <p>(3) (1)(2)に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備及び非常用取水設備、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化することとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対する非常用海水路及び海水ポンプ室の運水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、人力津波（施設の津波に対する設計を行うために、海水の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するもの）をいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備についても、人力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 「津波防護施設」は、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板並びに潮位観測システム（防護用）とする。「浸水防止設備」は、海水ポンプ室浸水防止蓋、直覆水ポンプ室浸水防止蓋、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉及び貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、潮位計及び</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への浸入角度、河川の有無、陸上の海上・伝播の効果及び伝播路上の人工構造物等を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。</p> <p>c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>d. 浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波監視設備については、津波の影響、波力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物及び設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。</p> <p>g. 上記c.、d. 及びf. の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・圧、洗掘力及び浮力等)について、入力津波による荷重から十分な余裕を考慮して設定する。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。さらに、入力津波の時刻歴波形に基づき津波の繰返しの幾率による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。</p> <p>h. 津波防護施設及び浸水防止設備に当たつて、津波防護施設・設備の効果を考慮する場合は、このような各施設・設備についても、入力津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されることとする。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たつては、地震による敷地の隆起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、津波の繰返しの幾率による影響及び津波による二次的な影響(洗掘、砂移動及び漂流物等)及び自然条件(積雪、</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>風荷重等）を考慮する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対する評価を実施する。なお、他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p> <p>(8) (1)及び(4)方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、取水路防護ゲートの開止判断基準を確認した場合に、取水路防護ゲートを開止することにより敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。この設計に当たって、基準津波3及び基準津波4は、敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅する必要があることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。</p> <p>10.6.1.3 主要設備</p> <p>(1) 取水路防護ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、部販設）</p> <p>敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、津波の敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、取水路防護ゲートを設置する（第10.6.1.1.1図）。取水路防護ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある部位に全前に運隔閉止することにより津波の敷地への海上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する、津波防護施設かつ重要安全施設（MS-1）である。</p> <p>取水路防護ゲートは、操作者が常駐する中央制御室に設置したコントロールスイッチからの遠隔閉止信号により、ゲート落下機構の機械式又は電磁式クラッチを解放し、ゲート扉体を自重落下させる設計とする。また、取水路防護ゲートは、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用として、共用に当たっては、それぞれの炉ではなく、1号炉及び2号炉の中央制御室に考慮する。</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
において閉止信号を発信することで、津波の襲来時ににおいても、確実に閉止し、すべての号炉の安全性が向上する設計とする。 具体的には、動的機器であるゲート落下降機構のクラッチ及びゲート落下降機構（電源系及び制御系を含む。）については多重性又は多様性及び独立性を確保する。ゲート扉体は静的機器で津波の継続時間は短期間であることから多量化の必要はない。ゲート落下降機構に開する電源系は、無停電電源装置を用いることで外部電源喪失時にもゲート自重落下が可能であり、単一故障に対する津波防護機能を失わないと設計とする。また、何らかの外乱により、ゲート落下降機構の制御系に異常が発生し、遠隔閉止信号が喪失した場合には、ゲート落下降機構が動作することにより、ゲート扉体が落下するフェイル・セーフ設備とし、取水路防護ゲートの閉止に対する信頼性を確保する。さらには、原子炉の運転中又は停止中に取水路防護ゲートの作動試験又は検査が可能な設計とする。 なお、取水路防護ゲート閉止時にも海水ボンブは、非常用海水路からの取水により取水可能水位を下回らない設計とする。 取水路構成概念図を第10.6.1.1.2図に、取水路防護ゲート落下降機構概念図を第10.6.1.1.3図に示す。	において閉止信号を発信することで、津波の襲来時ににおいても、確実に閉止し、すべての号炉の安全性が向上する設計とする。 具体的には、動的機器であるゲート落下降機構のクラッチ及びゲート落下降機構（電源系及び制御系を含む。）については多重性又は多様性及び独立性を確保する。ゲート扉体は静的機器で津波の継続時間は短期間であることから多量化の必要はない。ゲート落下降機構に開する電源系は、無停電電源装置を用いることで外部電源喪失時にもゲート自重落下が可能であり、単一故障に対する津波防護機能を失わないと設計とする。また、何らかの外乱により、ゲート落下降機構の制御系に異常が発生し、遠隔閉止信号が喪失した場合には、ゲート落下降機構が動作することにより、ゲート扉体が落下するフェイル・セーフ設備とし、取水路防護ゲートの閉止に対する信頼性を確保する。さらには、原子炉の運転中又は停止中に取水路防護ゲートの作動試験又は検査が可能な設計とする。 なお、取水路防護ゲート閉止時にも海水ボンブは、非常用海水路からの取水により取水可能水位を下回らない設計とする。 取水路構成概念図を第10.6.1.1.2図に、取水路防護ゲート落下降機構概念図を第10.6.1.1.3図に示す。	（第10.6.1.1.1図、第10.6.1.1.2図及び第10.6.1.1.3図は、変更前の図に同じ。） (2) 放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(2) 放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (3) 防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(3) 防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (4) 屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(4) 屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (5) 1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(5) 1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (6) 海水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプエリア床面からの津波の流入を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプエリアに海水ポンプ室蓋が防護蓋を設置する。海水ポンプ室蓋の設計においては、基準地震動による地盤力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防止機能が十分に保持できるように設計する	（第10.6.1.1.2図及び第10.6.1.1.3図は、変更前の図に同じ。） (2) 放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(2) 放水口側防潮堤（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (3) 防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(3) 防潮扉（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (4) 屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(4) 屋外排水路逆流防止設備（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (5) 1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 変更前の「(5) 1号及び2号炉放水ピット止水板（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）」の記載に同じ。 (6) 海水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプエリア床面からの津波の流入を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプエリアに海水ポンプ室蓋が防護蓋を設置する。海水ポンプ室蓋の設計においては、基準地震動による地盤力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防止機能が十分に保持できるように設計する	（本文 + 添付書類八） 記載内容の概要

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>設計に当たっては、自然条件(積雪、風荷重等)と地震(余震)との組合せを適切に考慮する。</p> <p>(7) 循環水ポンプ室浸水防止蓋 変更前の「(7) 循環水ポンプ室浸水防止蓋(1号及び2号炉)」の記載と同じ。</p> <p>(8) 中間建屋水密扉 変更前の「(8) 中間建屋水密扉(1号及び2号炉)」の記載と同じ。</p> <p>(9) 制御建屋水密扉(1号及び2号炉共用) 変更前の「(9) 制御建屋水密扉(1号及び2号炉共用)」の記載と同じ。</p> <p>(10) 対水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10) 対水処置(1号及び2号炉共用)」の記載と同じ。</p> <p>(11) 潮位観測システム(防護用)(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設) 敷地への地上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のあるそれがある津波が襲来した場合に、その影響を防止する主要安全施設である取水路防護ゲートを閉止するために、潮位観測システム(防護用)を設置する。潮位観測システム(防護用)は、潮位検出器、監視モニタ(データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。)及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話(津波防護用)(アンテナを含む)並びにこれらの電源等により構成され、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認するため用いる、津波防護施設かつ重要安全施設、取水路防護ゲート(M.S.-1.)と同等)である。</p> <p>潮位観測システム(防護用)は、基準地震動に対しても、機能を喪失しない設計とする。また、各号炉の海水ポンプ室前面の入力津波高さ(1号炉:T.P.+2.6m、2号炉:T.P.+2.6m、3号及び4号炉:T.P.+2.9m)に対して波力及び漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、自然条件(積雪、風荷重等)との組合せを適切に考慮する。</p> <p>潮位観測システム(防護用)のうち、潮位計は、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」で警報発信し、その後、「観測潮位が最低潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点」で警報発信する設計とする。また、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長は、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において潮位観測システム(防護用)のうち、衛星電話(津波防護用)を用いて連携することにより、取水路防護ゲートの閉止判断基準を確認できる設計とする。なお、潮位計は4台設置し、このうち1台を予備とし、衛星電話(津波防護用)は中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に各々3台設置し、このうち各々1台を予備とする。また、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置す</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
る衛星電話(津波防護用)は、互いの中央制御室に対して通話が可能な設計とする。	る衛星電話(津波防護用)は、互いの中央制御室に対して通話が可能な設計とする。	潮位観測システム(防護用)は、観測場所を海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3・4号炉海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することにより、水路全体の潮位観測ができる設計とすることにより、2以上の原子炉施設の安全性が向上する設計とする。	動的機器である潮位検出器、電源箱、演算装置、監視モニタ及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話(津波防護用)並びにこれらの電源系は多重性及び独立性を確保する。また、電源系は、非常用所内電源から給電することで外部電源喪失時にも取水路防護ゲートの閉止判断基準を確認することが可能であり、单一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。	さらに、原子炉の運転中又は停止中に潮位観測システム(防護用)の試験が可能な設計とする。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部益水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>震度について十分な余裕を考慮する。</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価した結果、基準津波の波源についてそのハザードを踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弹性設計用地震動の中から設定する。</p> <p>余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生ずる時間帯（基準津波1：地震発生後約1時間後、基準津波2：地震発生後10～20分後）を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弹性設計用地震動の中から設定する。</p> <p>波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弹性設計用地震動 $Sd \cdot S_{\eta}$ (NS) 及び $Sd \cdot 5$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。人力津波が FO - A ~ FO - B ~ 熊川断層で決まる場合は、弹性設計用地震動 $Sd \cdot 1$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。なお、人力津波が複数あるため、他方の組合せも必要に応じて検討する。</p> <p>放水口側防潮堤及び防潮扉は、堆積層及び盛土の上に設置されおり、基準地震動が液状化する可能性があることから、基礎坑に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。</p> <p>10.6.1.4 主要仕様 第10.6.1.1表を変更する。第10.6.1.1表以外は変更前の「10.6.1.1表を変更する。第10.6.1.1表」の記載と同じ。</p>			
		<p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応</p> <p>e. 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（ブランド停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p>	<p>発電所を含む地域に大津波警報等が発表された場合又は震源の位置、取水ピット水位により、津波の敷地への週上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するための循環水ポンプ（ブレント）を停止する操作手順の記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 原子力運転業務要綱 設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に關する所達 第一発電室 事故時操作所規則 第二発電室 事故時操作所規則 一般防災業務所規則 	
		<p>10.6.1.6 手順等</p> <p>(1) 大津波警報が発表された場合に津波の敷地への影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート開止の判断に基づき、1号炉及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブレント停止）、1号及び2号炉中央制御室からの取水路防潮ゲート開止を実施する手順を整備し、的確に実施する。</p>		

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合に、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の1～4号炉循環水ポンプ停止判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	f . 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合に、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。 (b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安装置の運転に必要な事項は、保安装置に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載	・運動管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達 ・運動管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達	地震加速度高により原子炉トリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合に、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するための影響を防止するための操作手順の記載。
(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敵地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作(ブランクト閉止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止(ブランクト停止)する。また、△中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上升することと、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することならびに発電所構外において、週波の地上部からの到達、流れおよび取水路、放水路等の経路からの流入(以下、「敵地への潮流」という。)なる影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上下降することと、または10分以内に0.5m以上上昇することと。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長のうち衛星観測システム(防護用)のうち	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安装置の運転に必要な事項は、保安装置に記載する。 ・操作上の留意事項は、保安規定に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載	取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敵地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するための開止判断の取水路防潮ゲート 1号及び2号炉当直課長に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により、1～4号炉を停止操作(ブランクト停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載	

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部益水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に対するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のそれぞれの順位の変動を観測し、その後、潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること。」を「1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）により確認した場合は、「1～4号炉津波防護用停止操作（プラント停止）を用いた連携により確認した場合は、「1～4号炉津波ポンプ停止操作（プラント停止）を実施する手順を整備し、的確に実施する。」また、「発電所構外において、津波と想定される潮流の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。	(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの開止判断を確認」という。以下、同じ。）するが、これに加え、可能な限り早期に津波に対するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のそれぞれの順位の変動を観測し、その後、潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること。」を「1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）により確認した場合は、「1～4号炉津波防護用停止操作（プラント停止）を用いた連携により確認した場合は、「1～4号炉津波ポンプ停止操作（プラント停止）を実施する手順を整備し、的確に実施する。」また、「発電所構外において、津波と想定される潮流の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載。	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原炉施設の保全ための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達	「発電所構外において、敷地への潮流上及び水位の低下による海水ポンプへの影響の確認がある潮流の変動を観測し、その後、潮位計の観測シスルム（防護用）の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること。」を「1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合は、「1～4号炉津波ポンプ停止操作（プラント停止）」、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	(5) 防潮扉については、原則閉用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号中央制御室における閉止状態の確認及び閉止された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。	c・防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉は、中央制御室において原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において水密扉監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。	防潮扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止された場合の閉止操作の手順を整備する。
	(6) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止された場合の閉止操作を実施する手順を整備し、的確に実施する。	a・水密扉の閉止状態の管理 1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。	水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止された場合の閉止操作の手順を整備する。
	(7) 燃料等輸送船について、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されると、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させることとともに、係留強化する船側と情報連絡を行つ手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以外に、発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。	e・発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応 (b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に向け、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 g・発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応 (c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定に記載する。	構内輸送・荷役作業時に地震又は津波が発生した場合の対応について記載。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書	記載内容の概要 社内規定文書
(8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。	e・発電所を含む地域に天津波警報が発令された場合の対応 (d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 g・発電所を含む地域に天津波警報等が発令された場合の対応 (c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 h・津波警報等が発表される可能性のある津波への対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所則	津波警報実持による状況監視の手順の記載。
(9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設についての、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な施設管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。	j・施設管理、点検 各課(室)長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波発生時に実施される車両退避に関する教育訓練を定期的に実施するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	・運動管理通達 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・土木建築業務所則	津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、津波影響軽減施設に対して施設管理、点検の実施及び補修の実施の記載。
(10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の施設管理に関する教育を定期的に実施する。	5. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時ににおける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および特種施設の代替装置設備に対して基準津波高さを一定程度超えた津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するための設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。	・運動管理通達 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達	教育・訓練を実施する旨を記載 ・津波防護の運用管理および津波発生時ににおける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施することを記載。 ・津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の施設管理に関する教育を定期的に実施することにより、適切な対応を行えるよう努める。	

10.6.1.2 重大事故等対処施設

10.6.1.2.1 概要

原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないものでなければならない」ことを目的として、津波の襲地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するため必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び非常用取水設備は除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波の地上部からの到達、流入の防止及び取水路、放水路等の経路から流入の防止対策を講じる。	漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。	重大事故等の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水を防護することにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。	重大事故等による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。	10.6.1.2.2 設計方針

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等の対処への機能が損なわれるおそれがない設計とする。

津波から防護する設備は、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、海水防護設備及び津波監視設備（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。

耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。

(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、海水防護設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、海水防護設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ボンブ室、復水タンクについては基準津波による週上波が到達するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防護設備を設置し、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。

b. 上記a.の週上波の到達防止に当たつての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。

c. 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。
(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水す

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）
【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該規定文書 記載内容の概要
	<p>る可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設備とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(3) (1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画についても、浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>また、大容量ポンプ及び送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対してポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプ等の取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」に対する耐津波設計を適用する。</p> <p>(7) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>該規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部益水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定	該当規定文書 記載内容の概要
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	
10.6.1.3.6 手順等	5 . 4 手順書の整備	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定による事項は、保安規定に記載する。 (1) 大津波警報が発表された場合に津波の敷地への影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブレント停止）中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を行うとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 (2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合には、水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の1～4号炉循環水ポンプ停止判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連 ・第1発電室 事故時操作原則 ・第2発電室 事故時操作原則 ・一般防災業務所連
e . 発電所を含む地域の大津波警報が発表された場合の対応	(1) e . 発電所を含む地域の大津波警報が発表された場合に大津波警報が発表された場合は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（ブレント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 (2) 大津波警報が誤報であった場合 イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合 f 地震加速度により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合に津波警報等が発表された場合の対応 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。 (b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定による事項は、保安規定に記載する。 f 地震加速度により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合に津波警報等が発表された場合の対応 (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。 (b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・第1発電室 事故時操作原則 ・第2発電室 事故時操作原則 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連 ・一般防災業務所連
h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応	(1) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断に基于ア 当直課長は、1号炉及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブレント停止）する。また、A中央制御室からの取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 (3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への影響による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長の連携による海水ポンプ停止操作（津波防護用）を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブレント停止）入、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定による事項は、保安規定に記載する。 h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉及び2号炉当直課長と3号及び4号炉を停止する。また、A中央制御室からの取水路防潮ゲートを開止する。また、A中央制御室からの取水路防潮ゲートを開止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 (3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への影響による海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号炉当直課長の連携による海水ポンプ停止操作（津波防護用）を用いた連携により、1～4号炉循環水ポンプ停止操作（ブレント停止）入、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・第1発電室 事故時操作原則 ・第2発電室 事故時操作原則 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連 ・一般防災業務所連
10.6.1.3.6 手順等	5 . 4 手順書の整備	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連 ・第1発電室 事故時操作原則 ・第2発電室 事故時操作原則 ・一般防災業務所連	・運動管理通達 ・原電力運転業務要綱 ・第1発電室 事故時操作原則 ・第2発電室 事故時操作原則 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連 ・一般防災業務所連

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5		設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	
原子炉施設保安規定		記載すべき内容	
記載の考え方		該当規定文書 記載内容の概要	
(4)(3)にて整備する手順により、津波の敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に応応するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のうち、海水ポンプの変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉及び4号炉担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉(津波防護用)を用いた連携により確認(この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認」という。以下、同じ。	<p>要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環海水ポンプを停止(プラント停止)する。また、御室から取水路防潮ゲートを開止することも、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉及び4号炉担当する当直課長と3号炉(津波防護用)を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉停機操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順</p> <p>また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 原子力運転業務要綱 第一発電室 事故時操作所則 第二発電室 事故時操作所則 設計基準事象における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 一般防災業務所達 	<p>「発電所構外において、敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のうち、海水ポンプへの影響を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環海水ポンプを停止(プラント停止)する。また、御室から取水路防潮ゲートを開止することも、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉(津波防護用)を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉停機操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載</p>
<p>（4）(3)にて整備する手順により、津波の敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に応応するための手順を整備する。具体的には、「発電所構外において、敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のうち、海水ポンプの変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉及び4号炉担当する当直課長と3号炉(津波防護用)を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉停機操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。</p>	<p>要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安規定上の留意事項に関する事項は、保安規定に記載せず下部規定に記載</p> <p>(a) 取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環海水ポンプを停止(プラント停止)する。また、御室から取水路防潮ゲートを開止することも、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉(津波防護用)を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉停機操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順</p> <p>また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 原子力運転業務要綱 第一発電室 事故時操作所則 第二発電室 事故時操作所則 設計基準事象における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 一般防災業務所達 	<p>「発電所構外において、敷地への測定上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のうち、海水ポンプへの影響を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環海水ポンプを停止(プラント停止)する。また、御室から取水路防潮ゲートを開止することも、原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測部位がいずれも10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉及び2号炉当直課長と3号炉(津波防護用)を用いた連携により確認した場合は、1~4号炉停機操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文 + 添付書類八）

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部益水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該規定文書 記載内容の概要
(5) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。	c. 防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安装定が必要な事項は、保安装定に記載する。	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達 ・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 ・一般防災業務所達 ・原燃料電所使用清燃料輸送要綱 ・原燃料電所放射線・化学管理業務要綱 ・原燃料管理業務所則 ・放射線管理業務所則 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・一般防災業務所達	防潮扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備する。
(6) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されない状態が確認された場合の閉止を実施する。手順を整備し、的確に実施する。	a. 水密扉の閉止状態の管理 1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、保安装定が必要な事項は、保安装定に記載する。	e. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応 (b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に關し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ手順を整備し、的確に実施される。	水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備する。
(7) 燃料等輸送船に關し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させる手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以降に、発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させる手順を整備し、的確に実施する。	g. 発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応 (c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行つ手順を整備する。	・津波警報等が発表された場合の対応 (b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は発電所構外の観測測位が欠測した場合の対応 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避を実施する船側と情報連絡を行う。	構内輸送・荷役作業時に地震又は津波が発生した場合の対応について記載。	

【1.4 耐津波設計 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該規定文書 記載内容の概要
		<p>(8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>e. 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>g. 弊電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防灘ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・運転管理通達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所則 ・第二発電室 事故時操作所則 	<p>津波襲来時に津波監視カメラ及び潮位計による状況監視の記載。</p>
		<p>(9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響削減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策については、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な施設管理を行つとともに、故障時においては補修を行ふ。</p> <p>(10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波影響削減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策の施設管理に関する教育を定期的に実施する。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・運転管理通達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ・保修業務所則 ・土木建築業務所則 <p>5 . 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時ににおける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 弊電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するための施設設備、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p>	<p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、津波影響削減施設に対して施設管理、点検の実施及び補修の実施の記載。</p> <p>・津波防護に係る手順に関する教育並びに津波発生時ににおける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施することを記載。</p> <p>・津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響削減施設の施設設備管理に関する定期的な実施することを記載。</p>

【1.7 竜巻防護に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 1.7 竜巻防護に関する基本方針 1.7.1 設計方針	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
□ . 带電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a. 設計・基準対象施設	<p>1.7.1.3 設計竜巻から防護する施設</p> <p>設計竜巻から防護する施設としては、安全施設が設計された竜巻の影響を受ける場合においても、原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器などである。</p> <p>ただし、竜巻防護施設を内包する建屋は、「1.7.1.4 竜巻防護施設を内包する施設」として抽出する。</p> <p>設計竜巻から防護する施設のうち、クラス3に属する施設は損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保することと、安全上支障のない期間に修復するここと等の対応が可能な設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とするところから、クラス1及びクラス2に属する施設を竜巻防護施設とする。</p> <p>なお、クラス1に属する施設のうち、取水路防潮ゲート、取水路防潮ゲートと同種の設計とする潮位観測システム（防護用）については、設計竜巻により損傷する場合を考慮して、応急処置により安全上支障のない期間により安全機能を確保することが可能な設計とすることにより、安全機能施設、浸水防止設備及び津波監視設備についても、竜巻は気象現象、津波は地震又は海底地震により発生し、発生原因が異なり、同時に発生することは考えられず、事象の組み合わせは考慮しないことから、竜巻防護施設として抽出しない。</p> <p>竜巻防護施設は以下に分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。） ・建屋に内包されるが防護が期待できない施設 ・屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設 ・竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている主な施設を、以下のとおり抽出する。（屋外施設） <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（配管、弁を含む。） ・海水ストレーナ ・復水タンク（配管、弁を含む。） ・燃料取替用水タンク（配管、弁を含む。） （建屋内の施設で外気と繋がっている施設） ・換気空調設備（アニユラス空気再循環設備、原子炉格納容器換気設備、補助建屋換気設備、中央制御室換気設備及びディーゼル発電機室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパー・バフライ弁） ・格納容器排気筒 	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の3関連）</p> <p>6 竜巻</p> <p>6 . 4 手順書の整備</p> <p>(1)</p> <p>d . 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>g . 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには、代替設備または予備品の確保を行つたことは、保安規定に記載する。</p> <p>・運転管理通達</p> <p>・保守管理通達</p> <p>・保養業務要綱</p> <p>・設計基準事象時における原子炉施設の活動</p> <p>・保全のための活動</p> <p>・施設管理、点検</p> <p>・修理業務所則</p> <p>・保修業務所則</p>	<p>安全施設のうち、竜巻に對して構造健全性が維持できぬ場合の代替設備又は予備品の確保を行つることについて記載。</p> <p>竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するためには、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行うことを記載。</p>

【1.7 竜巻防護に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書	記載内容の概要
1.7.2 手順等	<p>フ 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(10) 竜巻の襲来後、取水路防潮ゲート又は潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合について、取水路防潮ゲートの駆動機構又は潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う手順等を整備し、的確に実施する。また、応急処置が困難と判断された場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確實に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>(a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体障害物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行つ。</p> <p>(e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。</p> <p>(f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム(防護用)の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・運転管理通達</p> <p>・原子力運転業務要綱</p> <p>・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連</p> <p>・第一発電室 事故時操作所則</p> <p>・第二発電室 事故時操作所則</p>	<p>・運転管理通達</p> <p>・原子力運転業務要綱</p> <p>・設計基準事象時における原子炉施設の保全のための活動に関する所連</p> <p>・第一発電室 事故時操作所則</p> <p>・第二発電室 事故時操作所則</p>	<p>竜巻発生後の対応について、排気筒の損傷時の対応について記載。</p> <p>竜巻発生後の対応について、取水路防潮ゲートおよび潮位観測システム(防護用)の損傷時の対応について記載。</p>

設置変更許可申請書【本文】 (補正)R2.10.5	設置変更許可申請書【添付書類十一】 (補正)R2.10.5	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
八、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行つたために設定した条件及びその評価の結果	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>() 重大事故等対策</p> <p>d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>(a) 手順書の整備</p> <p>f. 前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点での対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合において、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順を整備する。</p>	<p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>(a) 手順書の整備</p> <p>f. 前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点での対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合において、原則として取水路防潮ゲートの閉止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの開止、原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。また、「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上昇するごとに、又は10分以内に0.5m以上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することと、並びに発電所構外において、潮上波の地盤からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水が炉への影響の有無がある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、「この条件成立等を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止（原子炉の冷却操作を行う手順を整備する）。</p> <p>大津波警報が発表された場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p>	<p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの開止おおよび原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。また、「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上昇するごとに、又は10分以内に0.5m以上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することと、並びに発電所構外において、潮上波の地盤からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水が炉への影響の有無がある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、「この条件成立等を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止（原子炉の冷却操作を行う手順を整備する）。</p> <p>大津波警報が発表された場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p>	<p>・運転管理通達</p> <p>・原子力運転業務要綱</p> <p>・第一発電室 事故時操作所則</p> <p>・第二発電室 事故時操作所則</p> <p>・S A所達</p> <p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載</p> <p>(1) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの開止おおよび原子炉の冷却操作を行う手順を整備する。また、「潮位観測システム（防護用）」のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上昇するごとに、又は10分以内に0.5m以上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することと、並びに発電所構外において、潮上波の地盤からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水が炉への影響の有無がある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、「この条件成立等を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止（原子炉の冷却操作を行う手順を整備する）。</p> <p>大津波警報が発表された場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p>	<p>・大津波警報が発令された場合、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順</p> <p>・大津波警報が発令された場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p> <p>・取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p> <p>・取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p> <p>・取水路防潮ゲートの開止判断基準等を確認した場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順</p>

上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載内容

【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

関西電力株式会社

基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理

1. 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。

2. 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び説明書をそれぞれに對して以下のステップで実施した。

(1) 運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び説明書における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1¹：基本設計方針について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式 - 8」²にて逐条的に整理された基本設計方針を要求種別「運用要求」「機能要求」「設置要求」「評価要求」「定義」「冒頭宣言」に分類し、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2¹：Step1 にて抽出の対象とならなかった、要目表及び説明書において「保安規定に定める」「管理する」「運用する」と記載され、かつ設計所管が運用と定める事項であると判断した箇所の抽出を行う。

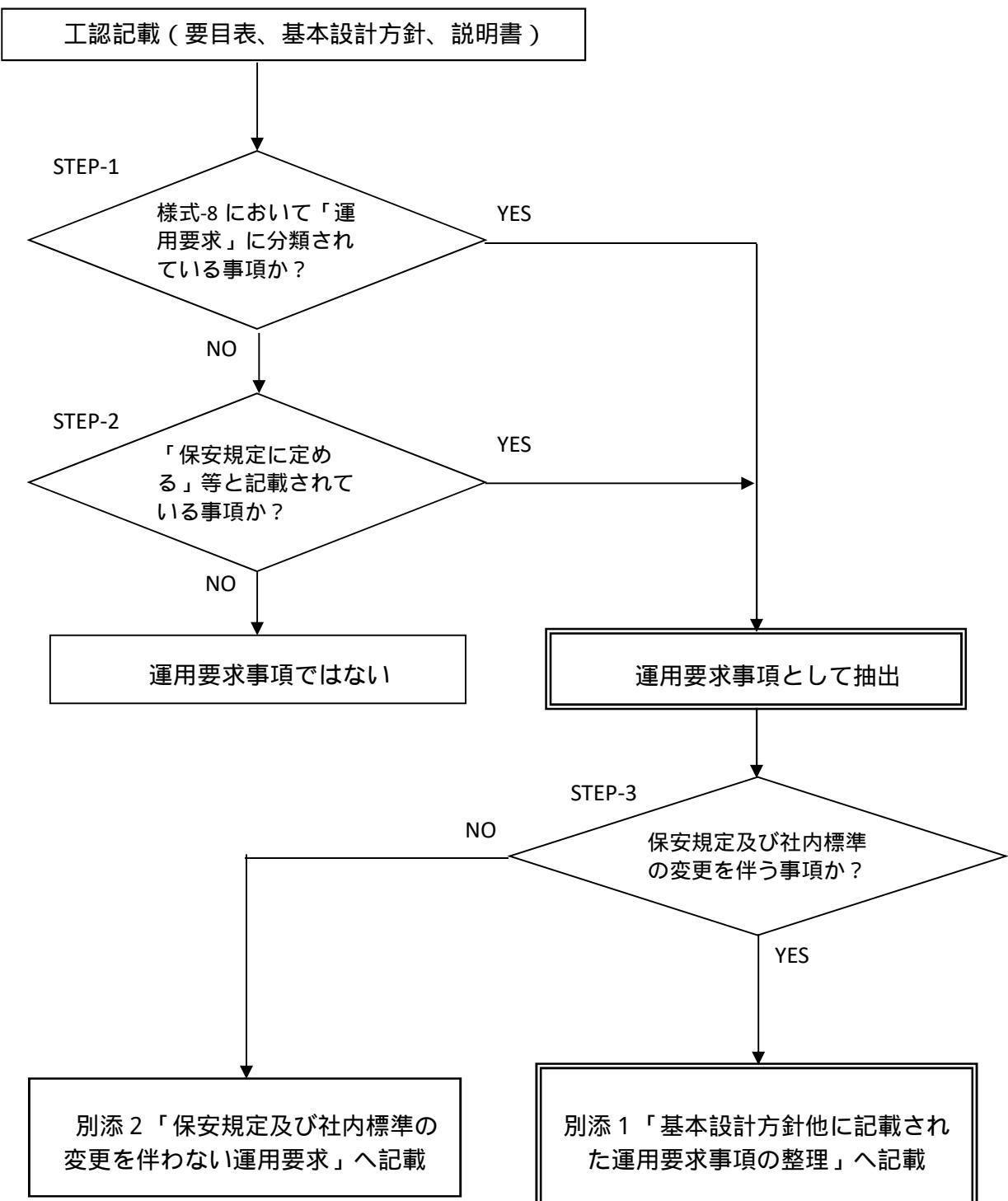
Step3：今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定及び社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

1 運用としての変更の有無に関わらず抽出

2 様式 - 8：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準名及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」にまとめた。なお、警報が発生しない可能性のある津波への対応として、別添2「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」に整理するものはない。



運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図1 運用要求事項抽出フロー

3.「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」フォーマットの説明

項目	記載内容
基本設計方針	<p>「<u>青字（青下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>様式条文</u>」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。</p> <p>「<u>施設区分</u>」にて工事計画変更認可申請書における「施設区分」を示す。</p>
説明書	<p>「<u>青字（青下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>説明書番号 / 記載ページにて工事計画変更認可申請書（説明書）における説明書番号及び記載ページを示す。</p>
保安規定（内容）	「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、本申請での変更箇所を明確にする。
保安規定（備考）	「 <u>保安規定（内容）</u> 」の補足説明を記載する。
社内標準	該当する社内規定文書名（2次文書等）を記載する。
社内標準における具体的記載案	社内標準における具体的記載案を記載する。

別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

別添 1 「基本設計方針」に記載された運用事項の整理

様式条文	基本設計方針		説明書		説明書		保安規則	
	施設区分	波に対し、設計上の裕度を考慮する。	基準調査記載	基準調査記載	内容	備考	2次文書 (要録)	社内標準 (発電所大) 3次文書 (発電所大)
		設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く)を、内包する建屋及び区画並びに海水が湧き水タンクに、経路からの津波の流入を防止するための津波防護装置を設置する。また、津波警報が発表された場合、経路からの津波の流入を防止するため原則、循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水ポンプを停止(ブランストップ)し、取水路防護ゲートの開止判断基準を確認した場合、取水路、経路からの津波の流入を防止するため、循環水ポンプを停止(ブランストップ)し、取水路防護ゲートを閉止する。運用を保安規定に定めて管理する。	③の 2回連続) ア 当直課長は、1号中、2号や、3号やおよび4号炉の循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水ポンプを停止(ブランストップ)する。原則、循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水路防護ゲートを閉止するとともに、高浜発電所実施することについて、高浜発電所事務操作所により対応するものとする。	認した場合の対応 ア 当直課長は、1号中、2号や、3号やおよび4号炉の循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水ポンプを停止(ブランストップ)する。原則、循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水路防護ゲートを閉止するとともに、高浜発電所実施することについて、高浜発電所事務操作所により対応するものとする。	（3）津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 a・取水路防護ゲートの開止判断基準等を確認し（a）当直課長は、循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水路防護ゲートを閉止するとともに、高浜発電所実施することについて、高浜発電所事務操作所により対応するものとする。	（3）津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 a・取水路防護ゲートの開止判断基準等を確認し（a）当直課長は、循環水ポンプを停止(ブランストップ)する。また、A中央制御室から取水路防護ゲートを閉止するとともに、高浜発電所実施することについて、高浜発電所事務操作所により対応するものとする。		

別添1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定

(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所抜粋)

(津波防護施設)

第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、ならびに潮位観測システム(防護用)のうち潮位計(以下、「潮位計」という。本条において同じ。)が動作可能であることを確認する。

(2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。

(3) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)(以下、「衛星電話(津波防護用)」という。本条において同じ。)の通話確認を実施する。

3. 土木建築課長または電気保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表68の2-1

項目	運転上の制限
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ¹ のゲート落下機構により動作可能 ² であること (2) 潮位計3台が動作可能 ³ であること (3) 衛星電話(津波防護用)4台 ^{5 6} が動作可能であること

1: 2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。

2: 動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪失時も含む)。

なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす(以下、本条において同じ)。

3: 本条における動作可能とは、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動⁴を確認できることをいう。

4: 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降することをいう。

5：衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台を
いう。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものをA
中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる。

6：衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条
(表85-20)の運転上の制限も確認する。

表68の2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 取水路防潮ゲートが2系統未満のゲート落下機構により動作可能である場合	<p>A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構により動作可能な状態に復旧する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p>	10日 4時間 その後8時間に1回
B. <u>2台の潮位計が動作可能である場合</u>	<p><u>B.1 当直課長は、3台のうち動作不能となっている潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動⁴を確認したとみなす。</u> および</p> <p><u>B.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u></p>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>
C. <u>モード1、2、3および4において2台未満の潮位計が動作可能である場合</u>	<p><u>C.1 当直課長は、モード3にする。</u> および</p> <p><u>C.2 当直課長は、モード5にする。</u> および</p> <p><u>C.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。</u></p>	<u>12時間</u> <u>56時間</u> <u>速やかに</u>
D. <u>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において2台未満の潮位計が動作可能である場合</u>	<p><u>D.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u> および</p> <p><u>D.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。</u> および</p> <p><u>D.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</u> および</p> <p><u>D.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。</u> および</p> <p><u>D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する措置を開始する。</u></p>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>

表6 8の2 - 2 (続き)

条件	要求される措置	完了時間
E. モード1、2、3 および4において 4台未満の衛星電 話(津波防護用) が動作可能である 場合	E.1 電気保修課長は、動作不能となつてい る設備を動作可能な状態に復旧する。 および E.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施す る。	10日 ⁷ 速やかに ⁷
F. モード5、6およ び使用済燃料ピッ トに燃料体を貯蔵 している期間にお いて4台未満の衛 星電話(津波防護 用)が動作可能で ある場合	F.1 電気保修課長は、動作不能となつてい る設備を動作可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および F.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を実施す る。 および F.3 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	速やかに ⁷ 速やかに ⁷ 速やかに ⁷
G. モード1、2、3 および4において 条件AまたはEの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	G.1 当直課長は、モード3にする。 および G.2 当直課長は、モード5にする。 および G.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防 潮ゲートを閉止する。	12時間 56時間 速やかに
H. モード5、6およ び使用済燃料ピッ トに燃料体を貯蔵 している期間にお いて条件Aの措置 を完了時間内に達 成できない場合	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の 場合は、照射済燃料の移動を中止する。 および H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作 を行っている場合は、水抜きを中止す る。 および H.4 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止 する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

7 : 原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等
により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除
外する。

8 : 同種の通信機器として、衛星電話(固定)による通信手段を確保する。
なお、衛星電話(津波防護用)の補助設備として運転指令設備、保安電話(固
定)、保安電話(携帯)を活用する。

(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)

- 第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置¹を要求される完了時間の範囲内で実施する²。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。
2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する²。
3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置¹を実施する。
4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第88条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。
6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。
7. 第1項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置³を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。
9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。
10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は当直課長に通知する。
11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。

1 : 措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。

- 2 : この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。
- 3 : 点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。

表89-1

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
<u>第68条の2</u>	<u>・取水路防潮ゲート</u>	<u>原子炉1基以上がモード1、2、3および4以外</u>	<u>・送電所構外の觀測潮流に異常がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落と下できる体制が確立されていることを確認する。</u>	<u>点検前⁵ その後の8時間に1回</u>
第70条	・中央制御室非常用循環系	点検対象号炉の他号炉 ⁴ がモード1、2、3、4および照射済燃料移動中	・点検対象号炉の他号炉 ⁴ の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の10日に1回
第73条	・外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1日に1回
第85条 (85-4-2) (85-4-2の2)	・アキュムレータ ・蓄圧タンク	モード5および6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。 ・1号炉および2号炉については、C充てん／高压注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。 ・3号炉および4号炉については、B充てん／高压注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前 ⁵ その後の1ヶ月に1回
第85条 (85-12-3)	・使用済燃料ピット水位(広域) ・使用済燃料ピット温度(AM用) ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・1号炉および2号炉については、使用済燃料ピットの水位がEL +31.0 m以上および水温が65 以下であることを確認する。 ・3号炉および4号炉については、使用済燃料ピットの水位がEL +31.40 m以上および水温が65 以下であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1週間に1回
第85条 (85-13-1) (85-13-1の2)	・大容量ポンプ(放水泡用)	モード1、2、3、4、5および6以外	・1号炉および2号炉については、使用済燃料ピットの水位がEL +31.0 m以上および水温が65 以下であることを確認する。 ・3号炉および4号炉については、使用済燃料ピットの水位がEL +31.40 m以上および水温が65 以下であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1週間に1回

表89-1(続き)

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第85条 (85-15-1) <u>(85-15-1の2)</u>	・空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、 5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1週間に1回
第85条 (85-15-3) <u>(85-15-3の2)</u>	・電源車	モード1、2、3、4、 5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1週間に1回
第85条 (85-15-4の2)	・蓄電池(3系統目)	モード1、2、3、4、 5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ⁶ する。 ・所要の空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認 ⁹ す	点検前 ⁵
第85条 (85-15-6) <u>(85-15-6の2)</u>	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器	モード1、2、3、4、 5および6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認 ⁶ す	点検前 ⁵ その後の1日に1回
第85条 (85-15-7) <u>(85-15-7の2)</u>	・燃料油缶油そう	モード1、2、3、4、 5および6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の 電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して 独立性を有していることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1週間に1回

表 8.9 - 1 (続き)

関連条文	点検対象設備	第 8.9 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 8.5 条 (85-16-1) (85-16-1 の 2)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉および2号炉については、以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替パラメータ> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器サンプルA液面水位 ・燃料取替用水タンク水位 ・復水タンク水位 ・内部スプレ流量積算 ・恒設代替低圧注水ポンプ出ロ流量積算 ・原子炉下部キャビティ注水ポンプ出ロ流量積算 ・3号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替パラメータ> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環サンプル広域水位 ・燃料取替用水タンク水位 ・復水タンク水位 ・格納容器スプレイ流量積算 ・恒設代替低圧注水ポンプ出ロ流量積算 	点検前 ⁵ その後の1日に1回

4：「他号炉」とは、1号炉については2号炉、2号炉については1号炉を、3号炉については4号炉、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）

5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

6：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基⁷を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 8.9 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

7：モード 1、2、3 および 4 以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができます。

8：運転中のポンプにより確認する。

9：「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置 1 台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

1号炉および2号炉蓄圧タンクほう素濃度、第54条（燃料取替用水タンク）における表54-2のうち1号炉および2号炉燃料取替用水タンクほう素濃度、第58条（原子炉格納容器スプレイ系）における表58-2のうち1号炉および2号炉苛性ソーダ溶液体量、第81条（1次冷却材中のほう素濃度 - モード6-）における表81-1のうち1号炉および2号炉1次冷却材中のほう素濃度、第85条（重大事故等対処設備）における表85-4のうち85-4-2炉心注水（1号炉および2号炉）アキュムレータほう素濃度、表85-14のうち85-14-3燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）ほう素濃度および第102条（放射性気体廃棄物の管理）における表102-1のうち放出管理目標値については、1号炉および2号炉における高燃焼度（55,000 MWd/t）燃料の原子炉内への初回装荷が両号炉とともに開始した日以降に適用し、それまでの間のうち、1号炉または2号炉における高燃焼度（55,000 MWd/t）燃料の原子炉内への装荷を開始する日までは別紙-2により、それ以降は別紙-3による。

5. 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

**添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害
および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準**

**(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3
および第18条の3の2関連)**

特重施設および特重施設要員に係る規定は、3号炉および4号炉を対象に適用する。

5 津 波

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

5.1 要員の配置

- (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。

5.2 教育訓練の実施

- (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時にあける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (3) 各課(室)長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するための設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

5.3 資機材の配備

各課(室)長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。

5.4 手順書の整備

- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

a. 水密扉の閉止状態の管理

1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

3号炉および4号炉について、当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

b . 取水路防潮ゲートの管理

当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

c . 防潮扉の閉止状態の管理

防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

d . 車両の管理

安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。

e . 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応

(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

ただし、以下の場合はその限りではない。

ア 大津波警報が誤報であった場合

イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合

(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。

(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

(e) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。

f . 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応

(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。

(b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

g . 発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応

(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。

(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応

ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント停止）する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

：「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への遡上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。）

(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応

ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。

イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。

ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中止に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。

エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。

オ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。

カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

i . 津波発生時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損

傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

j. 施設管理、点検

各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に異常がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。

k. 津波評価条件の変更の要否確認

- (a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。
- (b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。

5 . 5 定期的な評価

- (1) 各課（室）長は、5 . 1 項から 5 . 4 項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。
- (2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

5 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

5 . 7 その他関連する活動

- (1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a. 新たな知見の収集、反映
原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

6 竜 巻

安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

6.1 要員の配置

- (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。

6.2 教育訓練の実施

- (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。
- (2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (3) 各課(室)長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

6.3 資機材の配備

各課(室)長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4 手順書の整備

- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a. 飛来物管理の手順
 - (a) 各課(室)長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材¹よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。
 - (b) 各課(室)長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。
 - (c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。

1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材
寸法 (m)	長さ × 幅 × 奥行き 4.2 × 0.3 × 0.2
質量 (kg)	135

b . 龍巻の襲来が予想される場合の対応

- (a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。
- (b) 各課(室)長は、ディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。
- (c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。
- (d) 各課(室)長は、1号炉および2号炉の使用済燃料ピット上部を防護ネットで覆う操作を実施する。

c . 龍巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等

各課(室)長は、龍巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。

d . 代替設備または予備品確保

各課(室)長は、龍巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備または予備品を確保する。

e . 龍巻発生時の原子炉施設への影響確認

各課(室)長は、発電所敷地内に龍巒が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

f . 龍巒により原子炉施設等が損傷した場合の処置

- (a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。
- (b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。
- (c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。
- (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う。
- (e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム（防護用）に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。
- (f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム（防護用）の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。
- (g) 各課(室)長は、建屋外において龍巒による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。

g . 施設管理、点検

各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

6 . 5 定期的な評価

- (1) 各課(室)長は、6 . 1 項から 6 . 4 項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。
- (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

6 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

6 . 7 その他関連する活動

- (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a . 新たな知見の収集、反映
原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

(第18条の5および第18条の6関連)

特重施設および特重施設要員に係る規定は、3号炉および4号炉を対象に適用する。

社内標準に定める。

- キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。
- ク 各課（室）長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。
- (ア) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。
- ただし、以下の場合はその限りではない。
- a 大津波警報が誤報であった場合
 - b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合
- (イ) 安全・防災室長および発電室長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。
- (ウ) 各課（室）長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。
- (エ) 各課（室）長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。
- ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。
- (ア) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。

（中略）